

有価証券報告書

1. 本書は、EDINET (Electronic Disclosure for Investors' NETwork) システムを利用して金融庁に提出した有価証券報告書の記載事項を、紙媒体として作成したものであります。
2. 本書には、上記の方法により提出した有価証券報告書に添付された監査報告書及び上記の有価証券報告書と併せて提出した内部統制報告書・確認書を末尾に綴じ込んでおります。

株式会社みずほフィナンシャルグループ

(E03615)

目次

| | |
|---------------------------------|----|
| 【表紙】 | 1 |
| 第一部 【企業情報】 | 2 |
| 第1 【企業の概況】 | 2 |
| 1 【主要な経営指標等の推移】 | 2 |
| 2 【沿革】 | 4 |
| 3 【事業の内容】 | 5 |
| 4 【関係会社の状況】 | 7 |
| 5 【従業員の状況】 | 18 |
| 第2 【事業の状況】 | 19 |
| 1 【業績等の概要】 | 19 |
| 2 【生産、受注及び販売の状況】 | 32 |
| 3 【対処すべき課題】 | 32 |
| 4 【事業等のリスク】 | 37 |
| 5 【経営上の重要な契約等】 | 42 |
| 6 【研究開発活動】 | 42 |
| 7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】 | 43 |
| 第3 【設備の状況】 | 56 |
| 1 【設備投資等の概要】 | 56 |
| 2 【主要な設備の状況】 | 57 |
| 3 【設備の新設、除却等の計画】 | 60 |
| 第4 【提出会社の状況】 | 61 |
| 1 【株式等の状況】 | 61 |
| (1) 【株式の総数等】 | 61 |
| ① 【株式の総数】 | 61 |
| ② 【発行済株式】 | 62 |
| (2) 【新株予約権等の状況】 | 65 |
| (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】 | 80 |
| (4) 【ライツプランの内容】 | 80 |
| (5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】 | 81 |
| (6) 【所有者別状況】 | 82 |
| (7) 【大株主の状況】 | 83 |
| (8) 【議決権の状況】 | 85 |
| ① 【発行済株式】 | 85 |
| ② 【自己株式等】 | 85 |
| (9) 【ストックオプション制度の内容】 | 86 |
| (10) 【従業員株式所有制度の内容】 | 90 |
| 2 【自己株式の取得等の状況】 | 92 |
| 【株式の種類等】 | 92 |
| (1) 【株主総会決議による取得の状況】 | 92 |
| (2) 【取締役会決議による取得の状況】 | 92 |
| (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】 | 92 |

| | | |
|----------------------------------|-----------------------------|-----|
| (4) | 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】 | 92 |
| | 【株式の種類等】 | 93 |
| (1) | 【株主総会決議による取得の状況】 | 93 |
| (2) | 【取締役会決議による取得の状況】 | 93 |
| (3) | 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】 | 93 |
| (4) | 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】 | 93 |
| 3 | 【配当政策】 | 94 |
| 4 | 【株価の推移】 | 94 |
| (1) | 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】 | 94 |
| (2) | 【最近6月間の月別最高・最低株価】 | 94 |
| 5 | 【役員の状況】 | 95 |
| 6 | 【コーポレート・ガバナンスの状況等】 | 107 |
| (1) | 【コーポレート・ガバナンスの状況】 | 107 |
| (2) | 【監査報酬の内容等】 | 135 |
| ① | 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】 | 135 |
| ② | 【その他重要な報酬の内容】 | 135 |
| ③ | 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】 | 135 |
| ④ | 【監査報酬の決定方針】 | 135 |
| 第5 | 【経理の状況】 | 136 |
| 1 | 【連結財務諸表等】 | 137 |
| (1) | 【連結財務諸表】 | 137 |
| ① | 【連結貸借対照表】 | 137 |
| ② | 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】 | 139 |
| ③ | 【連結株主資本等変動計算書】 | 142 |
| ④ | 【連結キャッシュ・フロー計算書】 | 144 |
| 【注記事項】 | 146 | |
| 【セグメント情報】 | 198 | |
| 【関連情報】 | 203 | |
| 【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】 | 204 | |
| 【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】 | 204 | |
| 【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】 | 205 | |
| 【関連当事者情報】 | 206 | |
| ⑤ | 【連結附属明細表】 | 209 |
| 【社債明細表】 | 209 | |
| 【借入金等明細表】 | 210 | |
| 【資産除去債務明細表】 | 210 | |
| (2) | 【その他】 | 211 |
| 2 | 【財務諸表等】 | 212 |
| (1) | 【財務諸表】 | 212 |
| ① | 【貸借対照表】 | 212 |
| ② | 【損益計算書】 | 214 |
| ③ | 【株主資本等変動計算書】 | 215 |
| 【注記事項】 | 217 | |

| | |
|------------------------|-----|
| ④ 【附属明細表】 | 222 |
| 【有形固定資産等明細表】 | 222 |
| 【引当金明細表】 | 222 |
| (2) 【主な資産及び負債の内容】 | 223 |
| (3) 【その他】 | 223 |
| 第6 【提出会社の株式事務の概要】 | 224 |
| 第7 【提出会社の参考情報】 | 225 |
| 1 【提出会社の親会社等の情報】 | 225 |
| 2 【その他の参考情報】 | 225 |
| 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】 | 227 |
| 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書 | 228 |
| 内部統制報告書 | 231 |
| 確認書 | 233 |

【表紙】

| | |
|------------|----------------------------------|
| 【提出書類】 | 有価証券報告書 |
| 【根拠条文】 | 金融商品取引法第24条第1項 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成27年6月24日 |
| 【事業年度】 | 第13期（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日） |
| 【会社名】 | 株式会社みずほフィナンシャルグループ |
| 【英訳名】 | Mizuho Financial Group, Inc. |
| 【代表者の役職氏名】 | 執行役社長 佐藤 康博 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都千代田区大手町一丁目5番5号 |
| 【電話番号】 | 東京 03（5224）1111（大代表） |
| 【事務連絡者氏名】 | 主計部長 植木 豊 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都千代田区大手町一丁目5番5号 |
| 【電話番号】 | 東京 03（5224）1111（大代表） |
| 【事務連絡者氏名】 | 主計部長 植木 豊 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） |

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1)当連結会計年度の前4連結会計年度及び当連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移

| | | 平成22年度 (自 平成22年 4月1日 至 平成23年 3月31日) | 平成23年度 (自 平成23年 4月1日 至 平成24年 3月31日) | 平成24年度 (自 平成24年 4月1日 至 平成25年 3月31日) | 平成25年度 (自 平成25年 4月1日 至 平成26年 3月31日) | 平成26年度 (自 平成26年 4月1日 至 平成27年 3月31日) |
|----------------------|-----|---|---|---|---|---|
| 連結経常収益 | 百万円 | 2,716,791 | 2,715,674 | 2,913,005 | 2,927,760 | 3,180,225 |
| 連結経常利益 | 百万円 | 588,498 | 648,561 | 750,376 | 987,587 | 1,010,867 |
| 連結当期純利益 | 百万円 | 413,228 | 484,519 | 560,516 | 688,415 | 611,935 |
| 連結包括利益 | 百万円 | 266,668 | 627,584 | 1,270,809 | 832,927 | 1,941,073 |
| 連結純資産額 | 百万円 | 6,623,999 | 6,869,295 | 7,736,230 | 8,304,549 | 9,800,538 |
| 連結総資産額 | 百万円 | 160,812,006 | 165,360,501 | 177,411,062 | 175,822,885 | 189,684,749 |
| 1株当たり純資産額 | 円 | 177.53 | 187.19 | 229.70 | 253.25 | 322.86 |
| 1株当たり当期純利益金額 | 円 | 20.47 | 20.62 | 22.96 | 28.18 | 24.91 |
| 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 | 円 | 19.27 | 19.75 | 22.05 | 27.12 | 24.10 |
| 自己資本比率 | % | 2.69 | 2.96 | 3.34 | 3.67 | 4.30 |
| 連結自己資本利益率 | % | 11.78 | 11.36 | 10.99 | 11.65 | 8.60 |
| 連結株価収益率 | 倍 | 6.74 | 6.54 | 8.66 | 7.23 | 8.47 |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | 百万円 | 6,051,517 | 4,163,027 | 5,858,617 | △2,286,042 | 6,654,958 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | 百万円 | △1,667,457 | △6,175,676 | △749,691 | 10,607,483 | 2,619,227 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | 百万円 | 155,051 | △680,652 | △283,872 | △305,744 | △903,401 |
| 現金及び現金同等物の期末残高 | 百万円 | 9,182,461 | 6,483,138 | 11,347,537 | 19,432,425 | 27,840,775 |
| 従業員数 [外、平均臨時従業員数] | 人 | 56,770 [19,004] | 56,109 [18,538] | 55,492 [17,824] | 54,911 [18,651] | 54,784 [19,922] |

(注) 1. 当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、主として税抜方式によっております。

2. 「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益金額」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額」(以下、「1株当たり情報」という)の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。

また、これら1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、1「(1)連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。

3. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末新株予約権－期末少数株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。

(2) 当社の当事業年度の前4事業年度及び当事業年度に係る主要な経営指標等の推移

| 回次 | | 第9期 | 第10期 | 第11期 | 第12期 | 第13期 |
|---------------------|-----|------------|------------|------------|------------|------------|
| 決算年月 | | 平成23年3月 | 平成24年3月 | 平成25年3月 | 平成26年3月 | 平成27年3月 |
| 営業収益 | 百万円 | 46,422 | 37,781 | 262,180 | 316,886 | 377,777 |
| 経常利益 | 百万円 | 18,757 | 10,417 | 235,938 | 289,031 | 349,438 |
| 当期純利益 | 百万円 | 18,511 | 10,217 | 241,337 | 285,861 | 349,001 |
| 資本金 | 百万円 | 2,181,375 | 2,254,972 | 2,254,972 | 2,254,972 | 2,255,404 |
| 発行済株式総数 | | | | | | |
| 普通株式 | 千株 | 21,782,185 | 24,048,165 | 24,164,864 | 24,263,885 | 24,621,897 |
| 優先株式 | | 951,442 | 951,442 | 951,442 | 914,752 | 914,752 |
| 純資産額 | 百万円 | 4,652,883 | 4,688,334 | 4,788,923 | 4,900,417 | 5,096,205 |
| 総資産額 | 百万円 | 6,035,158 | 6,128,424 | 6,202,149 | 6,251,324 | 6,603,104 |
| 1株当たり純資産額 | 円 | 192.32 | 177.82 | 182.43 | 188.90 | 198.15 |
| 1株当たり配当額 | | | | | | |
| 普通株式 | | 6.0 | 6.0 | 6.0 | 6.5 | 7.5 |
| 第十一回第十一種優先株式 | | 20.0 | 20.0 | 20.0 | 20.0 | 20.0 |
| 第十三回第十三種優先株式 | | 30.0 | 30.0 | 30.0 | — | — |
| (うち1株当たり中間配当額) | 円 | | | | | |
| 普通株式 | | (—) | (3.0) | (3.0) | (3.0) | (3.5) |
| 第十一回第十一種優先株式 | | (—) | (10.0) | (10.0) | (10.0) | (10.0) |
| 第十三回第十三種優先株式 | | (—) | (15.0) | (15.0) | (—) | (—) |
| 1株当たり当期純利益金額 | 円 | 0.46 | 0.06 | 9.69 | 11.53 | 14.11 |
| 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 | 円 | 0.45 | 0.06 | 9.46 | 11.25 | 13.74 |
| 自己資本比率 | % | 77.06 | 76.46 | 77.17 | 78.33 | 77.12 |
| 自己資本利益率 | % | 0.23 | 0.03 | 5.36 | 6.20 | 7.27 |
| 株価収益率 | 倍 | 299.99 | 2,017.69 | 20.53 | 17.68 | 14.95 |
| 配当性向 | % | 1,304.32 | 8,967.54 | 61.91 | 56.33 | 53.12 |
| 従業員数 | | 411 | 599 | 1,061 | 1,108 | 1,152 |
| 〔外、平均臨時従業員数〕 | 人 | [31] | [57] | [72] | [76] | [79] |

(注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

- 「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益金額」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額」の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号）及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号）を適用しております。
- 「1株当たり配当額」の「第十三回第十三種優先株式」については、平成25年7月11日にその全部につき取得及び消却を行っていることから、第12期（平成26年3月）以降は記載しておりません。

2 【沿革】

| | |
|----------|--|
| 平成15年1月 | 株式会社みずほホールディングスの出資により当社を設立。 株式会社みずほホールディングスの臨時株主総会において、当社が同社と株式交換を行うことにより同社を完全子会社とすること、及び子会社管理営業分割によりみずほ信託銀行株式会社を当社の直接の子会社とすることについて承認決議。 |
| 同年3月 | 当社が株式会社みずほホールディングス及びみずほ信託銀行株式会社を直接子会社化。更にクレジットカード会社、資産運用会社、システム関連会社等の戦略子会社等を当社の直接の子会社又は関連会社とし、これらを含む主要グループ会社に対して当社が直接的な経営管理を行う体制を整備するなどの「事業再構築」を実施。 当社普通株式を東京証券取引所及び大阪証券取引所に上場。 |
| 同年5月 | 再生・リストラニーズのあるお取引先の債権を銀行本体から分離することを目的に、株式会社みずほ銀行、株式会社みずほコーポレート銀行、みずほ信託銀行株式会社各々の直接子会社として、再生専門子会社4社（株式会社みずほプロジェクト、株式会社みずほコーポレート、株式会社みずほグローバル、株式会社みずほアセット）を設立。 |
| 同年6月 | 企業再生スキームを各再生専門子会社に提供することを目的に、株式会社みずほアドバイザーを設立。 |
| 平成17年10月 | 当初目的を終えたことから、再生専門子会社4社（株式会社みずほプロジェクト、株式会社みずほコーポレート、株式会社みずほグローバル、株式会社みずほアセット）は、各々の親銀行である株式会社みずほ銀行、株式会社みずほコーポレート銀行及びみずほ信託銀行株式会社と合併。 当社と株式会社みずほホールディングスと共同で、「富裕個人関連連携推進営業」を会社分割し、新設の株式会社みずほプライベートウェルスマネジメントに承継。 株式会社みずほホールディングス（現 株式会社みずほフィナンシャルストラテジー）が保有する株式会社みずほ銀行及び株式会社みずほコーポレート銀行の株式の全てを当社が取得。 |
| 平成18年3月 | 当初目的を終えたことから、株式会社みずほアドバイザーを解散。 |
| 同年11月 | 当社米国預託証券（ADR）をニューヨーク証券取引所に上場。 |
| 平成19年7月 | 当社子会社の第一勸業アセットマネジメント株式会社は、同富士投信投資顧問株式会社を吸収合併し、商号をみずほ投信投資顧問株式会社に変更。 |
| 平成21年5月 | 当社関連会社の新光証券株式会社は、当社子会社のみずほ証券株式会社を吸収合併し、商号をみずほ証券株式会社に変更。 |
| 平成23年9月 | グループの一体的運営や人材・ネットワークといった経営資源の全体最適を実現すること等を目的として、当社グループの上場子会社であったみずほ信託銀行株式会社、みずほ証券株式会社及びみずほインベスターズ証券株式会社を、それぞれ当社、株式会社みずほコーポレート銀行及び株式会社みずほ銀行の完全子会社とする株式交換を実施。 |
| 平成25年1月 | 当社子会社のみずほ証券株式会社が、みずほインベスターズ証券株式会社を吸収合併。 |
| 同年4月 | 当社の連結対象子会社であったみずほ証券株式会社を、当社の直接出資子会社とし、銀行・信託・証券その他の主要グループ会社を持株会社の直下に設置する新たなグループ資本ストラクチャーに移行。 |
| 同年7月 | 当社子会社の株式会社みずほコーポレート銀行が、当社子会社の株式会社みずほ銀行を吸収合併。商号を株式会社みずほ銀行に変更。 |
| 平成26年6月 | 委員会設置会社（現：指名委員会等設置会社）へ移行。 |

3 【事業の内容】

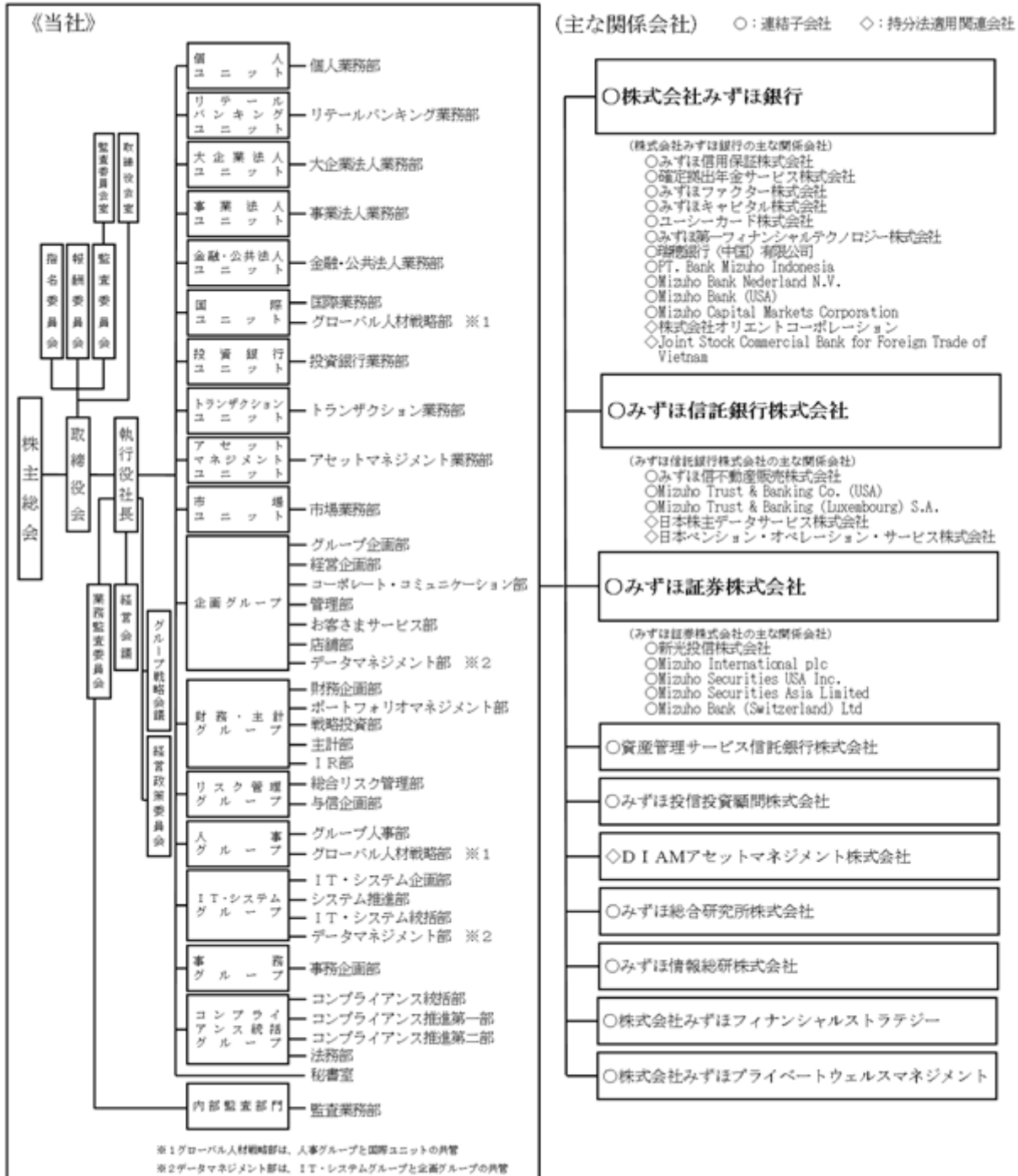
当社は、銀行持株会社として、銀行持株会社、銀行、長期信用銀行、証券専門会社及びその他銀行法により子会社とすることができる会社の経営管理ならびにこれに附帯する業務を行うことを事業目的としております。

「みずほフィナンシャルグループ」（以下、当社グループ）は、当社、連結子会社150社及び持分法適用関連会社21社等で構成され、銀行業務、信託業務、証券業務、その他の金融サービスに係る業務を行っております。

当連結会計年度末における当社グループの組織を事業系統図によって示すと以下のとおりであります。

事業系統図

(平成27年3月31日現在)



(注) 平成27年4月1日付で、企画グループ内の「グループ企画部」と「経営企画部」を再編し、「戦略企画部」と「企画管理部」を設置いたしました。

当社及び当社の主な関係会社を事業セグメント別に区分いたしますと、下記のとおりとなります。

株式会社みずほ銀行（連結）：

株式会社みずほ銀行、みずほ信用保証株式会社、確定拠出年金サービス株式会社、みずほファクター株式会社、みずほキャピタル株式会社、ユーシーカード株式会社、みずほ第一フィナンシャルテクノロジー株式会社、瑞穂銀行（中国）有限公司、PT. Bank Mizuho Indonesia、Mizuho Bank Nederland N.V.、Mizuho Bank (USA)、Mizuho Capital Markets Corporation、株式会社オリエントコーポレーション、Joint Stock Commercial Bank for Foreign Trade of Vietnam

みずほ信託銀行株式会社（連結）：

みずほ信託銀行株式会社、みずほ信不動産販売株式会社、Mizuho Trust & Banking Co. (USA)、Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S.A.、日本株主データサービス株式会社、日本ペンション・オペレーション・サービス株式会社

みずほ証券株式会社（連結）：

みずほ証券株式会社、新光投信株式会社、Mizuho International plc、Mizuho Securities USA Inc.、Mizuho Securities Asia Limited、Mizuho Bank (Switzerland) Ltd

その他：

株式会社みずほフィナンシャルグループ、資産管理サービス信託銀行株式会社、みずほ投信投資顧問株式会社、D I A Mアセットマネジメント株式会社、みずほ総合研究所株式会社、みずほ情報総研株式会社、株式会社みずほフィナンシャルストラテジー、株式会社みずほプライベートウェルスマネジメント

なお、当社は、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第49条第2項に規定する特定上場会社等に該当しており、これにより、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準については連結ベースの数値に基づいて判断することとなります。

4 【関係会社の状況】

(連結子会社)

株式会社みずほ銀行 (連結)

| 名称 | 住所 | 資本金 又は 出資金 | 主要な 事業の内容 | 議決 権の 所有 割合 (%) | 当社との関係内容 | | | | |
|-----------------------------|---------|------------------|-------------------------------------|-----------------------------|-------------------|----------|--|--------------|------|
| | | | | | 役員の 兼任等 (人) | 資金 援助 | 営業上の取引 | 設備の賃貸借 | 業務提携 |
| 株式会社みずほ銀行 | 東京都千代田区 | 百万円 1,404,065 | 銀行業務 | 100.0 (-) [-] | 7 (6) | - | 経営管理 預金取引関 係 事務委託関 係 金銭貸借関 係 | 不動産賃貸 借関係 | - |
| 株式会社アイ・エヌ情報センター | 東京都千代田区 | 百万円 200 | 情報サー ビス業務 | 60.0 (60.0) [40.0] | 2 (0) | - | - | - | - |
| MHメザニン投資事業有限責任組合 | 東京都千代田区 | 百万円 24,664 | 金融業務 | - (-) [-] | - (-) | - | - | - | - |
| 株式会社オールスターファンディング | 東京都中央区 | 百万円 10 | 金融業務 | - (-) [-] | - (-) | - | - | - | - |
| 確定拠出年金サービス株式会社 | 東京都中央区 | 百万円 2,000 | 確定拠出年 金関連業務 | 60.0 (60.0) [-] | 1 (0) | - | - | - | - |
| 電子債権買取合同会社 | 東京都千代田区 | 百万円 0 | 金融業務 | - (-) [-] | - (-) | - | - | - | - |
| 株式会社ビジネス・チャレンジド | 東京都町田市 | 百万円 10 | 銀行事務代 行業務 | 100.0 (100.0) [-] | 4 (0) | - | 事務委託関 係 | - | - |
| みずほE B サービス株式会社 | 東京都文京区 | 百万円 50 | ソフトウェ ア業務 | 100.0 (100.0) [-] | 1 (0) | - | - | - | - |
| みずほインターナショナルビジネスサービス株式会社 | 東京都中央区 | 百万円 22 | 事務受託業 務 | 100.0 (100.0) [-] | 2 (0) | - | - | - | - |
| みずほエクイティストラテジー投資事業有限責任組合 | 東京都千代田区 | 百万円 300 | 金融業務 | - (-) [-] | - (-) | - | - | - | - |
| みずほオフィスマネジメント株式会社 | 東京都千代田区 | 百万円 30 | 事務受託業 務 | 100.0 (100.0) [-] | 3 (0) | - | 事務委託関 係 | - | - |
| みずほオペレーションサービス株式会社 | 東京都港区 | 百万円 20 | システム運 営・管理業 務 | 100.0 (100.0) [-] | 2 (0) | - | 業務委託関 係 | - | - |
| みずほキャピタル株式会社 | 東京都千代田区 | 百万円 902 | ベンチャー キャピタル 業務 | 49.9 (49.9) [25.6] | 2 (0) | - | - | - | - |
| みずほキャピタルパートナーズ株式会社 | 東京都千代田区 | 百万円 10 | 企業財務ア ドバイザリ ー業務 | 100.0 (100.0) [-] | 1 (0) | - | - | - | - |
| みずほキャピタル第3号投資事業有限責任組合 | 東京都千代田区 | 百万円 16,500 | 金融業務 | - (-) [-] | - (-) | - | - | - | - |
| みずほグローバルオルタナティブインベストメンツ株式会社 | 東京都中央区 | 百万円 2,000 | 投資一任業 務 投資助言・ 代理業務 証券業務 | 100.0 (100.0) [-] | 1 (0) | - | - | - | - |
| みずほコーポレートアドバイザー株式会社 | 東京都千代田区 | 百万円 300 | 企業財務ア ドバイザリ ー業務 | 100.0 (100.0) [-] | 4 (0) | - | - | - | - |
| みずほ債権回収株式会社 | 東京都中央区 | 百万円 500 | 債権管理回 収業務 | 100.0 (100.0) [-] | 2 (0) | - | - | - | - |
| みずほ信用保証株式会社 | 東京都千代田区 | 百万円 13,281 | 信用保証業 務 | 100.0 (100.0) [-] | 2 (0) | - | - | - | - |

| 名称 | 住所 | 資本金 又は 出資金 | 主要な 事業の内容 | 議決 権の 所有 割合 (%) | 当社との関係内容 | | | | |
|--|------------------------------|------------------|--|-----------------------------|-------------------|----------|--------------------------|--------|--|
| | | | | | 役員の 兼任等 (人) | 資金 援助 | 営業上の取引 | 設備の賃貸借 | 業務提携 |
| みずほ成長支援投資 事業有限責任組合 | 東京都千代 田区 | 百万円 4,000 | 金融業務 | - (-) [-] | - (-) | - | - | - | - |
| みずほ第一ファイ ナンシャルテクノ ロジー株式会社 | 東京都千代 田区 | 百万円 200 | 金融技術の 調査・研 究・開発業 務 | 60.0 (60.0) [-] | 3 (2) | - | 業務委託関 係 | - | - |
| みずほデリバリー サービス株式会社 | 東京都渋谷 区 | 百万円 40 | 事務受託業 務 | 100.0 (100.0) [-] | 2 (0) | - | - | - | - |
| みずほ電子債権記 録株式会社 | 東京都港区 | 百万円 750 | 電子債権記 録業務 | 100.0 (100.0) [-] | 3 (0) | - | - | - | - |
| みずほ東北産業育 成投資事業有限責 任組合 | 東京都千代 田区 | 百万円 2,440 | 金融業務 | - (-) [-] | - (-) | - | - | - | - |
| みずほドリームパー トナー株式会社 | 東京都文京 区 | 百万円 10 | 宝くじ証券 整理業務 | 100.0 (100.0) [-] | 1 (0) | - | - | - | - |
| みずほビジネス金融 センター株式会社 | 東京都千代 田区 | 百万円 10 | 銀行代理業 務 | 100.0 (100.0) [-] | 2 (0) | - | - | - | - |
| みずほビジネス サービス株式会社 | 東京都渋谷 区 | 百万円 90 | 事務受託業 務 | 100.0 (100.0) [-] | 3 (0) | - | - | - | - |
| みずほビジネスパー トナー株式会社 | 東京都新宿 区 | 百万円 90 | 事務受託業 務 人材派遣業 務 | 100.0 (100.0) [-] | 3 (0) | - | 人材派遣関 係 業務委託関 係 | - | - |
| みずほヒューマン サービス株式会社 | 東京都千代 田区 | 百万円 10 | 事務受託業 務 | 100.0 (100.0) [-] | 5 (0) | - | 事務委託関 係 | - | - |
| みずほファクター 株式会社 | 東京都千代 田区 | 百万円 1,000 | ファクター リング業務 | 100.0 (100.0) [-] | 3 (0) | - | - | - | - |
| みずほ不動産調査 サービス株式会社 | 東京都中央 区 | 百万円 60 | 担保不動産 調査・評価 業務 | 100.0 (100.0) [-] | 2 (0) | - | - | - | - |
| みずほマーケティ ングエキスパート 株式会社 | 東京都港区 | 百万円 20 | コールセン ターに関す る業務 教育研修業 務 | 100.0 (100.0) [-] | 1 (0) | - | - | - | - |
| みずほメガソー ラーファンド株式 会社 | 東京都千代 田区 | 百万円 0 | 金融業務 | 100.0 (100.0) [-] | - (-) | - | - | - | - |
| みずほメガソー ラーファンド匿名 組合 | 東京都千代 田区 | 百万円 268 | 金融業務 | - (-) [-] | - (-) | - | - | - | - |
| みずほローンエキ スパート株式会社 | 東京都千代 田区 | 百万円 10 | ローン事務 受託業務 銀行代理業 務 損害保険代 理店業務 | 100.0 (100.0) [-] | 1 (0) | - | - | - | - |
| ユーシーカード株 式会社 | 東京都千代 田区 | 百万円 500 | クレジット カード業務 | 50.9 (50.9) [-] | 3 (0) | - | - | - | クレジット カード事業 に関し「包 括的業務提 携基本契約 書」を締結 |
| Advantage Asset Securitization Corp. | 米国ニュー ヨーク州 ニューヨーク 市 | 千米ドル 1 | 金融業務 | - (-) [-] | - (-) | - | - | - | - |
| ALWAYS CAPITAL CORPORATION | 英国領ケイ マン諸島 | 千米ドル 0 | 金融業務 | - (-) [-] | - (-) | - | - | - | - |
| ARTEMIS FUNDING CORPORATION | 英国領ケイ マン諸島 | 千米ドル 0 | 金融業務 | - (-) [-] | - (-) | - | - | - | - |
| ASTRO CAPITAL CORPORATION II | 英国領ケイ マン諸島 | 千米ドル 1 | 金融業務 | - (-) [-] | - (-) | - | - | - | - |

| 名称 | 住所 | 資本金 又は 出資金 | 主要な 事業の内容 | 議決 権の 所有 割合 (%) | 当社との関係内容 | | | | |
|--|-----------------------|---------------------|-----------------|-----------------------------|-------------------|----------|--------|--------|------|
| | | | | | 役員の 兼任等 (人) | 資金 援助 | 営業上の取引 | 設備の賃貸借 | 業務提携 |
| Banco Mizuho do Brasil S.A. | ブラジル連邦共和国サンパウロ州サンパウロ市 | 千ブラジルレアル 516,580 | 銀行業務 | 100.0 (100.0) [-] | - (-) | - | - | - | - |
| BLUE HEAVEN FUNDING CORPORATION | 英国領ケイマン諸島 | 千米ドル 1 | 金融業務 | - (-) [-] | - (-) | - | - | - | - |
| CGB Trust 2009 | 米国ユタ州ソルトレイクシティ市 | - | リース業務 | - (-) [-] | - (-) | - | - | - | - |
| ETERNAL FUNDING CORPORATION | 英国領ケイマン諸島 | 千米ドル 1 | 金融業務 | - (-) [-] | - (-) | - | - | - | - |
| Eurekahedge Inc. | 米国ニューヨーク州ニューヨーク市 | 千米ドル 5 | 金融情報の調査・研究・開発業務 | 100.0 (100.0) [-] | - (-) | - | - | - | - |
| Eurekahedge Pte, LTD | シンガポール共和国シンガポール市 | 千シンガポールドル 457 | 金融情報の調査・研究・開発業務 | 95.0 (95.0) [-] | 1 (0) | - | - | - | - |
| FANTASTIC FUNDING CORPORATION | 英国領ケイマン諸島 | 千米ドル 1 | 金融業務 | - (-) [-] | - (-) | - | - | - | - |
| GLOBAL BUSINESS CORPORATION | 英国領ケイマン諸島 | 千米ドル 1 | 金融業務 | - (-) [-] | - (-) | - | - | - | - |
| HORIZON CAPITAL CORPORATION | 英国領ケイマン諸島 | 千米ドル 0 | 金融業務 | - (-) [-] | - (-) | - | - | - | - |
| JAPAN SECURITIZATION CORPORATION | 英国領ケイマン諸島 | 千米ドル 1 | 金融業務 | - (-) [-] | - (-) | - | - | - | - |
| MHAI Master (Singapore) Pte. Ltd. | シンガポール共和国シンガポール市 | 千米ドル 323 | 金融業務 | 100.0 (100.0) [-] | 1 (0) | - | - | - | - |
| MHAI Mercury (Singapore) Pte. Ltd. | シンガポール共和国シンガポール市 | 千米ドル 323 | 金融業務 | 100.0 (100.0) [-] | 1 (0) | - | - | - | - |
| MHBK Capital Investment (JPY) 1 Limited | 英国領ケイマン諸島 | 百万円 2,105 | 金融業務 | 100.0 (100.0) [-] | - (-) | - | - | - | - |
| MHBK Capital Investment (JPY) 2 Limited | 英国領ケイマン諸島 | 百万円 1,405 | 金融業務 | 100.0 (100.0) [-] | - (-) | - | - | - | - |
| MHBK Capital Investment (JPY) 3 Limited | 英国領ケイマン諸島 | 百万円 1,505 | 金融業務 | 100.0 (100.0) [-] | - (-) | - | - | - | - |
| MHBK Capital Investment (JPY) 4 Limited | 英国領ケイマン諸島 | 百万円 605 | 金融業務 | 100.0 (100.0) [-] | - (-) | - | - | - | - |
| MHBK Capital Investment (USD) 1 Limited | 英国領ケイマン諸島 | 千米ドル 5,050 | 金融業務 | 100.0 (100.0) [-] | - (-) | - | - | - | - |
| MHCB (USA) Leasing & Finance Corporation | 米国ニューヨーク州ニューヨーク市 | 千米ドル 10 | リース業務 | 100.0 (100.0) [-] | - (-) | - | - | - | - |
| MHCB America Holdings, Inc. | 米国ニューヨーク州ニューヨーク市 | 千米ドル 1 | 持株会社 | 100.0 (100.0) [-] | 1 (0) | - | - | - | - |
| MHCB America Leasing Corporation | 米国ニューヨーク州ニューヨーク市 | 千米ドル 1 | リース業務 | 100.0 (100.0) [-] | - (-) | - | - | - | - |

| 名称 | 住所 | 資本金 又は 出資金 | 主要な 事業の内容 | 議決 権の 所有 割合 (%) | 当社との関係内容 | | | | |
|---|--------------------------|------------------------|------------------|-----------------------------|-------------------|----------|--------|--------|------|
| | | | | | 役員の 兼任等 (人) | 資金 援助 | 営業上の取引 | 設備の賃貸借 | 業務提携 |
| MHCB Capital Investment (JPY) 1 Limited | 英国領ケイマン諸島 | 百万円 4,405 | 金融業務 | 100.0 (100.0) [-] | - (-) | - | - | - | - |
| MHCB Capital Investment (JPY) 2 Limited | 英国領ケイマン諸島 | 百万円 2,905 | 金融業務 | 100.0 (100.0) [-] | - (-) | - | - | - | - |
| MHCB Capital Investment (JPY) 3 Limited | 英国領ケイマン諸島 | 百万円 2,905 | 金融業務 | 100.0 (100.0) [-] | - (-) | - | - | - | - |
| MHCB Capital Investment (JPY) 4 Limited | 英国領ケイマン諸島 | 百万円 3,205 | 金融業務 | 100.0 (100.0) [-] | - (-) | - | - | - | - |
| MHCB Capital Investment (USD) 1 Limited | 英国領ケイマン諸島 | 千米ドル 3,050 | 金融業務 | 100.0 (100.0) [-] | - (-) | - | - | - | - |
| Mizuho Alternative Investments, LLC | 米国ニューヨーク州ニューヨーク市 | 千米ドル 51,000 | 投資運用業務 投資助言業務 | 100.0 (100.0) [-] | - (-) | - | - | - | - |
| Mizuho ASEAN Investment GP | 英国領ケイマン諸島 | 千米ドル 0 | 金融業務 | 66.5 (66.5) [-] | 1 (0) | - | - | - | - |
| Mizuho ASEAN Investment LP | 英国領ケイマン諸島 | 千米ドル 43,921 | 金融業務 | - (-) [-] | - (-) | - | - | - | - |
| Mizuho AsiaInfra Capital Pte. Ltd. | シンガポール共和国シンガポール市 | 千シンガポールドル 3,000 | 投資助言業務 | 100.0 (100.0) [-] | 1 (0) | - | - | - | - |
| Mizuho AsiaInfra Investment GP | 英国領ケイマン諸島 | 千米ドル 9 | 金融業務 | 100.0 (100.0) [-] | - (-) | - | - | - | - |
| Mizuho AsiaInfra Investment LP | 英国領ケイマン諸島 | - | 金融業務 | - (-) [-] | - (-) | - | - | - | - |
| Mizuho Asia Partners Pte. Ltd. | シンガポール共和国シンガポール市 | 千シンガポールドル 2,500 | 投資助言業務 | 100.0 (100.0) [-] | 1 (0) | - | - | - | - |
| Mizuho Australia Ltd. | オーストラリアニューサウスウェールズ州シドニー市 | 千豪ドル 56,480 | 銀行業務 | 100.0 (100.0) [-] | - (-) | - | - | - | - |
| Mizuho Bank (Malaysia) Berhad | マレーシアクアラルンプール市 | 千マレーシアリンギット 700,000 | 銀行業務 | 100.0 (100.0) [-] | - (-) | - | - | - | - |
| 瑞穂銀行（中国）有限公司 | 中華人民共和国上海市 | 千人民元 9,500,000 | 銀行業務 | 100.0 (100.0) [-] | - (-) | - | - | - | - |
| Mizuho Bank (USA) | 米国ニューヨーク州ニューヨーク市 | 千米ドル 98,474 | 銀行業務 | 100.0 (100.0) [-] | 1 (0) | - | - | - | - |
| Mizuho Bank Nederland N.V. | オランダ王国アムステルダム市 | 千ユーロ 141,794 | 銀行業務 証券業務 | 100.0 (100.0) [-] | - (-) | - | - | - | - |
| Mizuho Capital Markets (HK) Limited | 中華人民共和国香港特別行政区 | 千米ドル 35,000 | デリバティブ業務 | 100.0 (100.0) [-] | 1 (0) | - | - | - | - |
| Mizuho Capital Markets (UK) Limited | 英国ロンドン市 | 千米ドル 11,795 | デリバティブ業務 | 100.0 (100.0) [-] | 1 (0) | - | - | - | - |
| Mizuho Capital Markets Corporation | 米国ニューヨーク州ニューヨーク市 | 千米ドル 3 | デリバティブ業務 | 100.0 (100.0) [-] | 2 (1) | - | - | - | - |
| Mizuho do Brasil Cayman Limited | 英国領ケイマン諸島 | 千米ドル 22,920 | 銀行業務 | 100.0 (100.0) [-] | - (-) | - | - | - | - |
| Mizuho Finance (Aruba) A. E. C. | オランダ領アルバ島 | 千米ドル 10 | 金融業務 | 100.0 (100.0) [-] | - (-) | - | - | - | - |
| Mizuho Finance (Cayman) Limited | 英国領ケイマン諸島 | 千米ドル 10 | 金融業務 | 100.0 (100.0) [-] | 2 (0) | - | - | - | - |
| Mizuho Finance (Curacao) N. V. | オランダ領キュラソー島 | 千米ドル 200 | 金融業務 | 100.0 (100.0) [-] | 2 (0) | - | - | - | - |

| 名称 | 住所 | 資本金 又は 出資金 | 主要な 事業の内容 | 議決 権の 所有 割合 (%) | 当社との関係内容 | | | | |
|--|------------------------------|---------------------------------|--------------|-----------------------------|-------------------|----------|--------|--------|------|
| | | | | | 役員の 兼任等 (人) | 資金 援助 | 営業上の取引 | 設備の賃貸借 | 業務提携 |
| Mizuho Funding LLC | 米国ニュー ヨーク州 ニューヨーク 市 | - | 金融業務 | 100.0 (100.0) [-] | - (-) | - | - | - | - |
| Mizuho Saudi Arabia Company | サウジアラ ビア王国リ ヤド市 | 千サウジリアル 75,000 | 金融業務 | 100.0 (100.0) [-] | 1 (0) | - | - | - | - |
| Mizuho Strategic Investments USA, Inc. | 米国ニュー ヨーク州 ニューヨーク 市 | 千米ドル 0 | 金融業務 | 100.0 (100.0) [-] | - (-) | - | - | - | - |
| N&M FUNDING CORPORATION | 英国領ケイ マン諸島 | 千米ドル 1 | 金融業務 | - (-) [-] | - (-) | - | - | - | - |
| NOTEFREE CORPORATION | 英国領ケイ マン諸島 | 千米ドル 1 | 金融業務 | - (-) [-] | - (-) | - | - | - | - |
| PERPETUAL FUNDING CORPORATION | 英国領ケイ マン諸島 | 千米ドル 1 | 金融業務 | - (-) [-] | - (-) | - | - | - | - |
| PT. Bank Mizuho Indonesia | インドネシ ア共和国 ジャカルタ 市 | 千インドネシ アルピア 3,269,574,000 | 銀行業務 | 98.9 (98.9) [-] | - (-) | - | - | - | - |
| PT. Mizuho Balimor Finance | インドネシ ア共和国 ジャカルタ 市 | 千インドネシ アルピア 145,008,000 | 金融業務 | 51.0 (51.0) [-] | - (-) | - | - | - | - |
| ROCK FIELD CORPORATION | 英国領ケイ マン諸島 | 千米ドル 1 | 金融業務 | - (-) [-] | - (-) | - | - | - | - |
| SPARCS FUNDING CORPORATION | 英国領ケイ マン諸島 | 百万円 0 | 金融業務 | - (-) [-] | - (-) | - | - | - | - |
| Spring Capital Corporation | 英国領ケイ マン諸島 | 千米ドル 82,000 | 金融業務 | 100.0 (100.0) [-] | - (-) | - | - | - | - |
| Spring Capital Holdings, Inc. | 米国ニュー ヨーク州 ニューヨーク 市 | 千米ドル 82,000 | 持株会社 | 100.0 (100.0) [-] | - (-) | - | - | - | - |
| Working Capital Management Co. L.P. | 米国ニュー ヨーク州 ニューヨーク 市 | 千米ドル 50 | 金融業務 | - (-) [-] | - (-) | - | - | - | - |
| ZAO Mizuho Bank (Moscow) | ロシア連邦 モスクワ市 | 千ルーブル 8,783,336 | 銀行業務 | 100.0 (100.0) [-] | 1 (0) | - | - | - | - |

みずほ信託銀行株式会社（連結）

| 名称 | 住所 | 資本金 又は 出資金 | 主要な 事業の内容 | 議決権 の所有 割合 (%) | 当社との関係内容 | | | | |
|---|--------------------------------|------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------|----------|----------------------------------|--------------|------|
| | | | | | 役員の 兼任等 (人) | 資金 援助 | 営業上の取引 | 設備の賃貸借 | 業務提携 |
| みずほ信託銀行株式会社 | 東京都中央区 | 百万円 247,369 | 信託業務 銀行業務 | 100.0 (-) [-] | 5 (1) | - | 経営管理 預金取引関 係 事務委託関 係 | 不動産賃貸 借関係 | - |
| 株式会社都市未来 総合研究所 | 東京都中央区 | 百万円 100 | 調査・研究 業務 | 100.0 (100.0) [-] | - (-) | - | - | - | - |
| みずほ信不動産販 売株式会社 | 東京都中央区 | 百万円 1,500 | 不動産仲介 業務 | 76.8 (76.8) [-] | - (-) | - | - | - | - |
| みずほトラストオ ペレーションズ株 式会社 | 東京都江東 区 | 百万円 30 | 事務代行業 務 | 100.0 (100.0) [-] | - (-) | - | - | - | - |
| 株式会社みずほト ラストシステムズ | 東京都調布 市 | 百万円 100 | 計算受託・ ソフトウェ ア開発業務 | 52.9 (52.9) [-] | - (-) | - | - | - | - |
| みずほトラストビ ジネスオペレー ションズ株式会社 | 東京都江東 区 | 百万円 30 | 事務代行業 務 | 100.0 (100.0) [-] | - (-) | - | - | - | - |
| みずほトラスト保 証株式会社 | 東京都千代 田区 | 百万円 1,900 | 信用保証業 務 | 100.0 (100.0) [-] | - (-) | - | - | - | - |
| 株式会社みずほ年 金研究所 | 東京都江東 区 | 百万円 200 | 年金及び資 産運用の研 究業務 | 100.0 (100.0) [-] | - (-) | - | - | - | - |
| Japan Fund Management (Luxembourg) S. A. | ルクセンブ ルグ大公国 ミュンズ バッハ市 | 千ユーロ 2,500 | 投資信託管 理業務 | 100.0 (100.0) [-] | - (-) | - | - | - | - |
| Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S. A. | ルクセンブ ルグ大公国 ミュンズ バッハ市 | 千米ドル 105,000 | 信託業務 銀行業務 | 100.0 (100.0) [-] | - (-) | - | - | - | - |
| Mizuho Trust & Banking Co. (USA) | 米国ニュー ヨーク州 ニューヨーク 市 | 千米ドル 32,847 | 信託業務 銀行業務 | 100.0 (100.0) [-] | - (-) | - | 有価証券の 管理 | - | - |

みずほ証券株式会社（連結）

| 名称 | 住所 | 資本金 又は 出資金 | 主要な 事業の内容 | 議決 権の 所有 割合 (%) | 当社との関係内容 | | | | |
|--|----------------------------------|-----------------------|--|-----------------------------|-------------------|----------|--------------------|--------------|------|
| | | | | | 役員の 兼任等 (人) | 資金 援助 | 営業上の取引 | 設備の賃貸借 | 業務提携 |
| みずほ証券株式会社 | 東京都千代田区 | 百万円 125,167 | 証券業務 | 95.8 (-) [-] | 5 (1) | - | 経営管理 事務委託関 係 | 不動産賃貸 借関係 | - |
| 新光投信株式会社 | 東京都中央区 | 百万円 4,524 | 投資運用業 務 投資助言・ 代理業務 | 94.8 (94.8) [-] | - (-) | - | - | - | - |
| 日本証券テクノ ロジー株式会社 | 東京都中央区 | 百万円 228 | ソフトウェ ア開発業務 | 62.9 (62.9) [9.7] | 1 (0) | - | - | - | - |
| 株式会社日本投資 環境研究所 | 東京都中央区 | 百万円 100 | コンサル ティング業 務 情報提供 サービス業 務 | 100.0 (100.0) [-] | 2 (0) | - | 株主判明調 査 | - | - |
| ネオステラ・キャ ピタル株式会社 | 東京都中央区 | 百万円 100 | 金融業務 | 50.0 (50.0) [10.0] | - (-) | - | - | - | - |
| ネオステラ1号投 資事業有限責任組 合 | 東京都中央区 | 百万円 5,300 | 金融業務 | - (-) [-] | - (-) | - | - | - | - |
| ベーシック・キャ ピタル・マネジメ ント株式会社 | 東京都中央区 | 百万円 100 | 金融業務 | 100.0 (100.0) [-] | - (-) | - | - | - | - |
| みずほ証券ビジネ スサービス株式会 社 | 東京都江戸 川区 | 百万円 100 | 事務代行業 務 | 100.0 (100.0) [-] | 1 (0) | - | 事務委託関 係 | - | - |
| みずほ証券プリン シパルインベスト メント株式会社 | 東京都中央区 | 百万円 5,000 | 金融業務 | 100.0 (100.0) [-] | 2 (0) | - | - | - | - |
| みずほ証券プロパ ティマネジメント 株式会社 | 東京都中央区 | 百万円 4,110 | 不動産賃貸 業務 不動産管理 業務 | 100.0 (100.0) [-] | - (-) | - | - | - | - |
| 株式会社みずほ証 券リサーチ&コン サルティング | 東京都中央区 | 百万円 259 | シンクタン ク コンサル ティング業 務 | 100.0 (100.0) [-] | - (-) | - | - | - | - |
| 三津井証券株式会 社 | 福井県福井 市 | 百万円 558 | 証券業務 | 70.3 (70.3) [-] | - (-) | - | - | - | - |
| Delphinus CDO 2007-1 Limited. | 英国領ケイ マン諸島 | - | 金融業務 | - (-) [-] | - (-) | - | - | - | - |
| Mizuho Bank (Switzerland) Ltd | スイス連邦 チューリッ ヒ市 | 千スイスフラ ン 53,131 | 銀行業務 信託業務 | 100.0 (100.0) [-] | 1 (0) | - | - | - | - |
| Mizuho International (Nominees) Limited | 英国ロンド ン市 | 千英ポンド 0 | 金融業務 | 100.0 (100.0) [-] | - (-) | - | - | - | - |
| Mizuho International plc | 英国ロンド ン市 | 千英ポンド 2,840,281 | 証券業務 銀行業務 | 100.0 (100.0) [-] | 1 (0) | - | - | - | - |
| Mizuho International plc Share Award Plan Employee Benefit Trust | 英国王室属 領ジャ ジー島 | - | 有価証券売 買業務 | - (-) [-] | - (-) | - | - | - | - |
| Mizuho Investment Consulting (Shanghai) Co., Ltd. | 中華人民共 和国上海 市 | 千人民元 10,000 | コンサル ティング業 務 | 100.0 (100.0) [-] | 3 (0) | - | - | - | - |
| Mizuho Securities (Singapore) Pte. Ltd. | シンガポ ール共和 国シンガ ポール 市 | 千米ドル 17,488 | 金融業務 | 100.0 (100.0) [-] | - (-) | - | - | - | - |

| 名称 | 住所 | 資本金 又は 出資金 | 主要な 事業の内容 | 議決 権の 所有 割合 (%) | 当社との関係内容 | | | | |
|---|------------------------------|------------------------|--------------|-----------------------------|-------------------|----------|--------|--------|------|
| | | | | | 役員の 兼任等 (人) | 資金 援助 | 営業上の取引 | 設備の賃貸借 | 業務提携 |
| Mizuho Securities Asia Limited | 中華人民共 和国香港特 別行政区 | 千香港ドル 2,379,468 | 証券業務 | 100.0 (100.0) [-] | 1 (0) | - | - | - | - |
| Mizuho Securities India Private Limited | インド共和 国ムンバイ 市 | 千インドルピ ー 400,000 | 証券業務 | 100.0 (100.0) [-] | 1 (0) | - | - | - | - |
| Mizuho Securities UK Holdings Ltd | 英国ロンド ン市 | 千英ポンド 847,276 | 持株会社 | 100.0 (100.0) [-] | 1 (0) | - | - | - | - |
| Mizuho Securities USA Inc. | 米国ニュー ヨーク州 ニューヨー ク市 | 千米ドル 166,595 | 証券業務 | 100.0 (100.0) [-] | 1 (0) | - | - | - | - |
| Structured Credit America Ltd | 英国ロンド ン市 | 千英ポンド 18,000 | 金融業務 | 100.0 (100.0) [-] | - (-) | - | - | - | - |

その他

| 名称 | 住所 | 資本金 又は 出資金 | 主要な 事業の内容 | 議決 権の 所有 割合 (%) | 当社との関係内容 | | | | |
|---|----------------|------------------|--------------------------|-----------------------------|-------------------|----------|---------------------|--------------|------|
| | | | | | 役員の 兼任等 (人) | 資金 援助 | 営業上の取引 | 設備の賃貸借 | 業務提携 |
| 資産管理サービス 信託銀行株式会社 | 東京都中央区 | 百万円 50,000 | 信託業務 銀行業務 | 54.0 (-) [-] | 3 (1) | - | 経営管理 有価証券の 管理 | - | - |
| みずほ投信投資顧問株式会社 | 東京都港区 | 百万円 2,045 | 投資運用業務 投資助言・ 代理業務 | 98.7 (-) [-] | 1 (1) | - | 経営管理 | - | - |
| みずほ総合研究所 株式会社 | 東京都千代 田区 | 百万円 900 | シンクタンク コンサル ティング業務 | 98.6 (-) [-] | 2 (0) | - | 経営管理 事務委託関 係 | - | - |
| みずほ情報総研株 式会社 | 東京都千代 田区 | 百万円 1,627 | 情報処理 サービス業 務 | 91.5 (-) [-] | 2 (1) | - | 経営管理 事務委託関 係 | - | - |
| 株式会社みずほ フィナンシャルス トラテジー | 東京都千代 田区 | 百万円 10 | コンサル ティング業 務 | 100.0 (-) [-] | 2 (1) | - | 経営管理 | 不動産賃貸 借関係 | - |
| 株式会社みずほプ ライベートウェル スマネジメント | 東京都千代 田区 | 百万円 500 | 総合コンサル ティング業 務 | 100.0 (-) [-] | 1 (0) | - | 経営管理 | - | - |
| 株式会社みずほ データプロセッシ ング | 東京都渋谷 区 | 百万円 50 | 情報処理 サービス業 務 | 100.0 (100.0) [-] | - (-) | - | 事務委託関 係 | - | - |
| 瑞徳情報系統（上 海）有限公司 | 中華人民共 和国上海市 | 百万円 100 | 情報処理 サービス業 務 | 100.0 (100.0) [-] | - (-) | - | - | - | - |
| Mizuho Capital Investment (JPY) 1 Limited | 英国領ケイ マン諸島 | 百万円 5 | 金融業務 | 100.0 (-) [-] | - (-) | - | - | - | - |
| Mizuho Capital Investment (JPY) 2 Limited | 英国領ケイ マン諸島 | 百万円 5 | 金融業務 | 100.0 (-) [-] | - (-) | - | - | - | - |
| Mizuho Capital Investment (JPY) 3 Limited | 英国領ケイ マン諸島 | 百万円 5 | 金融業務 | 100.0 (-) [-] | - (-) | - | - | - | - |
| Mizuho Capital Investment (JPY) 4 Limited | 英国領ケイ マン諸島 | 百万円 5 | 金融業務 | 100.0 (-) [-] | - (-) | - | - | - | - |
| Mizuho Capital Investment (JPY) 5 Limited | 英国領ケイ マン諸島 | 百万円 3,005 | 金融業務 | 100.0 (-) [-] | - (-) | - | - | - | - |
| Mizuho Capital Investment (USD) 1 Limited | 英国領ケイ マン諸島 | 千米ドル 51 | 金融業務 | 100.0 (-) [-] | - (-) | - | - | - | - |
| Mizuho Financial Group (Cayman) Limited | 英国領ケイ マン諸島 | 千米ドル 50 | 金融業務 | 100.0 (-) [-] | - (-) | - | - | - | - |
| Mizuho Financial Group (Cayman) 2 Limited | 英国領ケイ マン諸島 | 千米ドル 52 | 金融業務 | 100.0 (-) [-] | - (-) | - | 保証取引関 係 | - | - |
| Mizuho Financial Group (Cayman) 3 Limited | 英国領ケイ マン諸島 | 千米ドル 52 | 金融業務 | 100.0 (-) [-] | - (-) | - | 保証取引関 係 | - | - |

(持分法適用関連会社)

株式会社みずほ銀行 (連結)

| 名称 | 住所 | 資本金 又は 出資金 | 主要な 事業の内容 | 議決 権の 所有 割合 (%) | 当社との関係内容 | | | | |
|---|-------------------------|-----------------------------------|--|-----------------------------|-------------------|----------|--------|--------|--|
| | | | | | 役員の 兼任等 (人) | 資金 援助 | 営業上の取引 | 設備の賃貸借 | 業務提携 |
| 株式会社オリエン トコーポレーショ ン | 東京都千代 田区 | 百万円 150,013 | 信販業務 | 21.5 (21.5) [-] | - (-) | - | - | - | - |
| 株式会社キュービ タス | 東京都豊島 区 | 百万円 100 | クレジット カード業務 事務計算代 行業務 | 49.0 (49.0) [-] | 2 (0) | - | - | - | クレジット カード事業 に関し「包 括的業務提 携基本契約 書」を締結 |
| 株式会社千葉興業 銀行 | 千葉県千葉 市美浜区 | 百万円 57,941 | 銀行業務 | 20.8 (20.8) [0.0] | - (-) | - | - | - | - |
| 日本インベス ター・ソリュー ション・アンド・ テクノロジーズ株式 会社 | 神奈川県横 浜市西区 | 百万円 42,900 | 確定拠出年 金関連業務 | 39.4 (39.4) [-] | 1 (1) | - | - | - | - |
| Joint Stock Commercial Bank for Foreign Trade of Vietnam | ベトナム社 会主義共和 国ハノイ市 | 千ベトナムド ン 26,650,203,34 0 | 銀行業務 | 15.0 (15.0) [-] | - (-) | - | - | - | - |
| MHCB Consulting (Thailand) Co., Ltd. | タイ王国バ ンコック市 | 千タイバーツ 2,000 | 有価証券投 資業務 コンサル ティング業 務 アドバイザー 業務 | 10.0 (10.0) [19.1] | - (-) | - | - | - | - |
| Sathinee Company Limited | タイ王国バ ンコック市 | 千タイバーツ 5,000 | 有価証券投 資業務 コンサル ティング業 務 | 4.0 (4.0) [95.9] | - (-) | - | - | - | - |

みずほ信託銀行株式会社 (連結)

| 名称 | 住所 | 資本金 又は 出資金 | 主要な 事業の内容 | 議決 権の 所有 割合 (%) | 当社との関係内容 | | | | |
|----------------------------------|------------|------------------|------------------------|-----------------------------|-------------------|----------|--------|--------|------|
| | | | | | 役員の 兼任等 (人) | 資金 援助 | 営業上の取引 | 設備の賃貸借 | 業務提携 |
| 日本ペンション・ オペレーション・ サービス株式会社 | 東京都中央 区 | 百万円 1,500 | 年金制度管 理及び事務 執行業務 | 50.0 (50.0) [-] | - (-) | - | - | - | - |
| 日本株主データ サービス株式会社 | 東京都杉並 区 | 百万円 2,000 | 事務代行業 務 | 50.0 (50.0) [-] | - (-) | - | - | - | - |

みずほ証券株式会社（連結）

| 名称 | 住所 | 資本金 又は 出資金 | 主要な 事業の内容 | 議決 権の 所有 割合 (%) | 当社との関係内容 | | | | |
|-----------------------------------|------------|------------------|----------------------|-----------------------------|-----------------------|----------|--------|--------|------|
| | | | | | 役員 の 兼任等 (人) | 資金 援助 | 営業上の取引 | 設備の賃貸借 | 業務提携 |
| E E I クリーン テック投資事業有 限責任組合 | 東京都品川 区 | 百万円 6,070 | 金融業務 | — (—) [—] | — (—) | — | — | — | — |
| 株式会社インダス トリアル・ディシ ジョンズ | 東京都品川 区 | 百万円 305 | コンサル ティング業 務 | 28.4 (28.4) [12.2] | — (—) | — | — | — | — |
| M I C アジアテク ノロジー投資事業 有限責任組合 | 東京都港区 | 百万円 4,517 | 金融業務 | — (—) [—] | — (—) | — | — | — | — |
| M I C イノベー ション3号投資事 業有限責任組合 | 東京都港区 | 百万円 4,284 | 金融業務 | — (—) [—] | — (—) | — | — | — | — |
| 環境エネルギー1 号投資事業有限責 任組合 | 東京都品川 区 | 百万円 3,439 | 金融業務 | — (—) [—] | — (—) | — | — | — | — |
| 株式会社環境エネ ルギー投資 | 東京都品川 区 | 百万円 50 | 金融業務 | 25.0 (25.0) [—] | 1 (0) | — | — | — | — |
| モバイル・イン ターネットキャピ タル株式会社 | 東京都港区 | 百万円 100 | ベンチャー キャピタル 業務 | 30.0 (30.0) [—] | 1 (0) | — | — | — | — |

その他

| 名称 | 住所 | 資本金 又は 出資金 | 主要な 事業の内容 | 議決 権の 所有 割合 (%) | 当社との関係内容 | | | | |
|--|------------------------------|------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------|----------|--------|--------|------|
| | | | | | 役員 の 兼任等 (人) | 資金 援助 | 営業上の取引 | 設備の賃貸借 | 業務提携 |
| D I A M アセット マネジメント株式 会社 | 東京都千代 田区 | 百万円 2,000 | 投資運用業 務 投資助言・ 代理業務 | 50.0 (—) [—] | 1 (1) | — | 経営管理 | — | — |
| DIAM Asset Management (HK) Limited | 中華人民共 和国香港特 別行政区 | 百万円 500 | 投資助言・ 代理業務 | — (—) [100.0] | — (—) | — | — | — | — |
| DIAM International Ltd | 英国ロンド ン市 | 千英ポンド 4,000 | 投資助言・ 代理業務 | — (—) [100.0] | — (—) | — | — | — | — |
| DIAM SINGAPORE PTE. LTD. | シンガポー ル共和国シ ンガポール 市 | 百万円 700 | 投資助言・ 代理業務 | — (—) [100.0] | — (—) | — | — | — | — |
| DIAM U. S. A., Inc. | 米国ニュー ヨーク州 ニューヨーク 市 | 千米ドル 4,000 | 投資助言・ 代理業務 | — (—) [100.0] | — (—) | — | — | — | — |

- (注) 1. 上記関係会社のうち、特定子会社に該当する会社は、株式会社みずほ銀行、みずほ信託銀行株式会社及び Mizuho International plcであります。
2. 上記関係会社のうち、有価証券報告書又は有価証券届出書を提出している会社は、株式会社みずほ銀行、みずほ信託銀行株式会社、株式会社オリエントコーポレーション及び株式会社千葉興業銀行であります。
3. 上記関係会社のうち、連結財務諸表に重要な影響を与えている債務超過の状況にある会社はありません。
4. 株式会社みずほ銀行については、経常収益（連結会社相互間の内部経常収益を除く）の連結経常収益に占める割合が10%を超えております。なお、株式会社みずほ銀行は有価証券報告書を提出しており、主要な損益情報等は、記載を省略しております。
5. 「議決権の所有割合」欄の（ ）内は子会社による間接所有の割合（内書き）、[]内は「自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者」又は「自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者」による所有割合（外書き）であります。
6. 「当社との関係内容」の「役員兼任等」欄の（ ）内は、当社の役員（内書き）であります。
7. 平成27年4月1日にASTRO CAPITAL CORPORATION IIは、GLOBAL BUSINESS CORPORATION及びJAPAN SECURITIZATION CORPORATIONを吸収合併し、JAPAN SECURITIZATION CORPORATIONに社名変更しております。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成27年3月31日現在

| | 株式会社 みずほ銀行 (連結) | みずほ信託銀行 株式会社 (連結) | みずほ証券 株式会社 (連結) | その他 | 合計 |
|----------|-----------------------|-------------------------|-----------------------|----------------|--------------------|
| 従業員数 (人) | 34,528 [17,091] | 4,684 [894] | 8,908 [1,427] | 6,664 [510] | 54,784 [19,922] |

- (注) 1. 従業員数は、連結会社各社において、それぞれ社外への出向者を除き、社外から受け入れた出向者を含んでおります。また、海外の現地採用者を含み、嘱託及び臨時従業員19,997人を含んでおりません。
2. 嘱託及び臨時従業員数は、[]内に当会計期間の平均人員（各月末人員の平均）を外書きで記載しております。

(2) 当社の従業員数

平成27年3月31日現在

| 従業員数 (人) | 平均年齢 (歳) | 平均勤続年数 (年) | 平均年間給与 (千円) |
|---------------|----------|------------|-------------|
| 1,152 [79] | 40.0 | 16.7 | 9,477 |

- (注) 1. 従業員数は、社外への出向者を除き、社外から受け入れた出向者を含んでおります。また、執行役員38人、嘱託及び臨時従業員83人を含んでおりません。
2. 嘱託及び臨時従業員数は、[]内に当会計期間の平均人員（各月末人員の平均）を外書きで記載しております。
3. 当社の従業員数は、すべてその他のセグメントに属しております。
4. 平均勤続年数は、当社、株式会社みずほ銀行、みずほ信託銀行株式会社、みずほ証券株式会社、みずほ情報総研株式会社の間で転籍異動した者については転籍元会社での勤続年数を通算しております。
5. 平均年間給与は、3月末の当社従業員に対して支給された年間の給与、賞与及び基準外賃金（株式会社みずほ銀行、みずほ信託銀行株式会社、みずほ情報総研株式会社からの転籍転入者については転籍元会社で支給されたものを含む）を合計したものであります。
6. 当社の従業員組合は、みずほフィナンシャルグループ従業員組合と称し、当社に在籍する組合員数（他社への出向者を含む）は956人であります。労使間においては、特記すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1)業績

当期の経済情勢を顧みますと、世界経済は、全体としては緩やかな回復が続きましたが、一部には弱さもみられました。先行きは、先進国を中心に引き続き回復が期待されますが、地政学的リスクの高まりや原油価格下落に伴う影響には注視を要する状況となっております。

米国経済は景気回復が続いており、雇用環境の改善や個人消費の持ち直しがみられました。先行きは、金融政策正常化の動きに伴う影響には留意する必要があるものの、底堅い回復が続くことが期待されます。

欧州経済は、英国での堅調な回復に加えて、ユーロ圏においても緩やかな回復が続きました。今後も緩やかな回復基調は維持される見通しですが、ギリシャ情勢を含む債務問題の帰趨や高水準の失業率、ロシア経済減速の影響、金融政策の動向などに留意が必要な状況が続いております。

アジアでは、中国経済はテンポを緩めつつも安定した成長を続けました。今後もこの傾向は継続するとみられますが、製造業部門の過剰設備問題や不動産市況の弱含みなどもあり、成長ペースが鈍化していく可能性も意識されるようになっております。アジア経済全体としては、欧州向け輸出の弱含みなどもあり、成長に勢いを欠く状況が続きました。先行きは、原油価格下落による内需の押し上げ効果が期待される一方で、米国の利上げに伴う通貨安などの懸念材料もあることから、景気拡大は緩やかなペースにとどまるとみられます。

日本経済は、緩やかな回復基調が続くなかで雇用環境や企業収益の改善がみられました。先行きは、雇用者所得の回復を背景とした個人消費の高まりや円安傾向が定着する中での輸出増加などを支えとして、持ち直しの動きが継続していくことが期待されます。

このような経営環境のもと、当連結会計年度の連結当期純利益は6,119億円となりました。

なお、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の詳細につきましては、「第2 事業の状況 7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」に記載しております。

(2)キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における営業活動によるキャッシュ・フローは、預金の増加等により6兆6,549億円の収入となりました。投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の売却等により2兆6,192億円の収入となり、財務活動によるキャッシュ・フローは、劣後特約付社債の償還等により9,034億円の支出となりました。

以上の結果、現金及び現金同等物の当連結会計年度末残高は、前連結会計年度末比8兆4,083億円増加して、27兆8,407億円となりました。

(3) 国内・海外別収支

当連結会計年度において、資金運用収支・信託報酬・役務取引等収支・特定取引収支・その他業務収支の合計は2兆2,477億円となりました。

| 種類 | 期別 | 国内 | 海外 | 相殺消去額(△) | 合計 |
|-----------|---------|-----------|---------|----------|-----------|
| | | 金額(百万円) | 金額(百万円) | 金額(百万円) | 金額(百万円) |
| 資金運用収支 | 前連結会計年度 | 758,838 | 349,517 | 46 | 1,108,308 |
| | 当連結会計年度 | 766,019 | 370,516 | 7,096 | 1,129,439 |
| うち資金運用収益 | 前連結会計年度 | 1,017,197 | 535,353 | 134,980 | 1,417,569 |
| | 当連結会計年度 | 1,008,654 | 594,525 | 134,203 | 1,468,976 |
| うち資金調達費用 | 前連結会計年度 | 258,359 | 185,835 | 134,933 | 309,261 |
| | 当連結会計年度 | 242,635 | 224,008 | 127,106 | 339,537 |
| 信託報酬 | 前連結会計年度 | 52,040 | — | 26 | 52,014 |
| | 当連結会計年度 | 52,839 | — | 198 | 52,641 |
| 役務取引等収支 | 前連結会計年度 | 452,143 | 114,245 | 5,620 | 560,768 |
| | 当連結会計年度 | 444,628 | 158,058 | 9,327 | 593,360 |
| うち役務取引等収益 | 前連結会計年度 | 564,974 | 152,112 | 34,687 | 682,400 |
| | 当連結会計年度 | 571,939 | 199,638 | 42,236 | 729,341 |
| うち役務取引等費用 | 前連結会計年度 | 112,831 | 37,867 | 29,066 | 121,631 |
| | 当連結会計年度 | 127,310 | 41,579 | 32,909 | 135,981 |
| 特定取引収支 | 前連結会計年度 | 158,871 | 28,549 | — | 187,421 |
| | 当連結会計年度 | 190,809 | 72,375 | 221 | 262,963 |
| うち特定取引収益 | 前連結会計年度 | 159,949 | 29,070 | — | 189,020 |
| | 当連結会計年度 | 190,809 | 72,375 | 221 | 262,963 |
| うち特定取引費用 | 前連結会計年度 | 1,077 | 521 | — | 1,598 |
| | 当連結会計年度 | — | — | — | — |
| その他業務収支 | 前連結会計年度 | 106,236 | 19,736 | △801 | 126,774 |
| | 当連結会計年度 | 155,485 | 52,087 | △1,766 | 209,340 |
| うちその他業務収益 | 前連結会計年度 | 211,877 | 49,023 | 5,479 | 255,422 |
| | 当連結会計年度 | 291,775 | 73,517 | 28 | 365,264 |
| うちその他業務費用 | 前連結会計年度 | 105,641 | 29,287 | 6,280 | 128,647 |
| | 当連結会計年度 | 136,289 | 21,429 | 1,795 | 155,924 |

(注) 1. 「国内」とは、当社及び国内に本店を有する連結子会社（海外店を除く。以下「国内連結子会社」という）であります。

2. 「海外」とは、国内連結子会社の海外店及び海外に本店を有する連結子会社（以下「海外連結子会社」という）であります。

3. 「相殺消去額」には内部取引金額等を記載しております。

4. 資金調達費用は金銭の信託運用見合費用を控除しております。

(4) 国内・海外別資金運用／調達状況

当連結会計年度において、資金運用勘定の平均残高は156兆5,613億円、利息は1兆4,689億円、利回りは0.93%となりました。資金調達勘定の平均残高は156兆6,246億円、利息は3,395億円、利回りは0.21%となりました。

① 国内

| 種類 | 期別 | 平均残高 | 利息 | 利回り |
|----------------|---------|-------------|-----------|------|
| | | 金額 (百万円) | 金額 (百万円) | (%) |
| 資金運用勘定 | 前連結会計年度 | 117,581,186 | 1,017,197 | 0.86 |
| | 当連結会計年度 | 119,462,586 | 1,008,654 | 0.84 |
| うち貸出金 | 前連結会計年度 | 54,769,193 | 623,560 | 1.13 |
| | 当連結会計年度 | 54,297,110 | 584,556 | 1.07 |
| うち有価証券 | 前連結会計年度 | 43,160,233 | 277,468 | 0.64 |
| | 当連結会計年度 | 41,645,506 | 296,963 | 0.71 |
| うちコールローン及び買入手形 | 前連結会計年度 | 186,615 | 839 | 0.44 |
| | 当連結会計年度 | 199,648 | 943 | 0.47 |
| うち買現先勘定 | 前連結会計年度 | 183,805 | 203 | 0.11 |
| | 当連結会計年度 | 75,046 | 151 | 0.20 |
| うち債券貸借取引支払保証金 | 前連結会計年度 | 5,544,842 | 7,670 | 0.13 |
| | 当連結会計年度 | 4,858,830 | 7,102 | 0.14 |
| うち預け金 | 前連結会計年度 | 11,212,590 | 12,871 | 0.11 |
| | 当連結会計年度 | 16,356,398 | 18,937 | 0.11 |
| 資金調達勘定 | 前連結会計年度 | 120,211,572 | 258,359 | 0.21 |
| | 当連結会計年度 | 120,366,031 | 242,635 | 0.20 |
| うち預金 | 前連結会計年度 | 74,466,233 | 41,460 | 0.05 |
| | 当連結会計年度 | 77,370,431 | 38,301 | 0.04 |
| うち譲渡性預金 | 前連結会計年度 | 11,432,584 | 10,115 | 0.08 |
| | 当連結会計年度 | 11,546,165 | 10,160 | 0.08 |
| うちコールマネー及び売渡手形 | 前連結会計年度 | 5,490,628 | 5,782 | 0.10 |
| | 当連結会計年度 | 5,526,838 | 5,436 | 0.09 |
| うち売現先勘定 | 前連結会計年度 | 3,218,386 | 6,291 | 0.19 |
| | 当連結会計年度 | 3,717,099 | 6,661 | 0.17 |
| うち債券貸借取引受入担保金 | 前連結会計年度 | 7,429,615 | 9,860 | 0.13 |
| | 当連結会計年度 | 5,788,027 | 7,549 | 0.13 |
| うち商業・ペーパー | 前連結会計年度 | — | — | — |
| | 当連結会計年度 | — | — | — |
| うち借入金 | 前連結会計年度 | 11,150,218 | 110,297 | 0.98 |
| | 当連結会計年度 | 8,367,920 | 94,841 | 1.13 |

(注) 1. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、一部の国内連結子会社については、半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

2. 「国内」とは、当社及び国内連結子会社（海外店を除く）であります。

3. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高及び利息をそれぞれ控除して表示しております。

② 海外

| 種類 | 期別 | 平均残高 | 利息 | 利回り |
|----------------|---------|------------|----------|------|
| | | 金額 (百万円) | 金額 (百万円) | (%) |
| 資金運用勘定 | 前連結会計年度 | 40,261,401 | 535,353 | 1.32 |
| | 当連結会計年度 | 44,814,522 | 594,525 | 1.32 |
| うち貸出金 | 前連結会計年度 | 16,737,607 | 391,872 | 2.34 |
| | 当連結会計年度 | 20,757,119 | 434,613 | 2.09 |
| うち有価証券 | 前連結会計年度 | 2,729,544 | 57,545 | 2.10 |
| | 当連結会計年度 | 3,033,053 | 67,288 | 2.21 |
| うちコールローン及び買入手形 | 前連結会計年度 | 252,626 | 5,183 | 2.05 |
| | 当連結会計年度 | 295,338 | 6,668 | 2.25 |
| うち買現先勘定 | 前連結会計年度 | 12,822,195 | 33,288 | 0.25 |
| | 当連結会計年度 | 11,236,036 | 30,071 | 0.26 |
| うち債券貸借取引支払保証金 | 前連結会計年度 | — | — | — |
| | 当連結会計年度 | — | — | — |
| うち預け金 | 前連結会計年度 | 4,713,473 | 24,085 | 0.51 |
| | 当連結会計年度 | 5,478,992 | 32,247 | 0.58 |
| 資金調達勘定 | 前連結会計年度 | 38,978,517 | 185,835 | 0.47 |
| | 当連結会計年度 | 43,260,617 | 224,008 | 0.51 |
| うち預金 | 前連結会計年度 | 11,467,245 | 64,862 | 0.56 |
| | 当連結会計年度 | 14,487,743 | 85,355 | 0.58 |
| うち譲渡性預金 | 前連結会計年度 | 4,205,397 | 17,958 | 0.42 |
| | 当連結会計年度 | 6,147,465 | 19,934 | 0.32 |
| うちコールマネー及び売渡手形 | 前連結会計年度 | 681,473 | 2,604 | 0.38 |
| | 当連結会計年度 | 862,022 | 3,075 | 0.35 |
| うち売現先勘定 | 前連結会計年度 | 18,146,384 | 25,511 | 0.14 |
| | 当連結会計年度 | 18,200,483 | 26,015 | 0.14 |
| うち債券貸借取引受入担保金 | 前連結会計年度 | — | — | — |
| | 当連結会計年度 | — | — | — |
| うちコマーシャル・ペーパー | 前連結会計年度 | 644,776 | 1,826 | 0.28 |
| | 当連結会計年度 | 640,993 | 1,682 | 0.26 |
| うち借入金 | 前連結会計年度 | 2,212,782 | 11,992 | 0.54 |
| | 当連結会計年度 | 1,701,195 | 11,800 | 0.69 |

(注) 1. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、海外連結子会社については、半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

2. 「海外」とは、国内連結子会社の海外店及び海外連結子会社であります。

3. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高及び利息をそれぞれ控除して表示しております。

③ 合計

| 種類 | 期別 | 平均残高 (百万円) | | | 利息 (百万円) | | | 利回り (%) |
|----------------|---------|-------------|-----------|-------------|-----------|-----------|-----------|---------|
| | | 小計 | 相殺消去額 (△) | 合計 | 小計 | 相殺消去額 (△) | 合計 | |
| 資金運用勘定 | 前連結会計年度 | 157,842,587 | 8,513,521 | 149,329,065 | 1,552,550 | 134,980 | 1,417,569 | 0.94 |
| | 当連結会計年度 | 164,277,108 | 7,715,774 | 156,561,334 | 1,603,179 | 134,203 | 1,468,976 | 0.93 |
| うち貸出金 | 前連結会計年度 | 71,506,800 | 3,530,087 | 67,976,712 | 1,015,433 | 95,137 | 920,295 | 1.35 |
| | 当連結会計年度 | 75,054,230 | 3,556,619 | 71,497,611 | 1,019,170 | 87,286 | 931,883 | 1.30 |
| うち有価証券 | 前連結会計年度 | 45,889,777 | 1,010,307 | 44,879,470 | 335,014 | 10,673 | 324,340 | 0.72 |
| | 当連結会計年度 | 44,678,559 | 951,586 | 43,726,973 | 364,251 | 12,450 | 351,801 | 0.80 |
| うちコールローン及び買入手形 | 前連結会計年度 | 439,242 | 1,736 | 437,505 | 6,023 | 9 | 6,013 | 1.37 |
| | 当連結会計年度 | 494,986 | — | 494,986 | 7,612 | 0 | 7,611 | 1.53 |
| うち買現先勘定 | 前連結会計年度 | 13,006,001 | 2,842,391 | 10,163,610 | 33,491 | 3,888 | 29,602 | 0.29 |
| | 当連結会計年度 | 11,311,083 | 1,979,126 | 9,331,956 | 30,222 | 2,227 | 27,995 | 0.29 |
| うち債券貸借取引支払保証金 | 前連結会計年度 | 5,544,842 | 11,488 | 5,533,354 | 7,670 | 6 | 7,664 | 0.13 |
| | 当連結会計年度 | 4,858,830 | 11,747 | 4,847,082 | 7,102 | 5 | 7,096 | 0.14 |
| うち預け金 | 前連結会計年度 | 15,926,064 | 578,585 | 15,347,478 | 36,956 | 1,185 | 35,771 | 0.23 |
| | 当連結会計年度 | 21,835,391 | 395,228 | 21,440,162 | 51,184 | 1,090 | 50,093 | 0.23 |
| 資金調達勘定 | 前連結会計年度 | 159,190,089 | 7,809,861 | 151,380,228 | 444,194 | 134,933 | 309,261 | 0.20 |
| | 当連結会計年度 | 163,626,648 | 7,001,954 | 156,624,694 | 466,644 | 127,106 | 339,537 | 0.21 |
| うち預金 | 前連結会計年度 | 85,933,478 | 355,039 | 85,578,439 | 106,323 | 520 | 105,802 | 0.12 |
| | 当連結会計年度 | 91,858,175 | 96,732 | 91,761,443 | 123,656 | 97 | 123,559 | 0.13 |
| うち譲渡性預金 | 前連結会計年度 | 15,637,982 | — | 15,637,982 | 28,073 | — | 28,073 | 0.17 |
| | 当連結会計年度 | 17,693,630 | — | 17,693,630 | 30,095 | — | 30,095 | 0.17 |
| うちコールマネー及び売渡手形 | 前連結会計年度 | 6,172,101 | 144,405 | 6,027,696 | 8,387 | 656 | 7,731 | 0.12 |
| | 当連結会計年度 | 6,388,860 | 221,738 | 6,167,121 | 8,512 | 902 | 7,609 | 0.12 |
| うち売現先勘定 | 前連結会計年度 | 21,364,770 | 2,853,134 | 18,511,635 | 31,803 | 3,855 | 27,947 | 0.15 |
| | 当連結会計年度 | 21,917,582 | 1,996,536 | 19,921,045 | 32,677 | 2,139 | 30,537 | 0.15 |
| うち債券貸借取引受入担保金 | 前連結会計年度 | 7,429,615 | 294 | 7,429,320 | 9,860 | 0 | 9,860 | 0.13 |
| | 当連結会計年度 | 5,788,027 | 715 | 5,787,312 | 7,549 | 0 | 7,549 | 0.13 |
| うちコマース・ペーパー | 前連結会計年度 | 644,776 | — | 644,776 | 1,826 | — | 1,826 | 0.28 |
| | 当連結会計年度 | 640,993 | — | 640,993 | 1,682 | — | 1,682 | 0.26 |
| うち借入金 | 前連結会計年度 | 13,363,000 | 3,534,557 | 9,828,442 | 122,290 | 95,763 | 26,527 | 0.26 |
| | 当連結会計年度 | 10,069,116 | 3,564,705 | 6,504,410 | 106,641 | 87,353 | 19,287 | 0.29 |

(注) 「相殺消去額」には内部取引金額等を記載しております。

(5) 国内・海外別役務取引の状況

当連結会計年度において、役務取引等収益は7,293億円、役務取引等費用は1,359億円となりました。

| 種類 | 期別 | 国内 | 海外 | 相殺消去額(△) | 合計 |
|--------------|---------|---------|---------|----------|---------|
| | | 金額(百万円) | 金額(百万円) | 金額(百万円) | 金額(百万円) |
| 役務取引等収益 | 前連結会計年度 | 564,974 | 152,112 | 34,687 | 682,400 |
| | 当連結会計年度 | 571,939 | 199,638 | 42,236 | 729,341 |
| うち預金・債券・貸出業務 | 前連結会計年度 | 97,118 | 71,383 | 466 | 168,036 |
| | 当連結会計年度 | 91,236 | 100,931 | 479 | 191,688 |
| うち為替業務 | 前連結会計年度 | 102,197 | 6,680 | 158 | 108,719 |
| | 当連結会計年度 | 103,440 | 7,379 | 176 | 110,644 |
| うち証券関連業務 | 前連結会計年度 | 147,802 | 47,676 | 24,153 | 171,325 |
| | 当連結会計年度 | 145,921 | 62,292 | 33,718 | 174,494 |
| うち代理業務 | 前連結会計年度 | 26,328 | 2,893 | 253 | 28,968 |
| | 当連結会計年度 | 32,176 | 3,727 | 304 | 35,598 |
| うち保護預り・貸金庫業務 | 前連結会計年度 | 5,470 | 30 | — | 5,500 |
| | 当連結会計年度 | 5,269 | 25 | — | 5,294 |
| うち保証業務 | 前連結会計年度 | 20,084 | 9,803 | 1,437 | 28,450 |
| | 当連結会計年度 | 19,734 | 11,101 | 1,033 | 29,802 |
| うち信託関連業務 | 前連結会計年度 | 43,146 | 4,325 | 1,383 | 46,088 |
| | 当連結会計年度 | 49,937 | 5,034 | 1,858 | 53,112 |
| 役務取引等費用 | 前連結会計年度 | 112,831 | 37,867 | 29,066 | 121,631 |
| | 当連結会計年度 | 127,310 | 41,579 | 32,909 | 135,981 |
| うち為替業務 | 前連結会計年度 | 39,452 | 512 | 117 | 39,847 |
| | 当連結会計年度 | 38,554 | 678 | 116 | 39,116 |

- (注) 1. 「国内」とは、当社及び国内連結子会社(海外店を除く)であります。
 2. 「海外」とは、国内連結子会社の海外店及び海外連結子会社であります。
 3. 「相殺消去額」には内部取引金額等を記載しております。

(6) 国内・海外別特定取引の状況

① 特定取引収益・費用の内訳

当連結会計年度は、特定取引収益は2,629億円となりました。

| 種類 | 期別 | 国内 | 海外 | 相殺消去額(△) | 合計 |
|--------------|---------|---------|---------|----------|---------|
| | | 金額(百万円) | 金額(百万円) | 金額(百万円) | 金額(百万円) |
| 特定取引収益 | 前連結会計年度 | 159,949 | 29,070 | — | 189,020 |
| | 当連結会計年度 | 190,809 | 72,375 | 221 | 262,963 |
| うち商品有価証券収益 | 前連結会計年度 | 122,414 | 11,510 | — | 133,925 |
| | 当連結会計年度 | 124,835 | 15,884 | 221 | 140,498 |
| うち特定取引有価証券収益 | 前連結会計年度 | — | — | — | — |
| | 当連結会計年度 | 5,639 | 998 | — | 6,638 |
| うち特定金融派生商品収益 | 前連結会計年度 | 34,108 | 17,559 | — | 51,668 |
| | 当連結会計年度 | 58,219 | 55,492 | — | 113,711 |
| うちその他の特定取引収益 | 前連結会計年度 | 3,426 | — | — | 3,426 |
| | 当連結会計年度 | 2,114 | — | — | 2,114 |
| 特定取引費用 | 前連結会計年度 | 1,077 | 521 | — | 1,598 |
| | 当連結会計年度 | — | — | — | — |
| うち商品有価証券費用 | 前連結会計年度 | — | — | — | — |
| | 当連結会計年度 | — | — | — | — |
| うち特定取引有価証券費用 | 前連結会計年度 | 1,077 | 521 | — | 1,598 |
| | 当連結会計年度 | — | — | — | — |
| うち特定金融派生商品費用 | 前連結会計年度 | — | — | — | — |
| | 当連結会計年度 | — | — | — | — |
| うちその他の特定取引費用 | 前連結会計年度 | — | — | — | — |
| | 当連結会計年度 | — | — | — | — |

(注) 1. 「国内」とは、当社及び国内連結子会社（海外店を除く）であります。

2. 「海外」とは、国内連結子会社の海外店及び海外連結子会社であります。

3. 「相殺消去額」には内部取引金額等を記載しております。

4. 内訳科目はそれぞれの収益と費用で相殺し、収益が上回った場合には収益欄に、費用が上回った場合には費用欄に、国内・海外・合計毎の純額を表示しております。

② 特定取引資産・負債の内訳（末残）

当連結会計年度末において、特定取引資産は10兆7,817億円、特定取引負債は8兆7,431億円となりました。

| 種類 | 期別 | 国内 | 海外 | 相殺消去額(△) | 合計 |
|----------------|---------|-----------|-----------|----------|------------|
| | | 金額(百万円) | 金額(百万円) | 金額(百万円) | 金額(百万円) |
| 特定取引資産 | 前連結会計年度 | 8,991,847 | 2,859,759 | 381,796 | 11,469,811 |
| | 当連結会計年度 | 8,275,210 | 2,996,383 | 489,858 | 10,781,735 |
| うち商品有価証券 | 前連結会計年度 | 4,137,730 | 1,757,201 | — | 5,894,932 |
| | 当連結会計年度 | 2,500,992 | 1,662,236 | — | 4,163,229 |
| うち商品有価証券派生商品 | 前連結会計年度 | 199,289 | 235 | — | 199,524 |
| | 当連結会計年度 | 207,878 | 5,281 | — | 213,159 |
| うち特定取引有価証券 | 前連結会計年度 | 79,300 | 95,563 | — | 174,863 |
| | 当連結会計年度 | 30,304 | 35,742 | — | 66,046 |
| うち特定取引有価証券派生商品 | 前連結会計年度 | 77 | 45 | 45 | 77 |
| | 当連結会計年度 | 190 | 46 | 16 | 220 |
| うち特定金融派生商品 | 前連結会計年度 | 3,525,493 | 1,005,331 | 298,918 | 4,231,907 |
| | 当連結会計年度 | 4,644,989 | 1,287,023 | 405,662 | 5,526,350 |
| うちその他の特定取引資産 | 前連結会計年度 | 1,049,955 | 1,382 | 82,832 | 968,505 |
| | 当連結会計年度 | 890,854 | 6,053 | 84,179 | 812,728 |
| 特定取引負債 | 前連結会計年度 | 6,374,806 | 2,107,194 | 298,963 | 8,183,037 |
| | 当連結会計年度 | 6,794,456 | 2,354,418 | 405,678 | 8,743,196 |
| うち売付商品債券 | 前連結会計年度 | 3,216,324 | 1,060,823 | — | 4,277,148 |
| | 当連結会計年度 | 2,294,228 | 896,172 | — | 3,190,401 |
| うち商品有価証券派生商品 | 前連結会計年度 | 181,780 | 170 | — | 181,950 |
| | 当連結会計年度 | 201,064 | 5,321 | — | 206,385 |
| うち特定取引売付債券 | 前連結会計年度 | 16,695 | 16,112 | — | 32,808 |
| | 当連結会計年度 | — | 10,412 | — | 10,412 |
| うち特定取引有価証券派生商品 | 前連結会計年度 | 263 | — | 45 | 218 |
| | 当連結会計年度 | 143 | — | 16 | 126 |
| うち特定金融派生商品 | 前連結会計年度 | 2,959,741 | 1,030,088 | 298,918 | 3,690,911 |
| | 当連結会計年度 | 4,299,019 | 1,442,512 | 405,662 | 5,335,870 |
| うちその他の特定取引負債 | 前連結会計年度 | — | — | — | — |
| | 当連結会計年度 | — | — | — | — |

- (注) 1. 「国内」とは、当社及び国内連結子会社（海外店を除く）であります。
 2. 「海外」とは、国内連結子会社の海外店及び海外連結子会社であります。
 3. 「相殺消去額」には内部取引金額等を記載しております。

(7) 国内・海外別預金残高の状況

○預金の種類別残高（未残）

| 種類 | 期別 | 国内 | 海外 | 相殺消去額(△) | 合計 |
|---------|---------|------------|------------|----------|-------------|
| | | 金額(百万円) | 金額(百万円) | 金額(百万円) | 金額(百万円) |
| 預金合計 | 前連結会計年度 | 77,482,701 | 11,718,028 | 145,224 | 89,055,505 |
| | 当連結会計年度 | 82,352,962 | 15,477,452 | 72,869 | 97,757,545 |
| うち流動性預金 | 前連結会計年度 | 46,602,965 | 2,532,665 | 35,802 | 49,099,828 |
| | 当連結会計年度 | 50,202,778 | 3,780,203 | 35,416 | 53,947,566 |
| うち定期性預金 | 前連結会計年度 | 26,325,966 | 9,173,390 | 90,080 | 35,409,276 |
| | 当連結会計年度 | 26,756,106 | 11,673,187 | 20,137 | 38,409,156 |
| うちその他 | 前連結会計年度 | 4,553,769 | 11,972 | 19,341 | 4,546,400 |
| | 当連結会計年度 | 5,394,077 | 24,061 | 17,315 | 5,400,823 |
| 譲渡性預金 | 前連結会計年度 | 8,117,512 | 4,638,264 | — | 12,755,776 |
| | 当連結会計年度 | 9,011,590 | 6,683,316 | — | 15,694,906 |
| 総合計 | 前連結会計年度 | 85,600,213 | 16,356,293 | 145,224 | 101,811,282 |
| | 当連結会計年度 | 91,364,552 | 22,160,768 | 72,869 | 113,452,451 |

- (注) 1. 「国内」とは、当社及び国内連結子会社（海外店を除く）であります。
2. 「海外」とは、国内連結子会社の海外店及び海外連結子会社であります。
3. 「相殺消去額」には内部取引金額等を記載しております。
4. 預金の区分は次のとおりであります。
① 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金
② 定期性預金＝定期預金＋定期積金

(8) 国内・海外別貸出金残高の状況

① 業種別貸出状況（末残・構成比）

| 業種別 | 前連結会計年度 | | 当連結会計年度 | |
|-------------------|------------|--------|------------|--------|
| | 金額（百万円） | 構成比（%） | 金額（百万円） | 構成比（%） |
| 国内（除く特別国際金融取引勘定分） | 53,447,218 | 100.00 | 52,540,179 | 100.00 |
| 製造業 | 7,620,735 | 14.26 | 7,953,868 | 15.14 |
| 農業、林業 | 36,841 | 0.07 | 42,304 | 0.08 |
| 漁業 | 2,004 | 0.00 | 911 | 0.00 |
| 鉱業、採石業、砂利採取業 | 239,960 | 0.45 | 264,004 | 0.50 |
| 建設業 | 757,100 | 1.42 | 758,494 | 1.44 |
| 電気・ガス・熱供給・水道業 | 2,397,000 | 4.48 | 2,424,577 | 4.62 |
| 情報通信業 | 1,218,089 | 2.28 | 1,231,321 | 2.34 |
| 運輸業、郵便業 | 2,467,450 | 4.62 | 2,283,169 | 4.35 |
| 卸売業、小売業 | 4,791,342 | 8.96 | 5,047,162 | 9.61 |
| 金融業、保険業 | 3,604,975 | 6.75 | 3,915,887 | 7.45 |
| 不動産業 | 6,312,527 | 11.81 | 6,453,151 | 12.28 |
| 物品賃貸業 | 1,536,728 | 2.88 | 1,784,489 | 3.40 |
| 各種サービス業 | 2,419,676 | 4.53 | 2,488,901 | 4.74 |
| 地方公共団体 | 1,112,740 | 2.08 | 1,005,510 | 1.91 |
| 政府等 | 5,619,681 | 10.51 | 3,605,298 | 6.86 |
| その他 | 13,310,363 | 24.90 | 13,281,125 | 25.28 |
| 海外及び特別国際金融取引勘定分 | 15,854,186 | 100.00 | 20,874,991 | 100.00 |
| 政府等 | 522,062 | 3.29 | 681,963 | 3.27 |
| 金融機関 | 4,095,855 | 25.84 | 5,252,856 | 25.16 |
| その他 | 11,236,268 | 70.87 | 14,940,171 | 71.57 |
| 合計 | 69,301,405 | — | 73,415,170 | — |

(注) 1. 「国内」とは、当社及び国内連結子会社（海外店を除く）であります。

2. 「海外」とは、国内連結子会社の海外店及び海外連結子会社であります。

② 外国政府等向け債権残高（国別）

| 期別 | 国別 | 金額（百万円） |
|---------|-----------------|---------|
| 前連結会計年度 | エジプト | 5,013 |
| | ベネズエラ | 308 |
| | アルゼンチン | 8 |
| | エクアドル | 0 |
| | 合計 | 5,331 |
| | (資産の総額に対する割合：%) | (0.00) |
| 当連結会計年度 | エジプト | 5,285 |
| | アルゼンチン | 8 |
| | 合計 | 5,293 |
| | (資産の総額に対する割合：%) | (0.00) |

(注) 日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号に規定する特定海外債権引当勘定を計上している国の外国政府等の債権残高を掲げております。

(9) 国内・海外別有価証券の状況

○有価証券残高（未残）

| 種類 | 期別 | 国内 | 海外 | 合計 |
|--------|---------|------------|-----------|------------|
| | | 金額（百万円） | 金額（百万円） | 金額（百万円） |
| 国債 | 前連結会計年度 | 26,097,592 | — | 26,097,592 |
| | 当連結会計年度 | 21,772,097 | 3,820 | 21,775,918 |
| 地方債 | 前連結会計年度 | 244,662 | — | 244,662 |
| | 当連結会計年度 | 238,587 | — | 238,587 |
| 短期社債 | 前連結会計年度 | 99 | — | 99 |
| | 当連結会計年度 | 99 | — | 99 |
| 社債 | 前連結会計年度 | 2,792,469 | — | 2,792,469 |
| | 当連結会計年度 | 2,674,037 | — | 2,674,037 |
| 株式 | 前連結会計年度 | 3,524,414 | 662 | 3,525,077 |
| | 当連結会計年度 | 4,500,792 | — | 4,500,792 |
| その他の証券 | 前連結会計年度 | 8,858,619 | 2,478,996 | 11,337,616 |
| | 当連結会計年度 | 11,186,562 | 2,902,735 | 14,089,298 |
| 合計 | 前連結会計年度 | 41,517,858 | 2,479,659 | 43,997,517 |
| | 当連結会計年度 | 40,372,177 | 2,906,555 | 43,278,733 |

- (注) 1. 「国内」とは、当社及び国内連結子会社（海外店を除く）であります。
 2. 「海外」とは、国内連結子会社の海外店及び海外連結子会社であります。
 3. 「その他の証券」には、外国債券及び外国株式を含んでおります。

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第52条の25の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第20号。以下、「告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースについて算出しております。

なお、当社は、国際統一基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては先進的内部格付手法、オペレーショナル・リスク相当額に係る額の算出においては先進的計測手法を採用するとともに、マーケット・リスク規制を導入しております。

連結自己資本比率 (国際統一基準)

(単位：億円、%)

| | 平成27年 3月31日 |
|-----------------------------|-------------|
| 1. 連結総自己資本比率 (4 / 7) | 14.58 |
| 2. 連結Tier 1 比率 (5 / 7) | 11.50 |
| 3. 連結普通株式等Tier 1 比率 (6 / 7) | 9.43 |
| 4. 連結における総自己資本の額 | 95,084 |
| 5. 連結におけるTier 1 資本の額 | 75,003 |
| 6. 連結における普通株式等Tier 1 資本の額 | 61,531 |
| 7. リスク・アセットの額 | 651,919 |
| 8. 連結総所要自己資本額 | 52,153 |

(参考)

当社グループのデリバティブ取引にかかる信用リスク相当額は以下のとおりであります。

| 種類 | 前連結会計年度 (平成26年3月31日) | 当連結会計年度 (平成27年3月31日) |
|----------------------------------|-------------------------|-------------------------|
| | 金額 (百万円) | 金額 (百万円) |
| 金利スワップ | 5,862,256 | 5,194,541 |
| 通貨スワップ | 1,959,620 | 2,383,868 |
| 先物外国為替取引 | 1,683,011 | 2,964,569 |
| 金利オプション (買) | 169,976 | 164,193 |
| 通貨オプション (買) | 369,151 | 325,458 |
| その他の金融派生商品 | 2,503,670 | 3,367,070 |
| 一括清算ネットティング契約による 信用リスク相当額削減効果 | △8,210,573 | △9,633,723 |
| 合計 | 4,337,114 | 4,765,979 |

- (注) 1. 上記は、連結自己資本比率 (国際統一基準) に基づく信用リスク相当額であります。
2. 信用リスク相当額は、カレント・エクスポージャー方式及び標準方式により算出しております。
標準方式により算出した信用リスク相当額は、「その他の金融派生商品」に含めて記載しております。

2 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行持株会社としての業務の特殊性から該当する情報がないため、記載していません。

3 【対処すべき課題】

当社グループは、平成25年度からの3年間を計画期間とする中期経営計画『One MIZUHO New Frontier プラン ～〈みずほ〉の挑戦～』を策定し、推進してまいりました。

この中期経営計画は、内外経済・社会の構造変化や規制環境の変化等に対応し、新しい時代の新しい金融の姿を目指す新生〈みずほ〉に向けた積極的な取組策であり、その中で、〈みずほ〉のあるべき姿・将来像としてのビジョン、新しい金融に必要な要素や〈みずほ〉の現状分析を踏まえた対応の方向感も反映した「5つの基本方針」、さらに、この方針を具体化した事業戦略、経営管理・経営基盤等における戦略軸としての「10の戦略軸」を、以下の通り設定しております。

[〈みずほ〉のビジョン (あるべき姿)]

『日本、そして、アジアと世界の発展に貢献し、お客さまから最も信頼される、グローバルで開かれた総合金融グループ』

1. 信頼No.1の〈みずほ〉
2. サービス提供力No.1の〈みずほ〉
3. グループ力No.1の〈みずほ〉

[5つの基本方針]

1. 多様な顧客ニーズに応える、グループベースでのセグメント別戦略展開
2. 変化への積極的対応を通じた日本と世界の持続的発展への貢献
3. アジアの〈みずほ〉へ、グローバル化の加速
4. 〈みずほ〉らしさを支える強靱な財務基盤・経営基盤の構築
5. One MIZUHO としての、強固なガバナンスとカルチャーの確立

[10の戦略軸]

[事業戦略]

- ① 個人・法人のきめ細かなセグメントに応じた、「銀・信・証」一体による総合金融サービス強化
- ② フォワード・ルッキングな視点と産業・業種知見を活用した、コンサルティング機能の発揮
- ③ 日本の個人金融資産の形成支援と活性化
- ④ 成長産業・企業への積極的なリスクテイク能力の強化
- ⑤ 日本そして世界でのアジア関連ビジネスの強化・拡大
- ⑥ 加速するグローバルな資金流・商流の捕捉による重層的な取引深耕

[経営管理・経営基盤等]

- ⑦ 潤沢な流動性と適切な資本水準を背景とした安定的な財務基盤の強化
- ⑧ 事業戦略を支える最適な経営基盤（人材、業務インフラ）の確立
- ⑨ 自律的なガバナンスとリスク管理の更なる強化
- ⑩ グループ共通のカルチャー確立に向けた新たな『〈みずほ〉の企業理念』の浸透と「サービス提供力No.1」に向けた取り組み

平成27年度は、中期経営計画最終年度として、競争優位の確立に全力を注ぐ1年と位置付け、計画達成に向け「銀行・信託・証券」一体戦略をさらに進化させるとともに、コーポレート・ガバナンスのさらなる強化に取り組んでまいります。

その一環として、「オーナー企業等との取引分野」、「大企業との取引分野」、「非日系優良企業との取引分野」、「アセットマネジメント分野」を4つの重点事業分野として定め、これらの事業分野に重点戦略統括役員を配置し、グループとして特に注力していく体制としました。今後、当分野における競争優位性の確立に向けグループ一丸となって取り組んでまいります。

また、平成27年3月にも公表しておりますとおり、資産運用ビジネスの強化を目的としたグループ資産運用会社の統合により、最高水準のソリューション提供力と国内トップレベルの預かり資産残高を有する、質、量ともに業界トッププレーヤーを目指していく方針を決定いたしました。そして、アセットマネジメント分野を、銀行・信託・証券に次ぐ「第4の柱」とし、グループ内の連携を深めることで、多様化・高度化するお客さまのニーズにグループの総力を挙げてお応えしてまいります。

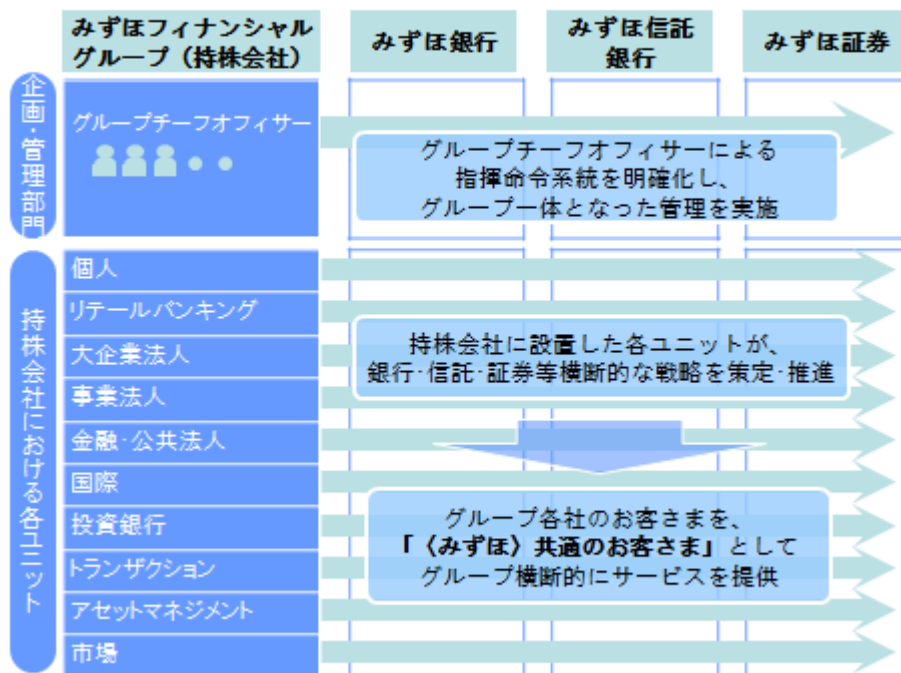
中長期的な取り組みとしましては、基本理念に基づき、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会（以下、「東京2020」）の銀行カテゴリーにおいて、ゴールドパートナーに就任するとともに、今後6年間にわたり、日本成長・再興の国家プロジェクトである「東京2020」を成功に導くべく、高いグループ総合力、強固で広範な事業基盤、および培ってきた産業知見等の専門性を活かし、「東京2020」関連ビジネスへの金融面でのサポートをはじめ、お客さまの新たなビジネス創出等に貢献してまいります。

なお、みずほ銀行とみずほ信託銀行の統合の可能性につきましても、引き続き検討してまいります。

[事業戦略]

当社グループは、銀行・信託・証券やその他の事業分野にわたるグループ横断的なビジネス戦略を推進し、当社が戦略・施策の立案を行う、グループ運営体制を導入しており、具体的には10の「ユニット」を設置しております。

〈みずほ〉のグループ運営体制



※ 上記以外のグループ各社についても事業特性等に応じ原則として各ユニットに所属

各ユニットにおける事業戦略は以下の通りです。

(個人ユニット)

個人ユニットは、「お客さまに選ばれ続ける金融グループ」の実現を目指し、引き続き、金融商品・サービス提供力の向上に努めてまいります。また、SNS等を活用した新たなサービスの提供や、店舗における利便性のレベルアップ、他社との提携によるサービスの提供等、次世代の金融を見据えた取り組みも進めてまいります。

(リテールバンキングユニット)

リテールバンキングユニットは、「お客さまの永きに亘るビジネスパートナー」となることを目指し、お客さまのさまざまなニーズに対し、「法人・個人」一体、「銀行・信託・証券」一体での最適なソリューションの提供に努めてまいります。

(大企業法人ユニット)

大企業法人ユニットは、「銀行・信託・証券」一体でのグループ専門機能を結集したビジネスモデルにさらに磨きをかけ、お客さまの経営課題としての事業・財務戦略・資本政策にアドバイスを提供するとともに、最適なソリューションをグループ横断的に提供してまいります。

(事業法人ユニット)

事業法人ユニットは、お客さまの成長段階に応じた幅広い経営課題に対し、資金調達や海外事業展開、事業承継等、最適なソリューションを「銀行・信託・証券」一体となって提供し、多様なニーズにお応えしてまいります。

(金融・公共法人ユニット)

金融・公共法人ユニットは、金融法人のお客さまに対しては、財務戦略等に関する助言や各種運用商品の提案、公共法人のお客さまに対しては、公共債の受託、引受を通じた資金調達支援、官民連携（PPP/PFI）等、グループ横断的に最適な金融サービスを提供してまいります。さらに、日本経済の重要課題である地方創生に向けた取り組みを継続してまいります。

(国際ユニット)

国際ユニットは、日系企業の国際事業展開のサポートに加えて、非日系のグローバル企業と、貸出のみならず決済取引や証券関連取引等、多面的取引を拡充することにより、長期的な関係構築に努めてまいります。また、引き続き、拠点ネットワークの拡充に力を入れるとともに、海外の地場金融機関や政府系機関等との業務提携にも積極的に取り組み、サービス提供力のさらなる強化に努めてまいります。

(投資銀行ユニット)

投資銀行ユニットは、各事業分野において、グループ会社各社が保有する高度な専門性を有機的に組み合わせた一体運営をさらに加速させることで、お客さまのあらゆるニーズにお応えする最適なソリューションの提供を行ってまいります。

(トランザクションユニット)

トランザクションユニットは、本部マーケティングの高度化等、大企業分野での総合提案力強化と「法人・個人」一体マーケット分野でのアプローチを強化してまいります。また、海外トランザクションバンキング総合提案営業体制を本格始動させ、アジアに進出されたお客さまへのトランザクションコアバンクを目指してまいります。

(アセットマネジメントユニット)

アセットマネジメントユニットは、グループ資産運用会社の統合に向けた準備・検討に加え、個人のお客さまに対する優良な運用商品の提供のほか、年金のお客さまの多様化するニーズにお応えする商品提供力・商品選定力の引き上げや、確定給付年金と確定拠出年金を一体で捉えた総合提案への取り組みを強化してまいります。また、地域金融機関の有価証券運用ニーズのさらなる拡大に向けたソリューション提供力強化等にも取り組んでまいります。

(市場ユニット)

市場ユニットは、「銀行・信託・証券連携による幅広い商品提供力を活かしたアジアトップクラスのグローバルマーケットプレーヤー」を目指し、引き続き、お客さまニーズに的確にお応えする商品供給・ソリューション提案力の向上、および安定的なポートフォリオ運営を行ってまいります。

以上の各ユニットの事業戦略を踏まえた、みずほ銀行、みずほ信託銀行、みずほ証券における事業戦略は次の通りです。

(みずほ銀行)

みずほ銀行は、国内最大級の顧客基盤を有するリーディングバンクとして、これまで培ってきた強みや特長をさらに高め、当グループ最大の強みであるグループ総合力を最大限に活かし、〈みずほ〉ならではの取り組みを通じてお客さまの幅広いニーズにお応えしてまいります。

個人のお客さまにつきましては、商品・サービス提供の強化および利便性の向上に努めてまいります。

法人のお客さまにつきましては、高度なリスクテイク能力の発揮による資金供給機能の強化や産業知見・新商品開発能力等の独自性・優位性に立脚したソリューション提供能力の強化に取り組んでまいります。

海外のお客さまにつきましては、日系企業の国際事業展開のサポートに加えて、非日系のグローバル企業と、貸出のみならず決済取引等、多面的取引を拡充することにより、長期的な関係構築に努めてまいります。

(みずほ信託)

みずほ信託銀行は、グループ一体戦略を一層加速させるとともに、信託のプロフェッショナルとして、さらなる専門性の強化に努め、グループ全体のお客さまへのソリューション提供力の向上を図ってまいります。

個人のお客さまにつきましては、コンサルティング機能を最大限発揮するとともに、新規出店や人員の拡充により、資産・事業等の承継ニーズへの対応力をさらに強化してまいります。

法人のお客さまにつきましては、信託ソリューションを活用した課題解決型営業の展開や、不動産ニーズへの対応力強化等により、多様なニーズにお応えしてまいります。また、アセットマネジメント分野の「第4の柱」化に向け、グループ資産運用会社とともに一層の運用力強化に取り組んでまいります。

(みずほ証券)

みずほ証券は、グループ一体戦略を一層加速させるとともに、グループ全体のお客さまへ、これまで以上に付加価値の高い金融商品・証券サービスを提供してまいります。

個人のお客さまにつきましては、業界トップの国内店舗ネットワークのほか、インターネット、コールセンター等を通じて、株式・債券・投資信託・ファンドラップ等の多様な金融商品を提供するとともに、質の高い投資情報をタイムリーに提供してまいります。

法人のお客さまにつきましては、株式や債券等の引受、株式上場支援、各種財務・資本政策アドバイザー、M&Aアドバイザー、ストラクチャードファイナンス等、お客さまの事業戦略に的確にお応えするソリューションの提供に努めてまいります。

機関投資家のお客さまにつきましては、投資戦略に即した的確な商品および多様なリサーチレポートの提供、IRサービスの拡充、注文執行力の強化等に努め、お客さまの高度化するニーズにお応えしてまいります。

[経営管理・経営基盤等]

事業戦略と表裏一体をなす経営管理・経営基盤についても、規制強化等の外部環境変化を踏まえ、しっかりと取り組んでまいります。

(コーポレート・ガバナンスの高度化)

当社は、平成26年度、指名委員会等設置会社（改正前会社法：委員会設置会社）へと移行しておりますが、会社法の改正、バーゼル銀行監督委員会により改訂に向けた市中協議がなされている「銀行のためのコーポレート・ガバナンス諸原則」等、国内外のコーポレート・ガバナンス強化の要請も踏まえ、引き続き、グローバルに活動するシステム上重要な金融機関（G-SIFIs）として相応しいコーポレート・ガバナンス体制の高度化に努めてまいります。

なお、平成27年6月、「コーポレートガバナンス・コード」への対応を記載した「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」を東京証券取引所に提出いたしました。「コーポレートガバナンス・コード」の趣旨・精神を踏まえつつ、各原則への対応を検討した結果、全ての原則について実施（コンプライ）することとしております。

また、取締役会で決議した、業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）に基づき、引き続き適正な業務運営を実施してまいります。

(リスクアペタイト・フレームワークの導入)

今年度より、事業戦略・財務戦略とリスク管理の一体運営を通じて企業価値の向上を実現する観点から、リスクアペタイト・フレームワークを導入しました。具体的には、戦略を実現するために行うリスクテイクの方針を掲げ、リスクテイクを行うリスクの種類と水準を策定し、戦略の企画推進を担うユニットに展開して運営いたします。リスクテイクの方針は、「普遍的なリスクテイク領域」、「中長期的な目標」、「単年度の課題」と3つの階層に分けて策定いたしました。健全なリスクカルチャーを組織内に醸成し、全役職員へ浸透させる取り組みを通じ、リスクテイクの方針に合致した実効的な業務運営を進めてまいります。

(データマネジメント部の設置/チーフ・データ・オフィサーの配置)

国際的な金融規制の強化やIT技術の進歩を背景に、データを収集・分析し、経営に活かすデータマネジメントが重要な課題であると認識し、平成26年7月にデータマネジメント部を立ち上げるとともに、担当役員をチーフ・データ・オフィサー（CDO）とすることといたしました。CDOは、データマネジメントの推進責任者として、グループの銀行・信託・証券のデータを一元管理し、リスク管理強化とビッグデータ活用によるマーケティングの高度化を推進してまいります。

(コーポレートカルチャーの確立)

ガバナンスを支える強固なコーポレートカルチャーの確立に向けて、引き続き取り組んでまいります。具体的には、各部拠点がそれぞれ目指すべき姿をまとめた「自部店ビジョン」実現に向けた取り組みや経営陣が職員と意見交換する「役員懇談会」、国内外の部店長を対象にカルチャーについて議論する「部店長オフサイト」等、今後とも各種取り組みを継続・強化していきます。

(〈みずほ〉ブランドのさらなる浸透)

当社グループは、『日本、そして、アジアと世界の発展に貢献し、お客さまから最も信頼される、グローバルで開かれた総合金融グループ』を実現するため、ブランドスローガン『One MIZUHO 未来へ。お客さまとともに』を掲げております。ブランドのさらなる浸透に向けては、平成27年度業務計画の達成と、さらなるブランドコミュニケーションの実践に努めてまいります。具体的には、平成27年4月から、社会貢献プロジェクト「〈みずほ〉ハートフルアクション」を開始し、〈みずほ〉の店舗の「子ども110番の家」への登録、外国人の方への通訳サービス導入店舗拡大、タブレット端末によるご記入サービス、地域でのボランティア活動等を進めております。さらに、「東京2020」の銀行カテゴリーにおけるゴールドパートナー就任を通じた日本の成長戦略への貢献等、今後とも、一層のブランド価値の向上に向けた取組を進めてまいります。

当社グループは、反社会的勢力との取引遮断をはじめとする法令遵守態勢およびガバナンス態勢の強化に引き続き努めるとともに、「One MIZUHO」の旗印のもと、全役職員が一丸となって、グループ戦略を着実に遂行してまいります。また、CSRへの取り組みを通じて、社会の持続可能な発展にグループの総力を挙げて貢献するとともに、企業価値のさらなる向上に邁進してまいります。

4 【事業等のリスク】

当社グループの事業等において、投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項は以下の通りです。本項に含まれている将来に関する事項は、有価証券報告書提出日現在において判断したものであります。

1. 財務面に関するリスク

(1) 不良債権処理等に係るリスク

① 与信関係費用の増加等による追加的損失の発生

当社グループは、多くの与信先についてメインバンクとなっているとともに、相当程度大口の与信先があります。また、与信先の業種については分散に努めておりますが、不動産業及び建設業、金融・保険業、卸売・小売業向けの与信の割合が相対的に高い状況にあります。

当社グループは、個々の与信先の信用状態や再建計画の進捗状況を継続的にモニタリングするとともに、個別企業、企業グループや特定業種への与信集中状況等を定期的にモニタリングするポートフォリオ管理を実施しているほか、クレジットデリバティブの活用によるヘッジ及び信用リスクの減殺を行っております。また、与信先から差入れを受けている担保や保証の価値についても定期的に検証しております。

しかしながら、国内外の景気動向、特定の業界における経営環境変化等によっては、想定を超える新たな不良債権の発生、メインバンク先や大口与信先の信用状態の急激な悪化、特定の業界の与信先の信用状態の悪化、担保・保証の価値下落等が生じる可能性があります。こうした事象によって、与信関係費用が増加する等追加的損失が発生し、当社グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(2) 保有資産等の価格変動等に係るリスク

① 株価下落による追加的損失の発生

当社グループは、国内上場企業の普通株式を中心に、市場性のある株式を大量に保有しております。当社グループでは、必要に応じて部分的にヘッジを行っているほか、近年、保有株式の売却を計画的に進めており、今後も継続的な売却を計画しております。しかしながら、これらの保有株式の株価が下落した場合には評価損や売却損が発生する可能性があります。

また、当社グループの自己資本比率の計算においては、自己資本の算出にあたり、保有株式の含み損益を勘案していることから、株価が下落した場合には、自己資本比率が低下する可能性があります。

その結果、当社グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

② 金利の変動による追加的損失の発生

当社グループは、投資等を目的として国債をはじめとする市場性のある債券等を大量に保有しているため、金利上昇に伴う価格の下落により、評価損や売却損が発生する可能性があります。また、当社グループの金融資産と負債の間では満期等に違いがあるため、金利変動により損失が発生する可能性があります。当社グループは、厳格なリスク管理体制のもと、必要に応じて債券の売却や銘柄の入れ替え、デリバティブ取引等によるヘッジを行う等、適切な管理を行っておりますが、金融政策の変更や、財政悪化等によるソブリンリスク顕在化、その他市場動向等により大幅に金利が変動した場合には、当社グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

③ 外国為替相場の変動による追加的損失の発生

当社グループは、資産及び負債の一部を米ドル等の外貨建てで有しております。外貨建ての資産と負債が通貨毎に同額ではなく互いに相殺されない場合には、その資産と負債の差額について、為替相場の変動により円貨換算額が変動し、評価損や実現損が発生する可能性があります。当社グループでは、必要に応じ適切なヘッジを行っておりますが、予想を超える大幅な為替相場の変動が発生した場合には、当社グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

④ 保有資産の市場流動性低下による追加的損失の発生

当社グループは、市場で取引される様々な資産を保有しておりますが、金融市場の混乱等により保有資産の市場流動性が著しく低下し、その結果、保有資産の価値が下落する可能性があります。グローバルな金融市場混乱や経済・金融環境の悪化等により、保有資産の市場流動性が著しく低下した場合には、当社グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 退職給付債務等の変動による追加的損失の発生

当社グループの退職給付費用及び債務は、年金資産の期待運用利回りや将来の退職給付債務算出に用いる年金数理上の前提条件に基づいて算出しておりますが、株式相場並びに金利環境の急変等により、実際の結果が前提条件と異なる場合、又は前提条件に変更があった場合には、退職給付費用及び債務が増加する可能性があります。また、当社グループの退職給付制度を改定した場合にも、追加的負担が発生する可能性があります。その結

果、当社グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑥ 繰延税金資産に係る財務上の影響

繰延税金資産については、現行の会計基準に従い、将来の課税所得見積りを合理的に行った上で計上しておりますが、将来の課税所得見積額の変更や税制改正に伴う税率の変更等により、繰延税金資産が減少し、当社グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑦ ヘッジ目的等の金融取引に係る財務上の影響

ヘッジ目的等で利用するクレジットデリバティブや株式関連デリバティブ等の金融取引については、ヘッジ対象資産と会計上の取扱いや評価方法が異なる場合があります。そのため、市場の変動等により、ある特定の期間において、ヘッジ対象資産の評価が上昇しても、当該金融取引から損失のみが発生する場合があります。当社グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(3) 自己資本比率に係るリスク

① 各種リスクの顕在化や自己資本比率規制の変更による自己資本比率への悪影響

当社グループは、事業戦略と一体となったリスクアセット運用計画、資本の効率性ならびに本項に示した各種リスクの状況等を踏まえ、適正かつ十分な水準の自己資本比率を維持することに努めておりますが、本項に示した各種リスクの顕在化や自己資本比率算出における計測手法の変更等により自己資本比率が低下する可能性があります。なお、自己資本比率規制において、のれん及びその他の無形固定資産、繰延税金資産、金融機関等の資本調達手段の保有等、調整項目については所定の要件のもとで自己資本から控除されます。かかる規制等により、当社や銀行子会社の自己資本の額が減少し、自己資本比率が低下する可能性があります。

また、日本の銀行の自己資本比率規制はバーゼル銀行監督委員会が設定した枠組みに基づいておりますが、当該枠組みの内容が変更された場合、もしくは金融庁による日本の銀行への規制内容が変更された場合に、その結果として自己資本比率が要求される水準を充足できなくなる可能性があります。例えば、平成22年12月にバーゼル銀行監督委員会は、金融庁が新たに定める自己資本比率規制等の基となるバーゼルⅢテキスト（銀行の自己資本と流動性に係る国際的な基準の詳細を示すもの）を公表し、その枠組みに基づき、金融庁は平成24年3月に自己資本比率規制に関する告示を一部改正しました。この新たな規制は平成25年3月31日から段階的に適用されております。さらに平成26年11月に金融安定理事会（FSB）は、グローバルにシステム上重要な銀行（G-SIBs）として、当社グループを含む30のグループを特定しました。これにより当社グループは追加的な損失吸収力の要件に服することとなります。G-SIBsのグループは年次で更新され、毎年11月にFSBによって公表されます。

仮に当社や銀行子会社の自己資本比率が一定基準を下回った場合には、自己資本比率の水準に応じて、金融庁から、資本の増強を含む改善計画の提出、さらには総資産の圧縮又は増加の抑制、一部の業務の縮小等の是正措置を求められる可能性があります。加えて、当社グループの一部銀行子会社は、米国その他の事業を行う諸外国において、自己資本比率規制を受けており、当該規制に抵触した場合には、当社グループの業務運営に悪影響を及ぼす可能性があります。

(4) 格付に係るリスク

① 格付引き下げによる悪影響

当社や銀行子会社等、当社グループの一部の会社は、格付機関から格付を取得しております。格付の水準は、当社グループから格付機関に提供する情報のほか、格付機関が独自に収集した情報に基づいています。また、日本国債の格付や日本の金融システム全体に対する評価等の影響も受けているため、常に格付機関による見直し・停止・取下げが行われる可能性があります。

仮に格付が引き下げられた場合には、資金調達コストの上昇や資金調達の困難化、市場関連取引における追加担保の提供、既存取引の解約等が発生する可能性があり、当社グループの業務運営や、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

例えば、当社グループのデリバティブ契約に基づき格下げによる追加担保の金額を試算すると、他の条件が不変であれば、平成27年3月末に1ノッチの格下げがあった場合は約39億円、2ノッチの格下げの場合は約130億円です。

(5) 資金調達に係るリスク

① 資金調達が困難となることによる追加的損失の発生

当社グループの資金調達は、主に預金及び債券発行に依存しておりますが、市場からの調達も行っております。当社グループでは、資金調達の安定性の観点から、市場からの調達上限額の設定や資金繰りの状況に応じた対応方針の策定等、厳格な管理を行っております。

しかしながら、当社グループの業績や財務状況の悪化、格付の低下や風説・風評の流布等が発生した場合、あるいは国内外の景気悪化、金融システム不安や金融市場の混乱等により資金調達市場そのものが縮小した場合には、通常より著しく高い金利による資金調達が余儀なくされる、あるいは必要な資金を市場から確保できず資金繰りが困難になる可能性があります。その結果、資金調達コストが増加したり、外貨資金調達等に困難が生じたりすることにより、当社グループの業務運営や、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

2. 業務面等に関するリスク

(1) 業務面に関するリスク

① 当社グループの戦略、施策が奏効しないリスク

当社グループは、様々な戦略や施策を実行しております。平成25年2月、当社は、平成25年度から平成27年度までの3年間を対象期間とする当社グループの新しい中期経営計画を発表しました。この中で、平成27年度末の数値目標についても併せて発表しております。

しかしながら、こうした戦略や施策が実行できない、あるいは、たとえ戦略や施策が実行できた場合でも当初想定した成果の実現に至らない可能性、本項に示した各種リスクの顕在化又は新しい中期経営計画の前提となる経済環境の変化等により新しい中期経営計画で発表した数値目標を達成できない可能性があります。

② 業務範囲の拡大等に伴う新たなリスクの発生による悪影響

当社グループは、総合金融サービスグループとして、銀行業・信託業・証券業をはじめとする様々な業務を行っております。さらに、お客さまのニーズの高度化や多様化、ないしは規制緩和の進展等に応じた新たな業務分野への進出や各種業務提携、資本提携を実施しております。当社グループは、こうした新たな業務等に伴って発生する種々のリスクについても適切に管理する体制を整備しております。しかしながら、想定を超えるリスクが顕在化すること等により、当社グループの業務運営や、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

③ 法令違反等の発生による悪影響

当社グループは、国内において事業活動を行う上で、会社法や独占禁止法等、会社経営に係る一般的な法令諸規制や、銀行法、金融商品取引法、信託業法等の金融関連法令諸規制の適用、さらには金融当局の監督を受けております。また、海外での事業活動については、それぞれの国や地域の法令諸規制の適用とともに金融当局の監督を受けております。

当社グループは、法令諸規制が遵守されるよう、役職員に対するコンプライアンスの徹底や法務リスク管理等を行っておりますが、こうした対策が必ずしも有効に機能するとは限りません。

今後、仮に法令違反等が発生した場合には、行政処分やレピュテーションの毀損等により、当社グループの業務運営や、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

④ 事務リスクの顕在化による悪影響

当社グループは、幅広い金融業務において大量の事務処理を行っております。これらの多様な業務の遂行に際して、役職員による過失等に起因する不適切な事務が行われることにより、損失が発生する可能性があります。

当社グループは、各業務の事務取扱を明確に定めた事務手続を制定するとともに、事務処理状況の定期的な点検を行っており、さらに本部による事務指導の強化や管理者の育成、システム化等を推進しておりますが、こうした対策が必ずしも有効に機能するとは限りません。今後、仮に重大な事務リスクが顕在化した場合には、損失の発生、行政処分、レピュテーションの毀損等により、当社グループの業務運営や、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑤ システムリスクの顕在化による悪影響

当社グループは、勘定系・決済系等の巨大なコンピュータシステムを保有しており、国内外の拠点をはじめ、お客さまや各種決済機構等のシステムとグローバルなネットワークで接続されています。当社グループは、日頃よりシステムの安定稼働の維持に努めるとともに、重要なシステムについては、原則としてバックアップを確保する等、不測の事態に備えたコンティンジェンシープランを策定しております。

しかしながら、過失、事故、ハッキング、コンピュータウィルスの発生、サイバー攻撃による被害、システムの新規開発・更新等により重大なシステム障害が発生し、こうした対策が有効に機能しない可能性があります。システムリスクの顕在化が発生した場合には、業務の停止及びそれに伴う損害賠償、行政処分、レピュテーションの毀損等により、当社グループの業務運営や、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑥ 個人情報等の漏洩等の発生による悪影響

当社グループは、多数の法人・個人のお客さまの情報を保有しているほか、様々な内部情報を有しております。特に、個人情報については、情報の漏洩や不正なアクセスを防止するため、個人情報保護法の下で、より厳格な管理が要求されています。当社においても情報管理に関するポリシーや事務手続等を策定しており、役職員等に対する教育・研修等により情報管理の重要性の周知徹底、システム上のセキュリティ対策等を行っておりますが、こうした対策が必ずしも有効に機能するとは限りません。今後、仮に重要な情報が外部に漏洩した場合には、損害賠償、行政処分、レピュテーションの毀損等により、当社グループの業務運営や、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑦ 人事上のリスクの顕在化による悪影響

当社グループは、多数の従業員を雇用しており、日頃より有能な人材の確保や育成等に努めております。しかしながら、十分な人材を確保・育成できない場合には、当社グループの競争力や効率性が低下し、業務運営や、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(2) その他のリスク

① 財務報告に係る内部統制の構築等に関するリスク

当社は、ニューヨーク証券取引所上場企業であり、当社グループは、米国サーベンス・オクスリー法に準拠した開示体制及び内部統制の強化を行っております。同法により、当社経営者及び監査法人はそれぞれ当社の財務報告に係る内部統制の有効性を評価し、その評価結果をForm20-Fにより報告することが求められています。

また、金融商品取引法においても、当社経営者による財務報告に係る内部統制の有効性の評価、及び経営者評価に対する監査法人の意見を内部統制報告書及び内部統制監査報告書により報告することが求められています。

当社グループは、上記に従い財務報告に係る内部統制の構築を行っており、評価の過程で発見された問題点は速やかに改善するべく努力しております。しかしながら、改善が間に合わない場合や、経営者が内部統制を適正と評価したとしても監査法人は不適正とする場合があり、その場合、当社グループの財務報告の信頼性に悪影響を及ぼす可能性があります。

② 訴訟に関するリスク

当社グループは、国内外において銀行業務を中心に様々な金融業務を行っておりますが、こうした業務を行うにあたり、損害賠償請求訴訟等の提起を受ける可能性があります。

なお、当社海外連結子会社は、インドネシアにおいて、現地企業グループが過去に発行した社債の担保管理人に就任していたため、当該現地企業グループより社債権者等と共に訴訟の提起を受けております。これまでの担保管理に係る手続に問題はなく、本件訴訟は法的妥当性を全く欠く不当訴訟であるとの主張を裁判手続において行っておりますが、訴訟の動向によっては、当社グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

③ リスク管理の方針及び手続が有効に機能しないリスク

当社グループは、リスク管理の方針及び手続に則りリスク管理の強化に注力しております。しかしながら、急速な業務展開に伴い、リスクを特定・管理するための方針及び手続が、必ずしも有効に機能するとは限りません。また、当社グループのリスク管理手法は、過去の市場動向に基づいている部分があることから、将来発生するリスクを正確に予測できるとは限りません。当社グループのリスク管理の方針及び手続が有効に機能しない場合、当社グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

④ 米国国務省によりテロ支援国家と指定された国に所在する者との取引に関するリスク

米国法上、米国人は、米国国務省によりテロ支援国家と指定された国（イラン、スーダン、シリア。以下、「指定国」という。）と事業を行うことが一般的に禁止されており、当社グループは、関係する米国法を遵守する態勢を整備しております。但し、米国外の拠点において、関係法令の遵守を前提に、顧客による輸出入取引に伴う貿易金融やコルレス口座の維持等、指定国に関連する業務を限定的に行っております。なお、イランには、駐在員事務所を設置しています。指定国に関係するこれらの業務は、当社グループ全体の事業、業績及び財務状態に比し小規模であり、また、関係する日本及び米国の法令を遵守する態勢を整備しております。

指定国が関与する取引に関わる規制は今後強化もしくは改定されていく可能性があり、当社グループの法令遵守態勢が米国における規制に十分対応できていないと米国政府に判断された場合には、当社グループの業務運営に悪影響を及ぼすような、米国政府による何らかの規制上の措置の対象となる可能性があります。また、顧客や投資家を失う、ないしは当社グループのレピュテーションが毀損することで、当社グループの事業又は当社の株価に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 第十一回第十一種優先株式の取得請求に伴う普通株式の交付による希薄化に伴うリスク

当社が発行する第十一回第十一種優先株式の保有者は、当社に対して普通株式の交付と引換えに当該優先株式の取得を請求することが可能です（取得請求期間 平成20年7月1日から平成28年6月30日、一斉取得日 平成28年7月1日）。したがって、当社の発行済普通株式数が増加することにより既発行普通株式の希薄化が生じ、その結果、当社の株価が下落する可能性があります。

⑥ 分配可能額等に関するリスク

持株会社である当社は、その収入の大部分を傘下の銀行子会社等から受領する配当金に依存しておりますが、会社法の制限等により、当該銀行子会社等が当社に対して配当金を支払わない可能性があります。また、当社の業績及び財務状況の悪化や、会社法の制限や銀行の自己資本規制の強化に伴う配当制限等により、当社株主への配当の支払や当社の海外特別目的子会社が発行する優先出資証券の配当が困難もしくは不可能となる可能性があります。

3. 金融諸環境等に関するリスク

① 経済状況の悪化や金融市場の混乱による悪影響

当社グループは、日本に主たる基盤を置く総合金融サービスグループとして、国内の各地域において事業を行っております。また、米国や欧州、アジアなどの海外諸国においても事業を行っております。日本やこれらの国、地域における経済状況が悪化した場合、あるいは、金融市場の混乱等が生じた場合には、当社グループの事業の低迷や資産内容の悪化等が生じる可能性があります。今後、経済状況の悪化や金融市場の混乱が生じた場合には、当社グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

② 法令諸規制の改正等による悪影響

当社グループは、国内において事業活動を行う上で、会社法、独占禁止法や会計基準等、会社経営に係る一般的な法令諸規制や、自己資本比率規制を含む銀行法、金融商品取引法、信託業法等の金融関連法令諸規制の適用を受けております。また、海外での事業活動については、それぞれの国や地域の法令諸規制の適用も受けております。

これらの法令諸規制は将来において新設・変更・廃止される可能性があり、その内容によっては、商品・サービスの提供が制限される等、当社グループの業務運営や、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

③ 金融業界の競争激化による悪影響

銀行・信託・証券等の金融業に関して、日本では、参入規制の緩和や業務範囲の拡大などの規制緩和が行われております。こうした規制緩和は、事業機会の拡大等を通じて当社グループの経営にも好影響を及ぼす一方、他の大手金融機関、外資系金融機関、ノンバンク、ゆうちょ銀行等による新規参入や業務拡大等により、競争が激化する可能性があります。当社グループが、競争に十分対応することができない場合には、当社グループの業務運営や、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。また、競争激化等に伴い、金融業界において金融機関の再編が進み、当社グループの競争力や当社の株価に悪影響を及ぼす可能性があります。

④ 災害等の発生による悪影響

当社グループは、国内外において店舗、事務所や電算センター等の施設等を保有しておりますが、このような施設等は常に地震や台風等の災害や犯罪等の発生による被害を受ける可能性があります。また、新型インフルエンザ等感染症の流行により、当社グループの業務運営に支障が生じる可能性があります。当社グループは、各種緊急事態を想定したコンティンジェンシープランを策定し、バックアップオフィスの構築等、緊急時における体制整備を行っておりますが、被害の程度によっては、当社グループの業務の一部が停止する等、当社グループの業務運営や、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。また、平成23年3月に発生した東日本大震災のような大規模な災害に起因して、景気の悪化、多数の企業の経営状態の悪化、株価の下落等が生じる可能性があります。その結果、当社グループの不良債権及び与信関係費用が増加したり、保有株式や金融商品等において売却損や評価損が生じること等により、当社グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 風説・風評の発生による悪影響

当社グループの事業は預金者等のお客さまや市場関係者からの信用に大きく依存しております。そのため、当社グループや金融業界等に対する風説・風評が、マスコミ報道・市場関係者への情報伝播・インターネット上の掲示板への書き込み等により発生・拡散した場合には、お客さまや市場関係者が当社グループについて事実と異なる理解・認識をされる可能性があります。当社グループは、こうした風説・風評の早期発見に努めるとともに、その影響度・拡散度等の観点から適時かつ適切に対応することで、影響の極小化を図るよう努めておりますが、悪質な風説・風評が拡散した場合には、当社グループの業務運営や、業績及び財務状況、ないしは当社の株価に悪影響を及ぼす可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

該当ありません。

6 【研究開発活動】

該当ありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

平成26年度における当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況は以下のとおりと分析しております。

なお、本項における将来に関する事項は、当連結会計年度の末日現在において判断したものであり、今後様々な要因によって大きく異なる結果となる可能性があります。

1. 業績の状況

(財政状態及び経営成績の分析)

(1) 総論

[収益状況]

① 連結業務純益

- ・当連結会計年度の連結粗利益は、前連結会計年度比2,124億円増加し、2兆2,477億円となりました。
- ・みずほ銀行及びみずほ信託銀行2行合算ベース（以下、「銀・信」という（※））の業務粗利益は、前事業年度比1,228億円増加し、1兆6,297億円となりました。顧客部門は、国内・海外ともに好調であった非金利収支の伸びを主因に、613億円の増加となりました。市場部門等は615億円の増加となりました。
- ・「銀・信」の経費は、コスト構造改革等の経費削減努力は継続するも、粗利益増強のための戦略経費の投入や消費税増税、円安等の増加要因により、前事業年度比440億円増加し、9,083億円となりました。
- ・みずほ証券連結ベース（以下、「証」という）の純営業収益は、前連結会計年度比723億円増加し、3,955億円となりました。
- ・以上の結果、連結業務純益は前連結会計年度比1,326億円増加し、8,769億円となりました。

（※）平成25年7月にみずほ銀行とみずほコーポレート銀行は合併しております。みずほ銀行（「銀」）の過去計数は、合併前のみずほ銀行の第1四半期の計数、みずほコーポレート銀行の第1四半期の計数、合併後のみずほ銀行の第2四半期及び下半期の計数を単純合算しております。

② 連結当期純利益

- ・連結与信関係費用は、46億円の費用計上となりました。
- ・連結株式等関係損益は、前連結会計年度比548億円増加し、1,319億円の利益となりました。
- ・「証」の当連結会計年度の連結当期純利益は、前連結会計年度比74億円増加し、586億円となりました。
- ・以上の結果、当連結会計年度の連結当期純利益は前連結会計年度比764億円減少し、6,119億円となりましたが、年度計画5,500億円に対しては約111%の達成率となっております。

[自己資本の状況]

- ・平成27年3月末の連結総自己資本比率、Tier 1比率及び普通株式等Tier 1比率は、それぞれ、14.58%、11.50%及び9.43%となりました。
- ・当社グループは、「安定的な自己資本の充実」と「着実な株主還元」の最適なバランスを図る「規律ある資本政策」を遂行しております。
- ・バーゼルⅢに対しては、中期経営計画の最終年度（平成27年度）末において、普通株式等Tier 1比率8%（完全施行ベース（※1）、第十一回第十一種優先株式を含む（※2））を安定的に確保することを目指しております。
- ・具体的には、中期経営計画の各種施策の着実な実行等を通じ、収益の蓄積による内部留保の積上げや資産の効率的な運用等を図ることにより、自己資本の積上げと財務基盤の更なる強化に努めます。
- ・中長期的には、平成30年度末にかけての段階的導入を見据え、時間軸も考慮しながら、十分なレベルの普通株式等Tier 1資本を積上げてまいります。
- ・これにより、G-SIFIs（グローバルにシステム上重要な金融機関）の選定を含む新たな資本規制への対応は十分可能なものと考えております。

（※1）平成30年度末のバーゼルⅢの完全施行時の規制に従い算出するものです。

（※2）バーゼルⅢ上、優先株式は普通株式等Tier 1資本には含まれませんが、第十一回第十一種優先株式（平成28年7月強制転換）を普通株式等Tier 1資本に含むものとした上で算出するものです。なお、第十一回第十一種優先株式の平成27年3月末の残高（自己株式を除く）は、2,131億円となりました（当初発行総額9,437億円のうち、77.4%が転換済）。

(2) 経営成績の分析

[損益の状況]

前連結会計年度及び当連結会計年度における損益状況は以下のとおりです。

(図表1)

| | | 前連結会計年度 (自 平成25年 4月1日 至 平成26年 3月31日) | 当連結会計年度 (自 平成26年 4月1日 至 平成27年 3月31日) | 比較 |
|----------------------------|----|--|--|---------|
| | | 金額 (億円) | 金額 (億円) | 金額 (億円) |
| 連結粗利益 | ① | 20,352 | 22,477 | 2,124 |
| 資金利益 | | 11,083 | 11,294 | 211 |
| 信託報酬 | | 520 | 526 | 6 |
| うち信託勘定与信関係費用 | ①' | — | — | — |
| 役務取引等利益 | | 5,607 | 5,933 | 325 |
| 特定取引利益 | | 1,874 | 2,629 | 755 |
| その他業務利益 | | 1,267 | 2,093 | 825 |
| 営業経費 | ② | △12,582 | △13,516 | △933 |
| 人件費 | | △6,113 | △6,377 | △263 |
| 物件費 | | △5,937 | △6,483 | △546 |
| 税金 | | △531 | △655 | △124 |
| 不良債権処理額 (含:一般貸倒引当金純繰入額) | ③ | △233 | △870 | △636 |
| 貸倒引当金戻入益等 | ④ | 1,362 | 823 | △538 |
| 株式等関係損益 | ⑤ | 770 | 1,319 | 548 |
| 持分法による投資損益 | ⑥ | 154 | 150 | △4 |
| その他 | ⑦ | 51 | △275 | △326 |
| 経常利益 (①+②+③+④+⑤+⑥+⑦) | ⑧ | 9,875 | 10,108 | 232 |
| 特別損益 | ⑨ | △22 | △202 | △180 |
| 税金等調整前当期純利益 (⑧+⑨) | ⑩ | 9,853 | 9,906 | 52 |
| 税金関係費用 | ⑪ | △2,149 | △3,049 | △900 |
| 少数株主損益調整前当期純利益 (⑩+⑪) | ⑫ | 7,703 | 6,856 | △847 |
| 少数株主損益 | ⑬ | △819 | △737 | 82 |
| 当期純利益 (⑫+⑬) | ⑭ | 6,884 | 6,119 | △764 |
| 包括利益 | ⑮ | 8,329 | 19,410 | 11,081 |
| 与信関係費用 (①' +③+④) | ⑯ | 1,128 | △46 | △1,175 |
| (注) 費用項目は△表記しております。 | | | | |
| (参考) 連結業務純益 | | 7,442 | 8,769 | 1,326 |

* 連結業務純益＝連結粗利益－経費（除く臨時処理分）＋持分法による投資損益等連結調整

① 連結粗利益

当連結会計年度の連結粗利益は、前連結会計年度比2,124億円増加し、2兆2,477億円となりました。項目ごとの収支は以下のとおりです。

(資金利益)

資金利益は、前連結会計年度比211億円増加し、1兆1,294億円となりました。

(信託報酬)

信託報酬は、前連結会計年度比6億円増加し、526億円となりました。

(役務取引等利益)

役務取引等利益は、前連結会計年度比325億円増加し、5,933億円となりました。

(特定取引利益・その他業務利益)

特定取引利益は、主として特定金融派生商品収益の増加等により、前連結会計年度比755億円増加し、2,629億円となりました。また、その他業務利益は、主として国債等債券売却益の増加等により、前連結会計年度比825億円増加し、2,093億円となりました。

② 営業経費

営業経費は、前連結会計年度比933億円増加し、1兆3,516億円となりました。

③ 不良債権処理額及び④貸倒引当金戻入益等 (⑩与信関係費用)

不良債権処理額(含：一般貸倒引当金繰入額)に、貸倒引当金戻入益等を加算した与信関係費用は、46億円の費用計上となりました。

⑤ 株式等関係損益

株式等関係損益は、株式等売却益の増加等により、前連結会計年度比548億円増加し、1,319億円の利益となりました。

⑥ 持分法による投資損益

持分法による投資損益は、前連結会計年度比4億円減少し、150億円の利益となりました。

⑦ その他

その他は、275億円の損失となりました。

⑧ 経常利益

以上の結果、当連結会計年度の経常利益は前連結会計年度比232億円増加し、1兆108億円となりました。

⑨ 特別損益

特別損益は、202億円の損失となりました。

⑩ 税金等調整前当期純利益

以上の結果、当連結会計年度の税金等調整前当期純利益は、前連結会計年度比52億円増加し、9,906億円となりました。

⑪ 税金関係費用

税金関係費用は、3,049億円(損失)となりました。

⑫ 少数株主損益調整前当期純利益

少数株主損益調整前当期純利益は、前連結会計年度比847億円減少し、6,856億円となりました。

⑬ 少数株主損益

少数株主損益(利益)は、前連結会計年度比82億円減少し、737億円となりました。

⑭ 当期純利益 (⑮包括利益)

以上の結果、当連結会計年度の当期純利益は、前連結会計年度比764億円減少し、6,119億円となりました。また、包括利益は、前連結会計年度比1兆1,081億円増加し、1兆9,410億円となりました。

－参考－

(図表2) 損益状況 (銀行単体合算ベース)

| | 前事業年度 (自 平成25年 4月1日 至 平成26年 3月31日) | 当事業年度 (自 平成26年 4月1日 至 平成27年 3月31日) | 比較 |
|-----------------------|--|--|---------|
| | 金額 (億円) | 金額 (億円) | 金額 (億円) |
| 業務粗利益 | 15,068 | 16,297 | 1,228 |
| 資金利益 | 9,637 | 9,741 | 103 |
| 信託報酬 | 514 | 519 | 5 |
| うち一般合同信託報酬 | 31 | 28 | △2 |
| うち信託勘定与信関係費用 | — | — | — |
| 役務取引等利益 | 3,741 | 4,126 | 384 |
| 特定取引利益 | 337 | 510 | 173 |
| その他業務利益 | 837 | 1,399 | 561 |
| 経費 (除:臨時処理分) | △8,642 | △9,083 | △440 |
| 実質業務純益 (除:信託勘定与信関係費用) | 6,426 | 7,213 | 787 |
| 臨時損益等 (含:一般貸倒引当金純繰入額) | 1,590 | 330 | △1,259 |
| うち一般貸倒引当金純繰入額+不良債権処理額 | △181 | △824 | △642 |
| うち貸倒引当金戻入益等 | 1,348 | 745 | △602 |
| うち株式等関係損益 | 576 | 961 | 385 |
| 経常利益 | 8,016 | 7,544 | △472 |
| 特別損益 | △102 | △185 | △82 |
| 当期純利益 | 5,825 | 4,804 | △1,020 |
| 与信関係費用 | 1,166 | △78 | △1,245 |

与信関係費用＝一般貸倒引当金純繰入額＋不良債権処理額＋貸倒引当金戻入益等＋信託勘定与信関係費用

[セグメント情報]

前連結会計年度及び当連結会計年度におけるセグメント情報の概要は、以下のとおりです。

なお、詳細につきましては、第5 経理の状況、1. 連結財務諸表等、(1)連結財務諸表の（セグメント情報等）に記載しております。

(図表3) 報告セグメントごとの業務粗利益及び業務純益の金額に関する情報

| | 前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日) | | 当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日) | | 比較 | |
|--------------------|--|-------|--|-------|--------|-------|
| | 金額(億円) | | 金額(億円) | | 金額(億円) | |
| | 業務粗利益 | 業務純益 | 業務粗利益 | 業務純益 | 業務粗利益 | 業務純益 |
| みずほ銀行(連結) | 15,391 | 6,329 | 16,857 | 7,378 | 1,466 | 1,048 |
| みずほ銀行(単体) | 13,841 | 5,929 | 14,954 | 6,617 | 1,113 | 687 |
| その他 | 1,549 | 399 | 1,902 | 760 | 352 | 361 |
| みずほ信託銀行(連結) | 1,483 | 544 | 1,620 | 638 | 137 | 93 |
| みずほ証券(連結) | 2,867 | 406 | 3,375 | 696 | 507 | 289 |
| その他 | 610 | 162 | 624 | 57 | 13 | △105 |
| みずほフィナンシャルグループ(連結) | 20,352 | 7,442 | 22,477 | 8,769 | 2,124 | 1,326 |

*業務粗利益は、信託勘定償却前の計数であり、業務純益は、信託勘定償却前及び一般貸倒引当金繰入前の計数であります。

*平成25年7月にみずほ銀行とみずほコーポレート銀行は合併しております。前連結会計年度における「みずほ銀行(連結)」、「みずほ銀行(単体)」は合併前のみずほ銀行の第1四半期の計数、みずほコーポレート銀行の第1四半期の計数、合併後のみずほ銀行の第2四半期及び下半期の計数を単純合算しております。

(3) 財政状態の分析

前連結会計年度及び当連結会計年度における財政状態のうち、主なものは以下のとおりです。

(図表 4)

| | 前連結会計年度 (平成26年3月31日) | 当連結会計年度 (平成27年3月31日) | 比較 |
|-----------------|-------------------------|-------------------------|---------|
| | 金額 (億円) | 金額 (億円) | 金額 (億円) |
| 資産の部 | 1,758,228 | 1,896,847 | 138,618 |
| うち有価証券 | 439,975 | 432,787 | △7,187 |
| うち貸出金 | 693,014 | 734,151 | 41,137 |
| 負債の部 | 1,675,183 | 1,798,842 | 123,658 |
| うち預金 | 890,555 | 977,575 | 87,020 |
| うち譲渡性預金 | 127,557 | 156,949 | 29,391 |
| 純資産の部 | 83,045 | 98,005 | 14,959 |
| うち株主資本合計 | 56,762 | 61,311 | 4,549 |
| うちその他の包括利益累計額合計 | 7,810 | 20,299 | 12,488 |
| うち少数株主持分 | 18,440 | 16,355 | △2,084 |

[資産の部]

① 有価証券

(図表 5)

| | 前連結会計年度 (平成26年3月31日) | 当連結会計年度 (平成27年3月31日) | 比較 |
|---------|-------------------------|-------------------------|---------|
| | 金額 (億円) | 金額 (億円) | 金額 (億円) |
| 有価証券 | 439,975 | 432,787 | △7,187 |
| 国債 | 260,975 | 217,759 | △43,216 |
| 地方債 | 2,446 | 2,385 | △60 |
| 社債・短期社債 | 27,925 | 26,741 | △1,184 |
| 株式 | 35,250 | 45,007 | 9,757 |
| その他の証券 | 113,376 | 140,892 | 27,516 |

有価証券は43兆2,787億円と、前連結会計年度末比7,187億円減少しました。うち国債（日本国債）が、4兆3,216億円減少しました。

② 貸出金

(図表 6)

| | 前連結会計年度 (平成26年3月31日) | 当連結会計年度 (平成27年3月31日) | 比較 |
|-----|-------------------------|-------------------------|---------|
| | 金額 (億円) | 金額 (億円) | 金額 (億円) |
| 貸出金 | 693,014 | 734,151 | 41,137 |

(銀行単体合算ベース：銀行勘定+信託勘定)

| | 前事業年度 (平成26年3月31日) | 当事業年度 (平成27年3月31日) | 比較 |
|--------------|-----------------------|-----------------------|--------|
| | 金額(億円) | 金額(億円) | 金額(億円) |
| 貸出金 | 709,948 | 749,274 | 39,325 |
| 国内店貸出金残高 | 571,927 | 564,672 | △7,255 |
| 中小企業等貸出金 * 1 | 324,448 | 325,757 | 1,308 |
| うち居住性住宅ローン | 103,765 | 102,630 | △1,135 |
| 海外店貸出金残高 * 2 | 138,020 | 184,601 | 46,581 |

* 1 「中小企業等」とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、飲食業、物品賃貸業等は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業、物品賃貸業等は100人、小売業、飲食業は50人)以下の企業等であります。

* 2 海外店貸出金残高には、特別国際金融取引勘定を含んでおります。

当連結会計年度末の連結ベースの貸出金残高は73兆4,151億円と、前連結会計年度末比4兆1,137億円増加しております。

なお、銀行単体合算ベースの貸出金は74兆9,274億円と前事業年度末比3兆9,325億円増加しております。国内店貸出金残高で7,255億円減少(うち政府等向け△2兆1,083億円)、海外店貸出金残高(含む特別国際金融取引勘定)で4兆6,581億円増加しております。

また、銀行単体合算ベースの中小企業等貸出金は、前事業年度末比1,308億円増加し32兆5,757億円となりました。なお、居住性住宅ローンは前事業年度末比1,135億円減少し、10兆2,630億円となっております。

貸出金のうち、連結ベースのリスク管理債権額は以下のとおりです。

(図表7)

| | 前連結会計年度 (平成26年3月31日) | 当連結会計年度 (平成27年3月31日) | 比較 |
|-----------|-------------------------|-------------------------|--------|
| | 金額(億円) | 金額(億円) | 金額(億円) |
| 破綻先債権 | 121 | 102 | △19 |
| 延滞債権 | 5,080 | 4,257 | △822 |
| 3ヵ月以上延滞債権 | 41 | 34 | △6 |
| 貸出条件緩和債権 | 5,046 | 6,149 | 1,103 |
| 合計 | 10,289 | 10,544 | 255 |

| | | | |
|--------------|------|------|-------|
| 貸出金に対する割合(%) | 1.48 | 1.43 | △0.04 |
|--------------|------|------|-------|

当連結会計年度末の連結ベースのリスク管理債権残高は、貸出条件緩和債権の増加を主因に前連結会計年度末比255億円増加し、1兆544億円となりました。貸出金に対するリスク管理債権の割合は1.43%となっております。

なお、不良債権(銀行単体合算ベース)に関しては、後段(4)で詳細を分析しております。

[負債の部]

① 預金

(図表 8)

| | 前連結会計年度 (平成26年 3月31日) | 当連結会計年度 (平成27年 3月31日) | 比較 |
|-------|--------------------------|--------------------------|---------|
| | 金額 (億円) | 金額 (億円) | 金額 (億円) |
| 預金 | 890,555 | 977,575 | 87,020 |
| 譲渡性預金 | 127,557 | 156,949 | 29,391 |

(銀行単体合算ベース)

| | 前事業年度 (平成26年 3月31日) | 当事業年度 (平成27年 3月31日) | 比較 |
|-----------|------------------------|------------------------|---------|
| | 金額 (億円) | 金額 (億円) | 金額 (億円) |
| 預金 (国内) | 770,322 | 818,523 | 48,200 |
| 個人 | 385,028 | 394,865 | 9,836 |
| 一般法人 | 333,296 | 365,280 | 31,984 |
| 金融機関・政府公金 | 51,997 | 58,377 | 6,379 |

*海外店分及び特別国際金融取引勘定分は含まれておりません。

当連結会計年度末の連結ベースの預金は97兆7,575億円と、前連結会計年度末比 8兆7,020億円増加しております。銀行単体合算ベースの国内預金は、一般法人預金の増加等により、前事業年度末比 4兆8,200億円増加しております。

また、連結ベースの譲渡性預金は15兆6,949億円と、前連結会計年度末比 2兆9,391億円増加しております。

[純資産の部]
(図表9)

| | 前連結会計年度 (平成26年3月31日) | 当連結会計年度 (平成27年3月31日) | 比較 |
|---------------|-------------------------|-------------------------|---------|
| | 金額 (億円) | 金額 (億円) | 金額 (億円) |
| 純資産の部合計 | 83,045 | 98,005 | 14,959 |
| 株主資本合計 | 56,762 | 61,311 | 4,549 |
| 資本金 | 22,549 | 22,554 | 4 |
| 資本剰余金 | 11,095 | 11,100 | 4 |
| 利益剰余金 | 23,156 | 27,693 | 4,537 |
| 自己株式 | △38 | △36 | 2 |
| その他の包括利益累計額合計 | 7,810 | 20,299 | 12,488 |
| その他有価証券評価差額金 | 7,335 | 17,373 | 10,038 |
| 繰延ヘッジ損益 | △66 | 266 | 333 |
| 土地再評価差額金 | 1,407 | 1,464 | 56 |
| 為替換算調整勘定 | △635 | △404 | 230 |
| 退職給付に係る調整累計額 | △229 | 1,600 | 1,829 |
| 新株予約権 | 31 | 38 | 6 |
| 少数株主持分 | 18,440 | 16,355 | △2,084 |

当連結会計年度末の純資産の部合計は、前連結会計年度末比1兆4,959億円増加し、9兆8,005億円となりました。主な変動は以下のとおりです。

株主資本合計は、当期純利益の計上及び配当金の支払等により、前連結会計年度末比4,549億円増加し、6兆1,311億円となりました。

その他の包括利益累計額合計は、その他有価証券評価差額金の増加等により、前連結会計年度末比1兆2,488億円増加し、2兆299億円となりました。

少数株主持分は、前連結会計年度末比2,084億円減少し、1兆6,355億円となりました。

(4)不良債権に関する分析（銀行単体合算ベース）

① 残高に関する分析

(図表10) 金融再生法開示債権（銀行勘定+信託勘定）

| | 前事業年度 (平成26年3月31日) | 当事業年度 (平成27年3月31日) | 比較 |
|-------------------|-----------------------|-----------------------|--------|
| | 金額(億円) | 金額(億円) | 金額(億円) |
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 | 672 | 566 | △106 |
| 危険債権 | 4,720 | 4,025 | △694 |
| 要管理債権 | 4,121 | 5,429 | 1,308 |
| 小計(要管理債権以下) (A) | 9,514 | 10,021 | 507 |
| 正常債権 | 775,325 | 820,410 | 45,085 |
| 合計 (B) | 784,839 | 830,431 | 45,592 |
| (A) / (B) (%) | 1.21 | 1.20 | △0.00 |

当事業年度末の不良債権残高（要管理債権以下(A)）は、前事業年度末比507億円増加し、1兆21億円となりました。不良債権比率（(A) / (B)）は1.20%となっております。

② 保全に関する分析

前事業年度及び当事業年度における金融再生法開示債権（要管理債権以下）の保全及び引当は以下のとおりであります。

(図表11) 保全状況（銀行勘定）

| | | 前事業年度 (平成26年3月31日) | 当事業年度 (平成27年3月31日) | 比較 |
|-------------------------------|--|-----------------------|-----------------------|--------|
| | | 金額(億円) | 金額(億円) | 金額(億円) |
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 (A) | | 672 | 566 | △106 |
| うち担保・保証等 (B) | | 662 | 539 | △123 |
| うち引当金 (C) | | 10 | 27 | 17 |
| 信用部分に対する引当率 (C) / ((A) - (B)) | | 100.0% | 100.0% | — |
| 保全率 ((B) + (C)) / (A) | | 100.0% | 100.0% | — |
| 危険債権 (A) | | 4,689 | 3,995 | △694 |
| うち担保・保証等 (B) | | 2,223 | 2,009 | △213 |
| うち引当金 (C) | | 1,729 | 1,384 | △344 |
| 信用部分に対する引当率 (C) / ((A) - (B)) | | 70.1% | 69.6% | △0.4% |
| 保全率 ((B) + (C)) / (A) | | 84.2% | 84.9% | 0.6% |
| 要管理債権 (A) | | 4,121 | 5,429 | 1,308 |
| うち担保・保証等 (B) | | 1,629 | 1,928 | 299 |
| うち引当金 (C) | | 603 | 1,307 | 703 |
| 信用部分に対する引当率 (C) / ((A) - (B)) | | 24.2% | 37.3% | 13.1% |
| 保全率 ((B) + (C)) / (A) | | 54.1% | 59.5% | 5.4% |

(参考) 要管理先債権に対する引当率・保全率

| | 前事業年度 (平成26年3月31日) | 当事業年度 (平成27年3月31日) | 比較 |
|-------------|-----------------------|-----------------------|-------|
| 信用部分に対する引当率 | 27.9% | 39.7% | 11.8% |
| 保全率 | 57.4% | 62.6% | 5.1% |

破産更生債権及びこれらに準ずる債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証等による回収見込額を控除した残額全額を個別貸倒引当金として計上、ないしは直接償却を実施しております。その結果、信用部分に対する引当率、保全率ともに100%となっております。

危険債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証等による回収見込額を控除した残額のうち、①債務者の支払能力を総合的に判断して算定した金額、②当該残額に今後3年間の倒産確率に基づき算定された予想損失率を乗じた金額のいずれかを個別貸倒引当金として計上しております。なお、与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受け取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、キャッシュ・フロー見積り法（DCF法）を適用しております。当事業年度末の信用部分に対する引当率は、前事業年度末比0.4ポイント減少し69.6%となり、また保全率は0.6ポイント増加し84.9%となっております。

要管理債権については、債権額に、今後3年間の倒産確率に基づき算定された予想損失率を乗じた金額を一般貸倒引当金として計上しております。なお、与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受け取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、キャッシュ・フロー見積り法（DCF法）を適用しております。当事業年度末の信用部分に対する引当率は、前事業年度末比13.1ポイント増加し37.3%に、保全率は5.4ポイント増加し59.5%となっております。

前記債権以外の債権に対する引当率は、以下のとおりであります。

(図表12)

| | 前事業年度 (平成26年3月31日) | 当事業年度 (平成27年3月31日) | 比較 |
|-----------------|-----------------------|-----------------------|--------|
| 要管理先債権以外の要注意先債権 | 6.34% | 3.72% | △2.61% |
| 正常先債権 | 0.10% | 0.07% | △0.03% |

(5) 自己資本比率に関する分析

(図表13) 連結自己資本比率 (国際統一基準)

| | | 前連結会計年度 (平成26年3月31日) | 当連結会計年度 (平成27年3月31日) | 比較 |
|------------------------|---|-------------------------|-------------------------|---------|
| | | 金額 (億円) | 金額 (億円) | 金額 (億円) |
| 連結総自己資本比率 (④/⑦) | ① | 14.36% | 14.58% | 0.22% |
| 連結Tier 1 比率 (⑤/⑦) | ② | 11.35% | 11.50% | 0.15% |
| 連結普通株式等Tier 1 比率 (⑥/⑦) | ③ | 8.80% | 9.43% | 0.63% |
| 連結における総自己資本の額 | ④ | 86,559 | 95,084 | 8,524 |
| 連結におけるTier 1 資本の額 | ⑤ | 68,447 | 75,003 | 6,556 |
| 連結における普通株式等Tier 1 資本の額 | ⑥ | 53,044 | 61,531 | 8,487 |
| リスク・アセットの額 | ⑦ | 602,740 | 651,919 | 49,178 |
| 連結総所要自己資本額 | ⑧ | 48,219 | 52,153 | 3,934 |

総自己資本の額は、連結当期純利益の計上による利益剰余金の増加等により、前連結会計年度末比8,524億円増加し、9兆5,084億円となりました。一方、リスク・アセットの額は、前連結会計年度末比4兆9,178億円増加し、65兆1,919億円となりました。この結果、連結総自己資本比率は前連結会計年度末比0.22ポイント上昇し、14.58%となりました。

2. キャッシュ・フローの状況

前連結会計年度及び当連結会計年度におけるキャッシュ・フローの状況は以下のとおりです。

(図表14)

| | 前連結会計年度 (自 平成25年 4月1日 至 平成26年 3月31日) | 当連結会計年度 (自 平成26年 4月1日 至 平成27年 3月31日) | 比較 |
|------------------|--|--|---------|
| | 金額 (億円) | 金額 (億円) | 金額 (億円) |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | △22,860 | 66,549 | 89,410 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | 106,074 | 26,192 | △79,882 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | △3,057 | △9,034 | △5,976 |

当連結会計年度における営業活動によるキャッシュ・フローは、預金の増加等により6兆6,549億円の収入となりました。投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の売却等により2兆6,192億円の収入となり、財務活動によるキャッシュ・フローは、劣後特約付社債の償還等により9,034億円の支出となりました。

以上の結果、現金及び現金同等物の当連結会計年度末残高は、前連結会計年度末比8兆4,083億円増加して、27兆8,407億円となりました。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度のセグメント毎の設備投資等の概要は、次のとおりであります。

当社では、平成26年11月のみずほ銀行前本店ビル（土地・建物）にかかる信託受益権の取得等により、総投資額は1,596億円となりました。

みずほ銀行では、平成26年5月に本店の移転を実施したほか、事務・システムセンター関係並びに国内外拠点への投資を行い、また既存店舗等については、諸施設の更新・保守に努めました。その結果、総投資額は620億円となりました。

みずほ信託銀行では、京都、新宿、阿倍野橋の各支店の店舗移転工事、ダイレクトバンキングセンターのフロア増床工事、本店内でのフロア移転工事等のほか、経年劣化に伴う設備更新を実施しました。その結果、総投資額は24億円となりました。

みずほ証券では、本社関連オフィスの更なる集約に伴う移転・統合、みずほ銀行・みずほ信託銀行との共同店舗化等のほか、既存拠点の更新・保守工事を実施しました。その結果、総投資額は40億円となりました。

なお、当連結会計年度において、記載すべき重要な設備の除却、売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

当連結会計年度末における主要な設備の状況は次のとおりであります。

(1) 提出会社

(その他)

| | 店舗名その他 | 所在地 | 設備の内容 | 土地 | | 建物 | 動産等 | 合計 | 従業員数(人) |
|----|--------|---------|-------|---------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|---------|
| | | | | 面積(m ²) | 帳簿価額(百万円) | 帳簿価額(百万円) | 帳簿価額(百万円) | 帳簿価額(百万円) | |
| 当社 | 本社ほか | 東京都千代田区 | 事務所 | 6,780 | 159,342 | 5,690 | 1,136 | 166,169 | 1,152 |

(2) 連結子会社

(みずほ銀行)

| 会社名 | 店舗名その他 | 所在地 | 設備の内容 | 土地 | | 建物 | 動産等 | 合計 | 従業員数(人) |
|--------------|---------------|--------------|----------|---------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|---------|
| | | | | 面積(m ²) | 帳簿価額(百万円) | 帳簿価額(百万円) | 帳簿価額(百万円) | 帳簿価額(百万円) | |
| 株式会社みずほ銀行 | 本部・本店ほか | 東京地区ほか | 本部・本店 | — | — | 21,416 | 11,512 | 32,928 | 8,210 |
| | 神田駅前支店ほか243店 | 東京地区 | 店舗 | 86,781(5,738) | 109,755 | 69,218 | 11,922 | 190,895 | 6,427 |
| | 横浜支店ほか127店 | 関東地区(除く東京地区) | 店舗 | 62,268(3,060) | 60,380 | 29,867 | 6,805 | 97,054 | 3,202 |
| | 札幌支店ほか5店 | 北海道地区 | 店舗 | 4,130(1,187) | 1,099 | 1,377 | 235 | 2,711 | 184 |
| | 仙台支店ほか9店 | 東北地区 | 店舗 | 9,971 | 6,755 | 2,975 | 360 | 10,091 | 303 |
| | 新潟支店ほか7店 | 北陸・甲信越地区 | 店舗 | 9,096 | 8,638 | 2,101 | 320 | 11,060 | 260 |
| | 名古屋支店ほか17店 | 東海地区 | 店舗 | 8,303 | 8,380 | 4,172 | 748 | 13,300 | 606 |
| | 大阪支店ほか35店 | 大阪地区 | 店舗 | 20,094(1,546) | 15,777 | 9,676 | 2,368 | 27,823 | 1,122 |
| | 神戸支店ほか26店 | 近畿地区(除く大阪地区) | 店舗 | 23,999(202) | 29,808 | 9,952 | 1,117 | 40,878 | 639 |
| | 広島支店ほか9店 | 中国地区 | 店舗 | 6,369 | 6,218 | 1,823 | 352 | 8,394 | 260 |
| | 高松支店ほか5店 | 四国地区 | 店舗 | 6,431 | 8,167 | 1,219 | 259 | 9,646 | 146 |
| | 福岡支店ほか12店 | 九州・沖縄地区 | 店舗 | 11,421 | 12,596 | 2,361 | 476 | 15,434 | 410 |
| | ニューヨーク支店ほか10店 | 北米・南米 | 店舗・事務所 | 57 | 43 | 3,986 | 1,681 | 5,711 | 890 |
| | ロンドン支店ほか10店 | ヨーロッパ・中近東 | 店舗・事務所 | — | — | 2,024 | 727 | 2,751 | 872 |
| | ソウル支店ほか22店 | アジア・オセアニア | 店舗・事務所 | — | — | 3,963 | 2,156 | 6,120 | 3,035 |
| | 中目黒事務センターほか | 東京地区ほか | 事務センター | 74,259 | 89,324 | 118,469 | 33,204 | 240,998 | (注) 1 |
| その他の施設 | 東京地区ほか | 研修所 | 21,789 | 8,788 | 4,189 | 142 | 13,119 | — | |
| 矢来町ハイツほか | 東京地区ほか | 社宅・寮 | 189,888 | 57,989 | 15,145 | 146 | 73,281 | — | |
| みずほ信用保証株式会社 | 本社ほか | 東京地区ほか | 事務所・店舗ほか | 352 | 136 | 88 | 89 | 314 | 193 |
| みずほファクター株式会社 | 本社ほか | 東京地区ほか | 事務所・店舗ほか | — | — | 76 | 132 | 208 | 151 |
| ユーシーカード株式会社 | 本社ほか | 東京地区ほか | 事務所・店舗ほか | 3,873 | 13 | 76 | 32 | 122 | 231 |
| 瑞徳銀行(中国)有限公司 | 本店ほか | 中華人民共和国上海市ほか | 店舗 | — | — | — | 2,636 | 2,636 | 1,580 |

(みずほ信託銀行)

| 会社名 | 店舗名その他 | 所在地 | 設備の内容 | 土地 | | 建物 | 動産等 | 合計 | 従業員数(人) |
|-------------------------------------|----------------|------------------|--------|---------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|---------|
| | | | | 面積(m ²) | 帳簿価額(百万円) | 帳簿価額(百万円) | 帳簿価額(百万円) | 帳簿価額(百万円) | |
| みずほ信託銀行株式会社 | 本店 ほか28拠点 | 東京地区 | 店舗・事務所 | 16 | 68 | 3,298 | 2,433 | 5,801 | 2,402 |
| | 横浜支店 ほか14拠点 | 関東地区 (除く東京地区) | 店舗・事務所 | 2,309 | 1,623 | 1,280 | 265 | 3,169 | 236 |
| | 札幌支店 | 北海道地区 | 店舗 | — | — | 152 | 25 | 177 | 33 |
| | 仙台支店 | 東北地区 | 店舗 | — | — | 109 | 21 | 130 | 32 |
| | 新潟支店 ほか1店 | 北陸・ 甲信越地区 | 店舗 | 538 | 346 | 697 | 70 | 1,114 | 49 |
| | 名古屋支店 ほか1店 | 東海地区 | 店舗 | — | — | 159 | 40 | 199 | 67 |
| | 大阪支店 ほか3店 | 大阪地区 | 店舗 | — | — | 702 | 144 | 846 | 163 |
| | 神戸支店 ほか1店 | 近畿地区 (除く大阪地区) | 店舗 | — | — | 154 | 44 | 199 | 56 |
| | 大阪支店 高松営業部 | 四国地区 | 店舗 | — | — | 9 | 3 | 13 | 5 |
| | 広島支店 ほか1店 | 中国地区 | 店舗 | — | — | 153 | 46 | 199 | 46 |
| | 福岡支店 ほか2店 | 九州・沖縄地区 | 店舗 | — | — | 89 | 36 | 125 | 63 |
| 川崎ハイツ ほか19カ所 | 関東地区ほか | 寮・社宅・厚生施設 | 23,823 | 9,208 | 3,734 | 4 | 12,947 | — | |
| みずほ信不動産販売株式会社ほか6社 | 本社ほか | 東京地区ほか | 店舗・事務所 | 4,052 | 1,022 | 1,246 | 1,489 | 3,760 | 1,272 |
| MizuhoTrust & Banking Co. (USA)ほか1社 | 本社 | 北米ほか | 事務所 | — | — | 330 | 187 | 517 | 260 |

(みずほ証券)

| 会社名 | 店舗名その他 | 所在地 | 設備の内容 | 土地 | | 建物 | 動産等 | 合計 | 従業員数(人) |
|----------------------|------------|----------|--------|---------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|---------|
| | | | | 面積(m ²) | 帳簿価額(百万円) | 帳簿価額(百万円) | 帳簿価額(百万円) | 帳簿価額(百万円) | |
| みずほ証券株式会社 | 本店ほか2支社 | 東京地区ほか | 店舗・事務所 | — | — | 4,110 | 5,983 | 10,094 | 3,188 |
| | 新宿支店ほか38店 | 関東地区 | 店舗 | 281 | 162 | 927 | 431 | 1,521 | 1,555 |
| | 札幌支店 | 北海道地区 | 店舗 | — | — | 44 | 28 | 73 | 79 |
| | 仙台支店ほか4店 | 東北地区 | 店舗 | — | — | 65 | 32 | 98 | 119 |
| | 新潟支店ほか6店 | 北陸・甲信越地区 | 店舗 | — | — | 68 | 52 | 121 | 174 |
| | 名古屋支店ほか10店 | 東海地区 | 店舗 | — | — | 242 | 116 | 359 | 372 |
| | 大阪支店ほか23店 | 近畿地区 | 店舗 | 115 | 842 | 366 | 203 | 1,412 | 811 |
| | 広島支店ほか5店 | 中国地区 | 店舗 | — | — | 80 | 47 | 128 | 175 |
| | 高松支店ほか3店 | 四国地区 | 店舗 | 286 | 71 | 70 | 45 | 186 | 125 |
| | 福岡支店ほか7店 | 九州・沖縄地区 | 店舗 | 194 | 529 | 224 | 29 | 783 | 247 |
| | 西早稲田寮ほか | 東京地区ほか | 寮・厚生施設 | 81,941 | 814 | 69 | 1 | 885 | — |
| みずほ証券プロパティマネジメント株式会社 | 研修センター | 東京都大田区 | 研修所 | 5,594 | 3,322 | 561 | 9 | 3,893 | 1 |
| | 本店ほか | 東京都ほか | 店舗ほか | 12,160(27) | 11,682 | 3,316 | 153 | 15,152 | 22 |

(その他)

| 会社名 | 店舗名その他 | 所在地 | 設備の内容 | 土地 | | 建物 | 動産等 | 合計 | 従業員数(人) |
|-------------------------|--------|-----------|---------|---------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|---------|
| | | | | 面積(m ²) | 帳簿価額(百万円) | 帳簿価額(百万円) | 帳簿価額(百万円) | 帳簿価額(百万円) | |
| 資産管理サービス信託銀行株式会社 | 本店 | 東京都中央区 | 店舗ほか | — | — | 400 | 193 | 593 | 603 |
| みずほ投信投資顧問株式会社 | 本社 | 東京都港区 | 事務所 | — | — | 124 | 73 | 198 | 229 |
| みずほ総合研究所株式会社 | 本社ほか | 東京都千代田区ほか | 事務所 | — | — | 194 | 79 | 273 | 291 |
| みずほ情報総研株式会社 | 本社ほか | 東京地区ほか | 事務所 | — | — | 2,593 | 1,824 | 4,418 | 4,245 |
| 株式会社みずほフィナンシャルストラテジー | 本社 | 東京都千代田区 | 事務所 | — | — | — | 0 | 0 | 41 |
| 株式会社みずほプライベートウェルスマネジメント | 本社 | 東京都千代田区 | 事務所・応接室 | — | — | 276 | 15 | 291 | 35 |

(注) 1. みずほ銀行の「中目黒事務センターほか」の従業員数は、「本部・本店ほか」の従業員数に含めて計上しております。

2. 土地の面積欄の()内は借地の面積(内書き)であり、その主な年間賃借料は建物等も含め、次のとおりであります。

| | みずほ銀行 | みずほ信託銀行 | みずほ証券 |
|------------|--------|---------|-------|
| 年間賃借料(百万円) | 76,723 | 8,197 | 9,373 |

3. みずほ銀行の国内代理店143カ所、外貨両替業務を主とした出張所(成田空港3カ所、関西国際空港2カ所、羽田空港4カ所)、店舗外外貨自動両替機(成田空港4カ所)、店舗外現金自動設備(1,405カ所、共同設置分48,121カ所は除く)の帳簿価額は上記に含めて記載しております。また、海外駐在員事務所7カ所も上記に含めて記載しております。

4. みずほ銀行の主要な設備には、連結子会社以外に貸与している土地、建物が含まれており、その内容は次のとおりであります。

| | 所在地 | 土地 | | 建物 |
|-------|------------------|-----------|---------------|---------------|
| | | 面積 (㎡) | 帳簿価額 (百万円) | 帳簿価額 (百万円) |
| みずほ銀行 | 東京地区 | 11,056 | 14,512 | 5,715 |
| | 関東地区 (除く東京地区) | 8,795 | 9,391 | 1,203 |
| | 北海道地区 | — | — | 33 |
| | 東北地区 | 1,025 | 655 | 71 |
| | 北陸・甲信越地区 | 1,215 | 951 | 292 |
| | 東海地区 | 641 | 1,240 | 424 |
| | 大阪地区 | 4,687 | 3,797 | 317 |
| | 近畿地区 (除く大阪地区) | 2,487 | 3,251 | 3,758 |
| | 中国地区 | 388 | 204 | 160 |
| | 四国地区 | 1,195 | 2,207 | 274 |
| | 九州・沖縄地区 | 1,012 | 1,315 | 102 |

5. 動産等にはリース資産を含めて記載しております。そのうち動産は次のとおりであります。

| | 事務機械 (百万円) | その他 (百万円) |
|---------|---------------|--------------|
| みずほ銀行 | 44,972 | 15,769 |
| みずほ信託銀行 | 2,545 | 2,270 |
| みずほ証券 | 4,139 | 2,396 |

6. 上記のほか、リース・レンタル契約による主な賃借設備は、次のとおりであります。

(みずほ銀行)

| 会社名 | 店舗名 その他 | 所在地 | 設備の内容 | 従業員 数 (人) | 年間賃借 料 (百万 円) |
|-------------|------------|--------|-------------|-----------------|------------------------|
| 株式会社みずほ銀行 | 本店ほか | 東京地区ほか | 電算機ほか | — | 13,070 |
| | 本店ほか | 東京地区ほか | 車両 (2,710台) | — | 647 |
| ユーシーカード株式会社 | 本社 | 東京地区 | 電算機ほか | — | 780 |
| | 本社 | 東京地区 | 車両 | — | 2 |

(みずほ証券)

| 会社名 | 店舗名 その他 | 所在地 | 設備の内容 | 従業員 数 (人) | 年間賃借 料 (百万 円) |
|-----------|------------|-----------|-------|-----------------|------------------------|
| みずほ証券株式会社 | 本店ほか | 東京都千代田区ほか | 電算機ほか | — | 158 |
| | 本店ほか | 東京都千代田区ほか | 車両ほか | — | 764 |

3 【設備の新設、除却等の計画】

当連結会計年度において、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

| 種類 | 発行可能株式総数(株) |
|---------------------|----------------|
| 普通株式 | 48,000,000,000 |
| 第十一種の優先株式 | 914,752,000 |
| 第一回第十四種の優先株式 (注) 1. | 900,000,000 |
| 第二回第十四種の優先株式 (注) 1. | 900,000,000 |
| 第三回第十四種の優先株式 (注) 1. | 900,000,000 |
| 第四回第十四種の優先株式 (注) 1. | 900,000,000 |
| 第一回第十五種の優先株式 (注) 2. | 900,000,000 |
| 第二回第十五種の優先株式 (注) 2. | 900,000,000 |
| 第三回第十五種の優先株式 (注) 2. | 900,000,000 |
| 第四回第十五種の優先株式 (注) 2. | 900,000,000 |
| 第一回第十六種の優先株式 (注) 3. | 1,500,000,000 |
| 第二回第十六種の優先株式 (注) 3. | 1,500,000,000 |
| 第三回第十六種の優先株式 (注) 3. | 1,500,000,000 |
| 第四回第十六種の優先株式 (注) 3. | 1,500,000,000 |
| 計 | 52,214,752,000 |

- (注) 1. 第一回から第四回までの第十四種の優先株式の発行可能種類株式総数は併せて900,000,000株を超えないものとする。
2. 第一回から第四回までの第十五種の優先株式の発行可能種類株式総数は併せて900,000,000株を超えないものとする。
3. 第一回から第四回までの第十六種の優先株式の発行可能種類株式総数は併せて1,500,000,000株を超えないものとする。

②【発行済株式】

| 種類 | 事業年度末現在発行数 (株) (平成27年3月31日) | 提出日現在 発行数(株) (平成27年6月24日) | 上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名 | 内容 |
|--------------------------------|-----------------------------------|---------------------------------|---|--|
| 普通株式 | 24,621,897,967 | 24,640,555,487 | 東京証券取引所 (市場第一部) ニューヨーク証券取引所 (注) 1. | 権利内容に何ら 限定のない 当社における 標準となる株式 単元株式数100株 (注) 2. (注) 7. |
| 第十一回 第十一種 優先株式 (注) 3. | 914,752,000 | 同左 | 非上場 | 単元株式数100株 (注) 4. (注) 5. (注) 6. (注) 7. |
| 計 | 25,536,649,967 | 25,555,307,487 | — | — |

(注) 1. 米国預託証券(ADR)をニューヨーク証券取引所に上場しております。

2. 普通株式の提出日現在発行数(株)には、平成27年6月1日から有価証券報告書を提出する日までの第十一回第十一種優先株式の取得請求と引換えに交付された株式数は含まれておりません。

3. 第十一回第十一種優先株式は、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第8項に規定する行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。

4. (1) 第十一回第十一種優先株式の行使価額修正条項付新株予約権付社債券等としての特質は次のとおりであります。

① 普通株式の株価の下落により、第十一回第十一種優先株式の取得価額が下方に修正された場合に、同優先株式の取得請求権の行使により交付される普通株式の数が修正前と比べて増加する定めがあります。ただし、提出日現在の取得価額は、下記③に記載の下限取得価額である282円90銭であるため、以後下記②の定めにより取得価額が修正されることはなく、取得請求権の行使により交付される普通株式の数が修正前と比べて増加することはありません。なお、後記5.(3)④に記載のとおり、当社が、時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または処分する場合その他一定の場合には、取得価額について所定の調整が行われることがあります。

② 取得価額の修正の基準及び頻度

i) 修正の基準

取得価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)

ii) 修正の頻度

1年に1度(平成21年7月1日以降平成27年7月1日までの毎年7月1日)

③ 取得価額の下限及び取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限

i) 取得価額の下限

282円90銭

ii) 取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限

739,646,170株(平成27年5月31日現在における第十一回第十一種優先株式の発行済株式総数209,245,900株(自己株式705,506,100株を除く。))に基づき算定。同日の普通株式の発行済株式総数の3.00%)

④ 当社の決定による第十一回第十一種優先株式の全部の取得を可能とする旨の条項はありません。

(2) 第十一回第十一種優先株式にかかる取得請求権の行使に関する事項についての第十一回第十一種優先株式の所有者との間の取決めの内容

上記の事項に関する取決めはありません。

(3) 当社の株券の売買に関する事項についての第十一回第十一種優先株式の所有者との間の取決めの内容
上記の事項に関する取決めはありません。

5. 第十一回第十一種優先株式の概要は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

① 優先配当金

毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき年20円の優先配当金を支払う。ただし、当該事業年度において優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した額とする。

② 非累積条項

ある事業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

③ 非参加条項

優先株主に対しては、優先配当金を超えて剰余金の配当を行わない。

④ 優先中間配当金

中間配当については、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき10円の優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産の分配については、優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき1,000円を支払う。優先株主に対しては、上記1,000円のほか、残余財産の分配を行わない。

(3) 優先株式の取得請求

① 取得請求期間

平成20年7月1日から平成28年6月30日までとする。

② 取得価額

取得価額は、282円90銭とする。

③ 取得価額の修正

取得価額は、平成21年7月1日以降平成27年7月1日までの毎年7月1日（以下それぞれ「取得価額修正日」という。）における普通株式の時価が、当該取得価額修正日の前日に有効な取得価額を下回る場合には、当該取得価額修正日をもって当該時価に修正されるものとする。ただし、当該時価が282円90銭を下回る場合には、282円90銭（以下「下限取得価額」という。）を修正後取得価額とする。上記「時価」とは、当該取得価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。

④ 取得価額の調整

取得価額（下限取得価額を含む。）は、当社が優先株式発行後、時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または処分する場合その他一定の場合には、次の算式により調整される。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行・処分普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行・処分普通株式数}}$$

また、取得価額は、合併その他一定の場合にも調整される。

⑤ 取得と引換えに交付すべき普通株式数

優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{取得と引換えに交付すべき普通株式数} = \frac{\text{優先株主が取得請求のために提出した優先株式の払込金額の総額}}{\text{取得価額}}$$

(4) 優先株式の一斉取得

平成28年6月30日までに取得請求のなかった優先株式は、平成28年7月1日（以下「一斉取得日」という。）をもって取得し、これと引換えに1株につき、1,000円を普通株式の時価で除して得られる数の普通株式を交付する。上記「時価」とは、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、当該時価が下限取得価額を下回るときは、1,000円を当該下限取得価額で除して得られる数の普通株式となる。上記普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは会社法第234条の規定によりこれを取扱う。

(5) 議決権条項

優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先株主は、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないとき（ただし、事業年度終了後定時株主総会までに優先配当金を受ける旨の当社定款の規定に基づく取締役会の決議がなされた場合を除く。）はその総会より、その議案が定時株主総会において否決されたときはその総会の終結の時より、優先配当金を受ける旨の当社定款の規定に基づく取締役会または定時株主総会の決議ある時までは議決権を有する。

(6) 株式無償割当て、募集株式等の割当てを受ける権利等

優先株式について、株式の併合または分割を行わず、また優先株主に対しては、株式無償割当てを行わない。

優先株主に対しては、募集株式、募集新株予約権、新株予約権付社債または分離して譲渡することができる募集新株予約権および社債の割当てを受ける権利を与えず、新株予約権の無償割当ては行わない。

(7) 優先順位

各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とする。

6. 第十一回第十一種優先株式の議決権につきましては、上記5.(5)「議決権条項」に記載のとおりであり、この種類の株式は、剰余金の配当及び残余財産の分配に関しては普通株式に優先する一方で、議決権に関してはこれを制限する内容となっております。
7. 上記の各種類の株式については、会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

(2) 【新株予約権等の状況】

平成21年1月30日取締役会決議

| | 事業年度末現在 (平成27年3月31日) | 提出日の前月末現在 (平成27年5月31日) |
|---|--|---------------------------|
| 新株予約権の数(個) | 164 | 124 |
| 新株予約権のうち自己 新株予約権の数(個) | — | — |
| 新株予約権の目的とな る株式の種類 | 当社普通株式(注)1. | 同左 |
| 新株予約権の目的とな る株式の数(株) | 164,000 | 124,000 |
| 新株予約権の行使時の 払込金額 | 株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を 乗じた金額。 | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成21年2月17日～平成41年2月16日 | 同左 |
| 新株予約権の行使によ り株式を発行する場合 の株式の発行価格及び 資本組入額 | 発行価格 1,000株につき 191,910円 資本組入額 1,000株につき 95,955円 | 同左 |
| 新株予約権の行使の条 件 | 当社、株式会社みずほ銀行又は株式会社みずほコーポレー ト銀行の取締役又は執行役員の地位に基づき割当てを受け た本新株予約権については、当該各会社の取締役又は執行 役員の地位を喪失した日の翌日以降、本新株予約権を行使 できる。 | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関 する事項 | 当社取締役会の承認を要する。 | 同左 |
| 代用払込みに関する事 項 | — | — |

| | 事業年度末現在 (平成27年3月31日) | 提出日の前月末現在 (平成27年5月31日) |
|------------------------------|---|---------------------------|
| 組織再編成行為に伴う 新株予約権の交付に関する事項 | <p>当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合においては、組織再編行為の効力発生時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社、分割する事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、当社の発行済株式の全部を取得する株式会社及び株式移転により設立する株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を下記の条件で交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定め、これが当社株主総会で承認された場合に限るものとする。</p> <p>① 交付する再編対象会社の新株予約権の数 本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数とする。</p> <p>② 新株予約権の目的となる株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>③ 新株予約権の目的となる株式の数 組織再編行為の条件に応じて合理的に調整された数とし、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てる。</p> <p>④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 再編後行使価額に上記③に従って決定される各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受ける再編対象会社の株式1株当たり1円とする。</p> <p>⑤ 新株予約権の行使期間 上記「新株予約権の行使期間」欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、同欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>⑥ その他行使条件及び取得条項 上記「新株予約権の行使の条件」欄及び（注）2. に準じて定めるものとする。</p> <p>⑦ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 （注）3. に準じて定めるものとする。</p> <p>⑧ 新株予約権の取得承認 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。</p> | 同左 |

- (注) 1. 普通株式の内容は、「1 株式等の状況 (1) 株式の総数等 ②発行済株式」に記載されております。
2. 以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）、当社取締役会又は当社取締役会の委任を受けた当社の代表取締役が別途定める日に、当社は無償で本新株予約権を取得することができる。
- ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ②当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
- ③当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
- ④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ⑤本新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
3. 本新株予約権の行使により新株を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額（ただし、1円未満の端数は切り上げる。）とする。資本金として計上しないこととした額は資本準備金とする。

平成21年9月3日取締役会決議

| | 事業年度末現在 (平成27年3月31日) | 提出日の前月末現在 (平成27年5月31日) |
|---|--|---------------------------|
| 新株予約権の数(個) | 448 | 325 |
| 新株予約権のうち自己 新株予約権の数(個) | — | — |
| 新株予約権の目的とな る株式の種類 | 当社普通株式(注)1. | 同左 |
| 新株予約権の目的とな る株式の数(株) | 448,000 | 325,000 |
| 新株予約権の行使時の 払込金額 | 株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を 乗じた金額。 | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成21年9月28日～平成41年9月25日 | 同左 |
| 新株予約権の行使によ り株式を発行する場合 の株式の発行価格及び 資本組入額 | 発行価格 1,000株につき 169,690円 資本組入額 1,000株につき 84,845円 | 同左 |
| 新株予約権の行使の条 件 | 当社、株式会社みずほ銀行又は株式会社みずほコーポレー ト銀行の取締役又は執行役員の地位に基づき割当てを受け た本新株予約権については、当該各会社の取締役又は執行 役員の地位を喪失した日の翌日以降、本新株予約権を行使 できる。 | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関 する事項 | 当社取締役会の承認を要する。 | 同左 |
| 代用払込みに関する事 項 | — | — |

| | 事業年度末現在 (平成27年3月31日) | 提出日の前月末現在 (平成27年5月31日) |
|------------------------------|---|---------------------------|
| 組織再編成行為に伴う 新株予約権の交付に関する事項 | <p>当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合においては、組織再編行為の効力発生時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社、分割する事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、当社の発行済株式の全部を取得する株式会社及び株式移転により設立する株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を下記の条件で交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定め、これが当社株主総会で承認された場合に限るものとする。</p> <p>① 交付する再編対象会社の新株予約権の数 本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数とする。</p> <p>② 新株予約権の目的となる株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>③ 新株予約権の目的となる株式の数 組織再編行為の条件に応じて合理的に調整された数とし、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てる。</p> <p>④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 再編後行使価額に上記③に従って決定される各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受ける再編対象会社の株式1株当たり1円とする。</p> <p>⑤ 新株予約権の行使期間 上記「新株予約権の行使期間」欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、同欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>⑥ その他行使条件及び取得条項 上記「新株予約権の行使の条件」欄及び（注）2. に準じて定めるものとする。</p> <p>⑦ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 （注）3. に準じて定めるものとする。</p> <p>⑧ 新株予約権の取得承認 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。</p> | 同左 |

- (注) 1. 普通株式の内容は、「1 株式等の状況 (1) 株式の総数等 ②発行済株式」に記載されております。
2. 以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）、当社取締役会又は当社取締役会の委任を受けた当社の代表取締役が別途定める日に、当社は無償で本新株予約権を取得することができる。
- ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ②当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
- ③当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
- ④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ⑤本新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
3. 本新株予約権の行使により新株を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額（ただし、1円未満の端数は切り上げる。）とする。資本金として計上しないこととした額は資本準備金とする。

平成22年7月30日取締役会決議

| | 事業年度末現在 (平成27年3月31日) | 提出日の前月末現在 (平成27年5月31日) |
|---|--|---------------------------|
| 新株予約権の数(個) | 805 | 568 |
| 新株予約権のうち自己 新株予約権の数(個) | — | — |
| 新株予約権の目的とな る株式の種類 | 当社普通株式(注)1. | 同左 |
| 新株予約権の目的とな る株式の数(株) | 805,000 | 568,000 |
| 新株予約権の行使時の 払込金額 | 株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を 乗じた金額。 | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成22年8月27日～平成42年8月26日 | 同左 |
| 新株予約権の行使によ り株式を発行する場合 の株式の発行価格及び 資本組入額 | 発行価格 1,000株につき 120,520円 資本組入額 1,000株につき 60,260円 | 同左 |
| 新株予約権の行使の条 件 | 当社、株式会社みずほ銀行又は株式会社みずほコーポレー ト銀行の取締役又は執行役員の地位に基づき割当てを受け た本新株予約権については、当該各会社の取締役又は執行 役員の地位を喪失した日の翌日以降、本新株予約権を行使 できる。 | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関 する事項 | 当社取締役会の承認を要する。 | 同左 |
| 代用払込みに関する事 項 | — | — |

| | 事業年度末現在 (平成27年3月31日) | 提出日の前月末現在 (平成27年5月31日) |
|------------------------------|---|---------------------------|
| 組織再編成行為に伴う 新株予約権の交付に関する事項 | <p>当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合においては、組織再編行為の効力発生時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社、分割する事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、当社の発行済株式の全部を取得する株式会社及び株式移転により設立する株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を下記の条件で交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定め、これが当社株主総会で承認された場合に限るものとする。</p> <p>① 交付する再編対象会社の新株予約権の数 本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数とする。</p> <p>② 新株予約権の目的となる株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>③ 新株予約権の目的となる株式の数 組織再編行為の条件に応じて合理的に調整された数とし、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てる。</p> <p>④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 再編後行使価額に上記③に従って決定される各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受ける再編対象会社の株式1株当たり1円とする。</p> <p>⑤ 新株予約権の行使期間 上記「新株予約権の行使期間」欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、同欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>⑥ その他行使条件及び取得条項 上記「新株予約権の行使の条件」欄及び（注）2. に準じて定めるものとする。</p> <p>⑦ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 （注）3. に準じて定めるものとする。</p> <p>⑧ 新株予約権の取得承認 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。</p> | 同左 |

- (注) 1. 普通株式の内容は、「1 株式等の状況 (1) 株式の総数等 ②発行済株式」に記載されております。
2. 以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）、当社取締役会又は当社取締役会の委任を受けた当社の代表取締役が別途定める日に、当社は無償で本新株予約権を取得することができる。
- ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ②当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
- ③当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
- ④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ⑤本新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
3. 本新株予約権の行使により新株を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額（ただし、1円未満の端数は切り上げる。）とする。資本金として計上しないこととした額は資本準備金とする。

平成23年11月18日取締役会決議

| | 事業年度末現在 (平成27年3月31日) | 提出日の前月末現在 (平成27年5月31日) |
|---|--|---------------------------|
| 新株予約権の数(個) | 2,842 | 2,004 |
| 新株予約権のうち自己 新株予約権の数(個) | — | — |
| 新株予約権の目的とな る株式の種類 | 当社普通株式(注)1. | 同左 |
| 新株予約権の目的とな る株式の数(株) | 2,842,000 | 2,004,000 |
| 新株予約権の行使時の 払込金額 | 株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を 乗じた金額。 | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成23年12月9日～平成43年12月8日 | 同左 |
| 新株予約権の行使によ り株式を発行する場合 の株式の発行価格及び 資本組入額 | 発行価格 1,000株につき 92,840円 資本組入額 1,000株につき 46,420円 | 同左 |
| 新株予約権の行使の条 件 | 当社、株式会社みずほ銀行、株式会社みずほコーポレート 銀行、みずほ信託銀行株式会社又はみずほ証券株式会社の 取締役又は執行役員の地位に基づき割当てを受けた本新株 予約権については、当該各会社の取締役又は執行役員の地 位を喪失した日の翌日以降、本新株予約権を行使できる。 | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関 する事項 | 当社取締役会の承認を要する。 | 同左 |
| 代用払込みに関する事 項 | — | — |

| | 事業年度末現在 (平成27年3月31日) | 提出日の前月末現在 (平成27年5月31日) |
|------------------------------|---|---------------------------|
| 組織再編成行為に伴う 新株予約権の交付に関する事項 | <p>当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合においては、組織再編行為の効力発生時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社、分割する事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、当社の発行済株式の全部を取得する株式会社及び株式移転により設立する株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を下記の条件で交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定め、これが当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）に限るものとする。</p> <p>① 交付する再編対象会社の新株予約権の数 本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数とする。</p> <p>② 新株予約権の目的となる株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>③ 新株予約権の目的となる株式の数 組織再編行為の条件に応じて合理的に調整された数とし、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てる。</p> <p>④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 再編後行使価額に上記③に従って決定される各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受ける再編対象会社の株式1株当たり1円とする。</p> <p>⑤ 新株予約権の行使期間 上記「新株予約権の行使期間」欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、同欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>⑥ その他行使条件及び取得条項 上記「新株予約権の行使の条件」欄及び（注）2. に準じて定めるものとする。</p> <p>⑦ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 （注）3. に準じて定めるものとする。</p> <p>⑧ 新株予約権の取得承認 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。</p> | 同左 |

- (注) 1. 普通株式の内容は、「1 株式等の状況 (1) 株式の総数等 ②発行済株式」に記載されております。
2. 以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）、当社取締役会又は当社取締役会の委任を受けた当社の代表取締役が別途定める日に、当社は無償で本新株予約権を取得することができる。
- ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ②当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
- ③当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
- ④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ⑤本新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
3. 本新株予約権の行使により新株を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額（ただし、1円未満の端数は切り上げる。）とする。資本金として計上しないこととした額は資本準備金とする。

平成24年7月31日取締役会決議

| | 事業年度末現在 (平成27年3月31日) | 提出日の前月末現在 (平成27年5月31日) |
|---|--|---------------------------|
| 新株予約権の数(個) | 4,840 | 3,666 |
| 新株予約権のうち自己 新株予約権の数(個) | — | — |
| 新株予約権の目的とな る株式の種類 | 当社普通株式(注)1. | 同左 |
| 新株予約権の目的とな る株式の数(株) | 4,840,000 | 3,666,000 |
| 新株予約権の行使時の 払込金額 | 株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を 乗じた金額。 | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成24年9月3日～平成44年8月31日 | 同左 |
| 新株予約権の行使によ り株式を発行する場合 の株式の発行価格及び 資本組入額 | 発行価格 1,000株につき 114,250円 資本組入額 1,000株につき 57,125円 | 同左 |
| 新株予約権の行使の条 件 | 当社、株式会社みずほ銀行、株式会社みずほコーポレート 銀行、みずほ信託銀行株式会社又はみずほ証券株式会社の 取締役又は執行役員の地位に基づき割当てを受けた本新株 予約権については、当該各会社の取締役又は執行役員の地 位を喪失した日の翌日以降、本新株予約権を行使できる。 | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関 する事項 | 当社取締役会の承認を要する。 | 同左 |
| 代用払込みに関する事 項 | — | — |

| | 事業年度末現在 (平成27年3月31日) | 提出日の前月末現在 (平成27年5月31日) |
|------------------------------|---|---------------------------|
| 組織再編成行為に伴う 新株予約権の交付に関する事項 | <p>当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合においては、組織再編行為の効力発生時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社、分割する事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、当社の発行済株式の全部を取得する株式会社及び株式移転により設立する株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を下記の条件で交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定め、これが当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）に限るものとする。</p> <p>① 交付する再編対象会社の新株予約権の数 本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数とする。</p> <p>② 新株予約権の目的となる株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>③ 新株予約権の目的となる株式の数 組織再編行為の条件に応じて合理的に調整された数とし、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てる。</p> <p>④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 再編後行使価額に上記③に従って決定される各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受ける再編対象会社の株式1株当たり1円とする。</p> <p>⑤ 新株予約権の行使期間 上記「新株予約権の行使期間」欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、同欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>⑥ その他行使条件及び取得条項 上記「新株予約権の行使の条件」欄及び（注）2. に準じて定めるものとする。</p> <p>⑦ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 （注）3. に準じて定めるものとする。</p> <p>⑧ 新株予約権の取得承認 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。</p> | 同左 |

- (注) 1. 普通株式の内容は、「1 株式等の状況 (1) 株式の総数等 ②発行済株式」に記載されております。
2. 以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）、当社取締役会又は当社取締役会の委任を受けた当社の代表取締役が別途定める日に、当社は無償で本新株予約権を取得することができる。
- ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ②当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
- ③当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
- ④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ⑤本新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
3. 本新株予約権の行使により新株を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額（ただし、1円未満の端数は切り上げる。）とする。資本金として計上しないこととした額は資本準備金とする。

平成26年1月31日取締役会決議

| | 事業年度末現在 (平成27年3月31日) | 提出日の前月末現在 (平成27年5月31日) |
|---|--|---------------------------|
| 新株予約権の数(個) | 5,257 | 3,743 |
| 新株予約権のうち自己 新株予約権の数(個) | — | — |
| 新株予約権の目的とな る株式の種類 | 当社普通株式(注)1. | 同左 |
| 新株予約権の目的とな る株式の数(株) | 5,257,000 | 3,743,000 |
| 新株予約権の行使時の 払込金額 | 株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を 乗じた金額。 | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成26年2月18日～平成46年2月17日 | 同左 |
| 新株予約権の行使によ り株式を発行する場合 の株式の発行価格及び 資本組入額 | 発行価格 1,000株につき 193,610円 資本組入額 1,000株につき 96,805円 | 同左 |
| 新株予約権の行使の条 件 | 当社、株式会社みずほ銀行、みずほ信託銀行株式会社又は みずほ証券株式会社の取締役又は執行役員の地位に基づき 割当てを受けた本新株予約権については、当該各会社の取 締役又は執行役員の地位を喪失した日の翌日以降、本新株 予約権を行使できる。 | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関 する事項 | 当社取締役会の承認を要する。 | 同左 |
| 代用払込みに関する事 項 | — | — |

| | 事業年度末現在 (平成27年3月31日) | 提出日の前月末現在 (平成27年5月31日) |
|------------------------------|---|---------------------------|
| 組織再編成行為に伴う 新株予約権の交付に関する事項 | <p>当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合においては、組織再編行為の効力発生時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社、分割する事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、当社の発行済株式の全部を取得する株式会社及び株式移転により設立する株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を下記の条件で交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定め、これが当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）に限るものとする。</p> <p>① 交付する再編対象会社の新株予約権の数 本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数とする。</p> <p>② 新株予約権の目的となる株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>③ 新株予約権の目的となる株式の数 組織再編行為の条件に応じて合理的に調整された数とし、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てる。</p> <p>④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 再編後行使価額に上記③に従って決定される各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受ける再編対象会社の株式1株当たり1円とする。</p> <p>⑤ 新株予約権の行使期間 上記「新株予約権の行使期間」欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、同欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>⑥ その他行使条件及び取得条項 上記「新株予約権の行使の条件」欄及び（注）2. に準じて定めるものとする。</p> <p>⑦ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 （注）3. に準じて定めるものとする。</p> <p>⑧ 新株予約権の取得承認 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。</p> | 同左 |

- (注) 1. 普通株式の内容は、「1 株式等の状況 (1) 株式の総数等 ②発行済株式」に記載されております。
2. 以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）、当社取締役会又は当社取締役会の委任を受けた当社の代表取締役が別途定める日に、当社は無償で本新株予約権を取得することができる。
- ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ②当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
- ③当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
- ④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ⑤本新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
3. 本新株予約権の行使により新株を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額（ただし、1円未満の端数は切り上げる。）とする。資本金として計上しないこととした額は資本準備金とする。

平成26年5月14日取締役会決議及びかかる取締役会決議による委任に基づく同年11月14日付の執行役社長による決定

| | 事業年度末現在 (平成27年3月31日) | 提出日の前月末現在 (平成27年5月31日) |
|---|--|---------------------------|
| 新株予約権の数(個) | 9,602 | 7,532 |
| 新株予約権のうち自己 新株予約権の数(個) | — | — |
| 新株予約権の目的とな る株式の種類 | 当社普通株式(注)1. | 同左 |
| 新株予約権の目的とな る株式の数(株) | 9,602,000 | 7,532,000 |
| 新株予約権の行使時の 払込金額 | 株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を 乗じた金額。 | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 平成26年12月2日～平成46年12月1日 | 同左 |
| 新株予約権の行使によ り株式を発行する場合 の株式の発行価格及び 資本組入額 | 発行価格 1,000株につき 187,990円 資本組入額 1,000株につき 93,995円 | 同左 |
| 新株予約権の行使の条 件 | 当社、株式会社みずほ銀行、みずほ信託銀行株式会社又は みずほ証券株式会社の取締役、執行役又は執行役員の地位 に基づき割当てを受けた本新株予約権については、当該各 会社の取締役、執行役又は執行役員の地位を喪失した日の 翌日以降、本新株予約権を行使できる。 | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関 する事項 | 当社取締役会の承認を要する。 | 同左 |
| 代用払込みに関する事 項 | — | — |

| | 事業年度末現在 (平成27年3月31日) | 提出日の前月末現在 (平成27年5月31日) |
|------------------------------|---|---------------------------|
| 組織再編成行為に伴う 新株予約権の交付に関する事項 | <p>当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合においては、組織再編行為の効力発生時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社、分割する事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、当社の発行済株式の全部を取得する株式会社及び株式移転により設立する株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を下記の条件で交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定め、これが当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）に限るものとする。</p> <p>① 交付する再編対象会社の新株予約権の数 本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数とする。</p> <p>② 新株予約権の目的となる株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>③ 新株予約権の目的となる株式の数 組織再編行為の条件に応じて合理的に調整された数とし、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てる。</p> <p>④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 再編後行使価額に上記③に従って決定される各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受ける再編対象会社の株式1株当たり1円とする。</p> <p>⑤ 新株予約権の行使期間 上記「新株予約権の行使期間」欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、同欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>⑥ その他行使条件及び取得条項 上記「新株予約権の行使の条件」欄及び（注）2. に準じて定めるものとする。</p> <p>⑦ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 （注）3. に準じて定めるものとする。</p> <p>⑧ 新株予約権の取得承認 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。</p> | 同左 |

- (注) 1. 普通株式の内容は、「1 株式等の状況 (1) 株式の総数等 ②発行済株式」に記載されております。
2. 以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）、当社取締役会又は当社取締役会の委任を受けた当社の代表取締役が別途定める日に、当社は無償で本新株予約権を取得することができる。
- ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ②当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
 - ③当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
 - ④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - ⑤本新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
3. 本新株予約権の行使により新株を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額（ただし、1円未満の端数は切り上げる。）とする。資本金として計上しないこととした額は資本準備金とする。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

| | 第4四半期会計期間 (平成27年1月1日から 平成27年3月31日まで) | 第13期 (平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで) |
|---|--|---------------------------------------|
| 当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(株) | 48,164,000 | 99,530,400 |
| 当該期間の権利行使に係る交付株式数(株) | 170,251,290 | 351,822,780 |
| 当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円) | 282.90 | 282.90 |
| 当該期間の権利行使に係る資金調達額(百万円) | — | — |
| 当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(株)(注) | — | 730,619,100 |
| 当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)(注) | — | 2,381,894,440 |
| 当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)(注) | — | 293.30 |
| 当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円) | — | — |

(注) 当社は、平成21年1月4日を効力発生日として、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号)第88条の規定に基づく端数等無償割当てを実施し、新たな払込みなしに1株につき999株及び1株に満たない株式の端数0.01につき9.99株の割合で、割当てをいたしました。上記の(注)における各数値の算定は、当該端数等無償割当て実施前に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る各数値を、当該端数等無償割当て実施後のものに引き直して行っております。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

| 年月日 | 発行済株式総数 増減数 (株) | 発行済株式 総数残高 (株) | 資本金 増減額 (百万円) | 資本金 残高 (百万円) | 資本準備金 増減額 (百万円) | 資本準備金 残高 (百万円) |
|---|-----------------------|----------------------|---------------------|--------------------|-----------------------|----------------------|
| 平成22年4月1日～ 平成23年3月31日 (注)1.～(注)3. | 6,287,787,630 | 22,733,627,320 | 375,810 | 2,181,375 | 375,810 | 1,025,651 |
| 平成23年4月1日～ 平成24年3月31日 (注)4.～(注)7. | 2,265,980,407 | 24,999,607,727 | 73,597 | 2,254,972 | 169,213 | 1,194,864 |
| 平成24年4月1日～ 平成25年3月31日 (注)8. | 116,698,750 | 25,116,306,477 | — | 2,254,972 | — | 1,194,864 |
| 平成25年4月1日～ 平成26年3月31日 (注)9. | 62,330,710 | 25,178,637,187 | — | 2,254,972 | — | 1,194,864 |
| 平成26年4月1日～ 平成27年3月31日 (注)10.～(注)11. | 358,012,780 | 25,536,649,967 | 431 | 2,255,404 | 431 | 1,195,296 |

- (注) 1. 平成22年4月1日から平成23年3月31日までに、第十一回第十一種優先株式82,395,000株の取得請求により、普通株式287,787,630株が増加いたしました。
2. 普通株式 有償一般募集5,609,000,000株
払込期日 平成22年7月21日 発行価格 130円 発行価額 125.27円 資本組入額 62.635円
払込金総額 702,639百万円
3. 普通株式 有償第三者割当391,000,000株
払込期日 平成22年7月30日 発行価格 125.27円 資本組入額 62.635円
払込金総額 48,980百万円 割当先 野村證券株式会社
4. 平成23年4月1日から平成24年3月31日までに、第十一回第十一種優先株式43,207,800株の取得請求により、普通株式151,921,540株が増加いたしました。
5. 平成23年4月1日から平成24年3月31日までに、新株予約権の権利行使により、普通株式4,748,000株が増加し、資本金及び資本準備金がそれぞれ349百万円増加いたしました。
6. 普通株式 有償第三者割当1,285,038,883株
払込期日 平成23年8月29日 発行価格 114.00円 資本組入額 57.00円
払込金総額 146,494百万円 割当先 株式会社みずほ銀行及び株式会社みずほコーポレート銀行
7. 平成23年9月1日を効力発生日とするみずほ信託銀行株式会社との株式交換により、普通株式824,271,984株、資本準備金95,615百万円が増加いたしました。
8. 平成24年4月1日から平成25年3月31日までに、第十一回第十一種優先株式33,014,000株の取得請求により、普通株式116,698,750株が増加いたしました。
9. 平成25年4月1日から平成26年3月31日までに、第十一回第十一種優先株式28,012,900株の取得請求により、普通株式99,020,710株が増加いたしました。また、第十三回第十三種優先株式(36,690,000株)につきまして、平成25年7月11日付で全ての株式を消却したことにより、第十三回第十三種優先株式は、36,690,000株減少いたしました。その結果、発行済株式総数は、62,330,710株増加いたしました。
10. 平成26年4月1日から平成27年3月31日までに、第十一回第十一種優先株式99,530,400株の取得請求により、普通株式351,822,780株が増加いたしました。
11. 平成26年4月1日から平成27年3月31日までに、新株予約権の権利行使により、普通株式6,190,000株が増加し、資本金及び資本準備金がそれぞれ431百万円増加いたしました。
12. 平成27年4月1日から平成27年5月31日までに、第十一回第十一種優先株式3,875,000株の取得請求により、普通株式13,697,520株が増加いたしました。
13. 平成27年4月1日から平成27年5月31日までに、新株予約権の権利行使により、普通株式4,960,000株が増加し、資本金及び資本準備金がそれぞれ386百万円増加いたしました。

(6) 【所有者別状況】

① 普通株式

平成27年3月31日現在

| 区分 | 株式の状況(1単元の株式数100株) | | | | | | | | 単元未満株式の状況 (株) |
|-----------------|--------------------|------------|------------|------------|------------|--------|------------|-------------|------------------|
| | 政府及び地方公共団体 | 金融機関 | 金融商品取引業者 | その他の法人 | 外国法人等 | | 個人その他 | 計 | |
| | | | | | 個人以外 | 個人 | | | |
| 株主数 (人) | 292 | 403 | 112 | 14,946 | 878 | 657 | 877,888 | 895,176 | — |
| 所有株式数 (単元) | 84,119 | 64,463,607 | 11,447,230 | 30,021,162 | 70,472,386 | 76,351 | 69,565,741 | 246,130,596 | 8,838,367 |
| 所有株式数の割合 (%) | 0.03 | 26.19 | 4.65 | 12.20 | 28.63 | 0.03 | 28.27 | 100.00 | — |

(注) 1. 自己株式8,695,754株は「個人その他」に86,957単元、「単元未満株式の状況」に54株含まれております。なお、自己株式8,695,754株は、株主名簿上の株式数であります。平成27年3月31日現在の実保有株式数と同数であります。

2. 「その他の法人」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が、923単元含まれております。

② 第十一回第十一種優先株式

平成27年3月31日現在

| 区分 | 株式の状況(1単元の株式数100株) | | | | | | | | 単元未満株式の状況 (株) |
|-----------------|--------------------|--------|----------|-----------|-------|----|-----------|-----------|------------------|
| | 政府及び地方公共団体 | 金融機関 | 金融商品取引業者 | その他の法人 | 外国法人等 | | 個人その他 | 計 | |
| | | | | | 個人以外 | 個人 | | | |
| 株主数 (人) | — | 2 | 5 | 956 | 1 | — | 81 | 1,045 | — |
| 所有株式数 (単元) | — | 13,000 | 8,000 | 2,072,391 | 200 | — | 7,053,929 | 9,147,520 | — |
| 所有株式数の割合 (%) | — | 0.14 | 0.09 | 22.66 | 0.00 | — | 77.11 | 100.00 | — |

(注) 自己株式701,631,100株は「個人その他」に7,016,311単元含まれております。なお、自己株式701,631,100株は、株主名簿上の株式数であります。平成27年3月31日現在の実保有株式数と同数であります。

(7) 【大株主の状況】

平成27年3月31日現在

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数 (株) | 発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合 (%) |
|--|---|---------------|------------------------------------|
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口) | 東京都中央区晴海一丁目8番11号 | 866,823,400 | 3.39 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口) | 東京都港区浜松町二丁目11番3号 | 783,003,000 | 3.06 |
| THE BANK OF NEW YORK MELLON SA/NV 10 (常任代理人 三菱東京UFJ銀行) | RUE MONTOYERSTRAAT 46, 1000 BRUSSELS, BELGIUM (東京都千代田区丸の内二丁目7番1号) | 420,887,691 | 1.64 |
| 野村證券株式会社 | 東京都中央区日本橋一丁目9番1号 | 353,151,143 | 1.38 |
| STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234 (常任代理人 みずほ銀行) | 1776 HERITAGE DRIVE, NORTH QUINCY, MA 02171, U. S. A. (東京都中央区月島四丁目16番13号) | 310,622,516 | 1.21 |
| STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223 (常任代理人 みずほ銀行) | P. O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U. S. A. (東京都中央区月島四丁目16番13号) | 304,023,553 | 1.19 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口9) | 東京都中央区晴海一丁目8番11号 | 286,686,100 | 1.12 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5) | 東京都中央区晴海一丁目8番11号 | 284,612,800 | 1.11 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口1) | 東京都中央区晴海一丁目8番11号 | 283,836,500 | 1.11 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口6) | 東京都中央区晴海一丁目8番11号 | 282,791,500 | 1.10 |
| 計 | — | 4,176,438,203 | 16.35 |

(注) 当社は、自己株式として普通株式8,695,754株及び第十一回第十一種優先株式701,631,100株の計710,326,854株 (発行済株式総数に対する所有株式数の割合2.78%) を所有しておりますが、上記大株主からは除外していません。

なお、所有株式に係る議決権の個数の多い順上位10名は、以下のとおりです。

平成27年3月31日現在

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有議決権数 (個) | 総株主の議決権 に対する所有議 決権数の割合 (%) |
|---|--|---------------|-------------------------------------|
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) | 東京都中央区晴海一丁目8番11号 | 8,668,234 | 3.52 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) | 東京都港区浜松町二丁目11番3号 | 7,830,030 | 3.18 |
| THE BANK OF NEW YORK MELLON SA/NV 10 (常任代理人 三菱東京UFJ銀行) | RUE MONTOYERSTRAAT 46, 1000 BRUSSELS, BELGIUM (東京都千代田区丸の内二丁目7番1号) | 4,208,876 | 1.71 |
| 野村證券株式会社 | 東京都中央区日本橋一丁目9番1号 | 3,531,511 | 1.43 |
| STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234 (常任代理人 みずほ銀行) | 1776 HERITAGE DRIVE, NORTH QUINCY, MA 02171, U. S. A. (東京都中央区月島四丁目16番13号) | 3,106,225 | 1.26 |
| STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223 (常任代理人 みずほ銀行) | P. O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U. S. A. (東京都中央区月島四丁目16番13号) | 3,040,235 | 1.23 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9) | 東京都中央区晴海一丁目8番11号 | 2,866,861 | 1.16 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5) | 東京都中央区晴海一丁目8番11号 | 2,846,128 | 1.15 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口1) | 東京都中央区晴海一丁目8番11号 | 2,838,365 | 1.15 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口6) | 東京都中央区晴海一丁目8番11号 | 2,827,915 | 1.14 |
| 計 | — | 41,764,380 | 16.97 |

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成27年3月31日現在

| 区分 | 株式数 (株) | 議決権の数 (個) | 内容 |
|--------------------------|---------------------|-------------|---|
| 無議決権株式 (第十一回第十一種優先株式) | 優先株式 914,752,000 | — | 優先株式の内容は、「1. 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」の「② 発行済株式」の注記に記載されております。 |
| 議決権制限株式 (自己株式等) | — | — | — |
| 議決権制限株式 (その他) | — | — | — |
| 完全議決権株式 (自己株式等) | 普通株式 8,695,700 | — | 普通株式の内容は、「1. 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」の「② 発行済株式」に記載されております。 |
| 完全議決権株式 (その他) | 普通株式 24,604,363,900 | 246,043,639 | 同上 |
| 単元未満株式 | 普通株式 8,838,367 | — | — |
| 発行済株式総数 | 25,536,649,967 | — | — |
| 総株主の議決権 | — | 246,043,639 | — |

(注) 「完全議決権株式 (その他)」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が92,300株含まれております。また、「議決権の数」の欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数923個が含まれております。

② 【自己株式等】

平成27年3月31日現在

| 所有者の氏名又は名称 | 所有者の住所 | 自己名義所有株式数 (株) | 他人名義所有株式数 (株) | 所有株式数の合計 (株) | 発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%) |
|------------------------|-------------------|---------------|---------------|--------------|-------------------------|
| 株式会社みずほ フィナンシャルグループ | 東京都千代田区大手町一丁目5番5号 | 8,695,700 | — | 8,695,700 | 0.03 |
| 計 | — | 8,695,700 | — | 8,695,700 | 0.03 |

(注) 「発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)」の発行済株式総数は、発行済普通株式の総数であります。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社の取締役、監査役及び執行役員に対する退職慰労金制度を廃止したことに伴い、会社法第361条の規定に基づき、当社の取締役（社外取締役を除く）に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬について、平成20年6月26日の定時株主総会において決議しております。

平成27年5月15日開催の報酬委員会において、信託を活用した業績連動型株式報酬制度の導入と、ストックオプション制度の廃止を決議し、今後は、新規のストックオプションの付与を行わないこととします。なお、業績連動型株式報酬制度の内容については、「(10) 従業員株式所有制度の内容」に記載しております。

| | |
|--------------------------|--|
| 決議年月日 | 平成21年1月30日（取締役会決議） |
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社の取締役 4名 当社の執行役員 4名 子会社の取締役 14名 子会社の執行役員 71名 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。 |
| 株式の数 | 同上 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 同上 |
| 新株予約権の行使期間 | 同上 |
| 新株予約権の行使の条件 | 同上 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 同上 |
| 代用払込みに関する事項 | — |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | 「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。 |

| | |
|--------------------------|--|
| 決議年月日 | 平成21年9月3日（取締役会決議） |
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社の取締役 4名 当社の執行役員 4名 子会社の取締役 14名 子会社の執行役員 71名 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。 |
| 株式の数 | 同上 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 同上 |
| 新株予約権の行使期間 | 同上 |
| 新株予約権の行使の条件 | 同上 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 同上 |
| 代用払込みに関する事項 | — |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | 「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。 |

| | |
|--------------------------|--|
| 決議年月日 | 平成22年7月30日（取締役会決議） |
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社の取締役 4名 当社の執行役員 4名 子会社の取締役 12名 子会社の執行役員 71名 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。 |
| 株式の数 | 同上 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 同上 |
| 新株予約権の行使期間 | 同上 |
| 新株予約権の行使の条件 | 同上 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 同上 |
| 代用払込みに関する事項 | — |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | 「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。 |

| | |
|--------------------------|---|
| 決議年月日 | 平成23年11月18日（取締役会決議） |
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社の取締役 6名 当社の執行役員 6名 子会社の取締役 26名 子会社の執行役員 130名 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。 |
| 株式の数 | 同上 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 同上 |
| 新株予約権の行使期間 | 同上 |
| 新株予約権の行使の条件 | 同上 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 同上 |
| 代用払込みに関する事項 | — |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | 「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。 |

| | |
|--------------------------|--|
| 決議年月日 | 平成24年7月31日（取締役会決議） |
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社の取締役 6名 当社の執行役員 11名 子会社の取締役 23名 子会社の執行役員 150名 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。 |
| 株式の数 | 同上 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 同上 |
| 新株予約権の行使期間 | 同上 |
| 新株予約権の行使の条件 | 同上 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 同上 |
| 代用払込みに関する事項 | — |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | 「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。 |

| | |
|--------------------------|--|
| 決議年月日 | 平成26年1月31日（取締役会決議） |
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社の取締役 6名 当社の執行役員 36名 子会社の取締役 22名 子会社の執行役員 134名 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。 |
| 株式の数 | 同上 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 同上 |
| 新株予約権の行使期間 | 同上 |
| 新株予約権の行使の条件 | 同上 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 同上 |
| 代用払込みに関する事項 | — |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | 「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。 |

| | |
|--------------------------|--|
| 決議年月日 | 平成26年5月14日取締役会決議及びかかる取締役会決議による委任に基づく同年11月14日付の執行役社長による決定 |
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社の取締役 2名 当社の執行役 12名 当社の執行役員 37名 子会社の取締役 32名 子会社の執行役員 113名 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。 |
| 株式の数 | 同上 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 同上 |
| 新株予約権の行使期間 | 同上 |
| 新株予約権の行使の条件 | 同上 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 同上 |
| 代用払込みに関する事項 | — |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | 「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。 |

(10) 【従業員株式所有制度の内容】

当社は、平成27年5月15日開催の報酬委員会において、当社の取締役（社外取締役を除く。）、執行役員及び執行役員、並びに当社の子会社である株式会社みずほ銀行、みずほ信託銀行株式会社及びみずほ証券株式会社の取締役（社外取締役を除く。）及び執行役員の報酬体系の改定を決議し、信託を活用した業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を新たに導入することといたしました。本制度の導入に伴い、現行のストックオプション報酬制度は廃止し、今後は、新規のストックオプションの付与を行わないこととします。

① 本制度の概要

当社は、みずほフィナンシャルグループの企業理念の下、経営の基本方針に基づき様々なステークホルダーの価値創造に配慮した経営の実現と当社グループの持続的かつ安定的な成長による企業価値の向上を図る上で、各々の役員が果たすべき役割を最大限発揮するためのインセンティブ及び当該役割発揮に対する対価として機能することを目的に、本制度を導入することといたしました。

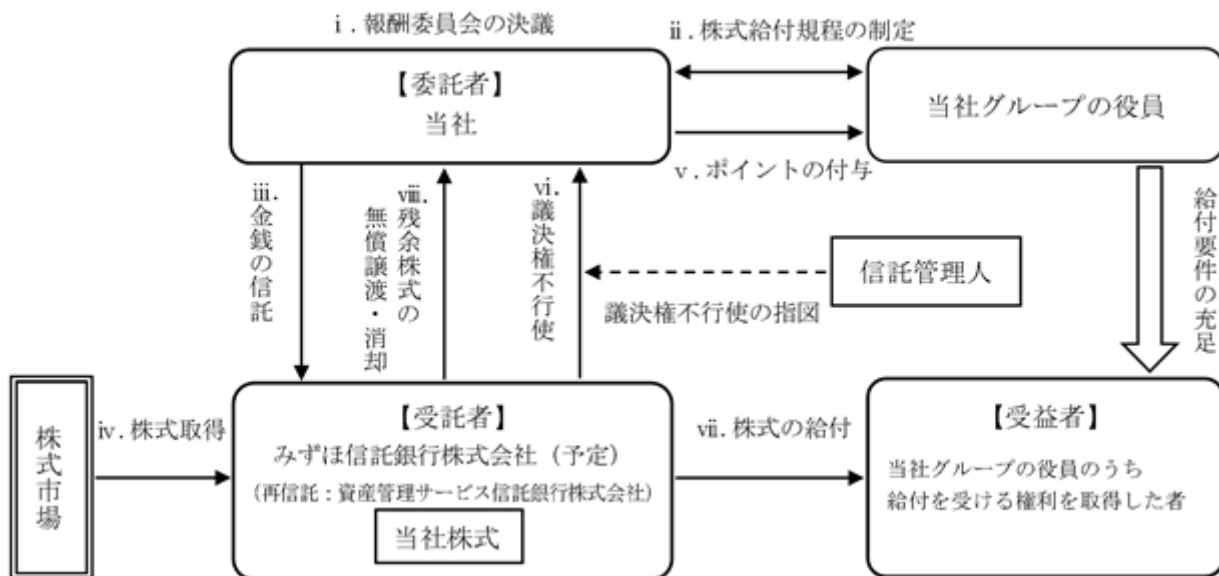
本制度は、役員株式給付信託 (Board Benefit Trust)（以下、「BBT」という。）と称される仕組みを採用します。BBTにおいては、当社が拠出する金銭を原資として（※）、当社株式が、信託を通じて株式市場から取得され、予め定める株式給付規程に基づき当社グループの役員に交付されます。当社グループの役員に交付される株式数は、年度業務計画に対する業績評価に応じて決定されます。

本制度に基づく当社株式の支給については、内外の役員報酬に係る規制・ガイドライン等を踏まえ、3年間に亘る繰延支給を行うとともに、会社や本人の業績等次第で繰延部分の減額や没収が可能な仕組みを導入いたします。

なお、当該信託の信託財産に属する当社株式に係る議決権は、行使しないものとします。

※ 当社グループ各社（当社を除く。）は、自社の役員に対する給付に応じて、当社に対して一定の精算金を支払います。

<本制度の仕組み（予定）>



- i. 当社は、本制度の導入について、報酬委員会において決議。なお、当社グループ（当社を除く。）は、本制度の導入に関して、各社株主総会において役員報酬に関する承認決議。
- ii. 当社グループは本制度の導入に関して、役員報酬に係る株式給付規程をそれぞれ制定。
- iii. 当社は、i.の報酬委員会の決議に基づき金銭を信託（以下、かかる金銭信託により設定される信託を、「本信託」という。））。なお、当社グループ各社（当社を除く。）は、自らの当社グループの役員に対してなされた給付に応じて、当社に対して一定の精算金を支払う。
- iv. 本信託は、iii.で信託された金銭を原資として、当社株式を株式市場から取得。
- v. 当社グループは、株式給付規程に基づき、当社グループの役員にポイントを付与。
- vi. 本信託においては、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しない。
- vii. 本信託は、当社グループの役員のうち株式給付規程に定める給付要件を満たした受益者に対して、当社株式を給付。
- viii. 本信託の終了時に残余株式が生じた場合、本信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、取締役会決議により消却を行う予定。

② 対象者に給付する予定の株式の総数

本有価証券報告書提出日現在において、本制度の信託設定時期、株式の取得時期、取得株式の総額等の詳細については未定であります。

③ 本制度による受益権その他の権利を受けることができる者の範囲

当社の取締役（社外取締役を除く。）、執行役及び執行役員、並びに当社の子会社である株式会社みずほ銀行、みずほ信託銀行株式会社及びみずほ証券株式会社の取締役（社外取締役を除く。）及び執行役員のうち給付要件を満たす者

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号の規定に基づく単元未満株式の買取請求による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないもの内容】

| 区分 | 株式数 (株) | 価額の総額 (百万円) |
|-----------------|---------|-------------|
| 当事業年度における取得自己株式 | 59,454 | 12 |
| 当期間における取得自己株式 | 7,369 | 1 |

(注) 当期間における取得自己株式数には、平成27年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによるものは含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

| 区分 | 当事業年度 | | 当期間 | | |
|-----------------------------|--------------------|---------------|-----------|---------------|-----|
| | 株式数 (株) | 処分価額の総額 (百万円) | 株式数 (株) | 処分価額の総額 (百万円) | |
| 引き受ける者の募集を行った取得自己株式 | — | — | — | — | |
| 消却の処分を行った取得自己株式 | — | — | — | — | |
| 合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式 | — | — | — | — | |
| その他 | (単元未満株式の買増請求による売渡) | 4,525 | 0 | 227 | 0 |
| | (新株予約権の権利行使) | 1,997,000 | 299 | 1,036,000 | 179 |
| 保有自己株式数 | 8,695,754 | — | 7,666,896 | — | |

(注) 1. 当期間におけるその他の株式には、平成27年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買増請求による売渡株式数及び新株予約権の権利行使数は含まれておりません。

2. 当期間における保有自己株式数には、平成27年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取請求による株式数、単元未満株式の買増請求による売渡株式数及び新株予約権の権利行使数は含まれておりません。

【株式の種類等】 会社法第166条の規定に基づく第十一回第十一種優先株式の取得請求による優先株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

| 区分 | 株式数 (株) | 価額の総額 (百万円) |
|-----------------|------------|-------------|
| 当事業年度における取得自己株式 | 99,530,400 | — |
| 当期間における取得自己株式 | 3,875,000 | — |

(注) 当期間における取得自己株式数には、平成27年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの第十一回第十一種優先株式の取得請求によるものは含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

| 区分 | 当事業年度 | | 当期間 | |
|-----------------------------|-------------|---------------|-------------|---------------|
| | 株式数 (株) | 処分価額の総額 (百万円) | 株式数 (株) | 処分価額の総額 (百万円) |
| 引き受ける者の募集を行った取得自己株式 | — | — | — | — |
| 消却の処分を行った取得自己株式 | — | — | — | — |
| 合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式 | — | — | — | — |
| その他 | — | — | — | — |
| 保有自己株式数 | 701,631,100 | — | 705,506,100 | — |

(注) 当期間における保有自己株式数には、平成27年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの第十一回第十一種優先株式の取得請求による株式数は含まれておりません。

3 【配当政策】

当社は、「安定的な自己資本の充実」と「着実な株主還元」の最適なバランスを図る「規律ある資本政策」を遂行しております。

当事業年度より、新たな株主還元方針として、連結配当性向30%程度を一つの目処とした上で安定的な配当を実施することとしております。

なお、各事業年度の配当額については、当社グループの業績、収益基盤、自己資本の状況及びパーゼル規制を始めとした国内外の規制動向等、事業環境を総合的に勘案し、決定してまいります。

こうした方針のもと、当事業年度の普通株式1株当たりの年間配当金につきましては、1株につき前事業年度から1円増額した7円50銭（中間配当3円50銭及び期末配当4円）とさせていただきます。また、第十一回第十一種優先株式の年間配当金につきましては、所定の配当金とさせていただきます。

また、当社は、株主の皆様への利益還元をより適時に行うため、毎年3月31日及び9月30日を基準日として、中間配当と期末配当の年2回の配当を行う方針としております。なお、定款に従い、剰余金の配当を、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定めることとしております。

内部留保資金につきましては、財務体質の強化及び将来の事業発展のための原資として活用してまいります。

当事業年度の剰余金の配当は、以下のとおりであります。

| 決議年月日 | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たり配当額 |
|---------------------|--------------|-----------------|----------|
| 平成26年11月14日 取締役会 | 普通株式 | 85,344 | 3円50銭 |
| | 第十一回第十一種優先株式 | 2,778 | 10円 |
| | 合計 | 88,123 | — |
| 平成27年5月15日 取締役会 | 普通株式 | 98,452 | 4円00銭 |
| | 第十一回第十一種優先株式 | 2,131 | 10円 |
| | 合計 | 100,584 | — |

当社は、定款の定めるところにより、第十一回第十一種優先株主に対しては、一事業年度について1株につき20円を超えて配当することはありません。

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

| 回次 | 第9期 | 第10期 | 第11期 | 第12期 | 第13期 |
|-------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 決算年月 | 平成23年3月 | 平成24年3月 | 平成25年3月 | 平成26年3月 | 平成27年3月 |
| 最高(円) | 192 | 146 | 221 | 240 | 226.60 |
| 最低(円) | 110 | 98 | 110 | 180 | 178.10 |

(注) 1. 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

2. 当社は、平成21年1月4日を効力発生日として、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号)第88条の規定に基づく端数等無償割当てを実施し、新たな払込みなしに1株につき999株及び1株に満たない株式の端数0.01につき9.99株の割合で、割当てをいたしました。併せて、1単元を100株とする単元株式制度を採用いたしました。上記の月間最高・最低株価は、当該端数等無償割当てを勘案したものであります。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

| 月別 | 平成26年10月 | 11月 | 12月 | 平成27年1月 | 2月 | 3月 |
|-------|----------|--------|--------|---------|--------|--------|
| 最高(円) | 202.00 | 207.90 | 208.80 | 202.30 | 221.50 | 226.60 |
| 最低(円) | 178.10 | 200.00 | 197.80 | 191.60 | 191.00 | 210.10 |

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

5 【役員の状況】

男性25名 女性1名 (役員のうち女性の比率3.8%)

(1) 取締役の状況

(平成27年6月24日現在)

| 役名 | 氏名 | 生年月日 | 略歴 | 任期 | 所有株式数 (株) |
|-----|-------|-------------|---|-----------------|-----------------|
| 取締役 | 佐藤 康博 | 昭和27年4月15日生 | 平成15年3月 株式会社みずほコーポレート銀行 執行役員インターナショナルバン キングユニットシニアコーポレ トオフィサー 平成16年4月 常務執行役員営業担当役員 平成18年3月 常務取締役コーポレートバンキン グユニット統括役員 平成19年4月 取締役副頭取内部監査統括役員 平成21年4月 取締役頭取 (平成25年7月まで) 平成21年6月 当社取締役 平成23年6月 株式会社みずほ銀行取締役 当社取締役社長 (グループCEO) (平成26年6月まで) 平成25年7月 株式会社みずほ銀行取締役頭取 (注)1 平成26年4月 取締役 (現職) みずほ信託銀行株式会社取締役 (現職) みずほ証券株式会社取締役 (現 職) 平成26年6月 当社取締役兼執行役社長 (グルー プCEO) (現職) | 平成27年6 月から1年 | 普通株式 34,580 |
| 取締役 | 津原 周作 | 昭和35年1月6日生 | 平成22年4月 当社執行役員秘書室長 平成24年4月 株式会社みずほ銀行常務執行役員 営業店担当役員 平成25年7月 常務執行役員営業担当役員 (注)1 平成27年4月 当社執行役専務コンプライアンス 統括グループ長 株式会社みずほ銀行専務取締役コ ンプライアンス統括グループ長 (現職) 平成27年6月 当社取締役兼執行役専務コンプラ イアンス統括グループ長 (現職) | 平成27年6 月から1年 | 普通株式 387,500 |

| 役名 | 氏名 | 生年月日 | 略歴 | 任期 | 所有株式数 (株) |
|-----|-------|-------------|---|-------------|-----------------|
| 取締役 | 綾 隆介 | 昭和35年5月20日生 | 平成22年4月株式会社みずほコーポレート銀行総合リスク管理部長 平成24年4月当社執行役員総合リスク管理部長 (平成25年11月まで) 株式会社みずほ銀行執行役員総合リスク管理部長 株式会社みずほコーポレート銀行執行役員総合リスク管理部長 平成25年7月株式会社みずほ銀行執行役員総合リスク管理部長(注)1 平成25年11月当社常務執行役員リスク管理グループ長(平成26年6月まで) 株式会社みずほ銀行常務執行役員リスク管理グループ長 みずほ信託銀行株式会社常務執行役員リスク管理グループ担当役員 みずほ証券株式会社常務執行役員リスク管理グループ担当役員 平成26年4月株式会社みずほ銀行常務取締役リスク管理グループ長(現職) 平成26年6月当社取締役兼執行役常務リスク管理グループ長(現職) | 平成27年6月から1年 | 普通株式 143,980 |
| 取締役 | 真保 順一 | 昭和36年5月21日生 | 平成22年4月株式会社みずほコーポレート銀行アセットマネジメント業務管理部長 平成24年4月当社執行役員ポートフォリオマネジメント部長(平成26年4月まで) 株式会社みずほ銀行執行役員ポートフォリオマネジメント部長 株式会社みずほコーポレート銀行執行役員ポートフォリオマネジメント部長 平成25年7月株式会社みずほ銀行執行役員ポートフォリオマネジメント部長(注)1 平成26年4月当社常務執行役員財務・主計グループ長 株式会社みずほ銀行常務取締役財務・主計グループ長(現職) 株式会社みずほフィナンシャルストラテジー取締役社長(現職) 平成26年6月当社取締役兼執行役常務財務・主計グループ長(現職) | 平成27年6月から1年 | 普通株式 166,240 |
| 取締役 | 藤原 弘治 | 昭和36年6月29日生 | 平成22年4月 当社IR部長 平成24年4月 執行役員IR部長 平成26年4月 常務執行役員企画グループ長 株式会社みずほ銀行常務取締役企画グループ長(現職) 平成26年6月 当社取締役兼執行役常務企画グループ長(現職) | 平成27年6月から1年 | 普通株式 160,900 |

| 役名 | 氏名 | 生年月日 | 略歴 | 任期 | 所有株式数 (株) |
|-----|-------|-------------|---|-------------|-----------------|
| 取締役 | 高橋 秀行 | 昭和32年4月20日生 | <p>平成19年4月 株式会社みずほコーポレート銀行執行役員企画グループ統括役員付シニアコーポレートオフィサー</p> <p>平成21年4月 常務執行役員グローバルポートフォリオマネジメントユニット統括役員兼金融・公共法人ビジネスユニット統括役員兼グローバルオルタナティブインベストメントユニット統括役員</p> <p>平成22年4月 常務執行役員財務・主計グループ統括役員兼ポートフォリオマネジメントグループ統括役員</p> <p>平成23年4月 常務執行役員財務・主計グループ統括役員兼ポートフォリオマネジメントグループ統括役員兼IT・システムグループ統括役員</p> <p>平成24年4月 当社常務執行役員財務・主計グループ長 株式会社みずほ銀行常務執行役員財務・主計グループ長（平成25年4月まで） 株式会社みずほコーポレート銀行常務執行役員財務・主計グループ長（平成25年4月まで） みずほ信託銀行株式会社常務執行役員企画・財務・主計グループ担当（平成25年4月まで） 株式会社みずほフィナンシャルストラテジー取締役社長（平成26年4月まで）</p> <p>平成24年6月 当社常務取締役財務・主計グループ長</p> <p>平成25年4月 取締役副社長財務・主計グループ長（平成26年4月まで） 株式会社みずほ銀行副頭取執行役員財務・主計グループ長 株式会社みずほコーポレート銀行副頭取執行役員財務・主計グループ長 みずほ信託銀行株式会社常務執行役員企画・財務・主計グループ担当役員（平成26年4月まで） みずほ証券株式会社常務執行役員財務・主計グループ担当役員（平成26年4月まで）</p> <p>平成25年7月 株式会社みずほ銀行副頭取執行役員財務・主計グループ長（注）1</p> <p>平成26年4月 当社取締役（現職） 平成26年6月 株式会社みずほ銀行取締役（現職）</p> | 平成27年6月から1年 | 普通株式 412,060 |
| 取締役 | 船木 信克 | 昭和34年3月30日生 | <p>平成22年3月 株式会社みずほコーポレート銀行常勤監査役（平成25年6月まで）</p> <p>平成25年4月 みずほ証券株式会社監査役（平成26年6月まで）</p> <p>平成25年6月 当社常勤監査役</p> <p>平成26年6月 取締役（現職）</p> | 平成27年6月から1年 | 普通株式 13,200 |

| 役名 | 氏名 | 生年月日 | 略歴 | 任期 | 所有株式数 (株) |
|-----|-------|--------------|---|------------------|-----------------|
| 取締役 | 大橋 光夫 | 昭和11年1月18日生 | 昭和34年3月株式会社三井銀行入行 昭和36年12月昭和電工株式会社入社 昭和63年5月総合企画部長 平成元年3月取締役総合企画部長 平成5年3月常務取締役 平成7年3月専務取締役 平成9年3月代表取締役社長 平成17年1月代表取締役会長 平成17年6月当社取締役(現職) 平成19年3月昭和電工株式会社取締役会長 平成22年3月相談役 平成26年3月最高顧問(現職) | 平成27年6月 月から1年 | 普通株式 4,400 |
| 取締役 | 関 哲夫 | 昭和13年7月29日生 | 昭和38年4月八幡製鐵株式会社入社 平成5年6月新日本製鐵株式会社取締役 平成9年4月常務取締役 平成12年4月代表取締役副社長 平成15年6月常任顧問 平成16年6月常任監査役 平成18年6月テルモ株式会社社外取締役(平成20年9月まで) 平成19年3月サッポロホールディングス株式会社社外取締役(平成20年9月まで) 平成19年6月株式会社東京金融取引所社外取締役(平成20年9月まで) 平成19年10月公益社団法人日本監査役協会会長(平成20年10月まで) 日本郵政株式会社社外取締役(平成20年9月まで) 平成20年6月新日本製鐵株式会社常任顧問(平成20年9月まで) 平成20年10月株式会社商工組合中央金庫代表取締役社長 平成25年6月相談役 平成27年6月名誉顧問(現職) 当社取締役(現職) | 平成27年6月 月から1年 | — |
| 取締役 | 川村 隆 | 昭和14年12月19日生 | 昭和37年4月株式会社日立製作所入社 平成7年6月取締役 平成9年6月常務取締役 平成11年4月代表取締役 取締役副社長 平成15年4月取締役(平成19年6月まで) 平成15年6月日立ソフトウェアエンジニアリング株式会社取締役会長兼代表執行役 平成17年6月日立プラント建設株式会社取締役会長(平成21年6月まで) 平成18年6月日立ソフトウェアエンジニアリング株式会社取締役会長(平成19年6月まで) 平成19年6月日立マクセル株式会社取締役会長(平成21年6月まで) 平成21年4月株式会社日立製作所代表執行役 執行役会長兼執行役社長 平成21年6月代表執行役 執行役会長兼執行役社長兼取締役 平成22年4月代表執行役 執行役会長兼取締役 平成23年4月取締役会長 平成26年4月取締役 平成26年6月相談役(現職) 当社取締役(現職) | 平成27年6月 月から1年 | 普通株式 130,000 |

| 役名 | 氏名 | 生年月日 | 略歴 | 任期 | 所有株式数 (株) |
|-----|--------|--------------|--|-------------|-------------------|
| 取締役 | 甲斐中 辰夫 | 昭和15年1月2日生 | 昭和41年4月 検事任官 平成14年1月 東京高等検察庁検事長 平成14年10月 最高裁判所判事 平成22年3月 東京弁護士会弁護士登録 平成22年4月 卓照綜合法律事務所入所（現職） 平成23年1月 生命保険契約者保護機構理事長（現職） 平成25年11月 株式会社みずほ銀行取締役 平成26年6月 当社取締役（現職） | 平成27年6月から1年 | 普通株式 4,400 |
| 取締役 | 阿部 紘武 | 昭和19年11月13日生 | 昭和45年1月 等松・青木監査法人入社 昭和60年6月 米国デロイト トウシュ会計事務所 ニューヨーク事務所 出向（平成4年 10月まで） 平成2年7月 監査法人トーマツ 代表社員 平成13年6月 包括代表社員（CEO）（平成19年5月 まで） 平成16年6月 デロイト トウシュ トーマツ リミ テッド エグゼクティブメンバー（平 成19年5月まで） 平成19年6月 監査法人トーマツ シニアアドバイ ザー（平成21年12月まで） 平成22年1月 公認会計士阿部紘武事務所（現職） 平成27年6月 当社取締役（現職） | 平成27年6月から1年 | — |
| 取締役 | 大田 弘子 | 昭和29年2月2日生 | 平成8年4月 埼玉大学大学院政策科学研究科 助教 授 平成9年10月 政策研究大学院大学 助教授 平成13年4月 教授 平成14年4月 内閣府 参事官 平成15年3月 大臣官房 審議官 平成16年4月 政策統括官（経済財政分析担当） 平成17年8月 政策研究大学院大学 教授 平成18年9月 経済財政政策担当大臣 平成20年8月 政策研究大学院大学 教授（現職） 平成21年4月 副学長（平成23年3月まで） 平成26年6月 当社取締役（現職） | 平成27年6月から1年 | 普通株式 5,000 |
| 計 | | | | | 普通株式 1,462,260 |

(注) 1. 株式会社みずほ銀行と株式会社みずほコーポレート銀行は、株式会社みずほコーポレート銀行を吸収合併存続会社として平成25年7月1日に合併し、株式会社みずほコーポレート銀行の商号を株式会社みずほ銀行に変更いたしました。

- 取締役のうち、大橋 光夫、関 哲夫、川村 隆、甲斐中 辰夫、阿部 紘武及び大田 弘子の6氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
- 社外取締役である関 哲夫、川村 隆、甲斐中 辰夫、阿部 紘武及び大田 弘子の5氏は、株式会社東京証券取引所の規定する独立役員であります。
- 取締役会の議長及び副議長並びに委員会の構成及び委員長については、以下のとおりであります。

取締役会議長：大田 弘子

取締役会副議長：高橋 秀行

指名委員会：大橋 光夫（委員長）、川村 隆、甲斐中 辰夫、大田 弘子

報酬委員会：甲斐中 辰夫（委員長）、関 哲夫、川村 隆

監査委員会：高橋 秀行（委員長）、関 哲夫、甲斐中 辰夫、阿部 紘武、船木 信克

(2) 執行役の状況

(平成27年6月24日現在)

| 役名 | 職名 | 氏名 | 生年月日 | 略歴 | 任期 | 所有株式数 (株) |
|-------------------|----------------------|-------|------------|---|---------------------|-----------------|
| 執行役社長 (代表執行役) | グループCEO | 佐藤 康博 | (注) 1 | (注) 1 | 平成27年 6月から 1年 | (注) 1 |
| 執行役副社長 (代表執行役) | 国内営業戦略・経営管理統括、重点戦略統括 | 岡部 俊胤 | 昭和31年5月2日生 | 平成20年4月当社執行役員秘書室長 平成21年4月株式会社みずほ銀行常務執行役員 平成24年4月常務執行役員リテールバンキングユニット長 株式会社みずほコーポレート銀行常務執行役員(非常勤) みずほ銀行リテールバンキングユニット連携担当 平成25年4月当社副社長執行役員個人ユニット、リテールバンキングユニット担当副社長 株式会社みずほ銀行取締役副頭取個人ユニット、リテールバンキングユニット担当副頭取兼内部監査部門長(平成25年7月まで) 株式会社みずほコーポレート銀行副頭取執行役員みずほ銀行個人ユニット、リテールバンキングユニット連携担当副頭取兼内部監査部門長(平成25年7月まで) 平成25年6月当社取締役副社長個人ユニット、リテールバンキングユニット担当副社長(平成25年9月まで) 平成25年7月株式会社みずほ銀行取締役副頭取個人ユニット、リテールバンキングユニット担当副頭取兼内部監査部門長(平成26年4月まで)(注)2 平成25年9月当社取締役副社長個人ユニット、リテールバンキングユニット担当副社長兼コンプライアンス統括グループ長(平成26年4月まで) 平成25年11月みずほ信託銀行株式会社常務執行役員コンプライアンス統括グループ担当役員 みずほ証券株式会社常務執行役員コンプライアンス統括グループ担当役員 平成26年4月当社取締役副社長国内営業戦略・経営管理統括副社長 平成26年6月執行役副社長国内営業戦略・経営管理統括 平成27年4月執行役副社長国内営業戦略・経営管理統括、重点戦略統括(現職) | 平成27年 6月から 1年 | 普通株式 583,700 |

| 役名 | 職名 | 氏名 | 生年月日 | 略歴 | 任期 | 所有株式数 (株) |
|---------|---------------------------------------|-------|-------------|---|-------------|-----------------|
| 執行役員副社長 | IT・システムグループ長兼事務グループ長(グループCIO兼グループC00) | 安部 大作 | 昭和32年6月20日生 | <p>平成19年4月 株式会社みずほコーポレート銀行執行役員秘書室長</p> <p>平成21年4月 当社常務執行役員企画グループ長兼IT・システム・事務グループ長兼グループ戦略部長</p> <p>平成23年4月 常務執行役員企画グループ長兼IT・システム・事務グループ長</p> <p>平成24年4月 常務執行役員IT・システムグループ長兼事務グループ長 株式会社みずほ銀行常務執行役員IT・システムグループ長兼事務グループ長(平成25年4月まで)</p> <p>株式会社みずほコーポレート銀行常務執行役員IT・システムグループ長兼事務グループ長(平成25年4月まで)</p> <p>みずほ信託銀行株式会社常務執行役員IT・システムグループ担当兼事務グループ担当(平成25年4月まで)</p> <p>平成24年6月 当社常務取締役IT・システムグループ長兼事務グループ長</p> <p>平成25年4月 取締役副社長IT・システムグループ長兼事務グループ長(平成26年6月まで)</p> <p>株式会社みずほ銀行副頭取執行役員IT・システムグループ長兼事務グループ長 株式会社みずほコーポレート銀行副頭取執行役員IT・システムグループ長兼事務グループ長 みずほ信託銀行株式会社常務執行役員IT・システムグループ担当役員兼事務グループ担当役員(平成26年4月まで)</p> <p>みずほ証券株式会社常務執行役員IT・システムグループ担当役員兼事務グループ担当役員(平成26年4月まで)</p> <p>平成25年7月 株式会社みずほ銀行副頭取執行役員IT・システムグループ長兼事務グループ長(現職)(注)2</p> <p>平成26年6月 当社執行役員副社長IT・システムグループ長兼事務グループ長(現職)</p> | 平成27年6月から1年 | 普通株式 275,280 |

| 役名 | 職名 | 氏名 | 生年月日 | 略歴 | 任期 | 所有株式数 (株) |
|-------|-------------------------------|------|-------------|---|---------------------|-----------------|
| 執行役専務 | 内部監査部門長 (グループCA) | 神吉 正 | 昭和33年10月9日生 | 平成20年4月 株式会社みずほコーポレート銀行執行役員営業第八部長 平成23年4月 常務執行役員営業担当役員 (平成25年4月まで) 平成24年4月 株式会社みずほ銀行常務執行役員営業店副担当役員 平成25年4月 当社常務執行役員企画グループ長 株式会社みずほ銀行常務執行役員企画グループ長(平成25年7月まで) 株式会社みずほコーポレート銀行常務執行役員企画グループ長(平成25年7月まで) みずほ信託銀行株式会社常務執行役員企画・財務・主計グループ担当役員(平成26年4月まで) みずほ証券株式会社常務執行役員企画グループ担当役員(平成26年4月まで) 平成25年6月 当社常務取締役企画グループ長(平成26年4月まで) 平成25年7月 株式会社みずほ銀行常務執行役員企画グループ長(注)2 平成26年4月 当社専務取締役内部監査部門長 平成26年6月 執行役専務内部監査部門長(現職) | 平成27年 6月から 1年 | 普通株式 424,800 |
| 執行役専務 | 国際・投資銀行・決済・運用戦略・経営管理統括、重点戦略統括 | 菅野 暁 | 昭和34年7月25日生 | 平成21年4月 株式会社みずほコーポレート銀行執行役員国際管理部長 平成24年4月 株式会社みずほ銀行常務執行役員投資銀行ユニット長兼アセットマネジメントユニット長兼証券・信託連携推進部担当役員 株式会社みずほコーポレート銀行常務執行役員投資銀行ユニット長兼アセットマネジメントユニット長兼証券・信託連携推進部担当役員 平成25年4月 当社常務執行役員国際ユニット長兼アセットマネジメントユニット長(平成26年4月まで) 株式会社みずほ銀行常務執行役員アセットマネジメントユニット長兼みずほコーポレート銀行国際ユニット連携担当 株式会社みずほコーポレート銀行常務執行役員国際ユニット長兼アセットマネジメントユニット長 平成25年7月 株式会社みずほ銀行常務執行役員国際ユニット長兼アセットマネジメントユニット長(注)2 平成26年4月 当社専務執行役員国際・投資銀行・運用戦略・経営管理統括専務 平成26年6月 執行役専務国際・投資銀行・運用戦略・経営管理統括 平成27年4月 執行役専務国際・投資銀行・決済・運用戦略・経営管理統括(現職) | 平成27年 6月から 1年 | 普通株式 346,300 |

| 役名 | 職名 | 氏名 | 生年月日 | 略歴 | 任期 | 所有株式数 (株) |
|-------|--------------------------|-------|-------------|--|-------------|-----------------|
| 執行役専務 | コンプライアンス統括グループ長(グループCCO) | 津原 周作 | (注) 1 | (注) 1 | 平成27年6月から1年 | (注) 1 |
| 執行役専務 | 個人ユニット長 | 齊藤 哲彦 | 昭和36年1月1日生 | 平成22年4月 株式会社みずほ銀行執行役員 新橋支店新橋法人部長 平成23年6月 常務執行役員 平成24年4月 常務執行役員個人ユニット長 (平成25年7月まで) 株式会社みずほコーポレート 銀行常務執行役員(非常勤) みずほ銀行個人ユニット連携 担当(平成25年7月まで) 平成25年4月 当社常務執行役員個人ユニ ット長(平成26年4月まで) 平成25年7月 株式会社みずほ銀行常務執行 役員個人ユニット長(注) 2 平成26年4月 当社常務執行役員個人ユニ ット長兼リテールバンキングユ ニット長(平成27年4月ま で) みずほ証券株式会社常務執行 役員国内営業部門共同部門長 兼銀行・信託連携グループ長 兼ネット・コンタクトグルー プ長 平成26年10月 常務執行役員国内営業部門共 同部門長兼ネット・コンタク トグループ長 平成27年4月 当社執行役専務個人ユニット 長(現職) みずほ証券株式会社常務執行 役員国内営業部門共同部門長 (現職) | 平成27年6月から1年 | 普通株式 411,100 |
| 執行役常務 | 市場ユニット長 | 加藤 純一 | 昭和32年7月30日生 | 平成20年4月 みずほ証券株式会社執行役員 (スイスみずほ銀行へ社長と して派遣) 平成21年4月 株式会社みずほ銀行常務執行 役員 平成24年4月 常務執行役員市場ユニット副 担当役員 株式会社みずほコーポレート 銀行常務執行役員市場ユニ ット副担当役員 平成25年7月 株式会社みずほ銀行常務執行 役員市場ユニット副担当役員 (注) 2 平成26年4月 当社常務執行役員市場ユニ ット長 株式会社みずほ銀行常務執行 役員市場ユニット長(現職) 平成26年6月 当社執行役常務市場ユニ ット長(現職) | 平成27年6月から1年 | 普通株式 58,800 |

| 役名 | 職名 | 氏名 | 生年月日 | 略歴 | 任期 | 所有株式数 (株) |
|-------|--------------------------|--------|--------------|--|-------------|-----------------|
| 執行役常務 | アセットマネジメントユニット長 | 本橋 克宣 | 昭和32年11月11日生 | 平成21年4月 みずほ信託銀行株式会社執行役員資金証券部長 平成22年4月 常務執行役員 平成24年4月 常務執行役員年金業務ユニット長兼運用ユニット長(平成26年4月まで) 平成25年4月 当社常務執行役員アセットマネジメントユニット副担当役員 平成26年4月 常務執行役員アセットマネジメントユニット長 株式会社みずほ銀行常務執行役員アセットマネジメントユニット長(現職) 平成27年4月 当社執行役常務アセットマネジメントユニット長(現職) | 平成27年6月から1年 | 普通株式 226,640 |
| 執行役常務 | リテールバンキングユニット長兼事業法人ユニット長 | 大串 桂一郎 | 昭和35年8月20日生 | 平成21年4月 株式会社みずほコーポレート銀行営業第十二部長 平成23年4月 執行役員業務管理部長 平成24年4月 株式会社みずほ銀行執行役員大企業法人業務部長 株式会社みずほコーポレート銀行執行役員大企業法人業務部長兼事業法人業務部副部長 平成25年4月 株式会社みずほ銀行常務執行役員営業店副担当役員 株式会社みずほコーポレート銀行常務執行役員営業担当役員 平成25年7月 株式会社みずほ銀行常務執行役員営業担当役員(注)2 平成27年4月 当社執行役常務リテールバンキングユニット長兼事業法人ユニット長(現職) 株式会社みずほ銀行常務執行役員リテールバンキングユニット長兼事業法人ユニット長(現職) | 平成27年6月から1年 | 普通株式 32,370 |

| 役名 | 職名 | 氏名 | 生年月日 | 略歴 | 任期 | 所有株式数 (株) |
|-------|-------------------------|-------|--------------|---|-------------|----------------|
| 執行役常務 | 国際ユニット長 | 坂井 辰史 | 昭和34年8月27日生 | <p>平成21年4月 株式会社みずほコーポレート銀行企画グループ統括役員付シニアコーポレートオフィサー</p> <p>平成23年4月 執行役員企画グループ統括役員付シニアコーポレートオフィサー</p> <p>平成23年7月 執行役員企画グループ統括役員付シニアコーポレートオフィサー兼企画グループ統括役員付審議役（当社経営企画部審議役）</p> <p>平成24年4月 当社執行役員グループ企画部長 株式会社みずほ銀行執行役員グループ企画部長 株式会社みずほコーポレート銀行執行役員グループ企画部長</p> <p>平成25年4月 当社常務執行役員投資銀行ユニット長（平成26年4月まで） 株式会社みずほ銀行常務執行役員投資銀行ユニット長兼証券・信託連携推進部担当役員 株式会社みずほコーポレート銀行常務執行役員投資銀行ユニット長兼証券・信託連携推進部担当役員</p> <p>平成25年7月 株式会社みずほ銀行常務執行役員投資銀行ユニット長兼証券・信託連携推進部担当役員（注）2</p> <p>平成26年4月 当社常務執行役員国際ユニット長 株式会社みずほ銀行常務執行役員国際ユニット長（現職）</p> <p>平成27年4月 当社執行役常務国際ユニット長（現職）</p> | 平成27年6月から1年 | 普通株式 44,520 |
| 執行役常務 | 大企業法人ユニット長 | 山田 大介 | 昭和35年10月10日生 | <p>平成21年4月 株式会社みずほコーポレート銀行産業調査部長</p> <p>平成23年4月 執行役員産業調査部長（平成25年4月まで）</p> <p>平成24年4月 株式会社みずほ銀行執行役員産業調査部長</p> <p>平成25年4月 常務執行役員営業店副担当役員 株式会社みずほコーポレート銀行常務執行役員営業担当役員</p> <p>平成25年7月 株式会社みずほ銀行常務執行役員営業担当役員（注）2</p> <p>平成26年4月 当社常務執行役員大企業法人ユニット長 株式会社みずほ銀行常務執行役員大企業法人ユニット長（現職）</p> <p>平成27年4月 当社執行役常務大企業法人ユニット長（現職）</p> | 平成27年6月から1年 | 普通株式 17,100 |
| 執行役常務 | リスク管理グループ長 (グループCRO) | 綾 隆介 | (注) 1 | (注) 1 | 平成27年6月から1年 | (注) 1 |

| 役名 | 職名 | 氏名 | 生年月日 | 略歴 | 任期 | 所有株式数(株) |
|--------|-------------------------|-------|--------------|---|-------------|-------------------|
| 執行役常務 | 財務・主計グループ長(グループCFO) | 真保 順一 | (注) 1 | (注) 1 | 平成27年6月から1年 | (注) 1 |
| 執行役常務 | 企画グループ長(グループCSO) | 藤原 弘治 | (注) 1 | (注) 1 | 平成27年6月から1年 | (注) 1 |
| 執行役常務 | 投資銀行ユニット長兼トランザクションユニット長 | 小林 一也 | 昭和38年1月5日生 | 平成22年4月株式会社みずほコーポレート銀行M&Aファイナンス営業部長 平成24年4月執行役員営業第十三部長 平成25年7月株式会社みずほ銀行執行役員営業第十三部長(注) 2 平成26年4月当社常務執行役員投資銀行ユニット長 株式会社みずほ銀行常務執行役員投資銀行ユニット長 平成27年4月当社執行役常務投資銀行ユニット長兼トランザクションユニット長(現職) 株式会社みずほ銀行常務執行役員投資銀行ユニット長兼トランザクションユニット長(現職) | 平成27年6月から1年 | 普通株式 21,000 |
| 執行役常務 | 金融・公共法人ユニット長 | 辻次 賢二 | 昭和37年11月12日生 | 平成22年4月株式会社みずほコーポレート銀行業務管理部金融・公共法人業務管理室長 平成23年4月金融法人第二部長 平成24年4月福岡営業部長 平成25年4月執行役員福岡営業部長 平成25年7月株式会社みずほ銀行執行役員福岡営業部長(注) 2 平成27年4月当社執行役常務金融・公共法人ユニット長(現職) 株式会社みずほ銀行常務執行役員金融・公共法人ユニット長(現職) | 平成27年6月から1年 | 普通株式 14,800 |
| 執行役常務 | 人事グループ長(グループCHRO) | 石井 哲 | 昭和38年9月1日生 | 平成21年4月株式会社みずほコーポレート銀行国際管理部次長 平成23年4月秘書室長(平成25年7月まで) 平成25年4月当社秘書室審議役(平成26年1月まで) 平成25年7月株式会社みずほ銀行秘書室審議役(平成26年3月まで)(注) 2 平成26年1月当社秘書室審議役兼移行準備PT長 平成26年4月当社執行役員取締役会室長 株式会社みずほ銀行執行役員取締役会室長 平成27年4月当社執行役常務人事グループ長(現職) 株式会社みずほ銀行常務執行役員人事グループ長(現職) | 平成27年6月から1年 | 普通株式 74,100 |
| 計(注) 3 | | | | | | 普通株式 2,530,510 |

- (注) 1. 「5 役員の状況(1) 取締役の状況」に記載されております。
2. 株式会社みずほ銀行と株式会社みずほコーポレート銀行は、株式会社みずほコーポレート銀行を吸収合併継続会社として平成25年7月1日に合併し、株式会社みずほコーポレート銀行の商号を株式会社みずほ銀行に変更いたしました。
3. 所有株式数の合計に取締役を兼務する執行役の所有株式数は算入しておりません。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

①コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、〈みずほ〉として行うあらゆる活動の根幹をなす考え方として、基本理念・ビジョン・みずほValueから構成される『〈みずほ〉の企業理念』を制定しております。

基本理念（企業活動の根本的考え方）

〈みずほ〉は、『日本を代表する、グローバルで開かれた総合金融グループ』として、常にフェアでオープンな立場から、時代の先を読む視点とお客さまの未来に貢献できる知見を磨き最高水準の金融サービスをグローバルに提供することで、幅広いお客さまとともに持続的かつ安定的に成長し、内外の経済・社会の健全な発展にグループ一体となって貢献していく。

これらを通じ、〈みずほ〉は、いかなる時代にあっても変わることのない価値を創造し、お客さま、経済・社会に〈豊かな実り〉を提供する、かけがえのない存在であり続ける。

ビジョン（〈みずほ〉のあるべき姿・将来像）

『日本、そして、アジアと世界の発展に貢献し、お客さまから最も信頼される、グローバルで開かれた総合金融グループ』

1. 信頼No. 1の〈みずほ〉
2. サービス提供力No. 1の〈みずほ〉
3. グループ力No. 1の〈みずほ〉

みずほValue（個々の役職員が共有すべき価値観・行動軸）

1. お客さま第一 ～未来に向けた中長期的なパートナー～
2. 変革への挑戦 ～先進的な視点と柔軟な発想～
3. チームワーク ～多様な個性とグループ総合力～
4. スピード ～鋭敏な感性と迅速な対応～
5. 情熱 ～コミュニケーションと未来を切り拓く力～

『〈みずほ〉の企業理念』のもと、経営の基本方針及びそれに基づく当社グループ全体の戦略を当社が立案し、グループ各社が一丸となってその戦略を推進することで、様々なステークホルダーの価値創造に配慮した経営を行うとともに、企業の持続的かつ安定的な成長による企業価値の向上を実現し、内外の経済・産業の発展と社会の繁栄に貢献していくことによって、社会的役割・使命を全うしてまいります。

そのために、持株会社である当社は当社グループの経営において主体的な役割を果たし、経営管理業務の一環として当社グループの戦略・方針の企画機能及び当社グループ各社に対するコントロール機能を担うとともに、当社において、株主からの付託を受けた取締役会を中心とした企業統治システムを構築し、当社グループの経営の自己規律とアカウンタビリティを十分に機能させてまいります。

当社における企業統治システムに関する基本的な考え方は、以下のとおりであります。

- (1) 監督と経営の分離を徹底し、取締役会が、執行役による職務執行等の経営の監督に最大限専念することにより、コーポレート・ガバナンスの実効性を確保する。
- (2) 取締役会は、業務執行の決定を執行役に対し最大限委任することにより、迅速かつ機動的な意思決定を可能とし、スピード感のある企業経営を実現する。
- (3) 〈みずほ〉の経営から独立した社外取締役を中心とした委員会等を活用し、意思決定プロセスの透明性・公正性と経営に対する監督の実効性を確保する。
- (4) (1)～(3)を実現する企業統治システムを構成する機関等の設計にあたっては、グローバルに展開する金融グループとして、国内法令の遵守はもとより、コーポレート・ガバナンスに関し、グローバルレベルで推奨されている運営・慣行を当社においても積極的に採用する。

②コーポレート・ガバナンス体制

当社の企業統治システムに関する基本的な考え方を実現する制度として、現行法制下においては、指名委員会等設置会社が以下の理由により最も有効であると考え、当社は、指名委員会等設置会社を選択いたしました。

- (1) 執行役が業務執行の決定及び業務執行を迅速かつ機動的に実施する一方、取締役会が経営の基本方針等の決定と経営の実効的な監督に徹することが可能であること。
- (2) 社外取締役を中心とした指名委員会、報酬委員会、監査委員会の各委員会により、社外者の視点を十分に活用したチェックアンドバランス機能を最大限確保し、意思決定における妥当性・公正性を客観的に確保することが可能であること。
- (3) 〈みずほ〉のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方を実現するために必要となる体制を〈みずほ〉の目指す姿や課題を踏まえた形にて構築することが可能であること。
- (4) グローバルに展開し、G-SIFIs (Global Systemically Important Financial Institutions) の一角をなす金融グループとして業界をリードすべき立場にあるという強い認識の下、グローバルに要求されているガバナンス体制に呼応していくこと。さらに、内外の構造変化に機敏に対応しつつ厳しい競争環境に打ち勝つべく、今後も強靱なガバナンス体制を構築していくこと。それにより、各ステークホルダーの要請に応え、企業の持続的かつ安定的な成長と企業価値及び株主利益の向上を実現し、内外の経済・産業の発展と社会の繁栄に貢献するという〈みずほ〉の社会的役割・使命を全うすることが可能となること。

なお、当社グループのコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方、及び指名委員会等設置会社としての当社における取締役会、執行役、指名委員会、報酬委員会、監査委員会の役割、構成や運営方針等の企業統治システムの枠組みを定めた「コーポレート・ガバナンスガイドライン」を当社のホームページに掲載しております。

(<http://www.mizuho-fg.co.jp/company/structure/governance/index.html>)

また、当社のコーポレート・ガバナンス体制に関する状況や「コーポレートガバナンス・コード」への対応等を記載した「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」を東京証券取引所に提出し、同取引所及び当社のホームページに掲載しております。

当社のコーポレート・ガバナンス体制は、以下のとおりとなっております。

□監督

○取締役及び取締役会

当社の取締役会は、法令上取締役会の専決事項とされている経営の基本方針等の業務執行の決定、ならびに取締役及び執行役の職務の執行の監督を主な役割としております。取締役会は、迅速かつ機動的な意思決定とスピード感のある企業経営の実現、及び取締役会による執行役等に対する監督強化を目的として、法令上取締役会による専決事項とされている事項以外の業務執行の決定を、原則として、当社グループの最高経営責任者（グループCEO）である執行役社長に委任いたします。

経営に対する監督機能という役割を踏まえ、取締役会の過半数を、社外取締役と業務執行者を兼務しない社内取締役（以下、「社内非執行取締役」といい、社外取締役と併せて「非執行取締役」という）によって構成することとし、現在は、6名の社外取締役、2名の社内非執行取締役、及び5名の執行役を兼務する取締役の合計13名（うち女性1名）の取締役にて構成されております。

取締役会の議長は、取締役会の経営に対する監督機能という役割を踏まえ、原則として社外取締役（少なくとも非執行取締役）とすることとし、現在は、社外取締役である大田弘子氏が取締役会議長に就任しております。

○指名委員会

指名委員会は、株主総会に提出する当社取締役の選任及び解任に関する議案の内容を決定するとともに、中核子会社（株式会社みずほ銀行、みずほ信託銀行株式会社、及びみずほ証券株式会社の3社）各社の取締役の選任及び解任に関する当社における承認、ならびに中核子会社の代表取締役の選定及び解職や役員取締役の選定及び解除に関する当社における承認を行います。

役員人事の客観性や透明性を確保するため、委員長を社外取締役とし、他の委員についても原則として社外取締役（少なくとも非執行取締役）から選定することとしており、現在は、委員長を含む全員が社外取締役となっております。

○報酬委員会

報酬委員会は、当社取締役及び執行役の個人別の報酬の決定のほか、中核子会社の取締役の個人別の報酬の当社における承認、ならびに当社及び中核子会社の役員報酬に関する基本方針、役員報酬制度の決定を行います。

役員報酬の客観性や透明性を確保するため、委員長を社外取締役とし、他の委員についても原則として社外取締役（少なくとも非執行取締役）から選定することとしており、現在は、委員長を含む全員が社外取締役となっております。

○監査委員会

監査委員会は、取締役及び執行役の職務執行の監査、当社及び当社子会社の内部統制システムの構築及び運用の状況の監視及び検証、執行役による子会社等の経営管理に関する職務執行状況の監視及び検証、監査報告の作成を行い、また、株主総会に提出する会計監査人の選任及び解任ならびに不再任に関する議案の内容の決定を行います。

監査委員会は、金融業務や規制に精通した社内取締役による情報収集及び委員会での情報共有、ならびに内部統制部門との十分な連携が必要であることから、社内非執行取締役から1名又は2名を常勤の監査委員として選定する一方で、過半数を社外取締役とすることとしております。

現在は、5名の委員のうち、社内非執行取締役から2名の常勤監査委員を、社外取締役から3名の監査委員を選定しております。

監査委員は米国証券取引委員会規則及びニューヨーク証券取引所規則で定める独立性を確保し、また、監査委員のうち1名以上は、米国法令によって定義される「財務専門家」としております。

当社においては、法定の上記3委員会のほか、以下の委員会等を設置しております。

○人事検討会議

執行役社長及び指名委員会・報酬委員会の委員である社外取締役により構成され、主に、当社の執行役・役付執行役員や中核子会社の役付執行役員の選任案の審議、役員アセスメント等を行う審議機関として、人事検討会議を設置しております。

○リスク委員会

原則として、全員非執行取締役または外部専門家により構成され、主に、取締役会に対して、リスクガバナンスに関する決定及び遂行状況の監督に際し助言を行う諮問機関として、リスク委員会を設置しております。

○社外取締役会議

社外取締役全員及び執行役社長により構成され、社外取締役の〈みずほ〉に対する理解を深め、取締役間のコミュニケーションを通じた経営トップの問題意識の共有等を目的としたフリーディスカッションの場として、社外取締役会議を設置しております。

□業務執行

○執行役

執行役は、取締役会決議により取締役会から委任された業務執行の決定、及び当社の業務執行を担っております。

執行役については、当社の経営者として上記の役割を担う者が選任されるべきとの考え方に基づき、グループCEO、ならびに、原則として、その指揮命令の下で個別に指示された範囲でユニット長、グループ長又は内部監査部門長に対して指揮命令権を有する者、ユニット長、グループ長及び内部監査部門長を選任することとしております。

執行役社長が、グループCEOとして当社の業務を統括する一方、執行役社長に対する牽制や、意思決定にあたって十分な検討を確保する観点から、指名委員会等設置会社への移行に伴い業務執行の決定の委任がなされた事項の決定にあたっては、原則として、当社の経営会議における審議を行うこととしております（但し、指名委員会、報酬委員会、人事検討会議等、非執行取締役による十分な牽制下での審議・協議手続が確保されている事項を除きます）。

なお、執行役社長の諮問機関として経営会議を設置、必要の都度開催し、業務執行に関する重要な事項を審議しております。また、以下の経営政策委員会やグループ戦略会議を設置、必要の都度開催し、全社的な諸問題やグループのビジネス戦略上重要な事項について総合的に審議・調整を行っております。

<経営政策委員会>

○経営ガバナンス高度化委員会

グループCEOを委員長とし、コーポレート・ガバナンス高度化、及びリスクガバナンス高度化に関する重要な事項について審議・調整を行っております。

○バランスシートマネジメント委員会

グループCFOを委員長とし、ALM、ポートフォリオ、資本政策の基本方針、及びその他バランスシートマネジメントに関する重要な事項、ならびにそれらのモニタリングに関する審議・調整を行っております。

○リスク管理委員会

グループCROを委員長とし、リスク管理に係る基本方針、リスク管理態勢、リスク管理の運営・モニタリング、及びリスクアパタイト運営のモニタリング等に関する審議・調整等を行っております。

○コンプライアンス委員会

外部の専門家（弁護士1名、公認会計士1名）が特別委員として参加し、コンプライアンス統括、事故処理、お客さま保護等管理、及び情報管理に関する審議・調整を行っております。

○反社取引排除委員会

外部の専門家（弁護士1名）が特別委員として参加し、反社会的勢力への対応に関する審議・調整を行っております。

○ディスクロージャー委員会

情報開示に係る基本方針や、情報開示態勢に関する審議・調整を行っております。

○CSR委員会

CSRに係る各種施策や要対応事項、取り組み方針、開示報告書に関する審議・調整を行っております。

○IT戦略推進委員会

IT戦略の基本方針や、IT関連投資計画及びその運営方針、IT・システムのグループ一元化、個別IT投資案件の方針、システムプロジェクト及び個別システム案件の管理、システムリスク管理に関する審議・調整、IT関連投資案件の投資効果の評価等を行っております。

○事業継続管理委員会

事業継続管理に係る基本方針や、年度計画、各種施策に関する審議・調整を行っております。

<グループ戦略会議>

グループのビジネス戦略上特に重要な事項について、審議・調整を行っております。

また、経営政策委員会、グループ戦略会議とは別に、特定の諸課題について以下の2つの委員会を設置、必要の都度開催し、それぞれの所管する業務について、協議、周知徹底、推進を行っております。

○人権啓発推進委員会

人権問題への取り組みに関する方針の協議、周知徹底、推進を行っております。

○障がい者雇用促進委員会

障がい者の雇用ならびに職場定着促進に関する方針の協議、周知徹底、推進を行っております。

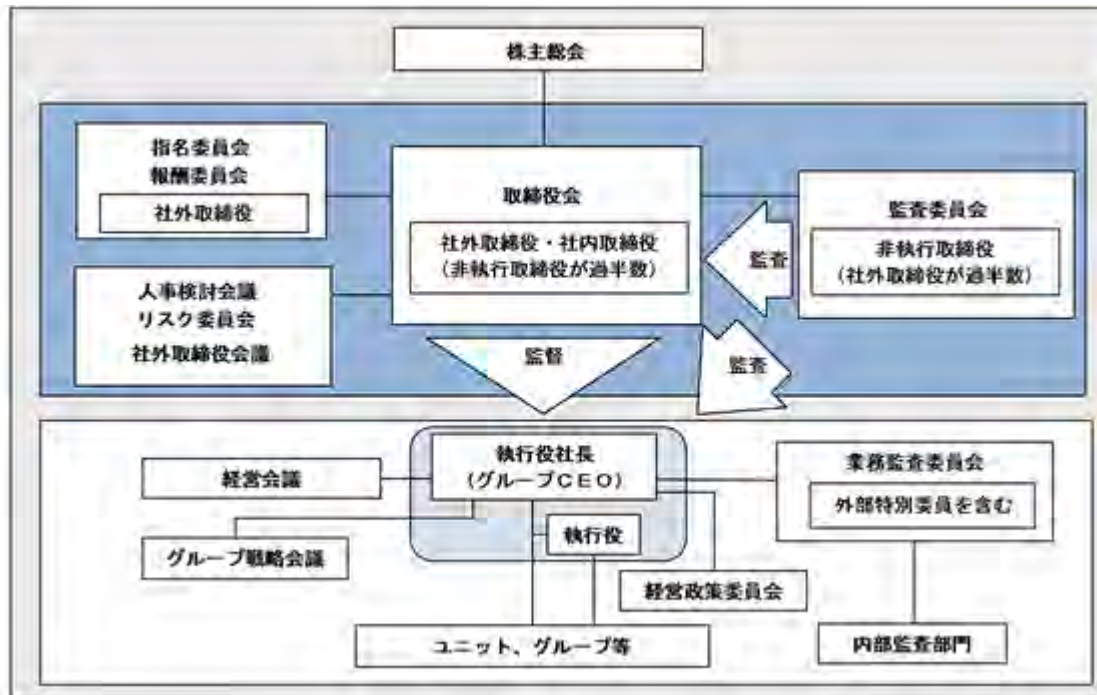
(内部監査部門等)

当社は、執行役社長傘下の内部監査機関として、業務監査委員会を設置しております。業務監査委員会は、取締役会の決定した基本方針に基づき、内部監査に関する重要な事項の審議・決定を行い、業務監査委員会の決定事項については、すべて取締役会に報告しております。

なお、内部監査機能の被監査業務からの独立性確保を目的として、内部監査部門を被監査部門から分離のうえ、業務監査委員会傘下の独立部門としております。

業務監査委員会には、専門性の補強、客観性の確保の観点から、外部の専門家（弁護士1名、公認会計士1名）が特別委員として参加しております。

<当社のコーポレート・ガバナンス体制>



③取締役の定数

当社の取締役は、15名以内とする旨、定款に定めております。

④取締役の選解任の決議要件

当社は、取締役の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、定款に定めております。また、取締役の解任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、定款に定めております。

⑤剰余金の配当等の決定機関

当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に掲げる事項については、株主総会の決議によらず、取締役会の決議によって定める旨、定款に定めております。これは、株主への利益還元や将来の資本政策の機動的な遂行を可能とするものであります。

⑥株主総会及び種類株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨、定款に定めております。また、種類株主総会の特別決議要件については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨、定款に定めております。これは、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

⑦内部統制の仕組み

(内部統制システムについての基本的な考え方及び整備状況)

社外取締役を含む各取締役は、取締役会において、コンプライアンス所管部署やリスク管理所管部署等における各種管理の状況に関する報告を定期的な受けること等により、各種管理の状況を監督しております。

監査委員会は、取締役及び執行役の職務の執行について、適性及び妥当性の監査を行うとともに、当社及び当社子会社における内部統制システムの構築及び運営を前提として、内部監査部門等との実効的な連携を通じて職務を遂行し、報告徴収・業務財産調査権を付与された監査委員は、役員や各部門又は子会社の経営レベルの監査について直接実施します。

当社グループでは、業務運営部門におけるセルフチェックに加え、コンプライアンス所管部署・リスク管理所管部署によるモニタリング等にて牽制機能を確保するとともに、業務運営から独立した業務監査委員会のもとで内部監査部門に属する内部監査所管部署が業務運営部門ならびにコンプライアンス所管部署・リスク管理所管部署等に対し内部監査を実施することを通じて、内部管理の適切性・有効性を確保しております。

また、内部管理体制強化の一環として、ディスクロージャー委員会を設置し、情報開示統制の強化を図っております。

(反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備状況)

当社グループは、反社会的勢力による経営活動への関与の防止や当該勢力による被害を防止する観点から、「みずほの企業行動規範」において、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断する、との基本方針を定めております。

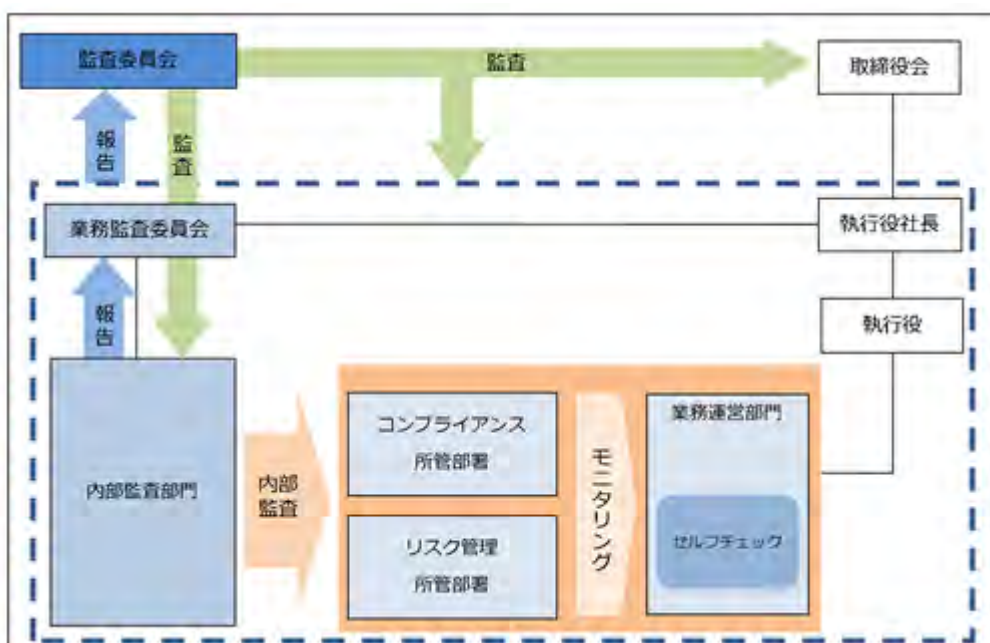
反社会的勢力への対応については、コンプライアンスの一環として取り組んでおり、グループ会社のコンプライアンスの遵守状況を一元的に把握、管理する体制を構築し、具体的な実践計画において、「反社会的勢力との関係遮断」をグループ共通の重点施策として位置付けております。

当社及びみずほ銀行は、反社会的勢力との関係遮断を役割とする専門の部を設置し、反社会的勢力との関係遮断により専門的・集中的に取り組むとともに、先進的なトピックにもスピード感をもって対応をしております。

また、当社、みずほ銀行、みずほ信託銀行、及びみずほ証券に、「反社会的勢力への対応に関する事項」を専門的に担う経営政策委員会である「反社取引排除委員会」を設置し、グループ全体として相互に連携をとり、反社会的勢力との関係遮断に取り組んでおります。

なお、主要グループ会社においては、対応統括部署や不当要求防止責任者を設置し、対応マニュアルの整備や研修実施等の体制整備に努め、個別事案に対しては、必要に応じ外部専門機関とも連携し、対処しております。

<当社の内部統制の仕組み>



(業務の適正を確保するための体制)

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、平成26年6月13日開催の取締役会において決議し、平成27年4月24日開催の取締役会で一部見直しの決議をしております。

<主な見直し事項>

- ・会社法及び会社法施行規則の改正（平成27年5月1日施行）を踏まえ、「グループ内部統制（当社による子会社の管理体制）」「監査委員会監査を支える体制」について決議項目を追加

平成27年4月24日開催の取締役会で決議致しました「業務の適正を確保するための体制」の概要は以下のとおりであります。

1. 監査委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

| | |
|-----------|---|
| 監査委員会室の設置 | 監査委員会の職務の補助に関する事項及び監査委員会事務局に関する事項を所管する監査委員会室を設置し、監査委員の指示に従う監査委員会室長がその業務を統括する。 |
|-----------|---|

上記を「監査委員会規程」「組織規程」等にて、規定している。

2. 監査委員会の職務を補助すべき使用人の執行役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性に関する事項

| | |
|---------------|---|
| 監査委員会の事前同意 | 監査委員会職務の補助に関する事項を所管する監査委員会室の予算の策定、同室の組織変更及び同室に所属する使用人に係る人事については、監査委員会の事前の同意を得る。 |
| 体制の十分性、独立性の確保 | 監査委員会は、監査の実効性確保の観点から、補助使用人等の体制の十分性及び補助使用人等の執行役その他業務執行者からの独立性の確保に留意する。 |

上記を「監査委員会規程」「監査委員会監査基準」等にて、規定している。

3. 監査委員会への報告に関する体制

イ. 当社の取締役（監査委員である取締役を除く）、執行役及び使用人が監査委員会に報告するための体制

| | |
|-----------------|--|
| 当社役職員の監査委員会への出席 | 監査委員会は、必要に応じ、当社の役職員を監査委員会に出席させ、その報告又は意見を求めることができる。当社の役職員は、監査委員会の要求があったときは、監査委員会に出席し、監査委員会が求めた事項について説明を行う。 |
| 執行役社長による活動状況の説明 | 監査委員会の監査機能の拡充に資するため、業務監査委員会の委員長である執行役社長は、監査委員の求めに応じ、その活動状況について必要な説明を行う。 |
| 内部監査部門との連携 | 監査委員会は、内部監査部門からその監査計画・監査結果等について報告を受け、必要に応じて調査を求め、又は具体的指示を行う等、内部監査部門と日常的かつ機動的な連携を行うとともに、監査委員会はコンプライアンス統括グループ、リスク管理グループ、企画グループ、財務・主計グループ等から内部統制システムに関する事項について報告を受け、必要に応じて調査を求める。 |

上記を含め、「コーポレート・ガバナンスガイドライン」「監査委員会規程」「監査委員会監査基準」「業務監査委員会規程」等にて、「当社の取締役（監査委員である取締役を除く）、執行役及び使用人が監査委員会に報告をするための体制」を規定している。

ロ. 当社の子会社の取締役、監査役、その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査委員会に報告をするための体制

| | |
|--------------------|---|
| 子会社等の役職員の監査委員会への出席 | 監査委員会は、必要に応じ、子会社等の役職員を監査委員会に出席させ、その報告又は意見を求めることができる。当社子会社等の役職員は、監査委員会の要求があったときは、監査委員会に出席し、監査委員会が求めた事項について説明を行う。 |
| 子会社等の管理状況の報告等 | 監査委員会及び監査委員は、執行役及び使用人から、子会社等の管理の状況について報告又は説明を受け、関係資料を閲覧する。また、監査委員会及び監査委員は、取締役及び執行役の職務の執行状況を監査するために必要があるときは、子会社等に対して事業の報告を求め、又はその業務及び財産の状況を調査する。 |

上記を含め、「コーポレート・ガバナンスガイドライン」「監査委員会規程」「監査委員会監査基準」等にて、「当社の子会社の取締役、監査役、その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査委員会に報告をするための体制」を規定している。

4. 監査委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

| | |
|------------|---|
| 不利益取り扱いの禁止 | <p>社員等が法律違反やサービス規律違反等、コンプライアンスに係る問題を発見した場合に通報することができるコンプライアンス・ホットラインを設置する。コンプライアンス・ホットラインは、報告又は通報に対して、秘密保持を徹底し、通報者の個人情報を、同意なく第三者に開示しないこと、また、事実調査に際しては、通報者が特定されないように配慮すること、通報者に対し、通報したことを理由として、人事その他あらゆる面で不利益な取り扱いを行わないこと等を方針として対応する。</p> <p>監査委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けない。</p> |
|------------|---|

上記を含め、「コンプライアンスの基本方針」等にて、「監査委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制」を規定している。

5. 監査委員の職務の執行（監査委員会の職務の執行に関するものに限る）について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

| | |
|------|---|
| 費用負担 | <p>監査委員会又は監査委員会が選定する委員は、必要に応じて弁護士、公認会計士、その他の専門家を活用し、その費用を支出する権限を有し、職務の執行のために必要と認める費用を当社に請求する。また、当社はその費用を負担する。</p> |
|------|---|

上記を「監査委員会規程」「監査委員会監査基準」等にて、規定している。

6. その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

| | |
|------------------------|---|
| 監査委員の選定 | <p>金融機関として監査委員会の活動の実効性確保が肝要である中、金融業務や規制に精通した社内取締役による情報収集及び委員会での情報共有、ならびに内部統制部門との十分な連携が必要であることから、社内取締役である非執行取締役から原則として1名又は2名を常勤の監査委員として選定する。</p> |
| 内部監査部門等との連携 | <p>監査委員会は、当社及び当社子会社における内部統制システムの構築・運用を前提として、内部監査部門等との実効的な連携等を通じて、その職務を遂行する。</p> |
| 会計監査人・外部専門家等の監査委員会への出席 | <p>監査委員会は、必要に応じ、会計監査人及び外部専門家等を監査委員会に出席させ、その報告又は意見を求めることができる。会計監査人は、監査委員会の要求があったときは、監査委員会に出席し、監査委員会が求めた事項について説明を行う。</p> |
| 会計監査人・子会社等の監査役との連携 | <p>監査委員会及び監査委員は、効率的な監査を実施するため、会計監査人と緊密な連携を保つとともに、必要に応じて、子会社等の監査役と緊密な連携を保つ。</p> |

上記を含め、「コーポレート・ガバナンスガイドライン」「監査委員会規程」「監査委員会監査基準」等にて、「その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制」を規定している。

7. 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

| | |
|---------|--|
| 保存期限等 | <p>経営会議・各種委員会の議事録や関連資料、稟議書・報告書等の情報について、保存期限を定める等の必要な保存・管理を実施する。</p> |
| 情報管理 | <p>執行役社長は、当社の情報管理を統括し、コンプライアンス統括グループ長は、情報管理の企画運営に関する事項を所管し、情報管理の状況等について、定期的及び必要に応じて都度、取締役会、監査委員会、経営会議及び執行役社長に報告を行う。</p> <p>情報管理を徹底するための具体的実践計画を原則として年度毎に策定し、定期的にフォローアップする。</p> |
| 経営政策委員会 | <p>情報管理に関する全社的な諸問題については、コンプライアンス委員会等の経営政策委員会において総合的に審議・調整を行う。</p> |

上記を含め、「情報管理に関するグループ経営管理の基本的考え方」「情報セキュリティポリシー」「経営会議規程」「業務監査委員会規程」等にて、「執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制」を規定している。

8. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

| | |
|---------|---|
| 総合リスク管理 | 「総合リスク管理の基本方針」において、当社及び当社が経営管理を行う会社の総合リスク管理を行うに当たっての基本的な方針を定める。 |
| | 「総合リスク管理の基本方針」において、リスクを定義し、リスク区分を設定するとともに、リスク管理所管部室や管理体制を定める。また、リスクを全体として把握・評価し、必要に応じ、定性・定量それぞれの面から、事前ないし事後に適切な対応を行うことで経営として許容できる範囲にリスクを制御する総合リスク管理を行う。 |
| | 執行役社長は、当社の総合リスク管理を統括し、リスク管理グループ長は、「総合リスク管理の基本方針」に基づき総合リスク管理の企画運営に関する事項を所管し、総合リスク管理の状況等について、定期的及び必要に応じて都度、取締役会、監査委員会、経営会議及び執行役社長に報告を行う。また、必要に応じ、総合リスク管理の観点から各リスク管理担当役員に対して提言を行う。 |
| 経営政策委員会 | 市場リスク・流動性リスク等に関する全社的な諸問題については、リスク管理委員会等の経営政策委員会において総合的に審議・調整を行う。 |
| 事業継続管理 | 「事業継続管理の基本方針」において、当社及び当社が経営管理を行う会社の緊急事態発生時等における対応及び事業継続管理を行うに当たっての基本的な方針を定める。 |
| | 「事業継続管理の基本方針」において、緊急事態発生時のリスクを認識し、緊急事態発生時等において迅速なリスク軽減措置等の対策を講じるため、平時より適切かつ有効な対応策や事業継続管理の枠組み及び緊急事態への対応態勢を整備し、組織内に周知することに努める。 |
| | 事業継続管理統括に関する事項を分掌業務とする専門組織を設置する。 |

上記を含め、「総合リスク管理の基本方針」「信用リスク管理の基本方針」「市場リスク管理の基本方針」「流動性リスク管理の基本方針」「オペレーショナルリスク管理の基本方針」「事業継続管理の基本方針」等にて、「損失の危険の管理に関する規程その他の体制」を規定している。

9. 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

| | |
|------------|--|
| 権限委任 | 業務執行の決定を執行役に対し最大限委任することにより、迅速かつ機動的な意思決定を可能とし、スピード感のある企業経営を実現する。 |
| ユニット運営 | ビジネス推進単位に合わせてユニットを設置し、銀行・信託・証券横断的な戦略の企画推進機能を当社が経営管理業務の一環として担う。 |
| 分掌業務・決裁権限等 | 取締役会の決議事項や報告事項に関する基準、組織の分掌業務、案件の重要度に応じた決裁権限等を定めるとともに、経営会議や経営政策委員会等を設置し、当社全体として執行役の職務執行の効率性を確保する。 |

上記を含め、「コーポレート・ガバナンスガイドライン」「取締役会規程」「組織規程」「決裁権限規程」等にて、「執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」を規定している。

10. 執行役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

| | |
|--------------|--|
| 「みずほの企業行動規範」 | 〈みずほ〉として行うあらゆる活動の根幹をなす概念として制定している『〈みずほ〉の企業理念』を實踐していくうえで、遵守すべき倫理上の規範として、「みずほの企業行動規範」を定め、経営及び業務上の各種決定を行う際、常に拠り所とする。 |
| コンプライアンス | <p>コンプライアンスの徹底を経営の基本原則と位置付け、コンプライアンスの運営体制、「コンプライアンス・マニュアル」の策定等を定めるとともに、コンプライアンスを徹底するための具体的な実践計画としてコンプライアンス・プログラムを原則として年度毎に策定し、定期的実施状況をフォローアップする。また、コンプライアンス・ホットライン及び会計、財務報告に係る内部統制、監査に係るホットラインを設置する。</p> <p>執行役社長は、当社のコンプライアンスを統括し、コンプライアンス統括グループ長は、コンプライアンス全般に係る企画、立案及び推進を統括し、コンプライアンスの遵守状況について、定期的及び必要に応じて都度、取締役会、監査委員会、経営会議及び執行役社長に報告を行う。</p> |
| 反社会的勢力との関係遮断 | 反社会的勢力への対応については、コンプライアンスの一環として取り組み、上記実践計画において、「反社会的勢力との関係遮断」をグループ共通の重点施策として位置付け、取り組みに注力する。 |
| 経営政策委員会 | コンプライアンス統括及び反社会的勢力への対応等に関する事項等については、コンプライアンス委員会、反社取引排除委員会等の経営政策委員会において総合的に審議・調整を行う。 |

上記を含め、「みずほの企業行動規範」「コンプライアンスの基本方針」「コンプライアンス・マニュアル」等にて、「執行役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」を規定している。

11. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

| | |
|------------------|---|
| 「みずほの企業行動規範」 | グループ各社において、「みずほの企業行動規範」について採択する。 |
| グループ経営管理 | <p>持株会社である当社が当社グループの経営において主体的な役割を果たし、経営管理業務の一環として当社グループの戦略・方針の企画機能及び当社グループ各社に対するコントロール機能を担うべく、当社が「グループ経営管理規程」に定める主要グループ会社に対する直接経営管理を行う。</p> <p>主要グループ会社以外の子会社等については、当社が定めた「子会社等の経営管理に関する基準」に従い、主要グループ会社が経営管理を行う。</p> |
| 役職員等による取締役会等への報告 | 取締役会、指名委員会、報酬委員会及び監査委員会は、必要に応じ、当社の役職員（中核子会社の役職員、取締役会及び監査委員会においては当社の子会社等の役職員を含む）を取締役会・委員会に出席させ、その報告又は意見を求めることができる。当社の役職員（中核子会社の役職員、取締役会及び監査委員会においては当社の子会社等の役職員を含む）は、要求があったときは、取締役会・委員会に出席し、取締役会・委員会が求めた事項について説明をしなければならない。 |

上記を含め、「コーポレート・ガバナンスガイドライン」「みずほの企業行動規範」「取締役会規程」「グループ経営管理規程」「子会社等の経営管理に関する基準」等にて、「当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制」を規定している。

イ. 当社の子会社の取締役その他これらの者に相当する者（ハ及びニにおいて「取締役等」という）の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

| | |
|--------------------|--|
| 主要グループ会社からの承認申請・報告 | 当社は「グループ経営管理規程」に基づき、グループ全体に関する重要な事項について、主要グループ会社から承認申請を受けるとともに、これらに準じる事項について、報告を受ける。 |
| | 当社はリスク管理・コンプライアンス管理・内部監査については基本方針等に則り、必要な事項につき定期的又は都度報告を受ける。また、基本方針等との調整が必要な事項及び当社が指示した場合においては、承認申請等の手続きをとらせる。 |

上記を含め、「グループ経営管理規程」「総合リスク管理の基本方針」「コンプライアンスの基本方針」「内部監査の基本方針」等にて、「当社の子会社の取締役その他これらの者に相当する者の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制」を規定している。

ロ. 当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

| | |
|--------------|--|
| リスク管理に係る基本方針 | 当社は主要グループ会社のリスク管理について、基本方針等を策定し、これを提示するとともに、主要グループ会社におけるリスクの状況等リスク管理上必要な事項について、定期的又は都度報告を受け、総合リスク管理の状況等について、取締役会、監査委員会等に報告する。当社が策定した基本方針等との調整が必要な場合、及び当該基本方針等において当社が指示した場合には、当社が事前に承認する。 |
| | 当社は主要グループ会社のリスク・事業継続管理を一元的に把握・管理し、主要グループ会社以外の子会社等のリスク・事業継続管理は、原則として主要グループ会社を通じて行う。 |
| | 主要グループ会社のうち、当社が特に指定する会社は、当社が制定する基本方針に則り、各々リスク・事業継続管理に係る基本方針を当社に申請のうえ定める。 |

上記を含め、「グループ経営管理規程」「総合リスク管理の基本方針」「事業継続管理の基本方針」等にて、「当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制」を規定している。

ハ. 当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

| | |
|-------------|--|
| 経営方針等の策定・提示 | 当社は「グループ経営管理規程」に基づき、経営方針・経営戦略の策定に関する事項等について、基本方針を策定し、これを主要グループ会社に提示する。 |
|-------------|--|

上記を含め、「グループ経営管理規程」「組織規程」等にて、「当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」を規定している。

ニ. 当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

| | |
|-----------------|--|
| コンプライアンスに係る基本方針 | 当社は主要グループ会社のコンプライアンス管理について、基本方針等を策定し、これを提示するとともに、主要グループ会社におけるコンプライアンス管理上必要な事項について、定期的又は都度報告を受け、コンプライアンスの遵守状況については、取締役会、監査委員会等に報告する。当社が策定した基本方針等との調整が必要な場合、及び当該基本方針等において当社が指示した場合には、当社が事前に承認する。 |
| | 当社は主要グループ会社のコンプライアンスの遵守状況を一元的に把握・管理する体制を構築し、主要グループ会社以外の子会社等については、原則として主要グループ会社を通じた管理体制の構築を行う。 |
| | 主要グループ会社のうち、当社が特に指定する会社は、当社が制定する基本方針に則り、各々コンプライアンスの基本方針を当社に申請のうえ定める。 |

上記を含め、「グループ経営管理規程」「コンプライアンスの基本方針」等にて、「当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」を規定している。

⑧内部監査、監査委員会監査及び会計監査の状況

当社は、内部監査のための組織として、監査業務部(専任スタッフ13名)を設置し、取締役会で定める内部監査の基本方針及び内部監査規程に基づき当社の内部監査を実施するとともに、主要グループ会社からの内部監査の結果や問題点のフォローアップ状況等の報告に基づいて各社の内部監査と内部管理体制を検証することにより、主要グループ会社における内部監査の実施状況を一元的に把握・管理しております。

当社及び主要グループ会社の内部監査の結果については、担当役員である内部監査部門長が定期的及び必要に応じて都度、業務監査委員会に報告する体制としております。

監査委員会は、取締役及び執行役の職務の執行について、適法性及び妥当性の監査を行うとともに、当社及び当社子会社における内部統制システムについて、取締役及び執行役ならびに使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、監視及び検証を行い、報告徴収・業務財産調査権を付与された監査委員は、役員や各部門又は子会社の経営レベルの監査を直接実施します。

監査委員会は、当社及び当社子会社における内部統制システムの構築及び運用を前提として、内部監査部門等から監査の計画及び結果ならびに監査の実施状況等について、定期的に報告を受け、必要に応じて意見交換を行い、その職務を遂行します。

また、監査委員会は、会計監査人が独立の立場を保持し、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の遂行状況について定期的に報告を受け、必要に応じて意見交換を行い、相互に連携の強化に努めます。

内部監査部門は、会計監査人と相互のリスク認識等について定期的かつ必要に応じて意見・情報交換を行い、監査機能の有効性・効率性を高めるため、相互に連携の強化に努めております。

会計監査人は、会計監査の観点から、コンプライアンス所管部署・リスク所管部署等と必要に応じ意見交換しております。

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、江見睦生、永野隆一、西田裕志、林慎一の計4名であり、新日本有限責任監査法人に所属しております。継続監査年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しております。同監査法人はすでに自主的に業務執行社員について、当社の会計監査に一定期間を超えて関与することのないよう措置をとっております。また、平成27年3月末現在の当社の監査業務に係る補助者は、公認会計士49名、その他61名であります。

⑨取締役及び執行役の選任理由等

□取締役

執行役を兼務する取締役の選任にあたっては、指名委員会等が定める選任方針等を充足する人材であることに加え、グループCEOの他、経営に対してチェックアンドバランスを果たせる職務（CFO・CRO・CCO・CSO等）を委嘱された執行役を取締役候補者としております。

社外取締役候補者については、監督機能を十分に発揮するため、次に掲げる事項を充足するものとしております。

- (1) 企業経営、リスク管理、法令遵守、危機管理、財務会計、内部統制、マクロ政策（金融・産業等）、組織・カルチャー改革、グローバル経営等のいずれかの分野における高い見識や豊富な経験を有すること
- (2) 〈みずほ〉の経営全体を俯瞰・理解する力、本質的な課題やリスクを把握する力、ならびに経営陣からの聴取及び経営陣に対する意見表明や説得を的確に行う力等を有すること
- (3) 当社社外取締役の独立性基準（概要を下記に記載）に照らし、当社グループの経営からの独立性が認められること

「当社社外取締役の独立性基準」の概要

1. 当社又はその現在の子会社の業務執行取締役、執行役、執行役員又は使用人（以下、「業務執行者」という）ではなく、過去においても業務執行者ではなかったこと、また、当社が現在主要株主である会社の取締役、監査役、会計参与、執行役、執行役員又は使用人ではないこと
2. (1) 当社又は中核子会社を主要な取引先とする者、又はその親会社、もしくは重要な子会社ではなく、また、それらの者が会社である場合における当該会社の業務執行者ではなく、最近3年間においても業務執行者ではなかったこと
(2) 当社又は中核子会社の主要な取引先である者、又はその親会社、もしくは重要な子会社ではなく、また、それらの者が会社である場合における当該会社の業務執行者ではなく、最近3年間においても業務執行者ではなかったこと
3. 当社又は中核子会社から、一定額（過去3年平均にて年間1,000万円又は平均年間総費用の30%のいずれか大きい額）を超える寄付等を受ける組織の業務執行者ではないこと
4. 当社又はその子会社から取締役を受け入れている会社又はその親会社、もしくはその子会社の取締役等の役員ではないこと
5. 現在、当社又はその子会社の会計監査人又は当該会計監査人の社員等ではなく、最近3年間、当該社員等として当社又はその現在の子会社の監査業務を担当したことがないこと
6. 弁護士やコンサルタント等であって、役員報酬以外に当社又は中核子会社から過去3年平均にて年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ておらず、当社又は中核子会社を主要な取引先とする法律事務所等のアドバイザー・ファームの社員等ではないこと
7. 当社又はその現在の子会社の取締役、執行役、執行役員、又は参与、理事、顧問等役員に準ずる地位にある重要な使用人等（以下、「役員に準ずる者」という）の近親者ではなく、また、最近5年間において当該取締役、執行役、執行役員又は役員に準ずる者であった者の近親者ではないこと、かつ、その近親者が上記1後段、2、3、5、6と同様の基準に該当しないこと
8. その他、当社の一般株主全体との間で上記にて考慮されている事由以外の事情で恒常的に実質的な利益相反が生じるおそれのない人物であること
9. 仮に上記2～7のいずれかを充足しない者であっても、当該人物の人格、識見等に照らし、当社の十分な独立性を有する社外取締役としてふさわしいと当社が考える者については、当社は、当該人物が会社法上の社外取締役の要件を充足しており、かつ、当該人物が当社の十分な独立性を有する社外取締役としてふさわしいと考える理由を、対外的に説明することを条件に、当該人物を当社の社外取締役候補者とすることができる。

※「中核子会社」：株式会社みずほ銀行、みずほ信託銀行株式会社、みずほ証券株式会社

※「主要な取引先」：直近の事業年度を含む3事業年度各年度の年間連結総売上高（当社の場合は年間連結業務粗利益）の1%以上を基準に判定

平成27年6月24日時点における取締役13名の選任理由等は、以下のとおりであります。

| 氏名 | 重要な兼職の状況 | 取締役を選任している理由及び 社外取締役と当社との人的関係、資本的關係 又は取引関係その他の利害關係等 |
|-------|--|---|
| 佐藤 康博 | 株式会社みずほ銀行 取締役 みずほ信託銀行株式会社 取締役 みずほ証券株式会社 取締役 一般社団法人全国銀行協会 会長 | 昭和51年より、当社グループの一員として、経営企画、国際業務企画、営業等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。また、グループCEOや株式会社みずほ銀行取締役頭取として、経営経験も豊富な人物であります。業務執行統括者としての委嘱を踏まえ、また、その経験や知見を当社取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者となりました。本年6月の当社定時株主総会において選任され、取締役に就任しております。 |
| 津原 周作 | 株式会社みずほ銀行 専務取締役 | 昭和58年より、当社グループの一員として、人事、営業等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。コンプライアンス統括グループ長としての委嘱を踏まえ、また、その経験や知見を当社取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者となりました。本年6月の当社定時株主総会において選任され、取締役に就任しております。 |
| 綾 隆介 | 株式会社みずほ銀行 常務取締役 | 昭和59年より、当社グループの一員として、総合リスク管理、営業等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。リスク管理グループ長としての委嘱を踏まえ、また、その経験や知見を当社取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者となりました。本年6月の当社定時株主総会において選任され、取締役に就任しております。 |
| 真保 順一 | 株式会社みずほ銀行 常務取締役 株式会社みずほフィナン シャルストラテジー 取締役社長 | 昭和59年より、当社グループの一員として、ポートフォリオマネジメント、市場業務等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。財務・主計グループ長としての委嘱を踏まえ、また、その経験や知見を当社取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者となりました。本年6月の当社定時株主総会において選任され、取締役に就任しております。 |
| 藤原 弘治 | 株式会社みずほ銀行 常務取締役 | 昭和60年より、当社グループの一員として、経営企画、IR等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。企画グループ長としての委嘱を踏まえ、また、その経験や知見を当社取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者となりました。本年6月の当社定時株主総会において選任され、取締役に就任しております。 |
| 高橋 秀行 | 株式会社みずほ銀行 取締役 | 昭和55年より、当社グループの一員として、財務企画、経営企画、IT・システム等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。また、当社取締役副社長として、経営経験も豊富な人物であります。その経験や知見を当社取締役会において執行役を兼務しない取締役の立場で活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者となりました。本年6月の当社定時株主総会において選任され、取締役に就任しております。なお、同氏は当社グループCFOとしての経験等を通じ、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。 |

| 氏名 | 重要な兼職の状況 | 取締役を選任している理由及び 社外取締役と当社との人的関係、資本的關係 又は取引関係その他の利害關係等 |
|-------|---|---|
| 船木 信克 | — | 昭和56年より、当社グループの一員として、主計、営業等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。また、当社常勤監査役として、監査経験も豊富な人物であります。その経験や知見を当社取締役会において執行役を兼務しない取締役の立場で活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者となりました。本年6月の当社定時株主総会において選任され、取締役に就任しております。 |
| 大橋 光夫 | 昭和電工株式会社 最高顧問 富国生命保険相互会社 社外監査役 | <p>大橋氏は、昭和電工株式会社代表取締役社長及び代表取締役会長を歴任されております。同氏の経営者としての豊富な経験と高い識見を活かし、経営陣から独立した立場で当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化等に大いに貢献いただけると判断し、社外取締役候補者となりました。本年6月の当社定時株主総会において選任され、社外取締役に就任いただいております。</p> <p>当社社外取締役就任期間は、本年6月の当社定時株主総会終結の時をもって10年であります。</p> <p>同氏は、平成26年度中に開催された取締役会16回のうち15回、指名委員会7回のすべてに出席しております。</p> <p>同氏は、経営者としての豊富な経験と高い識見を生かし、議案審議等にあたり有用な発言を積極的に行うとともに、経営陣から独立した立場で必要な助言を適宜行い、当社取締役会等の意思決定機能や経営の監督機能を果たしております。</p> <p>特に、経営戦略の浸透及び収益力強化につながるグループガバナンスの重要性等について積極的な提言を行いました。</p> <p>さらに同氏は指名委員会委員長として、当社取締役の選任議案等について、委員会としての決定に向け議案審議を主導いたしました。</p> <p>同氏は、当社が定める「当社社外取締役の独立性基準」を充足しております。同氏が業務執行者であった昭和電工株式会社と、当社グループとの取引関係等については、同社の連結売上高に占める当社グループとの取引による売上高及び当社の連結業務粗利益に占める同社グループとの取引による業務粗利益がいずれも1%未満であること等から、独立性に影響を与えるものではないと判断しております。</p> |

| 氏名 | 重要な兼職の状況 | 取締役を選任している理由及び 社外取締役と当社との人的関係、資本的關係 又は取引関係その他の利害關係等 |
|------|---|---|
| 関 哲夫 | 株式会社商工組合中央金庫 名誉顧問 | <p>関氏は、新日本製鐵株式会社代表取締役副社長及び株式会社商工組合中央金庫代表取締役社長のほか、公益社団法人日本監査役協会会長及び日本郵政株式会社監査委員長も歴任されております。同氏の経営者等としての豊富な経験と高い識見を活かし、経営陣から独立した立場で当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化、また、当社グループ内部統制システムやグループガバナンスのさらなる高度化等に大いに貢献いただけると判断し、社外取締役候補者としてしました。本年6月の当社定時株主総会において選任され、社外取締役に就任いただいております。</p> <p>同氏は、当社が定める「当社社外取締役の独立性基準」を充足しております。同氏が業務執行者であった株式会社商工組合中央金庫と、当社グループとの取引關係等については、同社の連結業務粗利益に占める当社グループとの取引による業務粗利益及び当社の連結業務粗利益に占める同社グループとの取引による業務粗利益がいずれも1%未満であること等から、独立性に影響を与えるものではございません。</p> |
| 川村 隆 | 株式会社日立製作所 相談役 日立化成株式会社 社外取締役 取締役会長 日立建機株式会社 取締役会長 社外取締役 カルビー株式会社 社外取締役 | <p>川村氏は、株式会社日立製作所代表執行役 執行役会長 兼 執行役社長 兼 取締役、代表執行役 執行役会長 兼 取締役及び取締役会長を歴任されております。同氏は、この間、グローバルに通用する企業統治のあり方を模索され、大胆な経営改革とガバナンス改革の陣頭指揮を執ってこられました。同氏の、その豊富な経験と高い識見を活かし、経営陣から独立した立場で当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化、また、当社グループガバナンスの高度化等に大いに貢献いただけると判断し、社外取締役候補者としてしました。本年6月の当社定時株主総会において選任され、社外取締役に就任いただいております。</p> <p>当社社外取締役就任期間は、本年6月の当社定時株主総会終結の時をもって1年であります。</p> <p>同氏は、平成26年6月の当社取締役就任以降、平成26年度中に開催された取締役会12回、指名委員会7回、報酬委員会6回のすべてに出席しております。</p> <p>同氏は、経営者としての豊富な経験と高い識見を活かし、議案審議等にあたり有用な発言を積極的に行うとともに、経営陣から独立した立場で必要な助言を適宜行い、当社取締役会等の意思決定機能や経営の監督機能を果たしております。特に、グローバル人材の育成、「稼ぐ力」の徹底的な強化及びリスクガバナンスの重要性等について積極的な提言を行いました。</p> <p>同氏は、当社が定める「当社社外取締役の独立性基準」を充足しております。同氏が業務執行者であった株式会社日立製作所と、当社グループとの取引關係等については、同社の連結売上高に占める当社グループとの取引による売上高及び当社の連結業務粗利益に占める同社グループとの取引による業務粗利益がいずれも1%未満であること等から、独立性に影響を与えるものではございません。</p> |

| 氏名 | 重要な兼職の状況 | 取締役を選任している理由及び 社外取締役と当社との人的関係、資本的關係 又は取引関係その他の利害關係等 |
|--------|--|--|
| 甲斐中 辰夫 | 卓照綜合法律事務所 所属弁護士 生命保険契約者保護機構 理事長 株式会社オリエンタル ランド 社外監査役 | <p>甲斐中氏は、東京高等検察庁検事長、最高裁判所判事等を歴任され、現在は弁護士として活躍されております。同氏の、その豊富な経験と高い識見・専門性を活かし、経営陣から独立した立場で当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化、また、当社グループのコーポレート・ガバナンス、コンプライアンス及び危機管理体制等のさらなる強化等に大いに貢献いただけると判断し、社外取締役候補者としました。本年6月の当社定時株主総会において選任され、社外取締役に就任いただいております。</p> <p>当社社外取締役就任期間は、本年6月の当社定時株主総会終結の時をもって1年であります。</p> <p>同氏は、平成26年6月の当社取締役就任以降、平成26年度中に開催された取締役会12回、指名委員会7回、報酬委員会6回、監査委員会14回のすべてに出席しております。</p> <p>同氏は、東京高等検察庁検事長、最高裁判所判事及び弁護士等としての豊富な経験と高い識見・専門性を活かし、議案審議等にあたり有用な発言を積極的に行うとともに、経営陣から独立した立場に必要な助言を適宜行い、当社取締役会等の意思決定機能や経営の監督機能を果たしております。</p> <p>特に、堅確なコーポレート・ガバナンス、コンプライアンス及び危機管理体制の重要性等について積極的な提言を行いました。</p> <p>さらに同氏は報酬委員会委員長として、当社取締役等の「報酬の決定方針」等について、委員会としての決定に向け議案審議を主導いたしました。</p> <p>同氏は、当社が定める「当社社外取締役の独立性基準」を充足しております。弁護士である同氏と当社グループの関係については、同氏及び同氏が所属する卓照綜合法律事務所が、当社社外取締役としての役員報酬以外に、当社グループから金銭その他の財産上の利益を得ていないこと等から、独立性に影響を与えるものはありません。</p> |
| 阿部 紘武 | 公認会計士阿部紘武事務所 コネクシオ株式会社 社外監査役 新日鐵住金株式会社 社外監査役 | <p>阿部氏は、監査法人トーマツ包括代表社員（CEO）等を歴任され、現在は公認会計士として活躍されております。その豊富な経験と高い識見・専門性を活かし、経営陣から独立した立場で当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化等に大いに貢献いただけると判断し、社外取締役候補者としました。本年6月の当社定時株主総会において選任され、取締役に就任いただいております。</p> <p>なお、同氏は、公認会計士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。</p> <p>同氏は、当社が定める「当社社外取締役の独立性基準」を充足しております。公認会計士である同氏と当社グループの関係については、同氏及び同氏が所属する公認会計士阿部紘武事務所が、当社グループから金銭その他の財産上の利益を得ていないこと等から、独立性に影響を与えるものはありません。</p> |

| 氏名 | 重要な兼職の状況 | 取締役を選任している理由及び 社外取締役と当社との人的関係、資本的關係 又は取引関係その他の利害關係等 |
|-------|--|---|
| 大田 弘子 | <p>政策研究大学院大学 教授 JXホールディングス株 式会社 社外取締役 パナソニック株式会社 社外取締役</p> | <p>大田氏は、政策研究大学院大学教授及び内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）等を歴任され、現在は、政策研究大学院大学で教鞭を執られるとともに、内閣府規制改革会議議長代理、政府税制調査会委員等の重責を担われております。同氏の豊富な経験と高い識見、特に公共政策・経済政策といったマクロ的な視点や日本再生のための高い課題認識を活かし、経営陣から独立した立場で当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化等に大いに貢献していただけると判断し、社外取締役候補者としました。本年6月の当社定時株主総会において選任され、取締役に就任いただいております。</p> <p>当社社外取締役就任期間は、本年6月の当社定時株主総会終結の時をもって1年であります。</p> <p>同氏は、平成26年6月の当社取締役就任以降、平成26年度中に開催された取締役会12回、指名委員会7回のすべてに出席しております。</p> <p>同氏は、政策研究大学院大学教授及び内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）等としての豊富な経験と高い識見・専門性を活かし、議案審議等にあたり有用な発言を積極的に行うとともに、経営陣から独立した立場で必要な助言を適宜行い、当社取締役会等の意思決定機能や経営の監督機能を果たしております。特に、事業戦略の選択と集中及び変革を支える経営人材の重要性等について積極的な提言を行いました。</p> <p>さらに同氏は取締役会議長として、当社グループの経営の基本方針等について、取締役会としての決議に向け議案審議を主導いたしました。</p> <p>同氏は、当社が定める「当社社外取締役の独立性基準」を充足しております。</p> |

□執行役

執行役については、当社の経営者として取締役会から委任された業務執行の決定及び業務執行の統括的な役割を担う者が選任されるべきとの考え方にに基づき、グループCEO、ならびに、原則として、その指揮命令の下でユニット長、グループ長、又は内部監査部門長に対して指揮命令権を有する者、ユニット長、グループ長及び内部統制部門長を選任することとしております。

平成27年6月24日時点における執行役18名の選任理由等は、以下のとおりであります。

| 氏名 | 重要な兼職の状況 | 執行役選任理由 |
|-------|--|--|
| 佐藤 康博 | 株式会社みずほ銀行 取締役 みずほ信託銀行株式会社 取締役 みずほ証券株式会社 取締役 一般社団法人全国銀行協会 会長 | 昭和51年より、当社グループの一員として、経営企画、国際業務企画、営業等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。 業務執行統括者としての委嘱を踏まえ、また、その経験や知見を取締役会から委任された業務執行の決定及び業務執行の統括的な役割に活かしていけると判断し、執行役に選任いたしました。 |
| 岡部 俊胤 | — | 昭和55年より、当社グループの一員として、個人・リテール業務企画、内部監査、コンプライアンス統括等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。 国内営業戦略・経営管理統括、重点戦略統括としての委嘱を踏まえ、また、その経験や知見を取締役会から委任された業務執行の決定及び業務執行の統括的な役割に活かしていけると判断し、執行役に選任いたしました。 |
| 安部 大作 | 株式会社みずほ銀行 副頭取執行役員 | 昭和55年より、当社グループの一員として、経営企画、IT・システム企画、事務企画等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。 IT・システムグループ長兼事務グループ長としての委嘱を踏まえ、また、その経験や知見を取締役会から委任された業務執行の決定及び業務執行の統括的な役割に活かしていけると判断し、執行役に選任いたしました。 |
| 神吉 正 | — | 昭和56年より、当社グループの一員として、経営企画、営業、内部監査等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。 内部監査部門長としての委嘱を踏まえ、また、その経験や知見を取締役会から委任された業務執行の決定及び業務執行の統括的な役割に活かしていけると判断し、執行役に選任いたしました。 |
| 菅野 暁 | — | 昭和57年より、当社グループの一員として、アセットマネジメント業務企画、国際業務企画等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。 国際・投資銀行・決済・運用戦略・経営管理統括、重点戦略統括としての委嘱を踏まえ、また、その経験や知見を取締役会から委任された業務執行の決定及び業務執行の統括的な役割に活かしていけると判断し、執行役に選任いたしました。 |
| 津原 周作 | 株式会社みずほ銀行 専務取締役 | 昭和58年より、当社グループの一員として、人事、営業等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。 コンプライアンス統括グループ長としての委嘱を踏まえ、また、その経験や知見を取締役会から委任された業務執行の決定及び業務執行の統括的な役割に活かしていけると判断し、執行役に選任いたしました。 |

| 氏名 | 重要な兼職の状況 | 執行役選任理由 |
|--------|---------------------|---|
| 齊藤 哲彦 | みずほ証券株式会社 常務執行役員 | 昭和58年より、当社グループの一員として、個人・リテール業務企画、営業等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。 個人ユニット長としての委嘱を踏まえ、また、その経験や知見を取締役会から委任された業務執行の決定及び業務執行の統括的な役割に活かしていけると判断し、執行役に選任いたしました。 |
| 加藤 純一 | 株式会社みずほ銀行 常務執行役員 | 昭和55年より、当社グループの一員として、市場業務企画、営業等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。 市場ユニット長としての委嘱を踏まえ、また、その経験や知見を取締役会から委任された業務執行の決定および業務執行の統括的な役割に活かしていけると判断し、執行役に選任いたしました。 |
| 本橋 克宣 | 株式会社みずほ銀行 常務執行役員 | 昭和55年より、当社グループの一員として、アセットマネジメント業務企画、営業等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。 アセットマネジメントユニット長としての委嘱を踏まえ、また、その経験や知見を取締役会から委任された業務執行の決定および業務執行の統括的な役割に活かしていけると判断し、執行役に選任いたしました。 |
| 大串 桂一郎 | 株式会社みずほ銀行 常務執行役員 | 昭和58年より、当社グループの一員として、大企業法人業務企画、営業等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。 リテールバンキングユニット長兼事業法人ユニット長としての委嘱を踏まえ、また、その経験や知見を取締役会から委任された業務執行の決定および業務執行の統括的な役割に活かしていけると判断し、執行役に選任いたしました。 |
| 坂井 辰史 | 株式会社みずほ銀行 常務執行役員 | 昭和59年より、当社グループの一員として、経営企画、投資銀行業務企画、国際業務企画等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。 国際ユニット長としての委嘱を踏まえ、また、その経験や知見を取締役会から委任された業務執行の決定および業務執行の統括的な役割に活かしていけると判断し、執行役に選任いたしました。 |
| 山田 大介 | 株式会社みずほ銀行 常務執行役員 | 昭和59年より、当社グループの一員として、大企業法人業務企画、営業等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。 大企業法人ユニット長としての委嘱を踏まえ、また、その経験や知見を取締役会から委任された業務執行の決定及び業務執行の統括的な役割に活かしていけると判断し、執行役に選任いたしました。 |
| 綾 隆介 | 株式会社みずほ銀行 常務取締役 | 昭和59年より、当社グループの一員として、総合リスク管理、営業等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。 リスク管理グループ長としての委嘱を踏まえ、また、その経験や知見を取締役会から委任された業務執行の決定及び業務執行の統括的な役割に活かしていけると判断し、執行役に選任いたしました。 |

| 氏名 | 重要な兼職の状況 | 執行役選任理由 |
|-------|---|--|
| 真保 順一 | 株式会社みずほ銀行 常務取締役 株式会社みずほフィナンシャルストラテジー 取締役社長 | 昭和59年より、当社グループの一員として、財務企画、ポートフォリオマネジメント、市場業務等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。 財務・主計グループ長としての委嘱を踏まえ、また、その経験や知見を取締役会から委任された業務執行の決定及び業務執行の統括的な役割に活かしていけると判断し、執行役に選任いたしました。 |
| 藤原 弘治 | 株式会社みずほ銀行 常務取締役 | 昭和60年より、当社グループの一員として、経営企画、IR等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。 企画グループ長としての委嘱を踏まえ、また、その経験や知見を取締役会から委任された業務執行の決定及び業務執行の統括的な役割に活かしていけると判断し、執行役に選任いたしました。 |
| 小林 一也 | 株式会社みずほ銀行 常務執行役員 | 昭和60年より、当社グループの一員として、投資銀行業務企画、営業等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。 投資銀行ユニット長兼トランザクションユニット長としての委嘱を踏まえ、また、その経験や知見を取締役会から委任された業務執行の決定及び業務執行の統括的な役割に活かしていけると判断し、執行役に選任いたしました。 |
| 辻次 賢二 | 株式会社みずほ銀行 常務執行役員 | 昭和60年より、当社グループの一員として、金融・公共法人業務企画、大企業法人業務企画、営業等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。 金融・公共法人ユニット長としての委嘱を踏まえ、また、その経験や知見を取締役会から委任された業務執行の決定及び業務執行の統括的な役割に活かしていけると判断し、執行役に選任いたしました。 |
| 石井 哲 | 株式会社みずほ銀行 常務執行役員 | 昭和61年より、当社グループの一員として、人事企画、国際業務企画等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。 人事グループ長としての委嘱を踏まえ、また、その経験や知見を取締役会から委任された業務執行の決定及び業務執行の統括的な役割に活かしていけると判断し、執行役に選任いたしました。 |

⑩ 社外取締役のサポート体制

取締役会及び指名・報酬・監査の各委員会の実効的かつ円滑な運営を確保するため、以下の体制を構築しております。

- (1) 取締役会議長が社外取締役である場合における副議長（非執行取締役）の設置
- (2) 会議体事務局に関する業務等（議案や説明資料に関する関係部調整、社外取締役への事前説明、その他取締役会議長や各取締役に対するサポートに関する業務等）を担う専担組織（取締役会室及び監査委員会室）の設置

⑪ 社外取締役との責任限定契約

当社は、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の責任について、社外取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、2,000万円と法令が規定する額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を社外取締役と締結しております。

⑫種類株式の議決権

優先株式の議決権につきましては、「優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先株主は、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないとき（ただし、事業年度終了後定時株主総会までに優先配当金を受ける旨の第47条の規定に基づく取締役会の決議がなされた場合を除く。）はその総会より、その議案が定時株主総会において否決されたときはその総会の終結の時より、優先配当金を受ける旨の第47条の規定に基づく取締役会または定時株主総会の決議ある時まで議決権を有する。」と定款に規定されております。この種類の株式は、剰余金の配当及び残余財産の分配に関しては普通株式に優先する一方で、議決権に関してはこれを制限する内容となっております。（なお、当社が発行している優先株式は、第十一回第十一種優先株式であります。）

⑬役員の報酬等の内容

イ 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

| 役員区分 | 対象となる 役員の員数 (人) | 報酬等の 総額 (百万円) | 報酬等の種類別の総額（百万円） | | | | |
|--------------|-----------------------|---------------------|-----------------|-------------------------|----------|-----------------|---------|
| | | | (a) 基本報酬 | (b) ストック オプション 報酬 | (c) 役員賞与 | (d) 役員退職 慰労金 | (e) その他 |
| 取締役（除く社外取締役） | 7 | 128 | 104 | 23 | — | — | 0 |
| 監査役（除く社外監査役） | 2 | 11 | 10 | — | — | — | 0 |
| 執行役 | 12 | 361 | 217 | 143 | — | — | 0 |
| 社外役員 | 9 | 95 | 94 | — | — | — | 0 |

- (注) 1. 基本報酬には、固定的な報酬として支給する月額報酬の合計額を記載しております。
 2. ストックオプション報酬には、当事業年度に付与された株式報酬型ストックオプション（新株予約権）に関する報酬額を記載しております。なお、当社は平成20年6月に役員退職慰労金制度を、平成27年5月にストックオプション報酬制度を廃止しております。
 3. 表中の(a)～(d)以外の報酬等につきましては、(e)その他に記載しております。
 4. 当社は平成26年6月24日付で監査役会設置会社から指名委員会等設置会社へ移行しており、同日付で監査役5名（うち3名は社外監査役）は退任しております。
 5. 取締役を兼務する執行役に対して支給された報酬等については、執行役の欄に記載しております。

ロ 提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者がおりませんので、記載しておりません。

ハ 役員の報酬等の額の決定に関する方針等

当社は、当社並びに株式会社みずほ銀行、みずほ信託銀行株式会社及びみずほ証券株式会社（以下、「中核子会社」という）の取締役、執行役及び執行役員（以下、「取締役等」という）が受ける個人別の報酬等の内容に係る決定に関する「みずほフィナンシャルグループ 報酬の決定方針」を定めております。

本方針に基づく当社及び中核子会社の役員報酬は、当社グループの企業理念の下、経営の基本方針に基づき様々なステークホルダーの価値創造に配慮した経営の実現と当社グループの持続的かつ安定的な成長による企業価値の向上を図る上で、各々の役員が果たすべき役割を最大限発揮するためのインセンティブ及び当該役割発揮に対する対価として機能することを目的としております。

□基本方針

当社及び中核子会社の取締役等が受ける個人別の報酬等の内容に係る決定に関する基本方針は以下の通りとする。

- (1) 各々の役員が担う役割・責任や成果に応じた報酬体系とする。
- (2) 中長期に亘る企業価値向上や様々なステークホルダーの価値創造に配慮した報酬体系とする。
- (3) 当社グループの経営環境や業績の状況を反映した報酬体系とする。
- (4) マーケット競争力のあるプロフェッショナル等の専門人材を確保するための報酬を提供可能とする。
- (5) 経済・社会の情勢及び外部専門機関による経営者報酬の調査データ等を踏まえて報酬体系・水準の見直しを行う。
- (6) 内外の役員報酬に係る規制・ガイドライン等を遵守する。

□報酬体系

1. 業務執行を担う当社執行役（取締役兼執行役を含む）及び執行役員並びに中核子会社の業務執行を担う取締役及び執行役員（以下、「業務執行を担う役員」という）と、経営の監督を担う非執行の当社取締役及び中核子会社の取締役（以下「経営の監督を担う非執行の役員」という）の報酬は別体系とする。
2. 業務執行を担う役員の基本的な報酬体系は、固定報酬としての基本給と、変動報酬としての業績給及び業績連動型株式報酬とする。固定報酬と変動報酬の構成比率、変動報酬の業績による変動幅及び変動報酬の支給方法については、内外の役員報酬に係る規制・ガイドライン等や経営者報酬の調査データ等を勘案の上で、持続的な成長に向けた健全なインセンティブ付けの観点及び過度なリスクテイクを抑制する観点を踏まえ設定する。
基本的な構成比率については、原則として、固定報酬と変動報酬の比率を6：4、変動報酬における業績給と業績連動型株式報酬の比率を1：1とし、当該比率に基づき各報酬に係る役位に基づく基準額を算出するとともに、変動報酬については各役員の成果を反映して、役位に基づく基準額の0%～150%の範囲で支給を行う。基本給、業績給及び業績連動型株式報酬各々の体系及び支給方法等は、原則として、以下の通りとする。
 - (1) 基本給については、役位に基づく基準額に、各役員の役割・職責を反映した加算を行う体系とする。
 - (2) 業績給については、各役員の年度計画達成へのインセンティブ及びその成果への対価として金銭を支給するものであり、役位に基づく基準額に各役員の成果を反映した体系とする。支給に際しては、業績給の一定額以上について3年間に亘る繰延支給を行うとともに、会社や本人の業績等次第で繰延部分の減額や没収が可能な仕組みを導入する。
 - (3) 業績連動型株式報酬については、株主との利益の一致を図り、企業価値増大へのインセンティブを向上させることを目的として、信託を通じて株式市場から取得した当社株式を支給するものであり、役位に基づく基準額に各役員の成果を反映した額に相当する当社株式を支給する。支給に際しては、業績連動型株式報酬の全額について3年間に亘る繰延支給を行うとともに、会社や本人の業績等次第で繰延部分の減額や没収が可能な仕組みを導入する。
 - (4) 外部登用のプロフェッショナル人材等を対象とする変動報酬については、一定額ないしは一定割合の繰延支給や株式等の非金銭支給とともに、会社や本人の業績等次第で繰延部分の減額や没収が可能な仕組みを、各対象役員の職責や業務特性並びにマーケットバリュー等を踏まえ個別に設計する。
3. 経営の監督を担う非執行の役員に対しては、監督機能を有効に機能させる観点から固定報酬を原則とし、その報酬の体系は基本給及び株式報酬とする。
 - (1) 基本給については、常勤・非常勤別の基準額に、各役員の役割や職責を反映した加算を行う体系とする。
 - (2) 株式報酬は、社外取締役を除く常勤の社内取締役に対して、役位に基づく基準額に応じて支給する。但し、各役員の成果に応じた支給水準の変動は行わない。支給に際しては、株式報酬の全額について3年間に亘る繰延支給を行うとともに、会社の業績等次第で繰延部分の減額や没収が可能な仕組みを導入する。

□報酬決定プロセス

1. 報酬委員会は、当社及び中核子会社の役員報酬の決定方針、上記「□報酬体系」に定める報酬体系を含む役員報酬制度の決定のほか、当社取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容の決定、中核子会社の取締役の個人別の報酬等の内容の当社における承認等を行う。
2. 執行役社長は、本方針並びに本方針に係る規程及び細則等に定めるところに従い、当社執行役員の個人別の報酬等の内容の決定及び中核子会社の執行役員の個人別の報酬等の内容の当社における承認を行う。
3. 報酬委員会は全員を原則社外取締役（少なくとも非執行取締役）から選定し、報酬委員会の委員長は社外取締役とする。
4. 報酬委員会は必要に応じて、執行役社長をはじめとした委員以外の役職者（中核子会社の役職者を含む）及び外部専門家等を出席させ、意見を聞くことができる。

□方針の改廃

方針の改廃は当社の報酬委員会の決議による。

⑭株式の保有状況

イ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の銘柄数及び貸借対照表計上額

当社の保有する株式のうち、保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式は2銘柄、その貸借対照表計上額は134,970百万円であります。

また、連結子会社の中で当事業年度における投資株式計上額が最も大きい会社である株式会社みずほ銀行の保有する株式のうち、保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式は2,547銘柄、その貸借対照表計上額は4,001,872百万円であります。

ロ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額又は期末時価及び保有目的

(前事業年度)

株式会社みずほ銀行が純投資目的以外の目的で保有する投資株式のうち、当事業年度の貸借対照表計上額及び期末時価が資本金額の100分の1を超える銘柄は次のとおりであります。

特定投資株式

| 銘柄 | 株式数 | 貸借対照表計上額 (百万円) | 保有目的 |
|-----------------------------|-------------|-------------------|----------------------------------|
| 東海旅客鉄道株式会社 | 13,199,500 | 152,823 | 発行会社の要請に応え、かつ発行会社との取引関係の強化を図るもの。 |
| 東日本旅客鉄道株式会社 | 19,720,000 | 149,556 | |
| 第一生命保険株式会社 | 52,000,000 | 77,012 | |
| キャノン株式会社 | 22,558,173 | 69,885 | |
| 富士重工業株式会社 | 24,378,909 | 66,139 | |
| 株式会社クボタ | 45,006,000 | 61,433 | |
| Bank of America Corporation | 31,254,545 | 55,327 | |
| 株式会社クレディセゾン | 24,768,691 | 53,004 | |
| 新日鐵住金株式会社 | 182,600,785 | 51,493 | |
| 伊藤忠商事株式会社 | 39,200,000 | 48,529 | |
| 株式会社ブリヂストン | 11,622,000 | 42,234 | |
| J Xホールディングス株式会社 | 76,141,628 | 39,212 | |
| ヤマトホールディングス株式会社 | 16,347,442 | 34,901 | |
| ジェイ エフ イー ホールディングス株式会社 | 16,403,380 | 31,986 | |
| 三井物産株式会社 | 20,083,318 | 30,024 | |
| 株式会社村田製作所 | 3,000,458 | 28,489 | |
| イオン株式会社 | 23,914,700 | 28,028 | |
| Shinhan Financial Group | 5,955,000 | 27,036 | |
| 西日本旅客鉄道株式会社 | 6,450,000 | 26,825 | |
| 株式会社東芝 | 56,343,298 | 24,960 | |
| 株式会社資生堂 | 13,526,732 | 24,780 | |
| 明治ホールディングス株式会社 | 3,633,693 | 23,390 | |
| 川崎重工業株式会社 | 59,207,773 | 23,150 | |
| 電源開発株式会社 | 7,465,680 | 23,024 | |
| 旭化成株式会社 | 31,200,836 | 22,027 | |
| 大日本印刷株式会社 | 21,913,200 | 21,781 | |
| 第一三共株式会社 | 8,591,876 | 14,717 | |
| 株式会社ヤクルト本社 | 2,186,580 | 10,729 | |
| 株式会社IHI | 20,911,408 | 9,472 | |
| 日本通運株式会社 | 9,566,917 | 4,678 | |
| 株式会社オリエンタルランド | 185,300 | 2,835 | |

みなし保有株式

| 銘柄 | 株式数 | 期末時価 (百万円) | 保有目的 |
|------------------------|------------|---------------|---------------------------------|
| 日本たばこ産業株式会社 | 33,800,000 | 109,512 | 退職給付信託運用のうち、議決権の行使を指図する権限のあるもの。 |
| 株式会社オリエンタルランド | 1,873,800 | 29,418 | |
| キャノン株式会社 | 9,057,000 | 28,900 | |
| 株式会社ヤクルト本社 | 4,957,000 | 25,677 | |
| 第一三共株式会社 | 14,402,892 | 25,032 | |
| 日本通運株式会社 | 41,500,000 | 20,957 | |
| 株式会社IHI | 45,979,000 | 19,954 | |
| 株式会社村田製作所 | 2,000,000 | 19,470 | |
| イオン株式会社 | 9,378,000 | 10,906 | |
| 株式会社資生堂 | 6,000,000 | 10,896 | |
| 大日本印刷株式会社 | 6,658,000 | 6,584 | |
| 新日鐵住金株式会社 | 22,350,000 | 6,302 | |
| 旭化成株式会社 | 8,800,000 | 6,177 | |
| ヤマトホールディングス株式会社 | 1,000,000 | 2,224 | |
| ジェイ エフ イー ホールディングス株式会社 | 1,107,000 | 2,150 | |
| 川崎重工業株式会社 | 3,023,350 | 1,148 | |

(当事業年度)

株式会社みずほ銀行が純投資目的以外の目的で保有する投資株式のうち、当事業年度の貸借対照表計上額及び期末時価が資本金額の100分の1を超える銘柄は次のとおりであります。

なお、うち特定投資株式については、別途「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」で開示する上場株式の政策保有に関する方針に基づき、定期的・継続的に保有意義の検証を行ってまいります。

特定投資株式

| 銘柄 | 株式数 | 貸借対照表計上額 (百万円) | 保有目的 |
|-----------------------------|-------------|-------------------|------------------------------------|
| 東海旅客鉄道株式会社 | 13,199,500 | 304,974 | 発行会社の要請に応え、かつ発行会社との取引関係の維持強化を図るため。 |
| 東日本旅客鉄道株式会社 | 19,650,000 | 200,940 | 発行会社の要請に応え、かつ発行会社との取引関係の維持強化を図るため。 |
| 第一生命保険株式会社 | 52,000,000 | 92,196 | 金融機関として発行会社との業務上・取引上の関係を維持強化するため。 |
| キャノン株式会社 | 22,558,173 | 91,924 | 発行会社の要請に応え、かつ発行会社との取引関係の維持強化を図るため。 |
| 株式会社クボタ | 45,006,000 | 88,031 | 発行会社の要請に応え、かつ発行会社との取引関係の維持強化を図るため。 |
| 富士重工業株式会社 | 16,078,909 | 65,376 | 発行会社の要請に応え、かつ発行会社との取引関係の維持強化を図るため。 |
| Bank of America Corporation | 31,254,545 | 57,850 | 金融機関として発行会社との業務上・取引上の関係を維持強化するため。 |
| 株式会社クレディセゾン | 24,768,691 | 54,738 | 金融機関として発行会社との業務上・取引上の関係を維持強化するため。 |
| 明治ホールディングス株式会社 | 3,633,693 | 53,607 | 発行会社の要請に応え、かつ発行会社との取引関係の維持強化を図るため。 |
| 伊藤忠商事株式会社 | 39,200,000 | 52,214 | 発行会社の要請に応え、かつ発行会社との取引関係の維持強化を図るため。 |
| 新日鐵住金株式会社 | 162,600,785 | 51,381 | 発行会社の要請に応え、かつ発行会社との取引関係の維持強化を図るため。 |

| 銘柄 | 株式数 | 貸借対照表計上額 (百万円) | 保有目的 |
|-------------------------|------------|-------------------|------------------------------------|
| 株式会社村田製作所 | 3,000,458 | 49,504 | 発行会社の要請に応え、かつ発行会社との取引関係の維持強化を図るため。 |
| ジェイ エフ イー ホールディングス株式会社 | 16,403,380 | 45,781 | 発行会社の要請に応え、かつ発行会社との取引関係の維持強化を図るため。 |
| 株式会社リクルートホールディングス | 12,000,000 | 45,156 | 発行会社の要請に応え、かつ発行会社との取引関係の維持強化を図るため。 |
| ヤマトホールディングス株式会社 | 15,447,442 | 44,009 | 発行会社の要請に応え、かつ発行会社との取引関係の維持強化を図るため。 |
| 株式会社ブリヂストン | 9,122,000 | 43,457 | 発行会社の要請に応え、かつ発行会社との取引関係の維持強化を図るため。 |
| エーザイ株式会社 | 5,398,616 | 40,802 | 発行会社の要請に応え、かつ発行会社との取引関係の維持強化を図るため。 |
| JXホールディングス株式会社 | 76,141,628 | 36,700 | 発行会社の要請に応え、かつ発行会社との取引関係の維持強化を図るため。 |
| 川崎重工業株式会社 | 59,207,773 | 35,287 | 発行会社の要請に応え、かつ発行会社との取引関係の維持強化を図るため。 |
| ヤマハ発動機株式会社 | 11,824,647 | 34,658 | 発行会社の要請に応え、かつ発行会社との取引関係の維持強化を図るため。 |
| 三井物産株式会社 | 20,083,318 | 33,519 | 発行会社の要請に応え、かつ発行会社との取引関係の維持強化を図るため。 |
| 西日本旅客鉄道株式会社 | 4,600,000 | 31,772 | 発行会社の要請に応え、かつ発行会社との取引関係の維持強化を図るため。 |
| 日本精工株式会社 | 18,211,000 | 31,213 | 発行会社の要請に応え、かつ発行会社との取引関係の維持強化を図るため。 |
| イオン株式会社 | 23,914,700 | 30,897 | 発行会社の要請に応え、かつ発行会社との取引関係の維持強化を図るため。 |
| 電源開発株式会社 | 7,465,680 | 29,377 | 発行会社の要請に応え、かつ発行会社との取引関係の維持強化を図るため。 |
| 株式会社西武ホールディングス | 9,140,800 | 28,738 | 発行会社の要請に応え、かつ発行会社との取引関係の維持強化を図るため。 |
| 大陽日酸株式会社 | 16,365,647 | 28,558 | 発行会社の要請に応え、かつ発行会社との取引関係の維持強化を図るため。 |
| 株式会社東芝 | 56,343,298 | 27,889 | 発行会社の要請に応え、かつ発行会社との取引関係の維持強化を図るため。 |
| いすゞ自動車株式会社 | 15,965,705 | 27,524 | 発行会社の要請に応え、かつ発行会社との取引関係の維持強化を図るため。 |
| Shinhan Financial Group | 5,955,000 | 27,129 | 金融機関として発行会社との業務上・取引上の関係を維持強化するため。 |
| 株式会社電通 | 5,000,000 | 26,545 | 発行会社の要請に応え、かつ発行会社との取引関係の維持強化を図るため。 |
| 富士通株式会社 | 32,713,530 | 26,203 | 発行会社の要請に応え、かつ発行会社との取引関係の維持強化を図るため。 |
| 味の素株式会社 | 10,045,897 | 25,978 | 発行会社の要請に応え、かつ発行会社との取引関係の維持強化を図るため。 |
| SMC株式会社 | 704,128 | 24,747 | 発行会社の要請に応え、かつ発行会社との取引関係の維持強化を図るため。 |
| 旭化成株式会社 | 20,269,836 | 24,668 | 発行会社の要請に応え、かつ発行会社との取引関係の維持強化を図るため。 |
| 株式会社資生堂 | 11,226,732 | 24,631 | 発行会社の要請に応え、かつ発行会社との取引関係の維持強化を図るため。 |

| 銘柄 | 株式数 | 貸借対照表計上額 (百万円) | 保有目的 |
|---------------|------------|-------------------|------------------------------------|
| ダイキン工業株式会社 | 3,000,000 | 23,664 | 発行会社の要請に応え、かつ発行会社との取引関係の維持強化を図るため。 |
| 大日本印刷株式会社 | 18,413,200 | 21,819 | 発行会社の要請に応え、かつ発行会社との取引関係の維持強化を図るため。 |
| 株式会社ヤクルト本社 | 2,186,580 | 17,398 | 発行会社の要請に応え、かつ発行会社との取引関係の維持強化を図るため。 |
| 第一三共株式会社 | 8,591,876 | 16,754 | 発行会社の要請に応え、かつ発行会社との取引関係の維持強化を図るため。 |
| テルモ株式会社 | 4,234,000 | 13,891 | 発行会社の要請に応え、かつ発行会社との取引関係の維持強化を図るため。 |
| セイコーエプソン株式会社 | 5,740,200 | 13,058 | 発行会社の要請に応え、かつ発行会社との取引関係の維持強化を図るため。 |
| 株式会社IHI | 20,911,408 | 11,543 | 発行会社の要請に応え、かつ発行会社との取引関係の維持強化を図るため。 |
| 株式会社オリエンタルランド | 741,200 | 6,687 | 発行会社の要請に応え、かつ発行会社との取引関係の維持強化を図るため。 |
| 日本通運株式会社 | 8,279,917 | 5,572 | 発行会社の要請に応え、かつ発行会社との取引関係の維持強化を図るため。 |
| 大成建設株式会社 | 600 | 0 | 発行会社の要請に応え、かつ発行会社との取引関係の維持強化を図るため。 |

みなし保有株式

| 銘柄 | 株式数 | 期末時価 (百万円) | 保有目的 |
|--------------------|------------|---------------|---------------------------------|
| 日本たばこ産業株式会社 | 33,800,000 | 128,456 | 退職給付信託運用のうち、議決権の行使を指図する権限のあるもの。 |
| 株式会社オリエンタルランド | 7,495,200 | 68,168 | 退職給付信託運用のうち、議決権の行使を指図する権限のあるもの。 |
| 株式会社ヤクルト本社 | 4,957,000 | 41,490 | 退職給付信託運用のうち、議決権の行使を指図する権限のあるもの。 |
| キャノン株式会社 | 9,057,000 | 38,474 | 退職給付信託運用のうち、議決権の行使を指図する権限のあるもの。 |
| 株式会社村田製作所 | 2,000,000 | 33,070 | 退職給付信託運用のうち、議決権の行使を指図する権限のあるもの。 |
| 日本通運株式会社 | 41,500,000 | 27,888 | 退職給付信託運用のうち、議決権の行使を指図する権限のあるもの。 |
| 株式会社NTTドコモ | 13,320,000 | 27,778 | 退職給付信託運用のうち、議決権の行使を指図する権限のあるもの。 |
| 第一三共株式会社 | 14,402,892 | 27,466 | 退職給付信託運用のうち、議決権の行使を指図する権限のあるもの。 |
| 大成建設株式会社 | 39,289,000 | 26,677 | 退職給付信託運用のうち、議決権の行使を指図する権限のあるもの。 |
| 株式会社IHI | 45,979,000 | 25,886 | 退職給付信託運用のうち、議決権の行使を指図する権限のあるもの。 |
| Aflac Incorporated | 3,000,000 | 23,076 | 退職給付信託運用のうち、議決権の行使を指図する権限のあるもの。 |
| セイコーエプソン株式会社 | 8,153,800 | 17,375 | 退職給付信託運用のうち、議決権の行使を指図する権限のあるもの。 |
| テルモ株式会社 | 5,200,000 | 16,484 | 退職給付信託運用のうち、議決権の行使を指図する権限のあるもの。 |

| 銘柄 | 株式数 | 期末時価 (百万円) | 保有目的 |
|------------------------|------------|---------------|---------------------------------|
| 株式会社資生堂 | 6,000,000 | 12,798 | 退職給付信託運用のうち、議決権の行使を指図する権限のあるもの。 |
| イオン株式会社 | 9,378,000 | 12,369 | 退職給付信託運用のうち、議決権の行使を指図する権限のあるもの。 |
| 旭化成株式会社 | 8,800,000 | 10,111 | 退職給付信託運用のうち、議決権の行使を指図する権限のあるもの。 |
| 味の素株式会社 | 2,983,000 | 7,858 | 退職給付信託運用のうち、議決権の行使を指図する権限のあるもの。 |
| 大日本印刷株式会社 | 6,658,000 | 7,776 | 退職給付信託運用のうち、議決権の行使を指図する権限のあるもの。 |
| 新日鐵住金株式会社 | 22,350,000 | 6,760 | 退職給付信託運用のうち、議決権の行使を指図する権限のあるもの。 |
| 富士通株式会社 | 4,250,000 | 3,481 | 退職給付信託運用のうち、議決権の行使を指図する権限のあるもの。 |
| ジェイ エフ イー ホールディングス株式会社 | 1,107,000 | 2,937 | 退職給付信託運用のうち、議決権の行使を指図する権限のあるもの。 |
| ヤマトホールディングス株式会社 | 1,000,000 | 2,772 | 退職給付信託運用のうち、議決権の行使を指図する権限のあるもの。 |
| 川崎重工業株式会社 | 3,023,350 | 1,835 | 退職給付信託運用のうち、議決権の行使を指図する権限のあるもの。 |
| ヤマハ発動機株式会社 | 575,650 | 1,670 | 退職給付信託運用のうち、議決権の行使を指図する権限のあるもの。 |

- ハ 保有目的が純投資目的である投資株式の貸借対照表計上額、受取配当金、売却損益及び評価損益当社及び最大保有会社のいずれも該当ありません。
- ニ 当事業年度中に投資株式のうち、保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの当社及び最大保有会社のいずれも該当ありません。
- ホ 当事業年度中に投資株式のうち、保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの当社及び最大保有会社のいずれも該当ありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

| 区分 | 前連結会計年度 | | 当連結会計年度 | |
|-------|-------------------|------------------|-------------------|------------------|
| | 監査証明業務に基づく報酬(百万円) | 非監査業務に基づく報酬(百万円) | 監査証明業務に基づく報酬(百万円) | 非監査業務に基づく報酬(百万円) |
| 提出会社 | 2,820 | 3 | 2,908 | 27 |
| 連結子会社 | 831 | 397 | 824 | 530 |
| 計 | 3,651 | 400 | 3,732 | 558 |

(注) 「監査公認会計士等」とは、開示府令第19条第2項第9号の4に規定する監査公認会計士等であります。なお、上記報酬の内容は、当社の監査公認会計士等である新日本有限責任監査法人に対する報酬であります。

② 【その他重要な報酬の内容】

前連結会計年度

当社の一部の連結子会社は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワーク(Ernst & Young Global Limited)に属している他の監査公認会計士等に対して、監査証明業務に基づく報酬、税務関連業務等に基づく報酬を支払っております。

当連結会計年度

当社の一部の連結子会社は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワーク(Ernst & Young Global Limited)に属している他の監査公認会計士等に対して、監査証明業務に基づく報酬、税務関連業務等に基づく報酬を支払っております。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

前連結会計年度

当社が、当社の監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、自己資本比率算定に係る調査手続業務等であります。

当連結会計年度

当社が、当社の監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、グローバルな規制への対応に係る助言業務等であります。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する報酬は、監査日数・業務の内容等を勘案し、監査委員会の同意のもと適切に決定しております。

第5【経理の状況】

1. 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
2. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という）に基づいて作成しております。
また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。
3. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（自平成26年4月1日 至平成27年3月31日）の連結財務諸表及び事業年度（自平成26年4月1日 至平成27年3月31日）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査証明を受けております。
4. 当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容把握や変更等について適切に対応するために、公益財団法人財務会計基準機構や一般社団法人全国銀行協会等の関係諸団体へ加入し情報収集を図り、積極的に意見発信を行うとともに、同機構等の行う研修に参加しております。また、重要な会計基準の変更等については、取締役会等へ適切に付議・報告を行っております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

| | 前連結会計年度 (平成26年3月31日) | 当連結会計年度 (平成27年3月31日) |
|--------------|---------------------------------|---------------------------------|
| 資産の部 | | |
| 現金預け金 | ※8 20,610,276 | ※8 29,096,166 |
| コールローン及び買入手形 | 467,758 | 444,115 |
| 買現先勘定 | 8,349,528 | 8,582,239 |
| 債券貸借取引支払保証金 | 5,010,740 | 4,059,340 |
| 買入金銭債権 | 3,263,057 | 3,239,831 |
| 特定取引資産 | ※8 11,469,811 | ※8 10,781,735 |
| 金銭の信託 | 168,369 | 157,728 |
| 有価証券 | ※1,※8,※16 43,997,517 | ※1,※8,※16 43,278,733 |
| 貸出金 | ※3,※4,※5,※6,※7,※8,※9 69,301,405 | ※3,※4,※5,※6,※7,※8,※9 73,415,170 |
| 外国為替 | ※7 1,576,167 | ※7 1,623,736 |
| 金融派生商品 | 2,820,468 | 3,544,243 |
| その他資産 | ※8 2,840,720 | ※8 4,066,424 |
| 有形固定資産 | ※11,※12 925,266 | ※11,※12 1,078,051 |
| 建物 | 323,194 | 340,101 |
| 土地 | ※10 459,986 | ※10 612,901 |
| リース資産 | 18,838 | 18,566 |
| 建設仮勘定 | 34,830 | 13,786 |
| その他の有形固定資産 | 88,415 | 92,695 |
| 無形固定資産 | 531,501 | 657,556 |
| ソフトウェア | 286,028 | 309,207 |
| のれん | 62,238 | 58,617 |
| リース資産 | 5,332 | 8,245 |
| その他の無形固定資産 | 177,902 | 281,486 |
| 退職給付に係る資産 | 413,073 | 743,382 |
| 繰延税金資産 | 104,909 | 36,938 |
| 支払承諾見返 | 4,588,646 | 5,404,843 |
| 貸倒引当金 | △616,307 | △525,486 |
| 投資損失引当金 | △27 | △2 |
| 資産の部合計 | 175,822,885 | 189,684,749 |

(単位：百万円)

| | 前連結会計年度 (平成26年3月31日) | 当連結会計年度 (平成27年3月31日) |
|----------------------|-------------------------|-------------------------|
| 負債の部 | | |
| 預金 | ※8 89,055,505 | ※8 97,757,545 |
| 譲渡性預金 | 12,755,776 | 15,694,906 |
| コールマネー及び売渡手形 | ※8 7,194,432 | ※8 5,091,198 |
| 売現先勘定 | ※8 16,797,803 | ※8 19,612,120 |
| 債券貸借取引受入担保金 | ※8 6,085,331 | ※8 2,245,639 |
| コマーシャル・ペーパー | 677,459 | 538,511 |
| 特定取引負債 | 8,183,037 | 8,743,196 |
| 借入金 | ※8,※13 7,838,357 | ※8,※13 7,195,869 |
| 外国為替 | 323,327 | 473,060 |
| 短期社債 | 584,568 | 816,705 |
| 社債 | ※14 5,245,743 | ※14 6,013,731 |
| 信託勘定借 | 1,300,655 | 1,780,768 |
| 金融派生商品 | 3,004,497 | 3,474,332 |
| その他負債 | 3,570,902 | 4,261,955 |
| 賞与引当金 | 52,641 | 59,869 |
| 退職給付に係る負債 | 46,006 | 47,518 |
| 役員退職慰労引当金 | 1,547 | 1,527 |
| 貸出金売却損失引当金 | 1,259 | 13 |
| 偶発損失引当金 | 6,309 | 7,845 |
| 睡眠預金払戻損失引当金 | 16,451 | 15,851 |
| 債券払戻損失引当金 | 54,956 | 48,878 |
| 特別法上の引当金 | 1,273 | 1,607 |
| 繰延税金負債 | 50,783 | 524,321 |
| 再評価に係る繰延税金負債 | ※10 81,060 | ※10 72,392 |
| 支払承諾 | 4,588,646 | 5,404,843 |
| 負債の部合計 | 167,518,336 | 179,884,211 |
| 純資産の部 | | |
| 資本金 | 2,254,972 | 2,255,404 |
| 資本剰余金 | 1,109,508 | 1,110,006 |
| 利益剰余金 | 2,315,608 | 2,769,371 |
| 自己株式 | △3,874 | △3,616 |
| 株主資本合計 | 5,676,215 | 6,131,166 |
| その他有価証券評価差額金 | 733,522 | 1,737,348 |
| 繰延ヘッジ損益 | △6,677 | 26,635 |
| 土地再評価差額金 | ※10 140,745 | ※10 146,419 |
| 為替換算調整勘定 | △63,513 | △40,454 |
| 退職給付に係る調整累計額 | △22,979 | 160,005 |
| その他の包括利益累計額合計 | 781,096 | 2,029,955 |
| 新株予約権 | 3,179 | 3,820 |
| 少数株主持分 | 1,844,057 | 1,635,595 |
| 純資産の部合計 | 8,304,549 | 9,800,538 |
| 負債及び純資産の部合計 | 175,822,885 | 189,684,749 |

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

| | 前連結会計年度 | | 当連結会計年度 | |
|------------------|---------|--------------------------|---------|--------------------------|
| | (自 至 | 平成25年4月1日 平成26年3月31日) | (自 至 | 平成26年4月1日 平成27年3月31日) |
| 経常収益 | | 2,927,760 | | 3,180,225 |
| 資金運用収益 | | 1,417,569 | | 1,468,976 |
| 貸出金利息 | | 920,295 | | 931,883 |
| 有価証券利息配当金 | | 324,340 | | 351,801 |
| コールローン利息及び買入手形利息 | | 6,013 | | 7,611 |
| 買現先利息 | | 29,602 | | 27,995 |
| 債券貸借取引受入利息 | | 7,664 | | 7,096 |
| 預け金利息 | | 35,771 | | 50,093 |
| その他の受入利息 | | 93,880 | | 92,495 |
| 信託報酬 | | 52,014 | | 52,641 |
| 役務取引等収益 | | 682,400 | | 729,341 |
| 特定取引収益 | | 189,020 | | 262,963 |
| その他業務収益 | | 255,422 | | 365,264 |
| その他経常収益 | | 331,333 | | 301,037 |
| 貸倒引当金戻入益 | | 103,690 | | 73,301 |
| 償却債権取立益 | | 25,160 | | 16,862 |
| その他の経常収益 | ※1 | 202,481 | ※1 | 210,873 |
| 経常費用 | | 1,940,173 | | 2,169,357 |
| 資金調達費用 | | 309,266 | | 339,543 |
| 預金利息 | | 105,802 | | 123,559 |
| 譲渡性預金利息 | | 28,073 | | 30,095 |
| コールマネー利息及び売渡手形利息 | | 7,731 | | 7,609 |
| 売現先利息 | | 27,947 | | 30,537 |
| 債券貸借取引支払利息 | | 9,860 | | 7,549 |
| コマーシャル・ペーパー利息 | | 1,826 | | 1,682 |
| 借用金利息 | | 26,527 | | 19,287 |
| 短期社債利息 | | 1,808 | | 1,453 |
| 社債利息 | | 72,152 | | 81,441 |
| その他の支払利息 | | 27,536 | | 36,326 |
| 役務取引等費用 | | 121,631 | | 135,981 |
| 特定取引費用 | | 1,598 | | — |
| その他業務費用 | | 128,647 | | 155,924 |
| 営業経費 | | 1,258,227 | | 1,351,611 |
| その他経常費用 | ※2 | 120,800 | ※2 | 186,296 |
| 経常利益 | | 987,587 | | 1,010,867 |

(単位：百万円)

| | 前連結会計年度 | | 当連結会計年度 | |
|----------------|-------------------------------|----------------------|-------------------------------|--------------------|
| | (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日) | | (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日) | |
| 特別利益 | | 12,941 | | 615 |
| 固定資産処分益 | | 428 | | 615 |
| 負ののれん発生益 | | 5,621 | | — |
| その他の特別利益 | | ※ ³ 6,891 | | ※ ³ — |
| 特別損失 | | 15,161 | | 20,850 |
| 固定資産処分損 | | 6,929 | | 9,156 |
| 減損損失 | | 6,506 | | 11,358 |
| その他の特別損失 | | ※ ⁴ 1,725 | | ※ ⁴ 334 |
| 税金等調整前当期純利益 | | 985,366 | | 990,632 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | 137,010 | | 260,268 |
| 法人税等調整額 | | 77,960 | | 44,723 |
| 法人税等合計 | | 214,970 | | 304,992 |
| 少数株主損益調整前当期純利益 | | 770,396 | | 685,640 |
| 少数株主利益 | | 81,980 | | 73,705 |
| 当期純利益 | | 688,415 | | 611,935 |

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

| | 前連結会計年度 | | 当連結会計年度 | |
|------------------|---------|-------------|---------|--------------|
| | (自 | 平成25年4月1日 | (自 | 平成26年4月1日 |
| | 至 | 平成26年3月31日) | 至 | 平成27年3月31日) |
| 少数株主損益調整前当期純利益 | | 770,396 | | 685,640 |
| その他の包括利益 | | ※1 62,531 | | ※1 1,255,433 |
| その他有価証券評価差額金 | | 135,024 | | 1,004,848 |
| 繰延ヘッジ損益 | | △91,618 | | 33,252 |
| 土地再評価差額金 | | 3 | | 7,531 |
| 為替換算調整勘定 | | 15,979 | | 15,144 |
| 退職給付に係る調整額 | | — | | 183,108 |
| 持分法適用会社に対する持分相当額 | | 3,142 | | 11,548 |
| 包括利益 | | 832,927 | | 1,941,073 |
| (内訳) | | | | |
| 親会社株主に係る包括利益 | | 741,562 | | 1,862,651 |
| 少数株主に係る包括利益 | | 91,365 | | 78,422 |

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

（単位：百万円）

| | 株主資本 | | | | |
|---------------------|-----------|-----------|-----------|---------|-----------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 |
| 当期首残高 | 2,254,972 | 1,109,508 | 1,814,782 | △4,661 | 5,174,601 |
| 当期変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | △152,265 | | △152,265 |
| 当期純利益 | | | 688,415 | | 688,415 |
| 自己株式の取得 | | | | △37,387 | △37,387 |
| 自己株式の処分 | | | △31 | 1,177 | 1,145 |
| 自己株式の消却 | | | △36,997 | 36,997 | — |
| 土地再評価差額金の取崩 | | | 1,604 | | 1,604 |
| 連結範囲の変動 | | | △3 | | △3 |
| 決算期の変更に伴う子会社剰余金の増加高 | | | 104 | | 104 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | | | | | |
| 当期変動額合計 | — | — | 500,826 | 787 | 501,614 |
| 当期末残高 | 2,254,972 | 1,109,508 | 2,315,608 | △3,874 | 5,676,215 |

| | その他の包括利益累計額 | | | | | | 新株予約権 | 少数株主持分 | 純資産合計 |
|---------------------|--------------|---------|----------|----------|--------------|---------------|-------|-----------|-----------|
| | その他有価証券評価差額金 | 繰延ヘッジ損益 | 土地再評価差額金 | 為替換算調整勘定 | 退職給付に係る調整累計額 | その他の包括利益累計額合計 | | | |
| 当期首残高 | 615,883 | 84,634 | 142,345 | △90,329 | — | 752,533 | 2,687 | 1,806,407 | 7,736,230 |
| 当期変動額 | | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | | | | △152,265 |
| 当期純利益 | | | | | | | | | 688,415 |
| 自己株式の取得 | | | | | | | | | △37,387 |
| 自己株式の処分 | | | | | | | | | 1,145 |
| 自己株式の消却 | | | | | | | | | — |
| 土地再評価差額金の取崩 | | | | | | | | | 1,604 |
| 連結範囲の変動 | | | | | | | | | △3 |
| 決算期の変更に伴う子会社剰余金の増加高 | | | | | | | | | 104 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 117,638 | △91,311 | △1,600 | 26,816 | △22,979 | 28,562 | 492 | 37,649 | 66,705 |
| 当期変動額合計 | 117,638 | △91,311 | △1,600 | 26,816 | △22,979 | 28,562 | 492 | 37,649 | 568,319 |
| 当期末残高 | 733,522 | △6,677 | 140,745 | △63,513 | △22,979 | 781,096 | 3,179 | 1,844,057 | 8,304,549 |

当連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

（単位：百万円）

| | 株主資本 | | | | |
|---------------------|-----------|-----------|-----------|--------|-----------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 |
| 当期首残高 | 2,254,972 | 1,109,508 | 2,315,608 | △3,874 | 5,676,215 |
| 会計方針の変更による累積的影響額 | | | 16,107 | | 16,107 |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高 | 2,254,972 | 1,109,508 | 2,331,715 | △3,874 | 5,692,322 |
| 当期変動額 | | | | | |
| 新株の発行 | 431 | 431 | | | 863 |
| 剰余金の配当 | | | △176,136 | | △176,136 |
| 当期純利益 | | | 611,935 | | 611,935 |
| 自己株式の取得 | | | | △273 | △273 |
| 自己株式の処分 | | 66 | | 531 | 598 |
| 土地再評価差額金の取崩 | | | 1,856 | | 1,856 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | | | | | |
| 当期変動額合計 | 431 | 498 | 437,655 | 258 | 438,843 |
| 当期末残高 | 2,255,404 | 1,110,006 | 2,769,371 | △3,616 | 6,131,166 |

| | その他の包括利益累計額 | | | | | | 新株予約権 | 少数株主持分 | 純資産合計 |
|---------------------|--------------|---------|----------|----------|--------------|---------------|-------|-----------|-----------|
| | その他有価証券評価差額金 | 繰延ヘッジ損益 | 土地再評価差額金 | 為替換算調整勘定 | 退職給付に係る調整累計額 | その他の包括利益累計額合計 | | | |
| 当期首残高 | 733,522 | △6,677 | 140,745 | △63,513 | △22,979 | 781,096 | 3,179 | 1,844,057 | 8,304,549 |
| 会計方針の変更による累積的影響額 | | | | | | | | 573 | 16,681 |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高 | 733,522 | △6,677 | 140,745 | △63,513 | △22,979 | 781,096 | 3,179 | 1,844,631 | 8,321,230 |
| 当期変動額 | | | | | | | | | |
| 新株の発行 | | | | | | | | | 863 |
| 剰余金の配当 | | | | | | | | | △176,136 |
| 当期純利益 | | | | | | | | | 611,935 |
| 自己株式の取得 | | | | | | | | | △273 |
| 自己株式の処分 | | | | | | | | | 598 |
| 土地再評価差額金の取崩 | | | | | | | | | 1,856 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 1,003,826 | 33,313 | 5,674 | 23,059 | 182,985 | 1,248,859 | 640 | △209,035 | 1,040,464 |
| 当期変動額合計 | 1,003,826 | 33,313 | 5,674 | 23,059 | 182,985 | 1,248,859 | 640 | △209,035 | 1,479,307 |
| 当期末残高 | 1,737,348 | 26,635 | 146,419 | △40,454 | 160,005 | 2,029,955 | 3,820 | 1,635,595 | 9,800,538 |

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

| | 前連結会計年度 | | 当連結会計年度 | |
|----------------------------|-------------------------------|--|-------------------------------|--|
| | (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日) | | (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日) | |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | | | | |
| 税金等調整前当期純利益 | 985,366 | | 990,632 | |
| 減価償却費 | 153,098 | | 156,946 | |
| 減損損失 | 6,506 | | 11,358 | |
| のれん償却額 | 3,672 | | 3,698 | |
| 負ののれん発生益 | △5,621 | | — | |
| 持分法による投資損益 (△は益) | △15,491 | | △15,052 | |
| 貸倒引当金の増減 (△) | △143,059 | | △103,554 | |
| 投資損失引当金の増減額 (△は減少) | △14 | | △25 | |
| 貸出金売却損失引当金の増減額 (△は減少) | 1,210 | | △1,245 | |
| 偶発損失引当金の増減 (△) | △16,385 | | 1,600 | |
| 賞与引当金の増減額 (△は減少) | 4,331 | | 5,113 | |
| 退職給付に係る資産の増減額 (△は増加) | △32,414 | | △38,437 | |
| 退職給付に係る負債の増減額 (△は減少) | 3,011 | | 4,297 | |
| 役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少) | △88 | | △19 | |
| 睡眠預金払戻損失引当金の増減額 (△は減少) | △12 | | △600 | |
| 債券払戻損失引当金の増減額 (△は減少) | 19,538 | | △6,078 | |
| 資金運用収益 | △1,417,569 | | △1,468,976 | |
| 資金調達費用 | 309,266 | | 339,543 | |
| 有価証券関係損益 (△) | △115,111 | | △219,340 | |
| 金銭の信託の運用損益 (△は益) | △97 | | △145 | |
| 為替差損益 (△は益) | △903,027 | | △645,471 | |
| 固定資産処分損益 (△は益) | 6,500 | | 8,541 | |
| 特定取引資産の純増 (△) 減 | 2,944,549 | | 999,513 | |
| 特定取引負債の純増減 (△) | 228,270 | | 359,772 | |
| 金融派生商品資産の純増 (△) 減 | 1,809,906 | | △639,290 | |
| 金融派生商品負債の純増減 (△) | △1,537,943 | | 386,732 | |
| 貸出金の純増 (△) 減 | △1,853,147 | | △2,289,581 | |
| 預金の純増減 (△) | 3,587,057 | | 7,446,245 | |
| 譲渡性預金の純増減 (△) | △2,975,290 | | 2,369,726 | |
| 借入金 (劣後特約付借入金を除く) の純増減 (△) | 186,454 | | △544,370 | |
| 預け金 (中央銀行預け金を除く) の純増 (△) 減 | 195,716 | | 471,141 | |
| コールローン等の純増 (△) 減 | 1,920,731 | | 918,102 | |
| 債券貸借取引支払保証金の純増 (△) 減 | 533,173 | | 951,399 | |
| コールマネー等の純増減 (△) | △1,620,912 | | △1,521,429 | |
| コマーシャル・ペーパーの純増減 (△) | △108,048 | | △253,152 | |
| 債券貸借取引受入担保金の純増減 (△) | △5,240,107 | | △3,839,692 | |
| 外国為替 (資産) の純増 (△) 減 | △68,099 | | 88,558 | |
| 外国為替 (負債) の純増減 (△) | 140,124 | | 149,446 | |
| 短期社債 (負債) の純増減 (△) | 107,168 | | 232,137 | |
| 普通社債発行及び償還による増減 (△) | 25,941 | | 992,919 | |
| 信託勘定借の純増減 (△) | 179,958 | | 480,112 | |
| 資金運用による収入 | 1,497,731 | | 1,476,736 | |

(単位：百万円)

| | 前連結会計年度 | | 当連結会計年度 | |
|--|-------------------------------|---------------|-------------------------------|---------------|
| | (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日) | | (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日) | |
| 資金調達による支出 | | △328,747 | | △346,060 |
| その他 | | △631,487 | | △84,770 |
| 小計 | | △2,163,391 | | 6,826,983 |
| 法人税等の支払額又は還付額 (△は支払) | | △122,650 | | △172,024 |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | | △2,286,042 | | 6,654,958 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | | | | |
| 有価証券の取得による支出 | | △72,279,170 | | △81,055,617 |
| 有価証券の売却による収入 | | 73,065,653 | | 76,467,302 |
| 有価証券の償還による収入 | | 10,156,411 | | 7,599,068 |
| 金銭の信託の増加による支出 | | △76,215 | | △5,770 |
| 金銭の信託の減少による収入 | | 3,871 | | 16,408 |
| 有形固定資産の取得による支出 | | △89,425 | | △216,299 |
| 無形固定資産の取得による支出 | | △142,229 | | △187,451 |
| 有形固定資産の売却による収入 | | 5,172 | | 1,585 |
| 無形固定資産の売却による収入 | | 0 | | 0 |
| 連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による 支出 | | △36,584 | | — |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | | 10,607,483 | | 2,619,227 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | | | | |
| 劣後特約付借入金の返済による支出 | | △52,500 | | △100,000 |
| 劣後特約付社債の発行による収入 | | 154,380 | | 150,000 |
| 劣後特約付社債の償還による支出 | | △130,700 | | △464,705 |
| 株式の発行による収入 | | — | | 6 |
| 少数株主からの払込みによる収入 | | 1,069 | | 866 |
| 少数株主への払戻による支出 | | — | | △241,729 |
| 配当金の支払額 | | △152,162 | | △176,186 |
| 少数株主への配当金の支払額 | | △88,829 | | △71,644 |
| 自己株式の取得による支出 | | △37,013 | | △12 |
| 自己株式の売却による収入 | | 10 | | 2 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | | △305,744 | | △903,401 |
| 現金及び現金同等物に係る換算差額 | | 69,190 | | 37,565 |
| 現金及び現金同等物の増減額 (△は減少) | | 8,084,887 | | 8,408,350 |
| 現金及び現金同等物の期首残高 | | 11,347,537 | | 19,432,425 |
| 連結子会社の決算期変更に伴う現金及び現金同等物 の増減額 (△は減少) | | 0 | | — |
| 現金及び現金同等物の期末残高 | | ※1 19,432,425 | | ※1 27,840,775 |

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社 150社

主要な連結子会社名は、「第1 企業の概況 4. 関係会社の状況」に記載しているため省略しました。

(連結の範囲の変更)

Mizuho AsiaInfra Capital Pte. Ltd. 他2社は新規設立により、当連結会計年度から連結の範囲に含めておりません。

みずほキャピタル第2号投資事業有限責任組合11社は清算等により、子会社に該当しないことになったことから、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。

(2) 非連結子会社

該当ありません。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社

該当ありません。

(2) 持分法適用の関連会社 21社

主要な会社名

株式会社オリエントコーポレーション

株式会社千葉興業銀行

Joint Stock Commercial Bank for Foreign Trade of Vietnam

(3) 持分法非適用の非連結子会社

該当ありません。

(4) 持分法非適用の関連会社

主要な会社名

Asian-American Merchant Bank Limited

持分法非適用の関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法適用の範囲から除外しても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法適用の範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

(1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。

| | |
|--------|-----|
| 7月末日 | 1社 |
| 12月29日 | 16社 |
| 12月末日 | 52社 |
| 3月末日 | 81社 |

(2) 12月29日を決算日とする子会社については、12月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により連結しております。7月末日を決算日とする子会社については、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により連結しております。またその他の子会社については、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。

連結決算日と上記の決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 売買目的有価証券に準じた貸出債権の評価基準及び収益・費用の計上基準

貸出債権のうちトレーディング目的で保有するものについては、売買目的有価証券に準じて、取引の約定時点を基準として連結貸借対照表上「買入金銭債権」に計上するとともに、当該貸出債権にかかる買入金銭債権の評価は、連結決算日の時価により行っております。また、当該貸出債権からの当連結会計年度中の受取利息及び売却損益等に、前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を加えた損益を、連結損益計算書上「その他業務収益」及び「その他業務費用」に計上しております。

(2) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という）の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受取利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

(3) 有価証券の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については、原則として、国内株式は連結決算期末月1ヵ月平均に基づいた市場価格等、それ以外は連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額を除き、全部純資産直入法により処理しております。

(ロ) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記（イ）と同じ方法により行っております。

(4) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

(5) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産は、建物については主として定額法、その他については主として定率法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：3年～50年

その他：2年～20年

② 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、各社で定める利用可能期間（主として5年～10年）に基づいて償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、原則として自己所有の固定資産に適用する方法と同一の方法で償却しております。

(6) 繰延資産の処理方法

社債発行費は、発生時に全額費用として処理しております。

(7) 貸倒引当金の計上基準

主要な国内連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率等で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。また、当該大口債務者のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者に対する債権については、個別的に算定した予想損失額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した予想損失率に基づき計上しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は227,209百万円（前連結会計年度末は195,157百万円）であります。

その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(8) 投資損失引当金の計上基準

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(9) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(10) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員及び執行役員の退職により支給する退職慰労金に備えるため、内規に基づく支給見込額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(11) 貸出金売却損失引当金の計上基準

貸出金売却損失引当金は、売却予定貸出金について将来発生する可能性のある損失を見積り必要と認められる額を計上しております。

(12) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積り必要と認められる額を計上しております。

(13) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(14) 債券払戻損失引当金の計上基準

債券払戻損失引当金は、負債計上を中止した債券について、債券保有者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(15) 特別法上の引当金の計上基準

特別法上の引当金は、金融商品取引責任準備金であり、有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等に関して生じた事故による損失の補填に充てるため、金融商品取引法第46条の5及び金融商品取引業等に関する内閣府令第175条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。

(16) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理しております。

なお、一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(17) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

国内銀行連結子会社及び国内信託銀行連結子会社の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、取得時の為替相場による円換算額を付す持分法非適用の関連会社株式を除き、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

上記以外の連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。

(18) 重要なヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジ又は時価ヘッジ或いは金利スワップの特例処理を適用しております。

国内銀行連結子会社及び一部の国内信託銀行連結子会社において、小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という）を適用しております。

ヘッジ有効性の評価は、小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて以下のとおり行っております。

(i) 相場変動を相殺するヘッジについては、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し有効性を評価しております。

(ii) キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係を検証し有効性を評価しております。

個別ヘッジについてもヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジの有効性を評価しております。

また、当連結会計年度末の連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号）を適用して実施してりました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段等の残存期間・平均残存期間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益等として期間配分しております。

なお、当連結会計年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は856百万円（前連結会計年度末は1,849百万円）（税効果額控除前）、繰延ヘッジ利益は704百万円（前連結会計年度末は1,500百万円）（同前）であります。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

国内銀行連結子会社及び一部の国内信託銀行連結子会社における外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建子会社株式及び関連会社株式並びに外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。

(ハ) 連結会社間取引等

デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間（又は内部部門間）の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。

なお、当社及び連結子会社の一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、時価ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。

(19) のれんの償却方法及び償却期間

みずほ信託銀行株式会社に係るのれんについては、20年間の均等償却を行っております。その他ののれんについては、20年以内のその効果の及ぶ期間にわたって均等償却しております。なお、金額に重要性が乏しいのれんについては、発生年度に全額償却しております。

(20) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び中央銀行への預け金であります。

(21) 消費税等の会計処理

当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、主として税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

(「退職給付に関する会計基準」等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を退職給付の平均支払見込期間等に基づく割引率から退職給付の支払見込期間ごとに設定された複数の割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る資産が19,795百万円増加し、退職給付に係る負債が2,787百万円減少し、利益剰余金が16,107百万円増加し、少数株主持分が573百万円増加しております。また、当連結会計年度の経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ8,217百万円増加しております。

(未適用の会計基準等)

企業結合に関する会計基準等(平成25年9月13日)

(1) 概要

当該会計基準等は、①子会社株式の追加取得等において支配が継続している場合の子会社に対する親会社の持分変動の取扱い、②取得関連費用の取扱い、③暫定的な会計処理の取扱い、④当期純利益の表示および少数株主持分から非支配株主持分への変更を中心に改正されたものであります。

(2) 適用予定日

当社は、改正後の当該会計基準等を平成27年4月1日に開始する連結会計年度の期首から適用する予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による影響は、評価中であります。

(表示方法の変更)

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「法人税等還付税額」は金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「法人税、住民税及び事業税」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組み替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「法人税等還付税額」に表示していた△5,629百万円は、「法人税、住民税及び事業税」として組み替えております。

(連結貸借対照表関係)

※ 1. 関連会社の株式又は出資金の総額

| | 前連結会計年度 (平成26年 3月31日) | 当連結会計年度 (平成27年 3月31日) |
|-----|--------------------------|--------------------------|
| 株式 | 273,074百万円 | 291,553百万円 |
| 出資金 | 421百万円 | 421百万円 |

2. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券はありません。

無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により借り入れている有価証券及び現先取引並びに現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券は次のとおりであります。

| | 前連結会計年度 (平成26年 3月31日) | 当連結会計年度 (平成27年 3月31日) |
|-----------------------------|--------------------------|--------------------------|
| (再)担保に差し入れている有価証券 | 9,853,276百万円 | 12,240,951百万円 |
| 当連結会計年度末に当該処分をせずに所有している有価証券 | 1,681,484百万円 | 1,264,787百万円 |

※ 3. 貸出金のうち、破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

| | 前連結会計年度 (平成26年 3月31日) | 当連結会計年度 (平成27年 3月31日) |
|--------|--------------------------|--------------------------|
| 破綻先債権額 | 12,194百万円 | 10,246百万円 |
| 延滞債権額 | 508,001百万円 | 425,778百万円 |

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

※ 4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

| | 前連結会計年度 (平成26年 3月31日) | 当連結会計年度 (平成27年 3月31日) |
|------------|--------------------------|--------------------------|
| 3ヵ月以上延滞債権額 | 4,109百万円 | 3,496百万円 |

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

※ 5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

| | 前連結会計年度 (平成26年 3月31日) | 当連結会計年度 (平成27年 3月31日) |
|-----------|--------------------------|--------------------------|
| 貸出条件緩和債権額 | 504,600百万円 | 614,928百万円 |

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

※ 6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

| | 前連結会計年度 (平成26年 3月31日) | 当連結会計年度 (平成27年 3月31日) |
|-----|--------------------------|--------------------------|
| 合計額 | 1,028,905百万円 | 1,054,450百万円 |

なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

| | 前連結会計年度 (平成26年3月31日) | 当連結会計年度 (平成27年3月31日) |
|--|-------------------------|-------------------------|
| | 1,321,639百万円 | 1,370,730百万円 |

※8. 担保に供している資産は次のとおりであります。

| | 前連結会計年度 (平成26年3月31日) | 当連結会計年度 (平成27年3月31日) |
|--------------|-------------------------|-------------------------|
| 担保に供している資産 | | |
| 特定取引資産 | 4,455,104百万円 | 2,567,206百万円 |
| 有価証券 | 15,486,954 " | 11,209,154 " |
| 貸出金 | 8,528,194 " | 6,580,383 " |
| その他資産 | 1,112 " | 1,006 " |
| 計 | 28,471,366 " | 20,357,751 " |
| 担保資産に対応する債務 | | |
| 預金 | 877,876 " | 772,816 " |
| コールマネー及び売渡手形 | 1,708,200 " | 1,265,000 " |
| 売現先勘定 | 6,883,769 " | 7,861,692 " |
| 債券貸借取引受入担保金 | 6,049,378 " | 2,121,374 " |
| 借入金 | 5,934,019 " | 5,516,730 " |

上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、次のものを差し入れております。

| | 前連結会計年度 (平成26年3月31日) | 当連結会計年度 (平成27年3月31日) |
|--------|-------------------------|-------------------------|
| 現金預け金 | 30,438百万円 | 34,156百万円 |
| 特定取引資産 | 152,908百万円 | 210,434百万円 |
| 有価証券 | 3,172,665百万円 | 4,518,541百万円 |
| 貸出金 | 159,954百万円 | 191,639百万円 |

また、その他資産には、先物取引差入証拠金、保証金及び金融商品等差入担保金等が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

| | 前連結会計年度 (平成26年3月31日) | 当連結会計年度 (平成27年3月31日) |
|-------------|-------------------------|-------------------------|
| 先物取引差入証拠金 | 141,401百万円 | 193,743百万円 |
| 保証金 | 127,301百万円 | 119,437百万円 |
| 金融商品等差入担保金等 | 311,449百万円 | 571,163百万円 |

- ※9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

| | 前連結会計年度 (平成26年3月31日) | 当連結会計年度 (平成27年3月31日) |
|--|-------------------------|-------------------------|
| 融資未実行残高 | 69,141,157百万円 | 82,839,928百万円 |
| うち原契約期間が1年以内のもの 又は任意の時期に無条件で取消可能なもの | 57,623,467百万円 | 64,322,076百万円 |

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保の提供を受けるほか、契約後も定期的に予め定めている内部手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

- ※10. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、国内銀行連結子会社の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める路線価に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出したほか、第5号に定める鑑定評価に基づいて算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

| | 前連結会計年度 (平成26年3月31日) | 当連結会計年度 (平成27年3月31日) |
|--|-------------------------|-------------------------|
| | 156,731百万円 | 147,005百万円 |

- ※11. 有形固定資産の減価償却累計額

| | 前連結会計年度 (平成26年3月31日) | 当連結会計年度 (平成27年3月31日) |
|---------|-------------------------|-------------------------|
| 減価償却累計額 | 814,210百万円 | 842,605百万円 |

- ※12. 有形固定資産の圧縮記帳額

| | 前連結会計年度 (平成26年3月31日) | 当連結会計年度 (平成27年3月31日) |
|-------|-------------------------|-------------------------|
| 圧縮記帳額 | 36,189百万円 | 35,685百万円 |

※13. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金が含まれておりま
す。

| | 前連結会計年度 (平成26年3月31日) | 当連結会計年度 (平成27年3月31日) |
|----------|-------------------------|-------------------------|
| 劣後特約付借入金 | 556,000百万円 | 456,000百万円 |

※14. 社債には、劣後特約付社債が含まれております。

| | 前連結会計年度 (平成26年3月31日) | 当連結会計年度 (平成27年3月31日) |
|---------|-------------------------|-------------------------|
| 劣後特約付社債 | 1,645,823百万円 | 1,409,149百万円 |

15. 国内信託銀行連結子会社の受託する元本補てん契約のある信託の元本金額は次のとおりであります。

| | 前連結会計年度 (平成26年3月31日) | 当連結会計年度 (平成27年3月31日) |
|------|-------------------------|-------------------------|
| 金銭信託 | 749,550百万円 | 701,373百万円 |

※16. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の
額

| | 前連結会計年度 (平成26年3月31日) | 当連結会計年度 (平成27年3月31日) |
|--|-------------------------|-------------------------|
| | 986,577百万円 | 1,036,575百万円 |

(連結損益計算書関係)

※1. その他の経常収益には、次のものを含んでおります。

| | 前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日) | 当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日) |
|--------|--|--|
| 株式等売却益 | 87,477百万円 | 152,029百万円 |

※2. その他経常費用には、次のものを含んでおります。

| | 前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日) | 当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日) |
|-------|--|--|
| 貸出金償却 | 22,431百万円 | 84,504百万円 |

※3. その他の特別利益は、次のとおりであります。

| | 前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日) | 当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日) |
|-----------|--|--|
| 段階取得に係る差益 | 6,891百万円 | －百万円 |

※4. その他の特別損失には、次のものを含んでおります。

| | 前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日) | 当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日) |
|--------------|--|--|
| 証券子会社の合併関連費用 | 1,656百万円 | －百万円 |

(連結包括利益計算書関係)

※ 1. その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

(単位：百万円)

| | 前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日) | 当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日) |
|------------------|--|--|
| その他有価証券評価差額金 | | |
| 当期発生額 | 314,090 | 1,630,152 |
| 組替調整額 | △130,934 | △241,126 |
| 税効果調整前 | 183,156 | 1,389,026 |
| 税効果額 | △48,132 | △384,178 |
| その他有価証券評価差額金 | 135,024 | 1,004,848 |
| 繰延ヘッジ損益 | | |
| 当期発生額 | △97,898 | 80,563 |
| 組替調整額 | △36,274 | △30,961 |
| 資産の取得原価調整額 | △8,217 | — |
| 税効果調整前 | △142,390 | 49,602 |
| 税効果額 | 50,771 | △16,349 |
| 繰延ヘッジ損益 | △91,618 | 33,252 |
| 土地再評価差額金 | | |
| 当期発生額 | — | — |
| 組替調整額 | — | — |
| 税効果調整前 | — | — |
| 税効果額 | 3 | 7,531 |
| 土地再評価差額金 | 3 | 7,531 |
| 為替換算調整勘定 | | |
| 当期発生額 | 15,979 | 13,108 |
| 組替調整額 | — | 2,035 |
| 税効果調整前 | 15,979 | 15,144 |
| 税効果額 | — | — |
| 為替換算調整勘定 | 15,979 | 15,144 |
| 退職給付に係る調整額 | | |
| 当期発生額 | — | 249,665 |
| 組替調整額 | — | 22,548 |
| 税効果調整前 | — | 272,213 |
| 税効果額 | — | △89,104 |
| 退職給付に係る調整額 | — | 183,108 |
| 持分法適用会社に対する持分相当額 | | |
| 当期発生額 | 3,142 | 11,548 |
| その他の包括利益合計 | 62,531 | 1,255,433 |

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自平成25年4月1日至平成26年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位:千株)

| | 当連結会計年度 期首株式数 | 当連結会計年度 増加株式数 | 当連結会計年度 減少株式数 | 当連結会計年度 末株式数 | 摘要 |
|--------------|------------------|------------------|------------------|-----------------|----|
| 発行済株式 | | | | | |
| 普通株式 | 24,164,864 | 99,020 | — | 24,263,885 | 注1 |
| 第十一回第十一種優先株式 | 914,752 | — | — | 914,752 | |
| 第十三回第十三種優先株式 | 36,690 | — | 36,690 | — | 注2 |
| 合計 | 25,116,306 | 99,020 | 36,690 | 25,178,637 | |
| 自己株式 | | | | | |
| 普通株式 | 22,128 | 1,472 | 9,783 | 13,817 | 注3 |
| 第十一回第十一種優先株式 | 574,087 | 28,012 | — | 602,100 | 注4 |
| 第十三回第十三種優先株式 | — | 36,690 | 36,690 | — | 注5 |
| 合計 | 596,216 | 66,175 | 46,473 | 615,918 | |

注1. 増加は取得請求によるものであります。

注2. 減少は自己株式(優先株式)の消却によるものであります。

注3. 増加は単元未満株式の買取等によるものであり、減少は新株予約権(ストック・オプション)の権利行使(9,252千株)及び単元未満株式の買増請求に応じたこと等(531千株)によるものであります。

注4. 増加は取得請求によるものであります。

注5. 増加及び減少は自己株式(優先株式)の取得及び消却によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

| 区分 | 新株予約権 の内訳 | 新株予約権 の目的とな る株式の種 類 | 新株予約権の目的となる株式の数(株) | | | 当連結会計 年度末残高 (百万円) | 摘要 |
|------------------------|---------------------------------|------------------------------|--------------------|----------|--------------|-------------------------|----|
| | | | 当連結会計 年度期首 | 当連結会計年度 | | | |
| | | | | 増加 | 減少 | | |
| 当社 | 新株予約権 (自己新株 予約権) | — | — (—) | — (—) | — (—) | — (—) | |
| | ストック・ オプション としての新 株予約権 | | | — | | 3,179 | |
| 連結子会社 (自己新株 予約権) | | | — | | — (—) | | |
| 合計 | | | — | | 3,179 (—) | | |

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

| (決議) | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たり配 当額 (円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|----------------------|-----------------|------------------|------------|------------|
| 平成25年6月25日 定時株主総会 | 普通株式 | 72,435 | 3 | 平成25年3月31日 | 平成25年6月25日 |
| | 第十一回 第十一種 優先株式 | 3,406 | 10 | 平成25年3月31日 | 平成25年6月25日 |
| | 第十三回 第十三種 優先株式 | 550 | 15 | 平成25年3月31日 | 平成25年6月25日 |
| 平成25年11月14日 取締役会 | 普通株式 | 72,562 | 3 | 平成25年9月30日 | 平成25年12月6日 |
| | 第十一回 第十一種 優先株式 | 3,310 | 10 | 平成25年9月30日 | 平成25年12月6日 |

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

| (決議) | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 配当の原資 | 1株当たり配 当額 (円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|----------------------|-----------------|-------|------------------|------------|------------|
| 平成26年6月24日 定時株主総会 | 普通株式 | 84,886 | 利益剰余金 | 3.5 | 平成26年3月31日 | 平成26年6月24日 |
| | 第十一回 第十一種 優先株式 | 3,126 | 利益剰余金 | 10 | 平成26年3月31日 | 平成26年6月24日 |

当連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位：千株)

| | 当連結会計年度 期首株式数 | 当連結会計年度 増加株式数 | 当連結会計年度 減少株式数 | 当連結会計年度 末株式数 | 摘要 |
|--------------|------------------|------------------|------------------|-----------------|----|
| 発行済株式 | | | | | |
| 普通株式 | 24,263,885 | 358,012 | — | 24,621,897 | 注1 |
| 第十一回第十一種優先株式 | 914,752 | — | — | 914,752 | |
| 合計 | 25,178,637 | 358,012 | — | 25,536,649 | |
| 自己株式 | | | | | |
| 普通株式 | 13,817 | 1,235 | 3,404 | 11,649 | 注2 |
| 第十一回第十一種優先株式 | 602,100 | 99,530 | — | 701,631 | 注3 |
| 合計 | 615,918 | 100,766 | 3,404 | 713,280 | |

注1. 増加は取得請求（351,822千株）及び新株予約権（ストック・オプション）の権利行使（6,190千株）によるものであります。

注2. 増加は単元未満株式の買取等によるものであり、減少は新株予約権（ストック・オプション）の権利行使（1,997千株）及び単元未満株式の買増請求に応じたこと等（1,407千株）によるものであります。

注3. 増加は取得請求によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

| 区分 | 新株予約権 の内訳 | 新株予約権 の目的とな る株式の種 類 | 新株予約権の目的となる株式の数（株） | | | | 当連結会計 年度末残高 （百万円） | 摘要 |
|------------------------|---------------------------------|------------------------------|--------------------|----------|----------|--------------|-------------------------|----|
| | | | 当連結会計 年度期首 | 当連結会計年度 | | 当連結会計 年度末 | | |
| | | | | 増加 | 減少 | | | |
| 当社 | 新株予約権 （自己新株 予約権） | — | — （—） | — （—） | — （—） | — （—） | | |
| | ストック・ オプション としての新 株予約権 | | | — | | 3,820 | | |
| 連結子会社 （自己新株 予約権） | | | — | | | — （—） | | |
| 合計 | | | — | | | 3,820 （—） | | |

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

| (決議) | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たり配 当額 (円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|----------------------|-----------------|------------------|------------|------------|
| 平成26年6月24日 定時株主総会 | 普通株式 | 84,886 | 3.5 | 平成26年3月31日 | 平成26年6月24日 |
| | 第十一回 第十一種 優先株式 | 3,126 | 10 | 平成26年3月31日 | 平成26年6月24日 |
| 平成26年11月14日 取締役会 | 普通株式 | 85,344 | 3.5 | 平成26年9月30日 | 平成26年12月5日 |
| | 第十一回 第十一種 優先株式 | 2,778 | 10 | 平成26年9月30日 | 平成26年12月5日 |

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

| (決議) | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 配当の原資 | 1株当たり配 当額 (円) | 基準日 | 効力発生日 |
|--------------------|----------------------|-----------------|-------|------------------|------------|-----------|
| 平成27年5月15日 取締役会 | 普通株式 | 98,452 | 利益剰余金 | 4 | 平成27年3月31日 | 平成27年6月4日 |
| | 第十一回 第十一種 優先株式 | 2,131 | 利益剰余金 | 10 | 平成27年3月31日 | 平成27年6月4日 |

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

| | 前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日) | 当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日) |
|---------------|--|--|
| 現金預け金勘定 | 20,610,276百万円 | 29,096,166百万円 |
| 中央銀行預け金を除く預け金 | <u>△1,177,851</u> " | <u>△1,255,391</u> " |
| 現金及び現金同等物 | <u>19,432,425</u> " | <u>27,840,775</u> " |

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(借手側)

① リース資産の内容

(ア) 有形固定資産

主として、動産であります。

(イ) 無形固定資産

ソフトウェアであります。

② リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計処理基準に関する事項」の「(5) 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(1) 借手側

(単位：百万円)

| | 前連結会計年度 (平成26年3月31日) | 当連結会計年度 (平成27年3月31日) |
|-----|-------------------------|-------------------------|
| 1年内 | 48,233 | 48,614 |
| 1年超 | 211,167 | 201,780 |
| 合計 | 259,401 | 250,394 |

(2) 貸手側

(単位：百万円)

| | 前連結会計年度 (平成26年3月31日) | 当連結会計年度 (平成27年3月31日) |
|-----|-------------------------|-------------------------|
| 1年内 | 820 | 779 |
| 1年超 | 4,447 | 4,350 |
| 合計 | 5,267 | 5,130 |

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

銀行業を中心とする当社グループは、資金調達サイドにおいて取引先からの預金や市場調達等の金融負債を有する一方、資金運用サイドにおいては取引先に対する貸出金や株式及び債券等の金融資産を有しており、一部の金融商品についてはトレーディング業務を行っております。また一部の連結子会社では証券関連業務やその他の金融関連業務を行っております。

これらの業務に関しては、金融商品ごとのリスクに応じた適切な管理を行いつつ、長短バランスやリスク諸要因に留意した取組みを行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社グループが保有する主な金融資産は、取引先に対する貸出金、預金の支払い準備及び資金運用目的等で保有する、株式、国債などの有価証券です。これらの金融資産は、貸出先や発行体の財務状況の悪化等により、金融資産の価値が減少又は消失し損失を被るリスク（信用リスク）及び、金利・株価・為替等の変動により資産価値が減少するリスク（市場リスク）に晒されています。

また、金融負債として、主に預金により安定的な資金を調達しているほか、金融市場からの資金調達を行っております。これらの資金調達手段は、市場の混乱や当社グループの財務内容の悪化等により、必要な資金が確保できなくなり資金繰りがつかなくなる場合や、通常より著しく高い金利で資金調達が余儀なくされることにより損失を被るリスク（流動性リスク）があります。

このほか、当社グループが保有する金融資産・負債に係る金利リスクコントロール（ALM）として、金利リスクを共通する単位ごとにグルーピングした上で管理する「包括ヘッジ」を実施しており、これらのヘッジ（キャッシュ・フロー・ヘッジ又はフェア・バリュー・ヘッジの）手段として金利スワップ取引などのデリバティブ取引を使用しています。ALM目的として保有するデリバティブ取引の大宗はヘッジ会計を適用し、繰延ヘッジによる会計処理を行っております。また、当該取引に関するヘッジの有効性評価は、回帰分析等によりヘッジ対象の金利リスク又は、キャッシュ・フローの変動がヘッジ手段により、高い程度で相殺されることを定期的に検証することによって行っております。なお、デリバティブ取引は、トレーディング目的としても保有しております。

金融の自由化、国際化が一層進展するなか、当社グループの保有する金融資産・負債は多様化・複雑化しており、信用リスク・市場リスク・流動性リスクをはじめ、多様なリスクに当社グループは晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① リスク管理への取組み

当社グループでは、グループ全体及びグループ会社各社の経営の健全性・安全性を確保しつつ企業価値を高めていくために、業務やリスクの特性に応じてそのリスクを適切に管理し、コントロールしていくことを経営上の最重要課題の1つとして認識し、リスク管理態勢の整備に取り組んでおります。

当社では、各種リスクの明確な定義、適切なリスク管理を行うための態勢の整備と人材の育成、リスク管理態勢の有効性及び適切性の監査の実施等を内容とした、当社グループ全体に共通するリスク管理の基本方針を取締役会において制定しております。当社グループは、この基本方針に則り様々な手法を活用してリスク管理の高度化を図る等、リスク管理の強化に努めております。

② 総合的なリスク管理

当社グループでは、当社グループが保有する様々な金融資産・負債が晒されているリスクを、リスクの要因別に「信用リスク」、「市場リスク」、「流動性リスク」、「オペレーショナルリスク」等に分類し、各リスクの特性に応じた管理を行っております。

また、当社グループでは、各リスク単位での管理に加え、リスクを全体として把握・評価し、必要に応じて定性・定量それぞれの面から適切な対応を行い、経営として許容できる範囲にリスクを制御していく、総合的なリスク管理態勢を構築しております。

具体的には、当社が主要グループ会社に対しておのおののグループ会社も含めたリスクキャピタルを配賦し、各社のリスク上限としてリスク制御を行うとともに、当社グループ全体（連結ベース）として保有するリスクが資本金等の財務体力を超えないように経営としての許容範囲にリスクを制御しております。当社及び主要グループ会社は、この枠組みのもとで経営の健全性を確保するためにリスクキャピタルの使用状況を定期的にモニタリングし、各社内での取締役会等に報告をしております。

③ 信用リスクの管理

当社では、取締役会が信用リスクに関する基本的事項を決定します。また、信用リスク管理に関する経営政策委員会として「ポートフォリオマネジメント委員会」を設置し、信用リスク管理に係る基本的な方針や当社グループのクレジットポートフォリオ運営に関する事項、信用リスクのモニタリング等について、総合的に審議・調整等を行っております。リスク管理グループ長が所管する総合リスク管理部と与信企画部は共同して、信用リスク管理に関する基本的な事項の企画立案、推進を行っております。

当社グループの信用リスク管理は、相互に補完する2つのアプローチによって実施しております。1つは、信用リスクの顕在化により発生する損失を制御するために、取引先の信用状態の調査を基に、与信実行から回収までの過程を個別案件ごとに管理する「与信管理」です。もう1つは、信用リスクを把握し適切に対応するために、信用リスク顕在化の可能性を統計的な手法で把握する「クレジットポートフォリオ管理」です。クレジットポートフォリオ管理方法としては、統計的な手法によって今後1年間に予想される平均的な損失額（＝信用コスト）、一定の信頼区間における最大損失額（＝信用V A R）、及び信用V A Rと信用コストとの差額（＝信用リスク量）を計測し、保有ポートフォリオから発生する損失の可能性を管理しております。また、信用リスク量を特定企業又は企業グループへの与信集中の結果発生する「与信集中リスク」と地域・業種等への与信集中の結果発生する「連鎖デフォルトリスク」に分解し、それぞれのリスクを制御するために各種ガイドラインを設定するなど適切な管理を行っております。

主要グループ会社では、当社で定めた「信用リスク管理の基本方針」に則り、各社の取締役会が信用リスク管理に関する重要な事項を決定しております。また、各社の経営政策委員会において、おのおののクレジットポートフォリオの運営、与信先に対する取引方針について総合的に審議・調整を行っております。

主要グループ会社のリスク管理担当役員は、信用リスク管理の企画運営に関する事項を所管します。信用リスク管理担当部署は、与信管理の企画・運営並びに信用リスクの計測・モニタリング等を行っております。審査担当部署は、各社で定めた権限体系に基づき、取引先の審査、管理、回収等に関する事項につき、方針の決定や個別案件の決裁を行っております。また、業務部門から独立した内部監査部門において、信用リスク管理の適切性等を検証しております。

④ 市場リスクの管理

当社では、取締役会が市場リスクに関する基本的事項を決定します。また、市場リスク管理に関する経営政策委員会として「ALM・マーケットリスク委員会」を設置し、ALMに係る基本方針・リスク計画・市場リスク管理に関する事項、マーケットの急変等緊急時における対応策の提言等、総合的に審議・調整等を行っております。

リスク管理グループ長は市場リスク管理の企画運営全般に関する事項を所管します。総合リスク管理部は、市場リスクのモニタリング・報告と分析・提言、諸リミットの設定等の実務を担い、市場リスク管理に関する企画立案・推進を行っております。総合リスク管理部は、当社グループ全体の市場リスク状況を把握・管理するとともに、主要グループ会社のリスク状況等を把握し、執行役社長への日次報告や、取締役会及び経営会議等に対する定期的な報告を行っております。

市場リスクの管理方法としては、配賦リスクキャピタルに対応した諸リミット等を設定し制御しております。なお、市場リスクの配賦リスクキャピタルの金額は、V A Rとポジションをクローズするまでに発生する追加的なリスクを対象としております。トレーディング業務及びバンキング業務については、V A Rによる限度及び損失に対する限度を設定しております。また、バンキング業務等については、必要に応じ、金利感応度等を用いたポジション枠を設定しております。

主要グループ会社では、当社で定めた「市場リスク管理の基本方針」に則った基本方針を制定し、市場リスク管理に関する重要な事項については、基本方針に則り、取締役会が決定し、頭取・社長が市場リスク管理を統括しております。また、当社グループ共通のリスクキャピタル配賦制度のもとで、市場リスクに対して、当社から配賦されるリスクキャピタルに応じて諸リミットを設定し管理しております。市場リスク管理等について総合的に審議・調整を行う経営政策委員会を設置するなど、主要グループ各社においても当社と同様の管理を行っております。さらに、市場性業務に関しては、フロントオフィス（市場部門）やバックオフィス（事務管理部門）から独立したミドルオフィス（リスク管理専担部署）を設置し相互に牽制が働く態勢としています。ミドルオフィスは、V A Rに加えて、取引実態に応じて10BPV（ベーススポイントバリュエー）等のリスク指標の管理、ストレステストの実施、損失限度等により、V A Rのみでは把握しきれないリスク等もきめ細かく管理しております。

⑤ 市場リスクの状況

i. バンキング業務

当社グループのバンキング業務における市場リスク量（V A R）の状況は以下のとおりとなっております。
バンキング業務のV A Rの状況

（単位：億円）

| | 前連結会計年度 （自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日） | 当連結会計年度 （自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日） |
|------|--|--|
| 年度末日 | 2,817 | 3,256 |
| 最大値 | 3,007 | 3,490 |
| 最小値 | 1,868 | 2,650 |
| 平均値 | 2,535 | 3,079 |

[バンキング業務の定義]

トレーディング業務及び政策保有株式（政策的に保有していると認識している株式及びその関連取引）以外の取引で主として以下の取引

(1) 預金・貸出等及びそれに係る資金繰りと金利リスクのヘッジのための取引

(2) 株式（除く政策保有株式）、債券、投資信託等に対する投資とそれらに係る市場リスクのヘッジ取引

なお、流動性預金についてコア預金を認定し、これを市場リスク計測に反映しています。

[バンキング業務のV A Rの計測手法]

線形リスク：分散・共分散法

非線形リスク：モンテカルロシミュレーション法

V A R：線形リスクと非線形リスクの単純合算

定量基準：①信頼区間 片側99% ②保有期間 1ヵ月 ③観測期間 1年

ii. トレーディング業務

当社グループのトレーディング業務における市場リスク量（V A R）の状況は以下のとおりとなっております。

トレーディング業務のV A Rの状況

（単位：億円）

| | 前連結会計年度 （自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日） | 当連結会計年度 （自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日） |
|------|--|--|
| 年度末日 | 54 | 65 |
| 最大値 | 74 | 71 |
| 最小値 | 33 | 31 |
| 平均値 | 57 | 44 |

[トレーディング業務の定義]

(1) 短期の転売を意図して保有される取引

(2) 現実の又は予想される短期の価格変動から利益を得ることや裁定取引による利益を確定することを意図して保有される取引

(3) (1)と(2)の両方の側面を持つ取引

(4) 顧客間の取引の取次ぎ業務やマーケット・メイキングを通じて保有する取引

[トレーディング業務のV A Rの計測手法]

線形リスク：分散・共分散法

非線形リスク：モンテカルロシミュレーション法

V A R：線形リスクと非線形リスクの単純合算

定量基準：①信頼区間 片側99% ②保有期間 1日 ③観測期間 1年

iii. 政策保有株式

政策保有株式についても、バンキング業務やトレーディング業務と同様に、VAR及びリスク指標などに基づく市場リスク管理を行っております。当連結会計年度末における政策保有株式のリスク指標（株価指数TOPIX 1%の変化に対する感応度）は374億円（前連結会計年度末は300億円）です。

iv. VARによるリスク管理

VARは、市場の動きに対し、一定期間（保有期間）・一定確率（信頼区間）のもとで、保有ポートフォリオが被る可能性のある想定最大損失額で、統計的な仮定に基づく市場リスク計測手法です。そのため、VARの使用においては、一般的に以下の点を留意する必要があります。

- ・VARの値は、保有期間・信頼区間の設定方法、計測手法によって異なること。
- ・過去の市場の変動をもとに推計したVARの値は、必ずしも実際の発生する最大損失額を捕捉するものではないこと。
- ・設定した保有期間内で、保有するポートフォリオの売却、あるいはヘッジすることを前提にしているため、市場の混乱等で市場において十分な取引ができなくなる状況では、VARの値を超える損失額が発生する可能性があること。
- ・設定した信頼区間を上回る確率で発生する損失額は捉えられていないこと。

また、当社でVARの計測手法として使用している分散・共分散法は、市場の変動が正規分布に従うことを前提としております。そのため、前提を超える極端な市場の変動が生じやすい状況では、リスクを過小に評価する可能性があります。また、一般的に金利上昇と株価上昇は同時に起こりやすいといった相関関係についても、金利上昇と株価下落が同時に発生する等、通常の相関関係が崩れる場合にリスクを過小に評価する可能性があります。

当社では、VARによる市場リスク計測の有効性をVARと損益を比較するバックテストにより定期的に確認するとともに、VARに加えて、リスク指標の管理、ストレステストの実施、損失限度等により、VARのみでは把握しきれないリスク等もきめ細かく把握し、厳格なリスク管理を行っていると認識しております。

⑥ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当社グループの流動性リスク管理態勢は、基本的に前述「④市場リスクの管理」の市場リスク管理態勢と同様です。当社では、これに加え、財務・主計グループ長が資金繰り管理の企画運営に関する事項を所管し、財務企画部が、資金繰り運営状況の把握・調整等を担い、資金繰り管理に関する企画立案・推進を行っております。資金繰りの状況等については、ALM・マーケットリスク委員会、経営会議及び執行役社長に報告しております。

流動性リスクの計測は、市場からの資金調達に関する上限額等、資金繰りに関する指標を用いています。流動性リスクに関するリミット等は、ALM・マーケットリスク委員会での審議・調整及び経営会議の審議を経て執行役社長が決定します。さらに、資金繰りの状況に応じた「平常時」・「懸念時」・「危機時」の区分、及び「懸念時」・「危機時」の対応について定めております。これに加え、当社グループの資金繰りに影響を与える「緊急事態」が発生した際に、迅速な対応を行うことができる態勢を構築しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（（注2）参照）。

前連結会計年度（平成26年3月31日）

（単位：百万円）

| | 連結貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|----------------------|-------------|-------------|-----------|
| (1) 現金預け金（*1） | 20,609,087 | 20,609,087 | — |
| (2) コールローン及び買入手形（*1） | 467,479 | 467,479 | — |
| (3) 買現先勘定（*1） | 8,349,032 | 8,349,032 | — |
| (4) 債券貸借取引支払保証金 | 5,010,740 | 5,010,740 | — |
| (5) 買入金銭債権（*1） | 3,262,798 | 3,261,309 | △1,489 |
| (6) 特定取引資産 | | | |
| 売買目的有価証券 | 7,038,301 | 7,038,301 | — |
| (7) 金銭の信託（*1） | 168,367 | 168,367 | — |
| (8) 有価証券 | | | |
| 満期保有目的の債券 | 4,040,082 | 4,057,817 | 17,734 |
| その他有価証券 | 39,267,868 | 39,267,868 | — |
| (9) 貸出金 | 69,301,405 | | |
| 貸倒引当金（*1） | △554,631 | | |
| | 68,746,774 | 69,863,796 | 1,117,022 |
| 資産計 | 156,960,533 | 158,093,800 | 1,133,267 |
| (1) 預金 | 89,055,505 | 89,016,879 | △38,626 |
| (2) 譲渡性預金 | 12,755,776 | 12,755,204 | △572 |
| (3) コールマネー及び売渡手形 | 7,194,432 | 7,194,432 | — |
| (4) 売現先勘定 | 16,797,803 | 16,797,803 | — |
| (5) 債券貸借取引受入担保金 | 6,085,331 | 6,085,331 | — |
| (6) 特定取引負債 | | | |
| 売付商品債券等 | 4,309,956 | 4,309,956 | — |
| (7) 借入金 | 7,838,357 | 7,846,427 | 8,069 |
| (8) 社債 | 5,245,743 | 5,348,781 | 103,037 |
| 負債計 | 149,282,908 | 149,354,817 | 71,908 |
| デリバティブ取引（*2） | | | |
| ヘッジ会計が適用されていないもの | 615,267 | | |
| ヘッジ会計が適用されているもの | (330,703) | | |
| 貸倒引当金（*1） | △11,710 | | |
| デリバティブ取引計 | 272,852 | 272,852 | — |

（*1） 貸出金及びデリバティブ取引に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金等を控除しております。なお、現金預け金、コールローン及び買入手形、買現先勘定、買入金銭債権、金銭の信託に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

（*2） 特定取引資産・負債及び金融派生商品等に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

| | 連結貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|----------------------|-------------|-------------|-----------|
| (1) 現金預け金（*1） | 29,094,362 | 29,094,362 | — |
| (2) コールローン及び買入手形（*1） | 443,394 | 443,394 | — |
| (3) 買現先勘定 | 8,582,239 | 8,582,239 | — |
| (4) 債券貸借取引支払保証金 | 4,059,340 | 4,059,340 | — |
| (5) 買入金銭債権（*1） | 3,239,582 | 3,239,662 | 79 |
| (6) 特定取引資産 | | | |
| 売買目的有価証券 | 5,042,005 | 5,042,005 | — |
| (7) 金銭の信託（*1） | 157,225 | 157,225 | — |
| (8) 有価証券 | | | |
| 満期保有目的の債券 | 5,647,341 | 5,677,806 | 30,465 |
| その他有価証券 | 37,001,945 | 37,001,945 | — |
| (9) 貸出金 | 73,415,170 | | |
| 貸倒引当金（*1） | △ 461,940 | | |
| | 72,953,230 | 74,059,603 | 1,106,373 |
| 資産計 | 166,220,667 | 167,357,586 | 1,136,918 |
| (1) 預金 | 97,757,545 | 97,725,179 | △ 32,366 |
| (2) 譲渡性預金 | 15,694,906 | 15,694,463 | △ 442 |
| (3) コールマネー及び売渡手形 | 5,091,198 | 5,091,198 | — |
| (4) 売現先勘定 | 19,612,120 | 19,612,120 | — |
| (5) 債券貸借取引受入担保金 | 2,245,639 | 2,245,639 | — |
| (6) 特定取引負債 | | | |
| 売付商品債券等 | 3,200,813 | 3,200,813 | — |
| (7) 借入金 | 7,195,869 | 7,171,622 | △ 24,247 |
| (8) 社債 | 6,013,731 | 6,151,033 | 137,301 |
| 負債計 | 156,811,824 | 156,892,070 | 80,245 |
| デリバティブ取引（*2） | | | |
| ヘッジ会計が適用されていないもの | 313,667 | | |
| ヘッジ会計が適用されているもの | (23,904) | | |
| 貸倒引当金（*1） | △ 13,797 | | |
| デリバティブ取引計 | 275,965 | 275,965 | — |

（*1） 貸出金及びデリバティブ取引に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金等を控除しております。なお、現金預け金、コールローン及び買入手形、買入金銭債権、金銭の信託に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

（*2） 特定取引資産・負債及び金融派生商品等に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、主に約定期間が短期間（6ヵ月以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形、(3) 買現先勘定、及び(4) 債券貸借取引支払保証金

これらは、主に約定期間が短期間（6ヵ月以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(5) 買入金銭債権

買入金銭債権については、市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額（ブローカー又は情報ベンダーから入手する価格等）等によっております。

(6) 特定取引資産

特定取引目的で保有している債券等の有価証券については、市場価格等によっております。

(7) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券については、(8)に記載の方法にて時価を算定しております。上記以外の金銭の信託については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については「(金銭の信託関係)」に記載しております。

(8) 有価証券

株式は取引所の価格、債券等は市場価格、ブローカー又は情報ベンダー等から入手する評価等によっております。投資信託は、公表されている基準価格等によっております。私募債は、内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金等の合計額を信用リスク等のリスク要因を織込んだ割引率で割り引いて時価を算定しております。

証券化商品は、ブローカー等から入手する評価又は経営陣の合理的な見積りによる合理的に算定された価額をもって時価としております。経営陣の合理的な見積りによる合理的に算定された価額を算定するにあたって利用したモデルは、ディスカウント・キャッシュフロー法、価格決定変数はデフォルト率、回収率、プリペイメント率、割引率等であります。

変動利付国債については、市場価格を時価とみなせない状況であると判断し、合理的に算定された価額によっております。合理的に算定された価額を算定するにあたって利用したモデルは、ディスカウント・キャッシュフロー法等であります。価格決定変数は、10年国債利回り及び原資産10年の金利スワップションのボラティリティ等であります。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(9) 貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を信用リスク等のリスク要因を織込んだ割引率で割り引いて時価を算定しております。また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金、譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、市場金利を用いております。なお、預入期間が短期間（6ヵ月以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、主として当該帳簿価額を時価としております。

(3) コールマネー及び売渡手形、(4) 売現先勘定、及び(5) 債券貸借取引受入担保金

これらは、主に約定期間が短期間（6ヵ月以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(6) 特定取引負債

特定取引目的の売付商品債券、売付債券については、市場価格等によっております。

(7) 借入金

借入金の時価は、主に一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

(8) 社債

当社及び連結子会社の発行する社債の時価は、市場価格のある社債は市場価格によっており、市場価格のない社債は元利金の合計額を同様の社債を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「（デリバティブ取引関係）」に記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(5) 買入金銭債権」、「資産(7) 金銭の信託」及び「資産(8) その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

| 区 分 | 前連結会計年度 (平成26年3月31日) | 当連結会計年度 (平成27年3月31日) |
|-------------|-------------------------|-------------------------|
| ①非上場株式(*1) | 213,486 | 163,219 |
| ②組合出資金等(*2) | 102,239 | 74,158 |
| ③その他(*3) | 100,350 | 100,595 |
| 合計(*4) | 416,076 | 337,974 |

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 組合出資金等のうち、組合財産等が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(*3) その他に含まれる優先出資証券等は、市場価格がないこと等により、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。

(*4) 前連結会計年度において、5,674百万円減損処理を行っております。
当連結会計年度において、3,525百万円減損処理を行っております。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度(平成26年3月31日)

(単位:百万円)

| | 1年以内 | 1年超 3年以内 | 3年超 5年以内 | 5年超 7年以内 | 7年超 10年以内 | 10年超 |
|-------------------|------------|-------------|-------------|-------------|--------------|------------|
| 預け金 | 19,259,245 | 2,527 | — | — | — | — |
| コールローン及び買入手形 | 467,758 | — | — | — | — | — |
| 買入金銭債権 | 2,787,584 | 74,967 | 60,351 | 30,122 | 12,505 | 293,408 |
| 有価証券(*1) | 8,786,147 | 11,631,227 | 10,708,846 | 2,545,570 | 1,884,094 | 2,661,588 |
| 満期保有目的の債券 | 600,000 | 1,300,000 | 1,780,000 | — | 360,000 | — |
| 国債 | 600,000 | 1,300,000 | 1,780,000 | — | 360,000 | — |
| 外国債券 | — | — | — | — | — | — |
| その他有価証券のうち満期があるもの | 8,186,147 | 10,331,227 | 8,928,846 | 2,545,570 | 1,524,094 | 2,661,588 |
| 国債 | 5,925,125 | 7,789,736 | 5,981,000 | 1,294,200 | 919,830 | — |
| 地方債 | 30,258 | 56,375 | 73,922 | 15,575 | 64,604 | 779 |
| 社債 | 421,781 | 651,551 | 489,320 | 133,671 | 53,531 | 1,007,218 |
| 外国債券 | 1,796,757 | 1,778,151 | 2,334,421 | 1,093,728 | 467,120 | 1,650,999 |
| その他 | 12,224 | 55,412 | 50,182 | 8,393 | 19,008 | 2,590 |
| 貸出金(*2) | 27,834,054 | 13,956,403 | 10,609,798 | 4,760,685 | 3,830,892 | 7,209,394 |
| 合計 | 59,134,791 | 25,665,125 | 21,378,996 | 7,336,378 | 5,727,492 | 10,164,391 |

(*1) 有価証券には、時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券を含んでおります。

(*2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない518,604百万円、期間の定めのないもの581,570百万円は含めておりません。

当連結会計年度(平成27年3月31日)

(単位:百万円)

| | 1年以内 | 1年超 3年以内 | 3年超 5年以内 | 5年超 7年以内 | 7年超 10年以内 | 10年超 |
|-------------------|------------|-------------|-------------|-------------|--------------|------------|
| 預け金 | 28,079,235 | 0 | — | — | — | — |
| コールローン及び買入手形 | 444,115 | — | — | — | — | — |
| 買入金銭債権 | 2,830,119 | 104,074 | 49,705 | 10,511 | 6,419 | 235,890 |
| 有価証券(*1) | 7,140,210 | 11,439,072 | 9,166,962 | 1,705,388 | 2,859,863 | 3,501,455 |
| 満期保有目的の債券 | 600,000 | 1,800,000 | 1,480,000 | — | 480,000 | 1,195,442 |
| 国債 | 600,000 | 1,800,000 | 1,480,000 | — | 480,000 | — |
| 外国債券 | — | — | — | — | — | 1,195,442 |
| その他有価証券のうち満期があるもの | 6,540,210 | 9,639,072 | 7,686,962 | 1,705,388 | 2,379,863 | 2,306,012 |
| 国債 | 3,619,984 | 7,753,929 | 4,552,600 | 422,500 | 996,630 | — |
| 地方債 | 36,161 | 60,928 | 43,536 | 15,203 | 77,738 | 732 |
| 社債 | 489,761 | 762,405 | 427,237 | 125,564 | 55,091 | 781,179 |
| 外国債券 | 2,377,181 | 924,204 | 2,595,350 | 1,088,601 | 1,238,094 | 1,518,367 |
| その他 | 17,121 | 137,604 | 68,238 | 53,519 | 12,309 | 5,732 |
| 貸出金(*2) | 28,131,562 | 15,736,232 | 11,785,704 | 5,302,236 | 4,078,615 | 7,294,016 |
| 合計 | 66,625,243 | 27,279,379 | 21,002,373 | 7,018,136 | 6,944,899 | 11,031,361 |

(*1) 有価証券には、時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券を含んでおります。

(*2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない434,565百万円、期間の定めのないもの652,236百万円は含めておりません。

(注4) 社債、借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度(平成26年3月31日)

(単位:百万円)

| | 1年以内 | 1年超 3年以内 | 3年超 5年以内 | 5年超 7年以内 | 7年超 10年以内 | 10年超 |
|--------------|-------------|-------------|-------------|-------------|--------------|---------|
| 預金(*1) | 84,980,956 | 3,180,878 | 759,550 | 78,984 | 55,135 | — |
| 譲渡性預金 | 12,746,255 | 9,699 | — | — | — | — |
| コールマネー及び売渡手形 | 7,194,432 | — | — | — | — | — |
| 借入金(*2) | 5,494,545 | 1,478,979 | 145,201 | 105,313 | 317,958 | 163,313 |
| 短期社債 | 584,568 | — | — | — | — | — |
| 社債(*2) | 921,520 | 1,353,512 | 1,287,998 | 311,135 | 661,207 | 650,985 |
| 合計 | 111,922,278 | 6,023,068 | 2,192,750 | 495,433 | 1,034,302 | 814,299 |

(*1) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(*2) 借入金及び社債のうち、期間の定めのないもの(借入金133,044百万円、社債60,200百万円)は含めておりません。

当連結会計年度(平成27年3月31日)

(単位:百万円)

| | 1年以内 | 1年超 3年以内 | 3年超 5年以内 | 5年超 7年以内 | 7年超 10年以内 | 10年超 |
|--------------|-------------|-------------|-------------|-------------|--------------|---------|
| 預金(*1) | 93,499,413 | 3,298,473 | 819,434 | 78,103 | 62,120 | — |
| 譲渡性預金 | 15,642,151 | 52,968 | — | — | — | — |
| コールマネー及び売渡手形 | 5,091,198 | — | — | — | — | — |
| 借入金(*2) | 965,869 | 1,104,853 | 4,305,972 | 124,314 | 363,692 | 238,115 |
| 短期社債 | 816,705 | — | — | — | — | — |
| 社債(*2) | 749,976 | 2,106,632 | 1,250,358 | 193,731 | 1,025,914 | 647,078 |
| 合計 | 116,765,313 | 6,562,928 | 6,375,766 | 396,149 | 1,451,727 | 885,194 |

(*1) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(*2) 借入金及び社債のうち、期間の定めのないもの(借入金93,051百万円、社債40,900百万円)は含めておりません。

(有価証券関係)

※1. 連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の商品有価証券、特定取引有価証券及び短期社債等、「現金預け金」中の譲渡性預け金、「買入金銭債権」の一部、並びに「その他資産」の一部を含めて記載しております。

※2. 「子会社株式及び関連会社株式」については、財務諸表における注記事項として記載しております。

1. 売買目的有価証券

(単位：百万円)

| | 前連結会計年度 (平成26年3月31日) | 当連結会計年度 (平成27年3月31日) |
|--------------------|-------------------------|-------------------------|
| 連結会計年度の損益に含まれた評価差額 | △19,036 | △5,103 |

2. 満期保有目的の債券

前連結会計年度 (平成26年3月31日)

| | 種類 | 連結貸借対照 表計上額 (百万円) | 時価 (百万円) | 差額 (百万円) |
|--------------------------|------|-------------------------|-------------|-------------|
| 時価が連結貸借対照表 計上額を超えるもの | 国債 | 3,830,230 | 3,848,185 | 17,954 |
| | 外国債券 | — | — | — |
| | 小計 | 3,830,230 | 3,848,185 | 17,954 |
| 時価が連結貸借対照表 計上額を超えないもの | 国債 | 209,852 | 209,632 | △220 |
| | 外国債券 | — | — | — |
| | 小計 | 209,852 | 209,632 | △220 |
| 合計 | | 4,040,082 | 4,057,817 | 17,734 |

当連結会計年度 (平成27年3月31日)

| | 種類 | 連結貸借対照 表計上額 (百万円) | 時価 (百万円) | 差額 (百万円) |
|--------------------------|------|-------------------------|-------------|-------------|
| 時価が連結貸借対照表 計上額を超えるもの | 国債 | 4,260,214 | 4,289,216 | 29,001 |
| | 外国債券 | 931,033 | 933,292 | 2,259 |
| | 小計 | 5,191,248 | 5,222,508 | 31,260 |
| 時価が連結貸借対照表 計上額を超えないもの | 国債 | 99,911 | 99,738 | △173 |
| | 外国債券 | 356,181 | 355,560 | △621 |
| | 小計 | 456,092 | 455,298 | △794 |
| 合計 | | 5,647,341 | 5,677,806 | 30,465 |

3. その他有価証券

前連結会計年度（平成26年3月31日）

| | 種類 | 連結貸借対照 表計上額 (百万円) | 取得原価 (百万円) | 差額 (百万円) |
|----------------------------|------------|-------------------------|---------------|-------------|
| 連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの | 株式 | 2,687,603 | 1,489,738 | 1,197,864 |
| | 債券 | 13,767,572 | 13,719,445 | 48,126 |
| | 国債 | 11,480,120 | 11,462,298 | 17,821 |
| | 地方債 | 182,761 | 179,978 | 2,783 |
| | 短期社債 | — | — | — |
| | 社債 | 2,104,690 | 2,077,168 | 27,521 |
| | その他 | 4,984,962 | 4,755,416 | 229,546 |
| | 外国債券 | 3,414,577 | 3,382,425 | 32,151 |
| | 買入金銭債権 | 229,037 | 223,935 | 5,101 |
| | その他 | 1,341,347 | 1,149,054 | 192,293 |
| | 小計 | 21,440,137 | 19,964,600 | 1,475,537 |
| 連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの | 株式 | 423,227 | 514,097 | △90,869 |
| | 債券 | 11,326,974 | 11,343,728 | △16,753 |
| | 国債 | 10,577,389 | 10,581,809 | △4,420 |
| | 地方債 | 61,900 | 62,006 | △105 |
| | 短期社債 | 99 | 99 | — |
| | 社債 | 687,584 | 699,811 | △12,227 |
| | その他 | 7,022,200 | 7,262,434 | △240,234 |
| | 外国債券 | 5,699,638 | 5,902,426 | △202,787 |
| | 買入金銭債権 | 485,888 | 488,822 | △2,934 |
| | その他 | 836,673 | 871,185 | △34,512 |
| | 小計 | 18,772,402 | 19,120,260 | △347,858 |
| 合計 | 40,212,540 | 39,084,860 | 1,127,679 | |

(注) 評価差額のうち、時価ヘッジ等の適用により損益に反映させた額は、37,413百万円（利益）であります。

当連結会計年度（平成27年3月31日）

| | 種類 | 連結貸借対照 表計上額 (百万円) | 取得原価 (百万円) | 差額 (百万円) |
|----------------------------|------------|-------------------------|---------------|-------------|
| 連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの | 株式 | 3,838,387 | 1,651,030 | 2,187,357 |
| | 債券 | 14,292,166 | 14,236,356 | 55,809 |
| | 国債 | 12,180,998 | 12,156,981 | 24,016 |
| | 地方債 | 223,065 | 218,882 | 4,183 |
| | 短期社債 | — | — | — |
| | 社債 | 1,888,103 | 1,860,492 | 27,610 |
| | その他 | 8,409,331 | 8,029,303 | 380,027 |
| | 外国債券 | 6,207,461 | 6,126,701 | 80,760 |
| | 買入金銭債権 | 188,534 | 184,285 | 4,249 |
| | その他 | 2,013,335 | 1,718,317 | 295,018 |
| | 小計 | 26,539,885 | 23,916,691 | 2,623,193 |
| 連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの | 株式 | 283,518 | 311,919 | △28,401 |
| | 債券 | 6,036,256 | 6,047,965 | △11,708 |
| | 国債 | 5,234,793 | 5,236,173 | △1,379 |
| | 地方債 | 15,522 | 15,538 | △15 |
| | 短期社債 | 99 | 99 | — |
| | 社債 | 785,840 | 796,153 | △10,312 |
| | その他 | 4,844,843 | 4,896,549 | △51,705 |
| | 外国債券 | 3,825,059 | 3,865,759 | △40,699 |
| | 買入金銭債権 | 299,661 | 301,081 | △1,419 |
| | その他 | 720,122 | 729,708 | △9,586 |
| | 小計 | 11,164,618 | 11,256,434 | △91,815 |
| 合計 | 37,704,504 | 35,173,125 | 2,531,378 | |

(注) 評価差額のうち、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額は、52,059百万円（利益）であります。

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券
該当ありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

| 種類 | 売却額 (百万円) | 売却益の合計額 (百万円) | 売却損の合計額 (百万円) |
|-----|--------------|------------------|------------------|
| 株式 | 152,135 | 43,367 | 2,978 |
| 債券 | 61,282,363 | 61,375 | 18,111 |
| 国債 | 60,283,392 | 55,395 | 16,420 |
| 地方債 | 101,652 | 280 | 53 |
| 社債 | 897,318 | 5,699 | 1,637 |
| その他 | 11,655,380 | 113,884 | 57,236 |
| 合計 | 73,089,879 | 218,627 | 78,326 |

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券を含んでおります。

当連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

| 種類 | 売却額 (百万円) | 売却益の合計額 (百万円) | 売却損の合計額 (百万円) |
|-----|--------------|------------------|------------------|
| 株式 | 175,816 | 81,295 | 2,228 |
| 債券 | 57,275,999 | 63,014 | 4,322 |
| 国債 | 56,125,675 | 52,782 | 4,069 |
| 地方債 | 67,442 | 53 | 47 |
| 社債 | 1,082,881 | 10,178 | 204 |
| その他 | 19,379,289 | 208,921 | 102,348 |
| 合計 | 76,831,104 | 353,231 | 108,898 |

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券を含んでおります。

6. 保有目的を変更した有価証券

該当ありません。

7. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価（原則として当該連結決算日の市場価格。以下同じ）が取得原価（償却原価を含む。以下同じ）に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当該連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

前連結会計年度における減損処理額は、9,366百万円であります。

当連結会計年度における減損処理額は、3,206百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準を定めており、その概要は、原則として以下のとおりであります。

- ・時価が取得原価の50%以下の銘柄
- ・時価が取得原価の50%超70%以下かつ市場価格が一定水準以下で推移している銘柄

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託

前連結会計年度 (平成26年 3月31日)

| | 連結貸借対照表計上額 (百万円) | 連結会計年度の損益に含ま れた評価差額 (百万円) |
|------------|---------------------|------------------------------|
| 運用目的の金銭の信託 | 166,856 | 31 |

当連結会計年度 (平成27年 3月31日)

| | 連結貸借対照表計上額 (百万円) | 連結会計年度の損益に含ま れた評価差額 (百万円) |
|------------|---------------------|------------------------------|
| 運用目的の金銭の信託 | 154,312 | 25 |

2. 満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

3. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外)

前連結会計年度 (平成26年 3月31日)

| | 連結貸借対照表 計上額 (百万円) | 取得原価 (百万円) | 差額 (百万円) | うち連結貸借対照 表計上額が取得原 価を超えるもの (百万円) | うち連結貸借対照 表計上額が取得原 価を超えないもの (百万円) |
|---------------|-------------------------|---------------|-------------|--|---|
| その他の金銭の 信託 | 1,513 | 1,513 | — | — | — |

(注) 「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

当連結会計年度 (平成27年 3月31日)

| | 連結貸借対照表 計上額 (百万円) | 取得原価 (百万円) | 差額 (百万円) | うち連結貸借対照 表計上額が取得原 価を超えるもの (百万円) | うち連結貸借対照 表計上額が取得原 価を超えないもの (百万円) |
|---------------|-------------------------|---------------|-------------|--|---|
| その他の金銭の 信託 | 3,415 | 3,415 | — | — | — |

(注) 「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(その他有価証券評価差額金)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

前連結会計年度 (平成26年 3月31日)

| | 金額 (百万円) |
|--|-----------|
| 評価差額 | 1,090,304 |
| その他有価証券 | 1,090,304 |
| その他の金銭の信託 | — |
| (△) 繰延税金負債 | 309,344 |
| その他有価証券評価差額金 (持分相当額調整前) | 780,959 |
| (△) 少数株主持分相当額 | 51,543 |
| (+) 持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額 | 4,105 |
| その他有価証券評価差額金 | 733,522 |

(注) 1. 時価ヘッジ等の適用により損益に反映させた額37,413百万円 (利益) は、その他有価証券の評価差額より控除しております。

2. 時価を把握することが極めて困難な外貨建その他有価証券に係る為替換算差額については、「評価差額」の内訳「その他有価証券」に含めて記載しております。

当連結会計年度 (平成27年 3月31日)

| | 金額 (百万円) |
|--|-----------|
| 評価差額 | 2,479,388 |
| その他有価証券 | 2,479,388 |
| その他の金銭の信託 | — |
| (△) 繰延税金負債 | 693,523 |
| その他有価証券評価差額金 (持分相当額調整前) | 1,785,865 |
| (△) 少数株主持分相当額 | 55,379 |
| (+) 持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額 | 6,863 |
| その他有価証券評価差額金 | 1,737,348 |

(注) 1. 時価ヘッジの適用により損益に反映させた額52,059百万円 (利益) は、その他有価証券の評価差額より控除しております。

2. 時価を把握することが極めて困難な外貨建その他有価証券に係る為替換算差額については、「評価差額」の内訳「その他有価証券」に含めて記載しております。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度（平成26年3月31日）

| 区分 | 種類 | 契約額等 (百万円) | 契約額等のうち 1年超のもの (百万円) | 時価 (百万円) | 評価損益 (百万円) |
|-----------------------|-----------|---------------|----------------------------|-------------|---------------|
| 金融商品 取引所 | 金利先物 | | | | |
| | 売建 | 11,434,707 | 6,223,939 | △21,915 | △21,915 |
| | 買建 | 9,827,139 | 5,320,408 | 23,324 | 23,324 |
| | 金利オプション | | | | |
| | 売建 | 2,186,768 | 595,526 | △4,124 | 315 |
| | 買建 | 1,999,072 | 529,727 | 3,435 | △472 |
| 店頭 | 金利先渡契約 | | | | |
| | 売建 | 8,433,201 | 412,133 | △1,240 | △1,240 |
| | 買建 | 8,632,960 | 595,270 | 1,172 | 1,172 |
| | 金利スワップ | | | | |
| | 受取固定・支払変動 | 407,440,608 | 306,247,246 | 6,628,141 | 6,628,141 |
| | 受取変動・支払固定 | 403,412,602 | 302,059,018 | △6,518,422 | △6,518,422 |
| | 受取変動・支払変動 | 78,629,699 | 51,655,329 | 18,800 | 18,800 |
| | 受取固定・支払固定 | 548,055 | 510,588 | 10,242 | 10,242 |
| | 金利オプション | | | | |
| | 売建 | 11,831,701 | 8,344,424 | △154,320 | △154,320 |
| 買建 | 9,905,879 | 6,449,245 | 143,026 | 143,026 | |
| 連結会社間 取引及び内 部取引 | 金利スワップ | | | | |
| | 受取固定・支払変動 | 4,501,399 | 4,096,364 | 42,775 | 42,775 |
| | 受取変動・支払固定 | 9,999,717 | 8,903,953 | △24,133 | △24,133 |
| | 受取変動・支払変動 | 41,922 | 41,922 | △2 | △2 |
| | 合計 | — | — | 146,759 | 147,292 |

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

取引所取引については、東京金融取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引、連結会社間取引及び内部取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

当連結会計年度（平成27年3月31日）

| 区分 | 種類 | 契約額等 (百万円) | 契約額等のうち 1年超のもの (百万円) | 時価 (百万円) | 評価損益 (百万円) |
|-----------------------|-----------|---------------|----------------------------|-------------|---------------|
| 金融商品 取引所 | 金利先物 | | | | |
| | 売建 | 20,114,158 | 10,963,649 | △72,633 | △72,633 |
| | 買建 | 18,446,654 | 8,159,936 | 66,886 | 66,886 |
| | 金利オプション | | | | |
| | 売建 | 1,400,403 | 171,604 | △2,288 | 1,258 |
| | 買建 | 2,237,975 | 216,340 | 2,977 | △1,663 |
| 店頭 | 金利先渡契約 | | | | |
| | 売建 | 10,996,182 | 2,026,655 | △7,643 | △7,643 |
| | 買建 | 10,280,528 | 901,965 | 4,519 | 4,519 |
| | 金利スワップ | | | | |
| | 受取固定・支払変動 | 469,271,002 | 367,963,727 | 9,081,978 | 9,081,978 |
| | 受取変動・支払固定 | 465,176,624 | 361,554,098 | △8,881,155 | △8,881,155 |
| | 受取変動・支払変動 | 77,934,862 | 54,389,480 | 24,135 | 24,135 |
| | 受取固定・支払固定 | 759,547 | 702,891 | 15,692 | 15,692 |
| | 金利オプション | | | | |
| | 売建 | 12,678,598 | 7,466,690 | △175,701 | △175,701 |
| 買建 | 8,857,843 | 5,410,994 | 146,701 | 146,701 | |
| 連結会社間 取引及び内 部取引 | 金利スワップ | | | | |
| | 受取固定・支払変動 | 4,955,416 | 4,692,702 | 92,893 | 92,893 |
| | 受取変動・支払固定 | 11,634,436 | 10,636,915 | △140,360 | △140,360 |
| | 受取変動・支払変動 | 42,678 | — | △5 | △5 |
| | 合計 | — | — | 155,997 | 154,904 |

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

取引所取引については、東京金融取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引、連結会社間取引及び内部取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2)通貨関連取引

前連結会計年度（平成26年3月31日）

| 区分 | 種類 | 契約額等 (百万円) | 契約額等のうち 1年超のもの (百万円) | 時価 (百万円) | 評価損益 (百万円) |
|-----------------------|----------------|---------------|----------------------------|-------------|---------------|
| 金融商品 取引所 | 通貨先物 | | | | |
| | 売建 | 23,653 | 2,370 | 1,155 | 1,155 |
| | 買建 | 36,577 | — | △12 | △12 |
| | 通貨オプション | | | | |
| | 売建 | 1,591 | — | △2 | △2 |
| | 買建 | 1,591 | — | 1 | 1 |
| 店頭 | 通貨スワップ 為替予約 | 37,982,073 | 23,686,551 | 72,286 | 81,567 |
| | 売建 | 48,353,520 | 2,396,363 | △521,989 | △521,989 |
| | 買建 | 21,270,382 | 1,582,140 | 584,296 | 584,296 |
| | 通貨オプション | | | | |
| | 売建 | 4,092,234 | 1,968,449 | △254,982 | △79,347 |
| | 買建 | 3,717,363 | 1,723,713 | 149,686 | △28,017 |
| 連結会社間 取引及び内 部取引 | 通貨スワップ 為替予約 | 2,530,888 | 1,213,503 | 392,733 | 4,255 |
| | 買建 | 142,564 | — | 858 | 858 |
| 合計 | | — | — | 424,032 | 42,764 |

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

取引所取引については、東京金融取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引、連結会社間取引及び内部取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

当連結会計年度（平成27年3月31日）

| 区分 | 種類 | 契約額等 (百万円) | 契約額等のうち 1年超のもの (百万円) | 時価 (百万円) | 評価損益 (百万円) |
|-----------------------|----------------|---------------|----------------------------|-------------|---------------|
| 金融商品 取引所 | 通貨先物 | | | | |
| | 売建 | 26,333 | 2,329 | — | — |
| | 買建 | 44,356 | 21,625 | — | — |
| | 通貨オプション | | | | |
| | 売建 | — | — | — | — |
| | 買建 | — | — | — | — |
| 店頭 | 通貨スワップ 為替予約 | 39,935,672 | 25,590,121 | △23,922 | △68,615 |
| | 売建 | 61,859,800 | 3,505,977 | △729,229 | △729,229 |
| | 買建 | 27,467,918 | 1,866,989 | 883,713 | 883,713 |
| | 通貨オプション | | | | |
| | 売建 | 4,079,543 | 1,354,653 | △318,638 | △184,339 |
| | 買建 | 3,666,208 | 1,159,267 | 145,563 | 18,054 |
| 連結会社間 取引及び内 部取引 | 通貨スワップ 為替予約 | 2,293,679 | 1,534,304 | 184,643 | 3,577 |
| | 買建 | 158,892 | — | △2,766 | △2,766 |
| 合計 | | — | — | 139,364 | △79,605 |

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

取引所取引については、東京金融取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引、連結会社間取引及び内部取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(3) 株式関連取引

前連結会計年度（平成26年3月31日）

| 区分 | 種類 | 契約額等 (百万円) | 契約額等のうち 1年超のもの (百万円) | 時価 (百万円) | 評価損益 (百万円) |
|-------------|-------------|---------------|----------------------------|-------------|---------------|
| 金融商品 取引所 | 株式指数先物 | | | | |
| | 売建 | 239,437 | 3,127 | △5,833 | △5,833 |
| | 買建 | 19,249 | 1,375 | 694 | 694 |
| | 株式指数先物オプション | | | | |
| | 売建 | 813,856 | 160,012 | △52,217 | △21,940 |
| | 買建 | 747,113 | 108,037 | 57,001 | 26,616 |
| 店頭 | 株リンクスワップ | 316,375 | 269,784 | 9,384 | 9,384 |
| | 有価証券店頭オプション | | | | |
| | 売建 | 474,013 | 253,480 | △107,163 | △86,543 |
| | 買建 | 391,844 | 240,158 | 122,104 | 106,053 |
| | その他 | | | | |
| | 売建 | — | — | — | — |
| 買建 | 99,119 | 72,600 | △1,103 | △1,103 | |
| 合計 | | — | — | 22,866 | 27,328 |

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

取引所取引については、大阪取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

当連結会計年度（平成27年3月31日）

| 区分 | 種類 | 契約額等 (百万円) | 契約額等のうち 1年超のもの (百万円) | 時価 (百万円) | 評価損益 (百万円) |
|-------------|-------------|---------------|----------------------------|-------------|---------------|
| 金融商品 取引所 | 株式指数先物 | | | | |
| | 売建 | 390,456 | 18,332 | △3,833 | △3,833 |
| | 買建 | 27,315 | 1,430 | 196 | 196 |
| | 株式指数先物オプション | | | | |
| | 売建 | 663,199 | 172,682 | △68,155 | △36,499 |
| | 買建 | 645,806 | 145,100 | 58,483 | 28,089 |
| 店頭 | 株リンクスワップ | 181,297 | 173,993 | 3,473 | 3,473 |
| | 有価証券店頭オプション | | | | |
| | 売建 | 495,265 | 364,698 | △124,602 | △111,770 |
| | 買建 | 317,510 | 218,019 | 133,441 | 120,027 |
| | その他 | | | | |
| | 売建 | 12,127 | — | 220 | 220 |
| 買建 | 143,454 | 132,512 | 11,050 | 11,050 | |
| 合計 | | — | — | 10,275 | 10,955 |

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

取引所取引については、大阪取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(4) 債券関連取引

前連結会計年度（平成26年3月31日）

| 区分 | 種類 | 契約額等 (百万円) | 契約額等のうち 1年超のもの (百万円) | 時価 (百万円) | 評価損益 (百万円) |
|-------------|-----------|---------------|----------------------------|-------------|---------------|
| 金融商品 取引所 | 債券先物 | | | | |
| | 売建 | 711,733 | 4,144 | 1,047 | 1,047 |
| | 買建 | 854,379 | 2,220 | △1,061 | △1,061 |
| | 債券先物オプション | | | | |
| | 売建 | 350,070 | — | △362 | 80 |
| | 買建 | 306,172 | — | 618 | △133 |
| 店頭 | 債券店頭オプション | | | | |
| | 売建 | 642,479 | 38,617 | △9,294 | △5,703 |
| | 買建 | 538,920 | 38,617 | 8,279 | 5,989 |
| 合計 | | — | — | △772 | 219 |

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

取引所取引については、大阪取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引については、オプション価格計算モデル等により算定しております。

当連結会計年度（平成27年3月31日）

| 区分 | 種類 | 契約額等 (百万円) | 契約額等のうち 1年超のもの (百万円) | 時価 (百万円) | 評価損益 (百万円) |
|-------------|-----------|---------------|----------------------------|-------------|---------------|
| 金融商品 取引所 | 債券先物 | | | | |
| | 売建 | 651,757 | — | △3,524 | △3,524 |
| | 買建 | 537,221 | — | 2,738 | 2,738 |
| | 債券先物オプション | | | | |
| | 売建 | 908,250 | — | △155 | △44 |
| | 買建 | 45,968 | — | 35 | 0 |
| 店頭 | 債券店頭オプション | | | | |
| | 売建 | 831,084 | 165,564 | △22,095 | △19,935 |
| | 買建 | 843,332 | 165,564 | 21,287 | 19,923 |
| 合計 | | — | — | △1,713 | △840 |

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

取引所取引については、大阪取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引については、オプション価格計算モデル等により算定しております。

(5) 商品関連取引

前連結会計年度（平成26年3月31日）

| 区分 | 種類 | 契約額等 (百万円) | 契約額等のうち 1年超のもの (百万円) | 時価 (百万円) | 評価損益 (百万円) |
|-------------|---------------|---------------|----------------------------|-------------|---------------|
| 金融商品 取引所 | 商品先物 売建 | 40,507 | 1,373 | △322 | △322 |
| | 買建 | 37,531 | 1,452 | 385 | 385 |
| 店頭 | 商品スワップ | — | — | — | — |
| | 商品オプション 売建 | 201,003 | 90,993 | △10,918 | △10,918 |
| | 買建 | 184,254 | 74,989 | 17,683 | 17,683 |
| 合計 | | — | — | 6,828 | 6,828 |

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

取引所取引については、ニューヨーク商業取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引については、取引対象物の価格、契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素に基づき算定しております。

3. 商品はオイル、銅、アルミニウム等に係るものであります。

当連結会計年度（平成27年3月31日）

| 区分 | 種類 | 契約額等 (百万円) | 契約額等のうち 1年超のもの (百万円) | 時価 (百万円) | 評価損益 (百万円) |
|-------------|---------------|---------------|----------------------------|-------------|---------------|
| 金融商品 取引所 | 商品先物 売建 | 10,301 | 170 | 597 | 597 |
| | 買建 | 10,330 | 365 | △618 | △618 |
| 店頭 | 商品スワップ | 197 | — | △37 | △37 |
| | 商品オプション 売建 | 163,398 | 93,254 | 9,049 | 9,049 |
| | 買建 | 149,067 | 76,317 | △4,657 | △4,657 |
| 合計 | | — | — | 4,332 | 4,332 |

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

取引所取引については、ニューヨーク商業取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引については、取引対象物の価格、契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素に基づき算定しております。

3. 商品はオイル、銅、アルミニウム等に係るものであります。

(6) クレジット・デリバティブ取引

前連結会計年度（平成26年3月31日）

| 区分 | 種類 | 契約額等 (百万円) | 契約額等のうち 1年超のもの (百万円) | 時価 (百万円) | 評価損益 (百万円) |
|----|--------------|---------------|----------------------------|-------------|---------------|
| 店頭 | クレジット・デリバティブ | | | | |
| | 売建 | 2,201,564 | 1,876,471 | 24,493 | 24,493 |
| | 買建 | 2,548,197 | 2,129,993 | △8,940 | △8,940 |
| 合計 | | — | — | 15,552 | 15,552 |

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値や取引対象物の価格、契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素に基づき算定しております。

3. 「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

当連結会計年度（平成27年3月31日）

| 区分 | 種類 | 契約額等 (百万円) | 契約額等のうち 1年超のもの (百万円) | 時価 (百万円) | 評価損益 (百万円) |
|----|--------------|---------------|----------------------------|-------------|---------------|
| 店頭 | クレジット・デリバティブ | | | | |
| | 売建 | 2,441,236 | 2,098,088 | 33,718 | 33,718 |
| | 買建 | 2,625,807 | 2,290,170 | △28,307 | △28,307 |
| 合計 | | — | — | 5,410 | 5,410 |

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値や取引対象物の価格、契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素に基づき算定しております。

3. 「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度（平成26年3月31日）

| ヘッジ会計の方法 | 種類 | 主なヘッジ対象 | 契約額等 (百万円) | 契約額等のうち 1年超のもの (百万円) | 時価 (百万円) |
|---------------------------|------------------------|--------------------|---------------|----------------------------|-------------|
| 原則的処理方法 | 金利スワップ | 貸出金、預金、 社債、借入金等 | 25,093,042 | 20,684,955 | 182,200 |
| | 受取固定・支払変動 | | 7,384,122 | 6,892,414 | △103,681 |
| | 受取変動・支払変動 | | 121,922 | 71,922 | 65 |
| ヘッジ対象に係る 損益を認識する方 法 | 金利スワップ | その他有価証券 等 | 218,436 | 206,607 | △1,004 |
| | 受取変動・支払固定 受取変動・支払変動 | | — | — | — |
| 金利スワップの特 例処理 | 金利スワップ | 貸出金、借入金 等 | 30,000 | 30,000 | (注) 3. |
| | 受取固定・支払変動 受取変動・支払固定 | | 93,122 | 83,213 | |
| 合計 | | — | — | — | 77,580 |

(注) 1. 主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき、繰延ヘッジによっております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

3. 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸出金・借入金等と一体として処理されているため、その時価は「（金融商品関係）」の当該貸出金・借入金等の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度（平成27年3月31日）

| ヘッジ会計の方法 | 種類 | 主なヘッジ対象 | 契約額等 (百万円) | 契約額等のうち 1年超のもの (百万円) | 時価 (百万円) |
|---------------------------|------------------------|--------------------|---------------|----------------------------|-------------|
| 原則的処理方法 | 金利スワップ | 貸出金、預金、 社債、借入金等 | 25,936,670 | 23,540,848 | 256,734 |
| | 受取固定・支払変動 | | 7,459,578 | 7,216,778 | △120,535 |
| | 受取変動・支払変動 | | 42,678 | — | 5 |
| ヘッジ対象に係る 損益を認識する方 法 | 金利スワップ | その他有価証券 等 | 291,094 | 239,313 | △1,384 |
| | 受取変動・支払固定 受取変動・支払変動 | | 1,774 | 1,199 | △190 |
| 金利スワップの特 例処理 | 金利スワップ | 貸出金、借入金 等 | 30,000 | 10,000 | (注) 3. |
| | 受取固定・支払変動 受取変動・支払固定 | | 60,945 | 48,652 | |
| 合計 | | — | — | — | 134,629 |

(注) 1. 主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき、繰延ヘッジによっております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

3. 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸出金・借入金等と一体として処理されているため、その時価は「（金融商品関係）」の当該貸出金・借入金等の時価に含めて記載しております。

(2)通貨関連取引

前連結会計年度（平成26年3月31日）

| ヘッジ会計の方法 | 種類 | 主なヘッジ対象 | 契約額等 (百万円) | 契約額等のうち 1年超のもの (百万円) | 時価 (百万円) |
|---------------|------------|--------------------------------------|---------------|----------------------------|-------------|
| 原則的処理方法 | 通貨スワップ | 貸出金、預金、 借入金、子会社 純資産の親会社 持分等 | 6,803,174 | 1,544,593 | △406,588 |
| | 為替予約 売建 | | 276,593 | — | △2,496 |
| 為替予約の振当 処理 | 為替予約 売建 | 短期社債 | 3,391 | — | (注) 3. |
| 合計 | | — | — | — | △409,084 |

(注) 1. 主として「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に基づき、繰延ヘッジによっております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

3. 為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている短期社債と一体として処理されております。

当連結会計年度（平成27年3月31日）

| ヘッジ会計の方法 | 種類 | 主なヘッジ対象 | 契約額等 (百万円) | 契約額等のうち 1年超のもの (百万円) | 時価 (百万円) |
|---------------|------------|--------------------------------------|---------------|----------------------------|-------------|
| 原則的処理方法 | 通貨スワップ | 貸出金、預金、 借入金、子会社 純資産の親会社 持分等 | 7,560,770 | 2,045,971 | △136,735 |
| | 為替予約 売建 | | 281,490 | — | △33 |
| 為替予約の振当 処理 | 為替予約 売建 | 短期社債 | 2,729 | — | (注) 3. |
| 合計 | | — | — | — | △136,769 |

(注) 1. 主として「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に基づき、繰延ヘッジによっております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

3. 為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている短期社債と一体として処理されております。

(3) 株式関連取引

前連結会計年度（平成26年3月31日）

| ヘッジ会計の方法 | 種類 | 主なヘッジ対象 | 契約額等 (百万円) | 契約額等のうち 1年超のもの (百万円) | 時価 (百万円) |
|---------------------------|--------------|---------|---------------|----------------------------|-------------|
| ヘッジ対象に係る 損益を認識する方 法 | 株式先渡取引 売建 | その他有価証券 | 23,327 | — | 800 |
| | 株価指数先物 売建 | | 106 | — | 2 |
| | 買建 | | 252 | — | △3 |
| 合計 | | — | — | — | 800 |

(注) 時価の算定

店頭取引については、割引現在価値等により算定しております。

取引所取引については、大阪取引所等における最終の価格によっております。

当連結会計年度（平成27年3月31日）

| ヘッジ会計の方法 | 種類 | 主なヘッジ対象 | 契約額等 (百万円) | 契約額等のうち 1年超のもの (百万円) | 時価 (百万円) |
|---------------------------|--------------|---------|---------------|----------------------------|-------------|
| ヘッジ対象に係る 損益を認識する方 法 | 株式先渡取引 売建 | その他有価証券 | 113,707 | — | △21,765 |
| | 株価指数先物 売建 | | 131 | — | △3 |
| | 買建 | | 277 | — | 3 |
| 合計 | | — | — | — | △21,764 |

(注) 時価の算定

店頭取引については、割引現在価値等により算定しております。

取引所取引については、大阪取引所等における最終の価格によっております。

(4) 債券関連取引

該当ありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

- (1) 当社及び国内連結子会社は、確定給付型の制度として、企業年金基金制度及び退職一時金制度を設けております。また、当社及び一部の国内連結子会社は、退職一時金制度の一部について確定拠出年金制度を採用しております。
- (2) 一部の国内連結子会社において退職給付信託を設定しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

| 区分 | 前連結会計年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月 31日) | 当連結会計年度 (自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月 31日) |
|------------------|--|--|
| 退職給付債務の期首残高 | 1,326,443 | 1,319,387 |
| 会計方針の変更に伴う累積的影響額 | — | △22,582 |
| 会計方針の変更を反映した期首残高 | 1,326,443 | 1,296,804 |
| 勤務費用 | 31,901 | 33,703 |
| 利息費用 | 22,496 | 11,975 |
| 数理計算上の差異の発生額 | 4,499 | 82,747 |
| 退職給付の支払額 | △67,993 | △67,070 |
| その他 | 2,039 | 2,795 |
| 退職給付債務の期末残高 | 1,319,387 | 1,360,954 |

(注) 一部の連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

| 区分 | 前連結会計年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月 31日) | 当連結会計年度 (自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月 31日) |
|--------------|--|--|
| 年金資産の期首残高 | 1,512,741 | 1,686,455 |
| 期待運用収益 | 36,046 | 36,875 |
| 数理計算上の差異の発生額 | 134,779 | 332,402 |
| 事業主からの拠出額 | 49,524 | 48,776 |
| 従業員からの拠出額 | 1,181 | 1,178 |
| 退職給付の支払額 | △49,693 | △49,929 |
| その他 | 1,875 | 1,058 |
| 年金資産の期末残高 | 1,686,455 | 2,056,818 |

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

(単位：百万円)

| 区分 | 前連結会計年度 (平成26年 3月 31日) | 当連結会計年度 (平成27年 3月 31日) |
|-----------------------|---------------------------|---------------------------|
| 退職給付債務 | 1,319,387 | 1,360,954 |
| 年金資産 | △1,686,455 | △2,056,818 |
| 連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | △367,067 | △695,863 |

(単位：百万円)

| 区分 | 前連結会計年度 (平成26年3月31日) | 当連結会計年度 (平成27年3月31日) |
|-----------------------|-------------------------|-------------------------|
| 退職給付に係る負債 | 46,006 | 47,518 |
| 退職給付に係る資産 | △413,073 | △743,382 |
| 連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | △367,067 | △695,863 |

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：百万円)

| 区分 | 前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日) | 当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日) |
|-----------------|--|--|
| 勤務費用 | 30,947 | 32,967 |
| 利息費用 | 22,496 | 11,975 |
| 期待運用収益 | △36,046 | △36,875 |
| 数理計算上の差異の費用処理額 | 21,162 | 22,548 |
| その他 | 5,236 | 5,411 |
| 確定給付制度に係る退職給付費用 | 43,797 | 36,026 |

(注) 1. 企業年金基金に対する従業員拠出額は「勤務費用」より控除しております。

2. 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は「勤務費用」に含めて計上しております。

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

| 区分 | 前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日) | 当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日) |
|----------|--|--|
| 数理計算上の差異 | — | △272,213 |
| 合計 | — | △272,213 |

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

| 区分 | 前連結会計年度 (平成26年3月31日) | 当連結会計年度 (平成27年3月31日) |
|-------------|-------------------------|-------------------------|
| 未認識数理計算上の差異 | 42,388 | △229,825 |
| 合計 | 42,388 | △229,825 |

(7) 年金資産に関する事項

① 年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

| 区分 | 前連結会計年度 (平成26年3月31日) | 当連結会計年度 (平成27年3月31日) |
|-------------|-------------------------|-------------------------|
| 国内株式 | 49.68% | 56.33% |
| 国内債券 | 19.09% | 16.59% |
| 外国株式 | 14.23% | 12.65% |
| 外国債券 | 5.05% | 4.65% |
| 生命保険会社の一般勘定 | 6.60% | 5.73% |
| その他 | 5.35% | 4.05% |
| 合計 | 100.00% | 100.00% |

(注) 年金資産合計には、企業年金制度及び退職一時金制度に対して設定した退職給付信託が前連結会計年度52.11%、当連結会計年度57.20%含まれております。

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

| 区分 | 前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日) | 当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日) |
|-----------|--|--|
| 割引率 | 主に1.70% | 主に0.07%~1.62% |
| 長期期待運用収益率 | 主に1.93%~2.80% | 主に1.82%~2.40% |

3. 確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度2,437百万円、当連結会計年度2,498百万円であります。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

| | 前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日) | 当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日) |
|------|--|--|
| 営業経費 | 1,527百万円 | 1,795百万円 |

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

| | 株式会社みずほフィナンシャル グループ第1回新株予約権 | 株式会社みずほフィナンシャル グループ第2回新株予約権 | 株式会社みずほフィナンシャル グループ第3回新株予約権 |
|------------------------------------|--|---|---|
| 付与対象者の 区分及び人数 | 当社の取締役 4名 当社の執行役員 4名 子会社の取締役 14名 子会社の執行役員71名 | 当社の取締役 4名 当社の執行役員 4名 子会社の取締役 14名 子会社の執行役員71名 | 当社の取締役 4名 当社の執行役員 4名 子会社の取締役 12名 子会社の執行役員71名 |
| 株式の種類別 のストック・ オプションの 数(注) | 普通株式 5,409,000株 | 普通株式 5,835,000株 | 普通株式 6,808,000株 |
| 付与日 | 平成21年2月16日 | 平成21年9月25日 | 平成22年8月26日 |
| 権利確定条件 | 当社、株式会社みずほ銀行又は 株式会社みずほコーポレート銀 行の取締役又は執行役員の地位 に基づき割当てを受けた本新株 予約権については、当該各会社 の取締役又は執行役員の地位を 喪失した日の翌日以降、本新株 予約権を行使できる。 | 同左 | 同左 |
| 対象勤務期間 | 自 平成20年7月1日 至 平成21年3月31日 | 自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日 | 自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日 |
| 権利行使期間 | 自 平成21年2月17日 至 平成41年2月16日 | 自 平成21年9月28日 至 平成41年9月25日 | 自 平成22年8月27日 至 平成42年8月26日 |

| | 株式会社みずほフィナンシャルグループ第4回新株予約権 | 株式会社みずほフィナンシャルグループ第5回新株予約権 | 株式会社みずほフィナンシャルグループ第6回新株予約権 |
|------------------------|--|---|--|
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社の取締役 6名 当社の執行役員 6名 子会社の取締役 26名 子会社の執行役員130名 | 当社の取締役 6名 当社の執行役員 11名 子会社の取締役 23名 子会社の執行役員150名 | 当社の取締役 6名 当社の執行役員 36名 子会社の取締役 22名 子会社の執行役員134名 |
| 株式の種類別のストック・オプションの数(注) | 普通株式 12,452,000株 | 普通株式 11,776,000株 | 普通株式 7,932,000株 |
| 付与日 | 平成23年12月8日 | 平成24年8月31日 | 平成26年2月17日 |
| 権利確定条件 | 当社、株式会社みずほ銀行、株式会社みずほコーポレート銀行、みずほ信託銀行株式会社又はみずほ証券株式会社の取締役又は執行役員の地位に基づき割当てを受けた本新株予約権については、当該各会社の取締役又は執行役員の地位を喪失した日の翌日以降、本新株予約権を行使できる。 | 同左 | 当社、株式会社みずほ銀行、みずほ信託銀行株式会社又はみずほ証券株式会社の取締役又は執行役員の地位に基づき割当てを受けた本新株予約権については、当該各会社の取締役又は執行役員の地位を喪失した日の翌日以降、本新株予約権を行使できる。 |
| 対象勤務期間 | 自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日 | 自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日 | 自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日 |
| 権利行使期間 | 自 平成23年12月9日 至 平成43年12月8日 | 自 平成24年9月3日 至 平成44年8月31日 | 自 平成26年2月18日 至 平成46年2月17日 |

| | 株式会社みずほフィナンシャルグループ第7回新株予約権 |
|------------------------|--|
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社の取締役 2名 当社の執行役員 12名 当社の執行役員 37名 子会社の取締役 32名 子会社の執行役員 113名 |
| 株式の種類別のストック・オプションの数(注) | 普通株式 9,602,000株 |
| 付与日 | 平成26年12月1日 |
| 権利確定条件 | 当社、株式会社みずほ銀行、みずほ信託銀行株式会社又はみずほ証券株式会社の取締役、執行役員又は執行役員の地位に基づき割当てを受けた本新株予約権については、当該各会社の取締役、執行役員又は執行役員の地位を喪失した日の翌日以降、本新株予約権を行使できる。 |
| 対象勤務期間 | 自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日 |
| 権利行使期間 | 自 平成26年12月2日 至 平成46年12月1日 |

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（平成27年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

| | 株式会社みずほフィナンシャルグループ 第1回新株予約権 | 株式会社みずほフィナンシャルグループ 第2回新株予約権 | 株式会社みずほフィナンシャルグループ 第3回新株予約権 | 株式会社みずほフィナンシャルグループ 第4回新株予約権 |
|----------|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|
| 権利確定前（株） | | | | |
| 前連結会計年度末 | 345,000 | 740,000 | 1,230,000 | 4,391,000 |
| 付与 | - | - | - | - |
| 失効 | - | - | - | - |
| 権利確定 | 181,000 | 292,000 | 425,000 | 1,549,000 |
| 未確定残 | 164,000 | 448,000 | 805,000 | 2,842,000 |
| 権利確定後（株） | | | | |
| 前連結会計年度末 | 82,000 | 179,000 | 227,000 | 82,000 |
| 権利確定 | 181,000 | 292,000 | 425,000 | 1,549,000 |
| 権利行使 | 263,000 | 471,000 | 652,000 | 1,631,000 |
| 失効 | - | - | - | - |
| 未行使残 | - | - | - | - |

| | 株式会社みずほフィナンシャルグループ 第5回新株予約権 | 株式会社みずほフィナンシャルグループ 第6回新株予約権 | 株式会社みずほフィナンシャルグループ 第7回新株予約権 |
|----------|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|
| 権利確定前（株） | | | |
| 前連結会計年度末 | 7,275,000 | 7,932,000 | - |
| 付与 | - | - | 9,602,000 |
| 失効 | - | - | - |
| 権利確定 | 2,435,000 | 2,675,000 | - |
| 未確定残 | 4,840,000 | 5,257,000 | 9,602,000 |
| 権利確定後（株） | | | |
| 前連結会計年度末 | 60,000 | - | - |
| 権利確定 | 2,435,000 | 2,675,000 | - |
| 権利行使 | 2,495,000 | 2,675,000 | - |
| 失効 | - | - | - |
| 未行使残 | - | - | - |

(注) ストック・オプションの数は株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

| | 株式会社みずほ フィナンシャルグループ 第1回新株予約権 | 株式会社みずほ フィナンシャルグループ 第2回新株予約権 | 株式会社みずほ フィナンシャルグループ 第3回新株予約権 | 株式会社みずほ フィナンシャルグループ 第4回新株予約権 |
|--------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|
| 権利行使価格 | 1株につき1円 | 1株につき1円 | 1株につき1円 | 1株につき1円 |
| 行使時平均株価 | 204円31銭 | 204円38銭 | 204円34銭 | 204円08銭 |
| 付与日における 公正な評価単価 | 1株につき 190円91銭 | 1株につき 168円69銭 | 1株につき 119円52銭 | 1株につき 91円84銭 |

| | 株式会社みずほ フィナンシャルグループ 第5回新株予約権 | 株式会社みずほ フィナンシャルグループ 第6回新株予約権 | 株式会社みずほ フィナンシャルグループ 第7回新株予約権 |
|--------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|
| 権利行使価格 | 1株につき1円 | 1株につき1円 | 1株につき1円 |
| 行使時平均株価 | 203円81銭 | 203円94銭 | - |
| 付与日における 公正な評価単価 | 1株につき 113円25銭 | 1株につき 192円61銭 | 1株につき 186円99銭 |

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された株式会社みずほフィナンシャルグループ第7回新株予約権についての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

- (1) 使用した評価技法 ブラック・ショールズ・モデル
(2) 主な基礎数値及び見積方法

| | 株式会社みずほフィナンシャルグループ 第7回新株予約権 | |
|--------|--------------------------------|---------|
| 株価変動性 | (注) 1 | 25.905% |
| 予想残存期間 | (注) 2 | 2.46年 |
| 予想配当 | (注) 3 | 1株につき7円 |
| 無リスク利率 | (注) 4 | 0.011% |

- (注) 1. 割当日前営業日(平成26年11月28日)から予想残存期間(2.46年)に相当する過去128週分の同社株価より算定したヒストリカル・ボラティリティを採用しております。
2. 当社役員の平均的な就任期間に基づき見積もっております。
3. 平成27年3月期の普通株式予想配当によります。
4. 予想残存期間に対応する日本国債の利回りを採用しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| | 前連結会計年度 (平成26年3月31日) | 当連結会計年度 (平成27年3月31日) |
|------------------|-------------------------|-------------------------|
| 繰延税金資産 | | |
| 繰越欠損金 | 139,463百万円 | 110,959百万円 |
| 有価証券償却損金算入限度超過額 | 217,797 | 148,106 |
| 貸倒引当金損金算入限度超過額 | 229,671 | 197,846 |
| 有価証券等(退職給付信託拠出分) | 212,273 | 197,383 |
| その他 | 201,350 | 185,948 |
| 繰延税金資産小計 | 1,000,557 | 840,243 |
| 評価性引当額 | △399,648 | △294,907 |
| 繰延税金資産合計 | 600,908 | 545,336 |
| 繰延税金負債 | | |
| 退職給付に係る資産 | △146,897 | △239,199 |
| その他有価証券評価差額 | △307,491 | △690,581 |
| その他 | △92,394 | △102,939 |
| 繰延税金負債合計 | △546,783 | △1,032,719 |
| 繰延税金資産(負債)の純額 | 54,125百万円 | △487,383百万円 |

上記の他、繰越欠損金に対応する繰延税金資産相当額281,403百万円(前連結会計年度末は309,462百万円)が存在しますが、これらは連結会社間取引に起因して発生したものであるため、原因別内訳の繰越欠損金額に含めておりません。なお、当該繰延税金相当額は連結貸借対照表上、資産計上しておりません。

2. 連結財務諸表提出会社の法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

| | 前連結会計年度 (平成26年3月31日) | 当連結会計年度 (平成27年3月31日) |
|----------------------|-------------------------|-------------------------|
| 法定実効税率 | 38.01% | 35.64% |
| (調整) | | |
| 評価性引当額の増減 | △11.72 | △3.83 |
| 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 | △2.46 | △1.89 |
| 連結子会社との税率差異 | △5.73 | △5.07 |
| 税率変更による期末繰延税金資産の減額修正 | 0.89 | 2.70 |
| その他 | 2.83 | 3.24 |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 21.82% | 30.79% |

3. 法人税等の税率の変更等による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げが行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.64%から、平成27年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異等については33.06%に、平成28年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等については32.26%となります。

また、欠損金の繰越控除制度が平成27年4月1日以後に開始する連結会計年度から繰越控除前の所得の金額の100分の65相当額が控除限度額とされ、平成29年4月1日以後に開始する連結会計年度から繰越控除前の所得の金額の100分の50相当額が控除限度額とされることとなります。

この税率変更及び欠損金の繰越控除制度の変更により、繰延税金負債は51,997百万円減少し、その他有価証券評価差額は70,180百万円増加し、繰延ヘッジ損益は872百万円増加し、退職給付に係る調整累計額は7,685百万円増加し、法人税等調整額は26,739百万円増加しております。再評価に係る繰延税金負債は7,531百万円減少し、土地再評価差額は同額増加しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループは、子会社を通じて銀行業務、信託業務、証券業務、その他の金融サービスを提供しており、当該子会社が異なる業界・規制環境下にあることから、現在及び将来のキャッシュフローを適切に評価頂くため、本報告セグメントにおいては、以下の主要子会社を報告セグメントとしております。

みずほ銀行 : 銀行業務
みずほ信託銀行 : 信託業務・銀行業務
みずほ証券 : 証券業務

また、みずほ銀行については、顧客マーケットに応じた「個人」「リテールバンキング」「大企業法人」「事業法人」「金融・公共法人」「国際」の6つの顧客セグメントと「市場・その他」に分類して記載しており、6つの顧客セグメントの概要は以下の通りです。

個人 : 個人（リテールバンキングセグメントの個人を除く）
リテールバンキング : 企業オーナー・地権者等の個人、中小企業
大企業法人 : 国内大企業法人ならびにそのグループ会社
事業法人 : 国内上場企業に準ずる中堅・中小企業
金融・公共法人 : 金融法人、国、地方公共団体
国際 : 海外進出日系企業及び非日系企業

以下に示す報告セグメント情報は、経営者が当社グループの各事業セグメントの業績評価に使用している内部管理報告に基づいており、その評価についてはグループ内の管理会計ルール・実務に則して、主に業務純益（信託勘定償却前、一般貸倒引当金繰入前）を用いております。

2. 報告セグメントごとの業務粗利益（信託勘定償却前）、業務純益（信託勘定償却前、一般貸倒引当金繰入前）及び資産の金額の算定方法

以下の報告セグメントの情報は内部管理報告を基礎としております。

業務粗利益（信託勘定償却前）は、資金利益、信託報酬、役員取引等利益、特定取引利益及びその他業務利益の合計であります。

業務純益（信託勘定償却前、一般貸倒引当金繰入前）は、業務粗利益（信託勘定償却前）から経費（除く臨時処理分）及びその他（持分法による投資損益等連結調整）を控除等したものであります。

経営者が各セグメントの資産情報を資源配分や業績評価のために使用することはないことから、セグメント別資産情報は作成しておりません。

セグメント間の取引に係る業務粗利益（信託勘定償却前）は、市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの業務粗利益（信託勘定償却前）及び業務純益（信託勘定償却前、一般貸倒引当金繰入前）の金額に関する情報

前連結会計年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

（単位：百万円）

| | みずほ銀行（連結） | | | | | | | | | |
|--------------------------|---------------|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|-----------|---------|-----------|
| | みずほ銀行（単体）（注）4 | | | | | | | | その他 | |
| | 個人 | リテールバンキング | 大企業法人 | 事業法人 | 金融・公共法人 | 国際 | 市場・その他 | | | |
| 業務粗利益（信託勘定償却前） | | | | | | | | | | |
| 金利収支 | 164,600 | 60,400 | 170,700 | 77,300 | 30,700 | 128,900 | 167,508 | 800,108 | 133,741 | 933,849 |
| 非金利収支 | 31,600 | 38,000 | 135,400 | 55,800 | 21,700 | 139,800 | △24,097 | 398,202 | 9,121 | 407,323 |
| 計 | 196,200 | 98,400 | 306,100 | 133,100 | 52,400 | 268,700 | 143,410 | 1,198,310 | 142,862 | 1,341,173 |
| 経費（除く臨時処理分） | 171,300 | 87,800 | 83,800 | 58,800 | 25,100 | 82,500 | 149,728 | 659,028 | 52,263 | 711,291 |
| その他 | — | — | — | — | — | — | — | — | △56,037 | △56,037 |
| 業務純益（信託勘定償却前、一般貸倒引当金繰入前） | 24,900 | 10,600 | 222,300 | 74,300 | 27,300 | 186,200 | △6,317 | 539,282 | 34,561 | 573,844 |

| | みずほ信託銀行（連結） | みずほ証券（連結） | その他（注）4 | みずほフィナンシャルグループ（連結） |
|--------------------------|-------------|-----------|---------|--------------------|
| 業務粗利益（信託勘定償却前） | | | | |
| 金利収支 | 40,181 | 2,937 | 131,334 | 1,108,303 |
| 非金利収支 | 108,155 | 283,853 | 127,644 | 926,978 |
| 計 | 148,337 | 286,791 | 258,979 | 2,035,281 |
| 経費（除く臨時処理分） | 90,927 | 246,210 | 180,824 | 1,229,253 |
| その他 | △2,929 | 36 | △2,831 | △61,762 |
| 業務純益（信託勘定償却前、一般貸倒引当金繰入前） | 54,480 | 40,617 | 75,323 | 744,264 |

（注）1. 一般企業の売上高に代えて、業務粗利益（信託勘定償却前）を記載しております。

2. 「その他」には各子会社間の内部取引として消去すべきものが含まれております。

3. 平成26年4月より顧客セグメント間の配分方法を変更したことに伴い、上表につきましては、当該変更を反映させるための組替えを行っております。

4. 平成25年7月にみずほ銀行とみずほコーポレート銀行は合併しております。上表につきましては、「みずほ銀行（単体）」はみずほコーポレート銀行の第1四半期の計数、合併後のみずほ銀行の第2四半期及び下半期の計数を記載しており、「その他」は合併前のみずほ銀行の第1四半期の計数を含んでおります。

(みずほ銀行及びみずほコーポレート銀行合算)

(単位:百万円)

| | みずほ銀行及びみずほコーポレート銀行合算 | | | | | | | |
|------------------------------|----------------------|-------------------|-----------|---------|-------------|---------|------------|-----------|
| | 個人 | リテール バンキン グ | 大企業 法人 | 事業法人 | 金融・ 公共法人 | 国際 | 市場・ その他 | |
| 業務粗利益(信託勘定償却前) | | | | | | | | |
| 金利収支 | 218,000 | 80,700 | 173,300 | 102,500 | 35,500 | 128,900 | 184,852 | 923,752 |
| 非金利収支 | 39,800 | 49,800 | 140,400 | 70,100 | 24,100 | 139,800 | △3,636 | 460,363 |
| 計 | 257,800 | 130,500 | 313,700 | 172,600 | 59,600 | 268,700 | 181,215 | 1,384,115 |
| 経費(除く臨時処理分) | 226,400 | 116,700 | 87,200 | 77,700 | 29,000 | 82,500 | 171,616 | 791,116 |
| その他 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 業務純益(信託勘定償却前、 一般貸倒引当金繰入前) | 31,400 | 13,800 | 226,500 | 94,900 | 30,600 | 186,200 | 9,598 | 592,998 |

(注) 平成25年7月にみずほ銀行とみずほコーポレート銀行は合併しております。上表につきましては、合併前のみずほ銀行の第1四半期の計数、みずほコーポレート銀行の第1四半期の計数、合併後のみずほ銀行の第2四半期及び下半期の計数を単純合算しております。

当連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

（単位：百万円）

| | みずほ銀行（連結） | | | | | | | | | |
|--------------------------|-----------|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|-----------|---------|-----------|
| | みずほ銀行（単体） | | | | | | | | その他 | |
| | 個人 | リテールバンキング | 大企業法人 | 事業法人 | 金融・公共法人 | 国際 | 市場・その他 | | | |
| 業務粗利益（信託勘定償却前） | | | | | | | | | | |
| 金利収支 | 217,500 | 78,400 | 179,400 | 100,500 | 33,500 | 141,900 | 183,696 | 934,896 | 152,401 | 1,087,298 |
| 非金利収支 | 49,800 | 53,300 | 127,800 | 79,400 | 27,300 | 170,100 | 52,874 | 560,574 | 37,845 | 598,420 |
| 計 | 267,300 | 131,700 | 307,200 | 179,900 | 60,800 | 312,000 | 236,571 | 1,495,471 | 190,247 | 1,685,718 |
| 経費（除く臨時処理分） | 233,500 | 118,400 | 94,400 | 76,500 | 30,300 | 92,600 | 188,037 | 833,737 | 70,963 | 904,700 |
| その他 | — | — | — | — | — | — | — | — | △43,198 | △43,198 |
| 業務純益（信託勘定償却前、一般貸倒引当金繰入前） | 33,800 | 13,300 | 212,800 | 103,400 | 30,500 | 219,400 | 48,533 | 661,733 | 76,085 | 737,819 |

| | みずほ信託銀行（連結） | みずほ証券（連結） | その他 | みずほフィナンシャルグループ（連結） |
|--------------------------|-------------|-----------|--------|--------------------|
| 業務粗利益（信託勘定償却前） | | | | |
| 金利収支 | 39,484 | 1,753 | 897 | 1,129,433 |
| 非金利収支 | 122,565 | 335,799 | 61,520 | 1,118,305 |
| 計 | 162,049 | 337,552 | 62,418 | 2,247,738 |
| 経費（除く臨時処理分） | 94,527 | 267,970 | 54,025 | 1,321,224 |
| その他 | △3,697 | 32 | △2,689 | △49,552 |
| 業務純益（信託勘定償却前、一般貸倒引当金繰入前） | 63,824 | 69,614 | 5,703 | 876,961 |

- （注）1. 一般企業の売上高に代えて、業務粗利益（信託勘定償却前）を記載しております。
 2. 「その他」には各子会社間の内部取引として消去すべきものが含まれております。

4. 報告セグメント合計額と連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

上記の内部管理報告に基づく報告セグメントの業務粗利益（信託勘定償却前）及び業務純益（信託勘定償却前、一般貸倒引当金繰入前）と連結損益計算書計上額は異なっており、差異調整は以下の通りであります。

(1) 報告セグメントの業務粗利益(信託勘定償却前)の合計額と連結損益計算書の経常利益計上額

(単位：百万円)

| 業務粗利益(信託勘定償却前) | 前連結会計年度 | 当連結会計年度 |
|----------------|-------------------------------|-------------------------------|
| | (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日) | (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日) |
| 報告セグメント計 | 2,035,281 | 2,247,738 |
| その他経常収益 | 331,333 | 301,037 |
| 営業経費 | △1,258,227 | △1,351,611 |
| その他経常費用 | △120,800 | △186,296 |
| 連結損益計算書の経常利益 | 987,587 | 1,010,867 |

(2) 報告セグメントの業務純益(信託勘定償却前、一般貸倒引当金繰入前)の合計額と連結損益計算書の税金等調整前当期純利益計上額

(単位：百万円)

| 業務純益(信託勘定償却前、 一般貸倒引当金繰入前) | 前連結会計年度 | 当連結会計年度 |
|------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|
| | (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日) | (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日) |
| 報告セグメント計 | 744,264 | 876,961 |
| 信託勘定与信関係費用 | — | — |
| 経費（臨時処理分） | △28,973 | △30,386 |
| 不良債権処理額（含む一般貸倒引当金 繰入額） | △23,355 | △87,051 |
| 貸倒引当金戻入益等 | 136,235 | 82,351 |
| 株式等関係損益 | 77,031 | 131,910 |
| 特別損益 | △2,220 | △20,235 |
| その他 | 82,384 | 37,082 |
| 連結損益計算書の税金等調整前当期純利益 | 985,366 | 990,632 |

【関連情報】

前連結会計年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

(単位：百万円)

| 日本 | 米州 | 欧州 | アジア・オセアニア | 合計 |
|-----------|---------|---------|-----------|-----------|
| 2,275,599 | 202,888 | 180,856 | 268,415 | 2,927,760 |

(注) 1. 当社及び連結子会社について、地理的な近接度、経済活動の類似性、事業活動の相互関連性等を考慮して国内と地域ごとに区分の上、一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 「日本」には当社及び国内連結子会社(海外店を除く)、「米州」にはカナダ、アメリカ等に所在する連結子会社(海外店を含む)、「欧州」にはイギリス等に所在する連結子会社(海外店を含む)、「アジア・オセアニア」には香港、シンガポール等に所在する連結子会社(海外店を含む)の経常収益を記載しております。

(2)有形固定資産

当社グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

1. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

(単位：百万円)

| 日本 | 米州 | 欧州 | アジア・オセアニア | 合計 |
|-----------|---------|---------|-----------|-----------|
| 2,375,535 | 284,770 | 184,355 | 335,564 | 3,180,225 |

(注) 1. 当社及び連結子会社について、地理的な近接度、経済活動の類似性、事業活動の相互関連性等を考慮して国内と地域ごとに区分の上、一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 「日本」には当社及び国内連結子会社(海外店を除く)、「米州」にはカナダ、アメリカ等に所在する連結子会社(海外店を含む)、「欧州」にはイギリス等に所在する連結子会社(海外店を含む)、「アジア・オセアニア」には香港、シンガポール等に所在する連結子会社(海外店を含む)の経常収益を記載しております。

(2)有形固定資産

当社グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

（単位：百万円）

| | みずほ銀行（連結） | | | | | | | | みずほ 信託 銀行 （連結） | みずほ 証券 （連結） | その他 | みずほ フィナン シャル グループ （連結） | | |
|------|-----------|---------------|-------|------|-------------|----|------------|-------|-------------------------|-------------------|-------|------------------------------------|----|-------|
| | みずほ銀行（単体） | | | | | | | その他 | | | | | | |
| | 個人 | リテールバ ンキング | 大企業法人 | 事業法人 | 金融・公共 法人 | 国際 | 市場・その 他 | | | | | | | |
| 減損損失 | - | - | - | - | - | - | 3,538 | 3,538 | 1,645 | 5,184 | 1,153 | 149 | 19 | 6,506 |

当連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

（単位：百万円）

| | みずほ銀行（連結） | | | | | | | | みずほ 信託 銀行 （連結） | みずほ 証券 （連結） | その他 | みずほ フィナン シャル グループ （連結） | | |
|------|-----------|---------------|-------|------|-------------|----|------------|--------|-------------------------|-------------------|-----|------------------------------------|----|--------|
| | みずほ銀行（単体） | | | | | | | その他 | | | | | | |
| | 個人 | リテールバ ンキング | 大企業法人 | 事業法人 | 金融・公共 法人 | 国際 | 市場・その 他 | | | | | | | |
| 減損損失 | - | - | - | - | - | - | 10,387 | 10,387 | 0 | 10,387 | 59 | 859 | 52 | 11,358 |

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

（単位：百万円）

| | みずほ銀行（連結） | | | | | | | | みずほ 信託 銀行 （連結） | みずほ 証券 （連結） | その他 | みずほ フィナン シャル グループ （連結） | | |
|-------|-----------|---------------|-------|------|-------------|----|------------|-----|-------------------------|-------------------|-----|------------------------------------|--------|--------|
| | みずほ銀行（単体） | | | | | | | その他 | | | | | | |
| | 個人 | リテールバ ンキング | 大企業法人 | 事業法人 | 金融・公共 法人 | 国際 | 市場・その 他 | | | | | | | |
| 当期償却額 | - | - | - | - | - | - | - | - | 685 | 685 | - | - | 2,986 | 3,672 |
| 当期末残高 | - | - | - | - | - | - | - | - | 11,262 | 11,262 | - | - | 50,976 | 62,238 |

当連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

（単位：百万円）

| | みずほ銀行（連結） | | | | | | | | みずほ 信託 銀行 （連結） | みずほ 証券 （連結） | その他 | みずほ フィナン シャル グループ （連結） | | |
|-------|-----------|---------------|-------|------|-------------|----|------------|-----|-------------------------|-------------------|-----|------------------------------------|--------|--------|
| | みずほ銀行（単体） | | | | | | | その他 | | | | | | |
| | 個人 | リテールバ ンキング | 大企業法人 | 事業法人 | 金融・公共 法人 | 国際 | 市場・その 他 | | | | | | | |
| 当期償却額 | - | - | - | - | - | - | - | - | 785 | 785 | - | - | 2,912 | 3,698 |
| 当期末残高 | - | - | - | - | - | - | - | - | 10,553 | 10,553 | - | - | 48,063 | 58,617 |

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

（単位：百万円）

| | みずほ銀行（連結） | | | | | | | | | みずほ 信託 銀行 （連結） | みずほ 証券 （連結） | その他 | みずほ ファイナン シャル グループ （連結） | |
|----------|-----------|---------------|-------|------|-------------|----|------------|---|-------|-------------------------|-------------------|-----|-------------------------------------|-------|
| | みずほ銀行（単体） | | | | | | | | その他 | | | | | |
| | 個人 | リテールバ ンキング | 大企業法人 | 事業法人 | 金融・公共 法人 | 国際 | 市場・その 他 | | | | | | | |
| 負ののれん発生益 | - | - | - | - | - | - | - | - | 5,621 | 5,621 | - | - | - | 5,621 |

当連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者情報について記載すべき重要なものではありません。

(1株当たり情報)

| | 前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日) | 当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日) |
|---------------------|--|--|
| 1株当たり純資産額 | 253円25銭 | 322円86銭 |
| 1株当たり当期純利益金額 | 28円18銭 | 24円91銭 |
| 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 | 27円12銭 | 24円10銭 |

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

| | | 前連結会計年度 (平成26年3月31日) | 当連結会計年度 (平成27年3月31日) |
|-----------------------------|-----|-------------------------|-------------------------|
| 1株当たり純資産額 | | | |
| 純資産の部の合計額 | 百万円 | 8,304,549 | 9,800,538 |
| 純資産の部の合計額から控除する金額 | 百万円 | 2,163,015 | 1,854,668 |
| うち優先株式払込金額 | 百万円 | 312,651 | 213,120 |
| うち優先配当額 | 百万円 | 3,126 | 2,131 |
| うち新株予約権 | 百万円 | 3,179 | 3,820 |
| うち少数株主持分 | 百万円 | 1,844,057 | 1,635,595 |
| 普通株式に係る期末の純資産額 | 百万円 | 6,141,534 | 7,945,869 |
| 1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数 | 千株 | 24,250,067 | 24,610,248 |

2. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

| | | 前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日) | 当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日) |
|---|-----|--|--|
| 1株当たり当期純利益金額 | | | |
| 当期純利益 | 百万円 | 688,415 | 611,935 |
| 普通株主に帰属しない金額 | 百万円 | 6,744 | 4,910 |
| うち優先配当額 | 百万円 | 6,437 | 4,910 |
| うち配当優先株式に係る消却差額 | 百万円 | 307 | — |
| 普通株式に係る当期純利益 | 百万円 | 681,670 | 607,025 |
| 普通株式の期中平均株式数 | 千株 | 24,189,669 | 24,368,115 |
| 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 | | | |
| 当期純利益調整額 | 百万円 | 6,437 | 4,910 |
| うち優先配当額 | 百万円 | 6,437 | 4,910 |
| 普通株式増加数 | 千株 | 1,181,582 | 1,012,931 |
| うち優先株式 | 千株 | 1,164,941 | 994,744 |
| うち新株予約権 | 千株 | 16,641 | 18,186 |
| 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要 | | — | — |

3. 「会計方針の変更」に記載のとおり、「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下、「退職給付会計基準」という)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下、「退職給付適用指針」という)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて、当連結会計年度より適用し、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っております。

これによる当連結会計年度の期首の1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額に与える影響は軽微であります。

(重要な後発事象)

当社は、平成27年5月15日に、当社保有の海外特別目的子会社が発行した優先出資証券を償還することを決定いたしました。償還される優先出資証券の概要は、以下のとおりであります。

- | | |
|-------------|--|
| (1) 発行体 | ① Mizuho Capital Investment (JPY) 4 Limited ② Mizuho Capital Investment (JPY) 5 Limited |
| (2) 発行証券の種類 | 配当非累積型永久優先出資証券 |
| (3) 償還総額 | ① 355,000百万円 ② Series B 72,500百万円、Series C 25,000百万円 |
| (4) 償還予定日 | 平成27年6月30日 |
| (5) 償還理由 | 任意償還期日到来による |

【連結附属明細表】

【社債明細表】

| 会社名 | 銘柄 | 発行年月日 | 当期末残高 (百万円) | 当期末残高 (百万円) | 利率 (%) | 担保 | 償還期限 | 摘要 |
|---------------------|------|----------------------|--|--|----------------|----|----------------------|--------------|
| 当社 | 普通社債 | 平成26年7月～ 平成26年12月 | | 150,000 | 0.62～ 4.25 | なし | 平成36年7月～ 平成41年12月 | |
| | 短期社債 | 平成27年1月～ 平成27年3月 | 182,000 | 261,000 〔261,000〕 | 0.11 | なし | 平成27年4月～ 平成27年6月 | (注)1 |
| みずほ 信託銀行 株式会社 | 普通社債 | 平成17年12月～ 平成21年8月 | 61,500 | 42,200 〔30,000〕 | 1.91～ 3.19 | なし | 平成27年12月～ | (注)1 |
| 株式会社 みずほ銀行 | 普通社債 | 平成17年8月～ 平成27年3月 | 3,958,105 (5,796,166千米ドル) (180,000千豪ドル) | 4,624,117 〔540,420〕 (14,249,587千米ドル) (660,000千豪ドル) (100,000千シンガ ポールドル) | 0.10～ 9.00 | なし | 平成27年4月～ | (注) 1,2 |
| | 短期社債 | 平成27年3月 | 25,000 | 25,000 〔25,000〕 | 0.06 | なし | 平成27年4月 | (注)1 |
| 1 | 普通社債 | 平成24年7月～ 平成26年3月 | 462,323 (4,492,068千米ドル) | 359,949 (2,992,846千米ドル) | 4.20～ 4.60 | なし | 平成34年7月～ 平成36年3月 | (注) 2,3 |
| 2 | 普通社債 | 平成7年7月～ 平成24年5月 | 57,400 | 54,000 | 1.30～ 3.90 | なし | 平成30年6月～ | (注)3 |
| 3 | 普通社債 | 平成15年1月～ 平成27年3月 | 706,414 (326,370千米ドル) (10,320千豪ドル) (160,800千ユーロ) (1,249,507千人民元) | 783,464 〔179,556〕 (655,930千米ドル) (18,970千豪ドル) (371,047千ユーロ) (14,500千ブラジルレ アル) | 0.00～ 18.80 | なし | 平成27年4月～ 平成57年3月 | (注) 1,2,3 |
| みずほ証券 株式会社 | 短期社債 | 平成26年10月～ 平成27年3月 | 290,100 | 456,500 〔456,500〕 | 0.03～ 0.12 | なし | 平成27年4月～ 平成27年10月 | (注)1 |
| 4 | 短期社債 | 平成26年10月～ 平成27年3月 | 87,468 | 74,205 〔74,205〕 | 0.12～ 0.28 | なし | 平成27年4月～ 平成27年5月 | (注) 1,3 |
| 合 計 | | | 5,830,311 | 6,830,437 | | | | |

- (注) 1. 「当期末残高」欄の〔 〕書きは、1年以内に償還が予定されている金額であります。
2. 「当期首残高」欄及び「当期末残高」欄の()書きは、外貨建ての金額であります。
3. ※1は海外連結子会社Mizuho Financial Group (Cayman) Limited、Mizuho Financial Group (Cayman) 2 Limited、Mizuho Financial Group (Cayman) 3 Limitedの発行した普通社債をまとめて記載しております。
- ※2は海外連結子会社Mizuho Finance (Cayman) Limited、Mizuho Finance (Curacao) N.V.、Mizuho Finance (Aruba) A.E.C.の発行した普通社債をまとめて記載しております。
- ※3は国内連結子会社みずほ証券株式会社、海外連結子会社Mizuho International plc、瑞穂銀行(中国)有限公司、Mizuho Securities USA Inc.の発行した普通社債をまとめて記載しております。
- ※4は国内連結子会社株式会社オールスターファンディング、海外連結子会社BLUE HEAVEN FUNDING CORPORATION、ASTRO CAPITAL CORPORATION II、ETERNAL FUNDING CORPORATIONの発行した短期社債をまとめて記載しております。
4. 連結決算日後5年以内における償還予定額は以下のとおりであります。

| | 1年以内 | 1年超2年以内 | 2年超3年以内 | 3年超4年以内 | 4年超5年以内 |
|---------|-----------|---------|-----------|---------|---------|
| 金額(百万円) | 1,566,681 | 740,623 | 1,366,009 | 406,159 | 844,199 |

【借入金等明細表】

| 区分 | 当期首残高 (百万円) | 当期末残高 (百万円) | 平均利率 (%) | 返済期限 |
|-------|----------------|----------------|-------------|---------------------|
| 借入金 | 7,838,357 | 7,195,869 | 0.32 | — |
| 再割引手形 | — | — | — | — |
| 借入金 | 7,838,357 | 7,195,869 | 0.32 | 平成27年4月～ |
| リース債務 | 26,679 | 29,128 | 1.78 | 平成27年4月～ 平成34年8月 |

- (注) 1. 「平均利率」は、期末日現在の「利率」及び「当期末残高」により算出(加重平均)しております。
2. 借入金及びリース債務の連結決算日後5年以内における返済額は次のとおりであります。

| | 1年以内 | 1年超2年以内 | 2年超3年以内 | 3年超4年以内 | 4年超5年以内 |
|------------|---------|---------|---------|-----------|---------|
| 借入金(百万円) | 965,869 | 982,827 | 122,026 | 4,246,985 | 58,987 |
| リース債務(百万円) | 7,171 | 6,481 | 5,889 | 5,229 | 3,309 |

銀行業は、預金の受入れ、コール・手形市場からの資金の調達・運用等を営業活動として行っているため、借入金等明細表については連結貸借対照表中「負債の部」の「借入金」及び「その他負債」中のリース債務の内訳を記載しております。

- (参考) なお、営業活動として資金調達を行っている約束手形方式によるコマーシャル・ペーパーの発行状況は、次のとおりであります。

| 区分 | 当期首残高 (百万円) | 当期末残高 (百万円) | 平均利率 (%) | 返済期限 |
|-------------|----------------|----------------|-------------|------|
| コマーシャル・ペーパー | 677,459 | 538,511 | 0.22 | — |

【資産除去債務明細表】

資産除去債務の金額が負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報

| (累計期間) | 第1四半期 | 第2四半期 | 第3四半期 | 当連結会計年度 |
|-----------------------------|---------|-----------|-----------|-----------|
| 経常収益(百万円) | 704,709 | 1,512,631 | 2,309,160 | 3,180,225 |
| 税金等調整前四半期(当期) 純利益金額(百万円) | 228,536 | 535,102 | 804,519 | 990,632 |
| 四半期(当期)純利益金額 (百万円) | 154,723 | 355,290 | 523,226 | 611,935 |
| 1株当たり四半期(当期) 純利益金額(円) | 6.37 | 14.51 | 21.39 | 24.91 |

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

| (会計期間) | 第1四半期 | 第2四半期 | 第3四半期 | 第4四半期 |
|----------------------|-------|-------|-------|-------|
| 1株当たり四半期純利益 金額(円) | 6.37 | 8.13 | 6.87 | 3.53 |

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

| | 前事業年度 (平成26年3月31日) | 当事業年度 (平成27年3月31日) |
|---------------|-----------------------|-----------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金及び預金 | 17,269 | 12,729 |
| 前払費用 | 2,708 | 2,476 |
| その他 | 66,888 | 75,430 |
| 流動資産合計 | 86,866 | 90,636 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | | |
| 建物（純額） | 5,951 | 5,729 |
| 工具、器具及び備品（純額） | 1,644 | 1,273 |
| 土地 | - | 159,342 |
| 建設仮勘定 | 59 | 35 |
| 無形固定資産 | | |
| 商標権 | 1 | 1 |
| ソフトウェア | 3,784 | 3,096 |
| その他 | 278 | 1,170 |
| 投資その他の資産 | | |
| 投資有価証券 | 99,285 | 134,970 |
| 関係会社株式 | 6,023,433 | 6,023,428 |
| 関係会社長期貸付金 | - | 150,000 |
| 長期前払費用 | 150 | 145 |
| 前払年金費用 | 6,362 | 9,144 |
| その他 | ※1 23,506 | ※1 24,128 |
| 固定資産合計 | 6,164,457 | 6,512,468 |
| 資産合計 | 6,251,324 | 6,603,104 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 短期借入金 | 561,460 | 700,135 |
| 短期社債 | 500,000 | 500,000 |
| 未払金 | 2,401 | 2,493 |
| 未払費用 | 4,134 | 3,636 |
| 未払法人税等 | 92 | 53 |
| 預り金 | 2,000 | 2,017 |
| 賞与引当金 | 272 | 291 |
| 前受収益 | - | 89 |
| 流動負債合計 | 1,070,361 | 1,208,717 |
| 固定負債 | | |
| 社債 | ※2 240,000 | ※2 248,800 |
| 繰延税金負債 | 18,182 | 26,070 |
| 退職給付引当金 | 2,814 | 2,842 |
| その他 | 19,548 | 20,468 |
| 固定負債合計 | 280,546 | 298,181 |
| 負債合計 | 1,350,907 | 1,506,898 |

(単位：百万円)

| | 前事業年度 (平成26年3月31日) | 当事業年度 (平成27年3月31日) |
|--------------|-----------------------|-----------------------|
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 2,254,972 | 2,255,404 |
| 資本剰余金 | | |
| 資本準備金 | 1,194,864 | 1,195,296 |
| その他資本剰余金 | - | 66 |
| 資本剰余金合計 | 1,194,864 | 1,195,363 |
| 利益剰余金 | | |
| 利益準備金 | 4,350 | 4,350 |
| その他利益剰余金 | 1,415,516 | 1,589,574 |
| 繰越利益剰余金 | 1,415,516 | 1,589,574 |
| 利益剰余金合計 | 1,419,866 | 1,593,924 |
| 自己株式 | △3,233 | △3,011 |
| 株主資本合計 | 4,866,470 | 5,041,680 |
| 評価・換算差額等 | | |
| その他有価証券評価差額金 | 30,766 | 50,704 |
| 評価・換算差額等合計 | 30,766 | 50,704 |
| 新株予約権 | 3,179 | 3,820 |
| 純資産合計 | 4,900,417 | 5,096,205 |
| 負債純資産合計 | 6,251,324 | 6,603,104 |

②【損益計算書】

(単位：百万円)

| | 前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日) | 当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日) |
|--------------|--|--|
| 営業収益 | | |
| 関係会社受取配当金 | 285,129 | 344,668 |
| 関係会社受入手数料 | 31,756 | 33,109 |
| 営業収益合計 | 316,886 | 377,777 |
| 営業費用 | | |
| 販売費及び一般管理費 | *2 22,591 | *2 26,854 |
| 営業費用合計 | 22,591 | 26,854 |
| 営業利益 | 294,294 | 350,922 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息及び配当金 | 2,172 | 2,777 |
| 貸付金利息 | - | 799 |
| 受入手数料 | 10,155 | 5,669 |
| その他 | 199 | 832 |
| 営業外収益合計 | 12,527 | 10,078 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 3,290 | 1,722 |
| 短期社債利息 | 1,161 | 796 |
| 社債利息 | 10,155 | 6,418 |
| その他 | 3,182 | 2,625 |
| 営業外費用合計 | 17,790 | 11,562 |
| 経常利益 | 289,031 | 349,438 |
| 特別利益 | | |
| 関係会社株式処分益 | - | 67 |
| その他 | - | 4 |
| 特別利益合計 | - | 71 |
| 特別損失 | | |
| 本社移転費用 | 2,203 | 66 |
| その他 | 338 | 0 |
| 特別損失合計 | 2,541 | 67 |
| 税引前当期純利益 | 286,489 | 349,442 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 288 | 325 |
| 法人税等調整額 | 339 | 116 |
| 法人税等合計 | 627 | 441 |
| 当期純利益 | 285,861 | 349,001 |

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

（単位：百万円）

| | 株主資本 | | | | | | | | |
|---------------------|-----------|-----------|----------|-----------|-------|---------------------|-----------|---------|-----------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利益剰余金 | | | 自己株式 | 株主資本合計 |
| | | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | 利益準備金 | その他利益剰余金 繰越利益剰余金 | 利益剰余金合計 | | |
| 当期首残高 | 2,254,972 | 1,194,864 | - | 1,194,864 | 4,350 | 1,318,948 | 1,323,298 | △4,295 | 4,768,840 |
| 当期変動額 | | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | △152,265 | △152,265 | | △152,265 |
| 当期純利益 | | | | | | 285,861 | 285,861 | | 285,861 |
| 自己株式の取得 | | | | | | | | △37,013 | △37,013 |
| 自己株式の処分 | | | | | | △31 | △31 | 1,077 | 1,046 |
| 自己株式の消却 | | | | | | △36,997 | △36,997 | 36,997 | - |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | | | | | | | | | |
| 当期変動額合計 | - | - | - | - | - | 96,567 | 96,567 | 1,062 | 97,629 |
| 当期末残高 | 2,254,972 | 1,194,864 | - | 1,194,864 | 4,350 | 1,415,516 | 1,419,866 | △3,233 | 4,866,470 |

| | 評価・換算差額等 | 新株予約権 | 純資産合計 |
|---------------------|--------------|-------|-----------|
| | その他有価証券評価差額金 | | |
| 当期首残高 | 17,395 | 2,687 | 4,788,923 |
| 当期変動額 | | | |
| 剰余金の配当 | | | △152,265 |
| 当期純利益 | | | 285,861 |
| 自己株式の取得 | | | △37,013 |
| 自己株式の処分 | | | 1,046 |
| 自己株式の消却 | | | - |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 13,371 | 492 | 13,863 |
| 当期変動額合計 | 13,371 | 492 | 111,493 |
| 当期末残高 | 30,766 | 3,179 | 4,900,417 |

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

（単位：百万円）

| | 株主資本 | | | | | | | | 自己株式 | 株主資本 合計 |
|-------------------------|-----------|-----------|--------------|-------------|-------|-----------------------------|-------------|-------------|-----------|------------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利益剰余金 | | | 利益剰余 金合計 | | |
| | | 資本準備金 | その他資本 剰余金 | 資本剰余金 合計 | 利益準備金 | その他利 益剰余金 繰越利益 剰余金 | 利益剰余 金合計 | | | |
| 当期首残高 | 2,254,972 | 1,194,864 | - | 1,194,864 | 4,350 | 1,415,516 | 1,419,866 | △3,233 | 4,866,470 | |
| 会計方針の変更による累積 的影響額 | | | | | | 1,193 | 1,193 | | 1,193 | |
| 会計方針の変更を反映した 当期首残高 | 2,254,972 | 1,194,864 | - | 1,194,864 | 4,350 | 1,416,709 | 1,421,059 | △3,233 | 4,867,663 | |
| 当期変動額 | | | | | | | | | | |
| 新株の発行 | 431 | 431 | | 431 | | | | | 863 | |
| 剰余金の配当 | | | | | | △176,136 | △176,136 | | △176,136 | |
| 当期純利益 | | | | | | 349,001 | 349,001 | | 349,001 | |
| 自己株式の取得 | | | | | | | | △12 | △12 | |
| 自己株式の処分 | | | 66 | 66 | | | | 234 | 300 | |
| 株主資本以外の項目の当期 変動額（純額） | | | | | | | | | | |
| 当期変動額合計 | 431 | 431 | 66 | 498 | - | 172,864 | 172,864 | 222 | 174,016 | |
| 当期末残高 | 2,255,404 | 1,195,296 | 66 | 1,195,363 | 4,350 | 1,589,574 | 1,593,924 | △3,011 | 5,041,680 | |

| | 評価・換 算差額等 その他有 価証券評 価差額金 | 新株予約権 | 純資産合計 |
|-------------------------|--------------------------------------|-------|-----------|
| 当期首残高 | 30,766 | 3,179 | 4,900,417 |
| 会計方針の変更による累積 的影響額 | | | 1,193 |
| 会計方針の変更を反映した 当期首残高 | 30,766 | 3,179 | 4,901,610 |
| 当期変動額 | | | |
| 新株の発行 | | | 863 |
| 剰余金の配当 | | | △176,136 |
| 当期純利益 | | | 349,001 |
| 自己株式の取得 | | | △12 |
| 自己株式の処分 | | | 300 |
| 株主資本以外の項目の当期 変動額（純額） | 19,938 | 640 | 20,578 |
| 当期変動額合計 | 19,938 | 640 | 194,595 |
| 当期末残高 | 50,704 | 3,820 | 5,096,205 |

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券（国内株式を除く）については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額を除き、全部純資産直入法により処理しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

有形固定資産は、定率法（ただし、建物については定額法）を採用しております。

なお、耐用年数は次のとおりであります。

建物 : 6年～50年

器具及び備品 : 2年～15年

(2) 無形固定資産

商標権については、定額法を採用し、10年で償却しております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。

3. 繰延資産の処理方法

社債発行費は、発生時に全額費用として処理しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、各発生年度における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数（10年）による定額法に基づき按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

5. ヘッジ会計の方法

外貨建その他有価証券の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について取得原価と同額の外貨建金銭債務が存在していること等を条件に時価ヘッジを適用しております。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結財務諸表における会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

(「退職給付に関する会計基準」等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下、「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下、「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を退職給付の平均支払見込期間等に基づく割引率から退職給付の支払見込期間ごとに設定された複数の割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の前払年金費用が1,087百万円増加し、退職給付引当金が767百万円減少し、利益剰余金が1,193百万円増加しております。また、当事業年度の経常利益及び税引前当期純利益がそれぞれ184百万円減少しております。

(貸借対照表関係)

※1. 担保に供している資産は、次のとおりであります。

| | 前事業年度 (平成26年3月31日) | 当事業年度 (平成27年3月31日) |
|------------|-----------------------|-----------------------|
| 担保に供している資産 | | |
| 投資その他の資産 | 20,349百万円 | 20,360百万円 |

※2. 社債は、劣後特約付社債であります。

3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

| | 前事業年度 (平成26年3月31日) | 当事業年度 (平成27年3月31日) |
|--------|-----------------------|-----------------------|
| 短期金銭債権 | 17,269百万円 | 12,729百万円 |
| 長期金銭債権 | 3,003百万円 | 153,583百万円 |
| 短期金銭債務 | 563,288百万円 | 701,963百万円 |
| 長期金銭債務 | 259,215百万円 | 118,927百万円 |

4. 偶発債務

(1) 当社の子会社である株式会社みずほ銀行発行の米ドル建てシニア債に対し保証を行っておりますが、その金額は次のとおりであります。

| | 前事業年度 (平成26年3月31日) | 当事業年度 (平成27年3月31日) |
|--|-----------------------|-----------------------|
| | 566,527百万円 | 1,630,543百万円 |

(2) 当社の子会社であるMizuho Financial Group(Cayman)2 Limited及びMizuho Financial Group (Cayman)3 Limited発行の劣後特約付社債に対し劣後特約付保証を行っておりますが、その金額は次のとおりであります。

| | 前事業年度 (平成26年3月31日) | 当事業年度 (平成27年3月31日) |
|---|-----------------------|-----------------------|
| Mizuho Financial Group (Cayman) Limited | 158,480百万円 | -百万円 |
| Mizuho Financial Group (Cayman)2 Limited | 155,636百万円 | 181,860百万円 |
| Mizuho Financial Group (Cayman)3 Limited | 154,455百万円 | 180,493百万円 |

(3) 当社の子会社である株式会社みずほ銀行のドイツ国内の預金に対し、ドイツ預金保険機構規約に基づき、ドイツ銀行協会宛に補償する念書を差入れておりますが、その金額は次のとおりであります。

| | 前事業年度 (平成26年3月31日) | 当事業年度 (平成27年3月31日) |
|--|-----------------------|-----------------------|
| | 40,411百万円 | 37,744百万円 |

(4) 当社の子会社であるみずほ証券株式会社、Mizuho International plc及びMizuho Securities USA Inc.の共同ユーロ・メディアムターム・ノート・プログラムに関し、当社は、子会社である株式会社みずほ銀行と連帯してキープウェル契約を各社と締結しております。なお、本プログラムにおいて、当社がキープウェル契約を締結している社債発行残高は次のとおりであります。

| | 前事業年度 (平成26年3月31日) | 当事業年度 (平成27年3月31日) |
|--|-----------------------|-----------------------|
| | 654,638百万円 | 746,059百万円 |

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引高

| | 前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日) | 当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日) |
|------------|--|--|
| 営業取引 | | |
| 営業収益 | 316,886百万円 | 377,777百万円 |
| 営業費用 | 4,415百万円 | 5,035百万円 |
| 営業取引以外の取引高 | 23,851百万円 | 15,469百万円 |

※2. 販売費及び一般管理費のうち、主要なものは次のとおりであります。なお、全額が一般管理費に属するものであります。

| | 前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日) | 当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日) |
|-----------|--|--|
| 給料・手当 | 5,989百万円 | 7,248百万円 |
| 業務委託費 | 4,415百万円 | 4,410百万円 |
| 監査報酬 | 2,733百万円 | 2,818百万円 |
| 土地建物機械賃借料 | 2,415百万円 | 2,818百万円 |
| 退職給付費用 | 2,242百万円 | 2,583百万円 |
| 減価償却費 | 1,181百万円 | 2,080百万円 |

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

前事業年度(平成26年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式で市場価格のあるものはありません。

当事業年度(平成27年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式で市場価格のあるものはありません。

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額

(単位：百万円)

| | 前事業年度 (平成26年3月31日) | 当事業年度 (平成27年3月31日) |
|--------|-----------------------|-----------------------|
| 子会社株式 | 6,019,437 | 6,019,432 |
| 関連会社株式 | 3,996 | 3,996 |

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| | 前事業年度 (平成26年3月31日) | 当事業年度 (平成27年3月31日) |
|-----------------|-----------------------|-----------------------|
| 繰延税金資産 | | |
| 関係会社株式 | 1,250,014百万円 | 1,128,161百万円 |
| 繰越欠損金 | 309,462 | 281,403 |
| その他 | 1,453 | 1,602 |
| 繰延税金資産小計 | 1,560,930 | 1,411,167 |
| 評価性引当額 | △1,559,808 | △1,410,140 |
| 繰延税金資産合計 | 1,122 | 1,027 |
| 繰延税金負債 | | |
| その他有価証券評価差額 | △17,037 | △24,147 |
| 前払年金費用 | △2,267 | △2,950 |
| 繰延税金負債合計 | △19,304 | △27,097 |
| 繰延税金資産(△は負債)の純額 | △18,182百万円 | △26,070百万円 |

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

| | 前事業年度 (平成26年3月31日) | 当事業年度 (平成27年3月31日) |
|----------------------|-----------------------|-----------------------|
| 法定実効税率 | 38.01% | 35.64% |
| (調整) | | |
| 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 | △37.68 | △35.06 |
| 評価性引当額の増減 | △0.17 | △0.55 |
| その他 | 0.06 | 0.10 |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 0.22% | 0.13% |

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げが行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.64%から、平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については33.06%に、平成28年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については32.26%となります。この税率変更により、繰延税金負債は2,731百万円減少し、その他有価証券評価差額金は2,530百万円増加し、法人税等調整額は201百万円減少しております。

④【附属明細表】

当事業年度 (自 平成26年 4月 1日
至 平成27年 3月31日)

【有形固定資産等明細表】

| 区分 | 資産の種類 | 当期首残高 (百万円) | 当期増加額 (百万円) | 当期減少額 (百万円) | 当期償却額 (百万円) | 当期末残高 (百万円) | 減価償却 累計額 (百万円) |
|------------|--------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------------|
| 有形固 定資産 | 建物 | 5,951 | 121 | - | 343 | 5,729 | 456 |
| | 器具及び備品 | 1,644 | 193 | 1 | 562 | 1,273 | 2,214 |
| | 土地 | - | 159,342 | - | - | 159,342 | - |
| | 建設仮勘定 | 59 | 229 | 253 | - | 35 | - |
| | 計 | 7,655 | 159,886 | 255 | 906 | 166,381 | 2,670 |
| 無形固 定資産 | 商標権 | 1 | - | - | 0 | 1 | 0 |
| | ソフトウェア | 3,784 | 486 | - | 1,174 | 3,096 | 2,712 |
| | その他 | 278 | 1,221 | 328 | 0 | 1,170 | 0 |
| | 計 | 4,064 | 1,707 | 328 | 1,174 | 4,269 | 2,712 |

【引当金明細表】

| 科目 | 当期首残高 (百万円) | 当期増加額 (百万円) | 当期減少額 (百万円) | 当期末残高 (百万円) |
|-------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 賞与引当金 | 272 | 291 | 272 | 291 |

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当ありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

| | |
|----------------|---|
| 事業年度 | 4月1日から3月31日まで |
| 定時株主総会 | 6月中 |
| 基準日 | 3月31日 |
| 剰余金の配当の基準日 | 9月30日 3月31日 |
| 1単元の株式数 (注) 1. | 100株 |
| 単元未満株式の買取り・買増 | |
| 取扱場所 | (特別口座) 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部 |
| 株主名簿管理人 | (特別口座) 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 |
| 取次所 (注) 2. | — |
| 買取・買増手数料 | 次に定める算式により1単元当たりの手数料金額を算定(円位未満の端数が生じた場合には切り捨てた金額)し、これを買取った単元未満株式の数または譲渡した単元未満株式の数で按分した金額(円位未満の端数が生じた場合には切り捨てた金額) (1) 1単元当たり買取価格または買増価格 10万円以下の場合 当該金額の1.15% (250円に満たない場合には250円とする。) (2) 1単元当たり買取価格または買増価格 10万円超の場合 当該金額の0.90%+250円 |
| 公告掲載方法 | 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 なお、電子公告は当社のウェブサイトに掲載し、そのアドレスは次のとおりです。 http://www.mizuho-fg.co.jp/ |
| 株主に対する特典 | ありません |

(注) 1. 当社定款の定めにより、当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利(ただし、1単元の株式の権利としても行使することができないものを除く。)以外の権利を行使することができません。

(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(4) 株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を当会社に対し売り渡すことを請求する権利

2. ただし、非上場の優先株式に関する取次所は、以下のとおりとしております。

みずほ信託銀行株式会社 全国各支店

みずほ証券株式会社 本店、全国各支店および営業所

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- | | |
|---|--------------------------|
| (1) 発行登録書及びその添付書類 | 平成26年6月10日 関東財務局長に提出。 |
| 実質破綻時免除特約および劣後特約付社債の募集を対象とする発行登録書 | |
| (2) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書 | 平成26年6月25日 関東財務局長に提出。 |
| 事業年度（第12期）（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日） | |
| (3) 内部統制報告書及びその添付書類 | 平成26年6月25日 関東財務局長に提出。 |
| (4) 訂正発行登録書 | 平成26年6月25日 関東財務局長に提出。 |
| 平成26年6月10日提出上記（1）の発行登録書に係る訂正発行登録書であります。 | |
| (5) 臨時報告書 | 平成26年6月27日 関東財務局長に提出。 |
| 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議案ごとの議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。 | |
| (6) 訂正発行登録書 | 平成26年6月27日 関東財務局長に提出。 |
| 平成26年6月10日提出上記（1）の発行登録書に係る訂正発行登録書であります。 | |
| (7) 発行登録追補書類及びその添付書類 | 平成26年7月9日 関東財務局長に提出。 |
| 平成26年6月10日提出上記（1）の発行登録書に係る発行登録追補書類であります。 | |
| (8) 四半期報告書及び確認書 | 平成26年8月14日 関東財務局長に提出。 |
| 第13期 第1四半期（自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日） | |
| (9) 訂正発行登録書 | 平成26年8月14日 関東財務局長に提出。 |
| 平成26年6月10日提出上記（1）の発行登録書に係る訂正発行登録書であります。 | |
| (10) 有価証券報告書の訂正報告書及び確認書 | 平成26年9月10日 関東財務局長に提出。 |
| 平成25年6月26日提出第11期有価証券報告書に係る訂正報告書及びその確認書であります。 | |
| (11) 四半期報告書の訂正報告書及び確認書 | 平成26年9月10日 関東財務局長に提出。 |
| 平成25年11月28日提出第12期第2四半期報告書及び平成26年3月13日提出同四半期報告書の訂正報告書に係る訂正報告書及びその確認書であります。 | |

- (12) 有価証券報告書の訂正報告書及び確認書
平成26年6月25日提出上記(2)の有価証券報告書に係る訂正報告書及びその確認書であります。
平成26年9月10日
関東財務局長に提出。
- (13) 訂正発行登録書
平成26年6月10日提出上記(1)の発行登録書に係る訂正発行登録書であります。
平成26年9月10日
関東財務局長に提出。
- (14) 有価証券届出書及びその添付書類
新株予約権証券のその他の者に対する割当に係る有価証券届出書
平成26年11月14日
関東財務局長に提出。
- (15) 四半期報告書及び確認書
第13期 第2四半期 (自 平成26年7月1日 至 平成26年9月30日)
平成26年11月27日
関東財務局長に提出。
- (16) 訂正発行登録書
平成26年6月10日提出上記(1)の発行登録書に係る訂正発行登録書であります。
平成26年11月27日
関東財務局長に提出。
- (17) 有価証券届出書の訂正届出書
平成26年11月14日提出上記(14)の有価証券届出書の訂正届出書であります。
平成26年11月27日
関東財務局長に提出。
- (18) 有価証券届出書の訂正届出書
平成26年11月14日提出上記(14)の有価証券届出書の訂正届出書であります。
平成26年12月1日
関東財務局長に提出。
- (19) 発行登録追補書類及びその添付書類
平成26年6月10日提出上記(1)の発行登録書に係る発行登録追補書類であります。
平成26年12月12日
関東財務局長に提出。
- (20) 四半期報告書及び確認書
第13期 第3四半期 (自 平成26年10月1日 至 平成26年12月31日)
平成27年2月13日
関東財務局長に提出。
- (21) 訂正発行登録書
平成26年6月10日提出上記(1)の発行登録書に係る訂正発行登録書であります。
平成27年2月13日
関東財務局長に提出。
- (22) 臨時報告書
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号(代表執行役の異動)に基づく臨時報告書であります。
平成27年3月17日
関東財務局長に提出。
- (23) 訂正発行登録書
平成26年6月10日提出上記(1)の発行登録書に係る訂正発行登録書であります。
平成27年3月17日
関東財務局長に提出。
- (24) 発行登録追補書類及びその添付書類
平成26年6月10日提出上記(1)の発行登録書に係る発行登録追補書類であります。
平成27年6月12日
関東財務局長に提出。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成27年6月22日

株式会社 みずほフィナンシャルグループ

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 江見 睦生

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 永野 隆一

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 西田 裕志

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 林 慎一

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社みずほフィナンシャルグループの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社みずほフィナンシャルグループ及び連結子会社の平成27年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社みずほフィナンシャルグループの平成27年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社みずほフィナンシャルグループが平成27年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は「独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書」の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成27年6月22日

株式会社 みずほフィナンシャルグループ

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 江見 睦生

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 永野 隆一

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 西田 裕志

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 林 慎一

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社みずほフィナンシャルグループの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第13期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社みずほフィナンシャルグループの平成27年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は「独立監査人の監査報告書」の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

【表紙】

| | |
|----------------|----------------------------------|
| 【提出書類】 | 内部統制報告書 |
| 【根拠条文】 | 金融商品取引法第24条の4の4第1項 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成27年6月24日 |
| 【会社名】 | 株式会社みずほフィナンシャルグループ |
| 【英訳名】 | Mizuho Financial Group, Inc. |
| 【代表者の役職氏名】 | 執行役社長 佐藤 康博 |
| 【最高財務責任者の役職氏名】 | 執行役常務 真保 順一 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都千代田区大手町一丁目5番5号 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

執行役社長佐藤康博及び執行役常務真保順一は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用している。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものである。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全に防止又は発見することができない可能性がある。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成27年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠した。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定している。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行った。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社並びに連結子会社及び持分法適用会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定した。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社並びに連結子会社及び持分法適用関連会社のうち14社（株式会社みずほ銀行の一部海外支店を除く）を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定した。なお、連結子会社138社及び持分法適用関連会社20社、株式会社みずほ銀行の一部海外支店については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めていない。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、連結財務諸表における総資産及び経常収益（いずれも連結会社間取引消去前）の概ね3分の2を占める4事業拠点を「重要な事業拠点」とした。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として、銀行業においては、預金、貸出金、有価証券及びこれらに直接的に関連する損益科目に至る業務プロセスを評価の対象とした。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加している。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断した。

4 【付記事項】

該当事項なし

5 【特記事項】

該当事項なし

【表紙】

| | |
|----------------|----------------------------------|
| 【提出書類】 | 確認書 |
| 【根拠条文】 | 金融商品取引法第24条の4の2第1項 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成27年6月24日 |
| 【会社名】 | 株式会社みずほフィナンシャルグループ |
| 【英訳名】 | Mizuho Financial Group, Inc. |
| 【代表者の役職氏名】 | 執行役社長 佐藤 康博 |
| 【最高財務責任者の役職氏名】 | 執行役常務 真保 順一 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都千代田区大手町一丁目5番5号 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社執行役社長佐藤康博及び執行役常務真保順一は、当社の第13期（自平成26年4月1日至平成27年3月31日）の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2 【特記事項】

有価証券報告書提出に当たり、当社はディスクロージャー委員会を開催し、同報告書が適正に記載されていることを確認しました。